

社会思想史学会年報

# 社会思想史研究

NO.16 1992

シンポジウム：社会民主主義思想——過去と現在



北樹出版

社会思想史学会年報

# 社会思想史研究

No. 16 1992

シンポジウム：社会民主主義思想—過去と現在—

## 社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもっているものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史研究者たちは、既成の各学問分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究してきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえって有利であったと考えられますし、今後もこの接近方法を持続すべきであると考えられます。

しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場が与えられるならば、さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想史の関心をおもちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

## 目次

## 第十六回大会記録

## 「シンポジウム」 社会民主主義思想——過去と現在——

新しい社会民主主義——ドイツ社会民主主義の二一世紀に向けた展開	住沢博紀	五
社会民主主義と市場——社会民主主義の最近の経済政策ヴィジョン	長岡延孝	一八
レギュラシオン・アプローチとマルクス主義	若森章孝	三〇
イギリス社会民主主義の現在	名古忠行	四一
全体討論		五三

## 「自由論題」

1 オットー・バウアーとオーストロ・マルクス主義	上条 勇	七四
2 一九世紀末オーストリアの哲学的価値論	直江清隆	七九
3 ローレンツ・シュタインの社会主義観	柴田隆行	八四
4 批判的社会理論の規範的基盤づけの問題について	辰巳伸知	八六
——ハーバーマスとマルクレーゼ——		
特別講演	高橋哲夫	九六

## 「インフォーマル・セッション」

ヒュームとスミス	伊藤宏之	九六
初期社会主義	石塚正英	九八
マルクス主義の展開	伊藤成彦	一〇〇
女性論——エンゲルス「家族・私有財産・国家の起原をめぐって」	水田珠枝	一〇一

フランクフルト学派—ポストモダン論とモダン論のはざまに……………清水多吉……………一〇三

公募論文

「帰農農本主義」の歴史的意思……………岩崎正弥……………一〇三

リオタールとハーバーマス——近代理性批判と二つの視座……………浜田 正……………一二五

カントにおける意欲と当為——目的の国へ、目的の国から……………藤本一司……………一三六

学会動向・研究展望

ローザ・ルクセンブルク東京国際シンポジウム……………松岡利道……………一三六

ローザ・ルクセンブルクと現代世界……………高橋眞司……………一四四

第八回啓蒙に関する国際会議……………石塚省二……………一四六

ポーランドの学会動向……………

——ポスト・コミュニズムにおける社会調査の指し示すもの……………谷嶋喬四郎……………一五五

書 評

「研究余滴」社会思想史「学」の課題……………

石塚正英著「社会思想の脱—構築—ヴァイトリンク研究」、石塚正英著「フェティシズムの思想圏」、植村邦彦（二六六） 高哲男著「ヴェブレン研究——進化論的経済学の世界——」、奥木巧（二六六） 伊藤成彦著「ローザ・ルクセンブルクの世界」・上条勇（二七三） 田中秀夫著「スコットランド啓蒙思想史研究——文明社会と国制——」、坂本達哉（二七六） 野沢敏治著「社会形成と諸国民の富——スミス経済学研究——」、鈴木信夫（二八〇） 高橋眞司著「ホッブズ哲学と近代日本」・山下重一（二八三）

資料紹介

日本大学所蔵のコレクションおよび希釈書……………塚本隆夫……………一八六

---

目 次

---

会員の消息と著書 (一九三)

公募論文執筆・送付要領 (一九四)

編集後記 (一九五)

(表紙写真)

アウグスト・ペーベル (一八四)～(一九三)  
ドイツ社会民主党の理論的指導者の一人

## シンポジウム

## 社会民主主義思想——過去と現在

〔報告〕 住沢博紀 長岡延孝  
若森章孝 名古忠行  
〔司会〕 伊藤成彦 安川悦子  
保住敏彦

〈1991年10月6日 福島大学〉

## 新しい社会民主主義

——ドイツ社会民主主義の二一世紀に向けた展開

住沢博紀

## 一 はじめに——三段階区分と三つの方法的視点——

本報告は、主にドイツ社会民主主義を一九七〇年代末／八〇年代前半の危機と転換期の時代において把握しようとするものである。特に、福祉国家の危機論（J・シュトラッサー）「社会国家の限界？」（一九七九年）、社会民主主義の世紀の終焉論（D・ダールンドルフ）「危機が与えるチャンス」（一九八三年）、労働社会の危機・再編論（C・オッフエ）「労働社会」（一九八四年）、J・フーパー）「労働の二つの顔」（一九八四年）、エコロジー新綱領論（O・ラフォンテーヌ）「国境を超える社会民主主義」（一九八八年／邦訳一九八九年）、E・エプラー）「新しい多数派のための立脚点」（一九九一年）、などで言及されている論点に大きな示唆を受けている。しかしこうした論点はドイツ社会民主党に限定されず、イギリス労働党やスウェーデン社会民主労働党などが現在抱える問題とも共通性があり、この意味では西欧社会民主主義全般に妥当する「新しい社会民主主義」論として提起することも可能である。

他方で、本報告は社会思想史学会の共通したテーマである、「社会民主主義思想—過去と現在」のドイツに関する報告となっている。したがって、新しい社会民主主義論ではなく、ドイツ社会民主主義を歴史的・思想的にも把握する義務を負っている。このため本報告では、やや図式的ではあるが、ドイツ社会民主主義を、

- (1) 伝統的的社会民主主義（運動期の社会民主主義）
- (2) 民主主義的的社会主義（制度化された社会民主主義）
- (3) 新しい社会民主主義（転換期の社会民主主義）

という三つの発展段階に区分して論述する。ベルンシュタインを現代流にもじっていえば、「社会民主主義とは、自由・公正・連帯という基本価値の実現を追求する永続的な開かれた運動」ということになる。しかしこの三段階論の(2)に示されるように、本報告においては体制としての社会民主主義を設定している。それこそが現在の社会民主主義を論じる出発点をなすものであり、また「新しい社会民主主義」の運動や思想を論じるためにも、体制としての社会民主主義の危機こそがその前提を形成するのである。したがって、社会主義論や民主主義的社會主義論といった、理論史的・思想的アプローチのみでは決定的な限界があるのであり、政策論的な接近も含めて考察されなければならない。

このように政策内容を含み、更に一九八九/九一年の歴史的な転換期も視野に入れて、社会民主主義の過去と現在を論じようとするなら、以下の論点が不可欠であるように思われる。

- (a) 八九年に採択された二つの綱領的文書、つまりドイツ社会民主党の「ベルリン綱領」と社会主義インターの「ストックホルム宣言」の意義を歴史的、綱領史的に位置づけること。
- (b) 八九年東欧革命、九一年ソ連共産党解党という事態を踏まえ、民主主義的社會主義の過去と現在のイデオロギー的役割を再検討すること。
- (c) 国民国家の変容、労働中心の社会理論のパラダイム転換、伝統的労働運動の終焉と新しい社会運動の台頭など、従来の社会民主主義の制度的・理論的・組織論的枠組みがこの間、大きく変動したことを視野に入れること。
- (d) 「フォード主義的蓄積様式論」、「ケインズ主義的福祉国家論」、「ネオ・コーポラティズム論」、「脱工業社会論」、「社会民主主義の世紀論」などのアプローチによる、社会民主主義のヘゲモニー危機／終焉論というテーゼに対して、その妥当性を検討すること。ここでは社会民主主義論と同時に、社会民主党の政策提起の力能も検証されることになる。

この四つの論点を前提とする場合、第一に、現在なおも社会民主主義を語ろうとするなら、それは決定的に新しい段階の、つまり「新しい民主主義」について語らねばならない、という本報告の中心テーゼが導き出される。第二に、それではこの「新しい社会民主主義」と、それ以前の「伝統的な」社会民主主義とはどのような関係にあるかということが問われることになる。別の表現をすると、社会民主主義の連続性は何によって保障さ

れているのか、伝統的な社会民主主義と右に述べた体制化された社会民主主義は同じであるのか、などの問いが提出されることになる。これらは結局、社会民主主義とは何かという問いである。

最も単純な答えは、ドイツ社会民主主義の連続性はドイツ社会民主党によって体现されている、という解答である。ここでは党の歴史や綱領史によって社会民主主義が論じられることになる。しかし同じ意味で、さまざまな潮流をもつたドイツ労働運動によっても体现されている、と主張することも可能であり、社会民主主義史は党史と同じでないことがわかる。次に、T・マイヤーが行ったような民主主義的社会主義論によって規定することが考えられる。これは現在の社会民主党公認の見解ではあるが、多様な、歴史的に形成された社会民主主義を、現在の路線によつて規定するという側面がある。たとえば革命路線と改革路線という、民主主義的社会主義もその一つである社会主義論からのアプローチを採る場合、旧東欧社会主義と西欧社会主義の両陣営とも、それぞれの路線の一貫性を主張する傾向にあった。共産党の史家たちにとつて、ドイツ社会民主党は少なくとも修正主義論争、あるいは一九〇五年のマツセン・スト論争以後、一貫して改良主義の道を行んだのであり、他方社会民主党系の史家たちも、自由・公正・連帯という現在の社会民主党の基本価値や改良主義を党の一貫した歩みの中に位置づけようとする(H・グレーベントク、S・ミュラー、E・マティアス、T・マイヤー)。ここでは、東西冷戦の時代の対立図式を過去に投

影することによつて、社会民主主義を定義することになる。

このように一つのアプローチからの考察は、問題を限定してしまつたり、イデオロギー的な主張に陥ることにもなる。思想的に社会民主主義を把握しようとする場合、先に述べた三段階のうち、しばしば(1)運動期の段階の修正主義論争が重視され、他方、体制論として論議される場合には、(2)体制化の段階の(テインズ主義的)福祉国家論が中心テーマとなる。結局、研究者が何を研究テーマとして設定しているかによつて異なることになる。社会民主主義に関する文献をみれば、思想史的方法(マルクス主義の影響、革命/改良主義、修正主義論争、民主主義的社会主義論など)、国際社会主義運動(第二インターと第三インター、西欧/中欧/南欧/東欧社会主義)、労働政治学的接近(産業民主制、ネオ・コーポラティズム、資本主義民主主義論)、社会史的方法(下層貧民/賃労働者/被雇用者、福祉国家の社会史)、社会構造論(組織された資本主義、フォード主義的蓄積様式、福祉国家論)などのさまざまなアプローチに立脚して論じられていることがわかる。

もちろんこうしたアプローチの全部を採用する必要はないし、不可能でもある。しかし「社会民主主義(思想)の過去と現在」を論じる場合、少なくとも次の三つの方法的視点を組み込むことが不可欠であると思われる。

(I) 社会運動としての社会民主主義的労働運動(社会史/社会運動論アプローチ)

(II) 革命/改良パラダイム・基本価値・新しいテーマへ(思想史/理論論争史/社会主義論アプローチ)

(Ⅲ) 社会・経済・政治システムの変動(労働政治学/政治体制論/蓄積様式論などのアプローチ)

(Ⅰ)の社会運動論的アプローチは、先にのべた三段階区分のうち、運動期の社会民主主義を分析するのに適しており、しかも現在まで継続される、いわば元型としての伝統的社會民主主義の基盤にもなっている。(Ⅱ)と(Ⅲ)のアプローチは、第二段階の西側福祉国家に制度化された社会民主主義が、理論として民主主義的社會主義に立脚したことをよく説明しうる。さらに「新しい社会民主主義」は、(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の総合的な視点にたつて初めて、その歴史的意義と転換期のもつ意味が十全に理解されうるのである。

社会民主主義の過去と現在を三段階に区分し、三つの方法的視点により分析することは、報告者の理論的関心にも拠っているが、同時に現実の展開そのものがこうした方法を要請していると思われる。この三段階論の仮説は、結果としてドイツ社会民主主義を歴史的に三つの時代に区分するものであるが、どのアプローチも同じ時代区分を要請すると主張するものではない。したがって、たとえば綱領論争的アプローチと社会体制論的アプローチによる時代区分にズレが生じることは想定できるのであり、むしろこうしたズレの存在こそ、その時代のドイツ社会民主主義のかかえた問題をより明確に抉り出すための視点を提供するのである。またこうした多様なアプローチによる三段階論は、ドイツ・イギリス・スウェーデン、オーストリアなどの社会民主主義の比較をも可能にしているが、それも厳密にはヨ

ーロッパ社会民主主義の枠組みに限られたものであり、社会主義インターのレベルでの社会民主主義を包括的に論じるものではない。

またドイツ社会民主主義は、第一次世界大戦と党の分裂、ナチ支配期の断絶と戦後の再建、九〇年東西ドイツ統一による西ドイツ社会民主党と再建された東ドイツ社会民主党の統一など、多くの断絶や転換や新生を体験している。しかし本報告の三段階論は、こうした断絶や転換を強調するためではなく、逆に連続性を前提とした上で、何が新しい展開であり、何が新しい課題となつていったのか、ということを明確にしようとするものである。ラサールによる「全ドイツ労働者協会」(ADAV)の設立が一八六三年、ベーベルとリープクネヒトらの第一インタール派を中心とする「社会民主労働党」の結成が一八六九年、一八七五年のゴータにおける両派の統一大会からでも、社会民主党(SPD)は既に一一六年の歴史を誇っている。SPDはこの一世紀以上に及ぶ社会民主主義の歴史全体を自らの歴史であり、党の伝統であると自負している。こうした連続性の根拠を検証するためには、(Ⅰ)の労働者階級の社会史や、社会運動としての労働運動論的アプローチが最も適している。

## 二 社会運動としての社会民主主義的労働運動

(社会史/社会運動論的アプローチ)

このアプローチにおいて、ドイツ社会民主主義の三段階区分は次のようになる。

- (1) 社会主義労働運動の成立と発展(下層人民から賃労働者へ)
- (2) 社会国家に制度化された労働運動、雇用労働者(労働組合／労働者政党)とリベラル市民層の政治同盟
- (3) 脱労働社会の時代の新しい社会運動↓労働組合における生活領域の再発見と多様なテーマをもつ市民運動との社会的な連合へ(労働組合・生活共同組合・新しい社会運動・女性運動・公民権運動・地域・自立運動など)

ヨーロッパ諸国における社会民主主義の成立は、一九世紀後半における労働運動の成立を離れては考えることができない。通常、一八八九年の第二インター設立から一九一四年の第一次世界大戦勃発までが、ヨーロッパ社会主義労働運動の成立・発展期として描かれるが(労働者政党の成立と大衆的労働組合、社会運動としての労働運動はそれより古く、また社会主義という一般的な規定もできない。ここで社会運動とは、①資本主義的工業化によって旧来の政治形態では解決しえない問題が登場し、②この問題の解決を求めて、未来社会の構想のもとに社会変動を自覚的に追求する大衆行動であり、③この意味で社会運動は近代の所産であると同時に近代を産出するものである。J・ラッシュケ「社会運動」一九八五年)。一八四八年革命前後における「社会問題」が一八六〇年代において「労働者問題」として広く同時代の注目を獲得した時、社会運動としての労働運動が成立したといつてもよい。

国民的統一が遅れたドイツでは、この労働運動の本来的な要求である社会・民主主義は革命的な起源を宿していた。一方に

において、国民国家(Nationalstaat)と民主主義の原理によって、人民(Volk)のための自由な国民国家(Volkstaat)をドイツに実現すること、他方において、そのもとで社会的正義(soziale Gerechtigkeit)の要求によって、資本に対抗する労働の経済的・社会的権利を獲得することであったといえる。したがって、国民的・社会的・民主主義的という要求は初期労働運動において一体のものであり、労働者である下層人民の連帯(Bruderlichkeits)はフォルク概念において具体化されていたのである。社会民主主義とは、革命的たらざるをえない「国民」や「民主主義」の要求を社会問題の解決と結合させる社会・民主主義運動から、社会主義労働運動への転換を意味していた。一八六六年あるいは一八七一年、ビスマルクによるドイツ帝国の成立以後、この国民革命とヨーロッパ革命のポテンシャルは消失したのであり、民主主義のもつ革命のポテンシャルではなく、資本／賃労働の階級闘争理論や資本主義の次の発展段階としての社会主義という理論を受容するに到ったことは、この帰結であった(コーラ・シュテファン『同志よ、われわれは我慢すべきではない』一九七七年参照)。

したがって帝政下の社会民主主義は、民主主義の実現のための政治的権力闘争ではなく、経済的カテゴリーとしての階級闘争の展開として規定できるが、しかし家父長的な資本家支配と官憲国家の抑圧のもとで、社会主義労働運動は社会革命／社会改革の担い手という性格を濃くしていった。この具体的な内容と成果とは、①労働者個人および階級の社会的地位を上昇させ、

②社会・経済・国家のあらゆる可能な領域に社会民主主義を浸透させることであり(地方自治体・社会保険組織・生活協同組合など) ③社会政策・社会立法によって労働条件・生活条件を改善させ、④前資本主義的諸関係を賃労働／資本関係に純化した上で、労働の政治・経済・社会的な権利を勝ち取ってゆくことであった。この社会主義労働運動こそ伝統的社會民主主義と呼びうるものであり、その核心は、社会改革における進歩の担い手というイデオロギー上の特権的な地位を獲得することであり、労働者階級全体の社会的な上昇であった。

客観的にみれば、この過程は資本主義化、民主化、福祉国家へと向かう近代化過程として把握することができるが、社会運動論的アプローチからは、労働者階級の形成史、労働者の国家像、労働者文化の発展、社会政策の社会史、社会的プロテストとしての労働争議史、などにおいてより社会史／社会構造史的に叙述しうる(G・A・リッター『ドイツにおける国家・労働者・労働運動』一九八〇年、F・テンシュテット『貧民から産業労働者へ』一九八三年、J・コッカ『賃労働と階級形成』一九八三年)。

ここでわれわれは、プロレタリアート、フォルク、アルバイターという革命もしくは進歩の担い手の概念の変遷を一方において、貧民から産業労働者と賃労働者へとという現実的な展開を他方においてみることができ、ここで産業労働者とは職業に媒介された実体的な規定であり、賃労働者とは資本／賃労働関係を自覚した階級的規定である。職業上の誇りと階級的自覚の結合こそ、社会改革へと突き進む伝統的な社会民主主義の基盤

であった。この意味では、社会民主主義の歴史とは、革命的であれ改良的であれ、労働者の階級闘争の歴史であった。制度化された社会民主主義において、賃労働者という階級闘争の概念は、より労働法・労使関係上の雇用者という概念にとって代わられたが、近代化された労使関係の枠組みの中での階級闘争が放棄されたわけではない。福祉国家段階においては、それは資本／賃労働によってではなく、使用者／雇用者(Arbeitgeber/Arbeitnehmer)という対立図式によって語られることになるが、経済民主主義や社会政策による雇用者の権利の拡大と生活の向上が、国民的な権利と福祉の拡大として解釈されていくのである。

しかしこうした労働運動の伝統にもとづく社会民主主義の要求と自己評価は、七〇年代末／八〇年代の福祉国家の危機と新保守主義の登場によって、大きな転換を迫られることになる。労働に含まれるさまざまな社会的意味や権利が再検討され、異なる自己了解が求められているのである。またエコロジー運動、女性運動、オルタナティブ運動などの新しい社会運動の台頭、とりわけその労働中心社会への批判とオルタナティブな進歩概念の提起は、今までの進歩の担い手としての労働運動の正統性を動揺させるものとなった。それが、労働／労働運動から、市民／市民運動への転換を示すものであるのかどうかは、明確にはいえない。「新しい社会民主主義」という規定は、この転換期を明確にしようとする試みではあるが、それは伝統的な社会民主主義や制度化された社会民主主義の成果を否定するものでは

なく、その積極的意義を未来に継承しようとするものだからである。

労働運動—正確にいうと制度化された労働組合運動であるが—の側もまた、新しい事態への対応を始めている。生活領域も含む労働者の連帯組織であった自らの起源を再び活性化させるために、八〇年代に入りエコロジー問題や地域問題と取り組んでいる。特に労働時間短縮のため、一九八四年には週三五時間労働を掲げストライキに突入し、部分的な勝利をおさめた。これは協約更新のたびに拡大され、一九九〇年には平均三七・七時間（協約規定）を達成し、一〇〇人以上の事業所では二・三・四％の雇用労働者が三五時間労働をすでに実現している。当初、雇用拡大という大量失業への対策が目的に掲げられたが、現在ではむしろ自由時間の拡大による新しいライフスタイルの創造という点が強調されている。とはいえ価値観の多様化や個人主義への志向がここでも進行し、集団的行動や連帯意識がますます希薄になり、労働組合が一種のサービス機関に変容しつつあることには変わりはない。

しかし、右翼／左翼という伝統的な政治陣営論と並んで、市民プロック／労働者（社会主義）プロックという陣営論が消滅したわけではない。新保守主義以後、イギリスでもスウェーデンでもドイツでも、保守主義の側からこうした上からの階級闘争論が提出されている。スウェーデンのような、福祉国家体制が四〇年以上も続き、労働者が市民化された社会においても、こうした陣営区別は消えていない。これは驚くべきことではある

が、階級関係の存在の事実の上に、福祉国家において階級の廃絶を目指した社会民主主義に対して、新保守主義や資本は階級的差別化を押し進めようとしているのである。就業者の九〇％以上が雇用労働者である西欧社会において、こうした階級的差別化は「三分の二社会」（豊かな社会を享受する多数者とそれから排除される少数者）に行き着く。こうした新保守主義の戦略と新しい型の社会分裂にいかに対応するか、ということが新しい社会民主主義の課題となっている。

### 三 革命／改良パラダイム、基本価値、新しい

テーマ（思想史／理論論争史／社会主義論アプローチ）

(1) 運動期の社会民主主義（革命／改良パラダイムI、社会主義労働運動と伝統的社会民主主義）

(2) 制度化された社会民主主義（革命／改良パラダイムII、民主主義的社会主義）

(3) 転換期の社会民主主義（革命／改良パラダイムの終焉、新しい社会民主主義）

われわれは前節において、アイゼナツハ派とラサール派、国民革命派と社会改革派の対立を孕みつつも、国民解放としてのヨーロッパの民主主義革命と労働者階級のための社会改革の要求が一体となった、社会民主主義の起源に言及した。しかし伝統的社会民主主義とは社会主義労働運動の時代に発展したのであり、その担い手は、一方では不断に帝国議会の議席数を増大させ、また大衆組織政党として発展した社会民主党、他方で少

し遅れて九〇年代から世紀初頭にかけて爆発的に飛躍する労働組合運動であった。またさまざまな協同組合運動や社会保険組織とともに、社会主義労働運動は帝政下における反体制勢力という形態をとりながら体制に統合されていくことになる。

社会主義者法の時代にマルクス主義を受容した社会民主党は、一八九一年のエアフルト綱領において、これを綱領的にも明記することになる。しかしエアフルト綱領において、カウツキーの手になる基本原則部分は、マルクスの階級闘争論と資本蓄積論を下敷きにした社会主義革命論であり、ベルンシュタインが書いた各論部分は民主的・社会的改革の要求であった。これは綱領レベルでみるなら、革命路線と改良路線の二つの路線の存在を意味している。現実の運動レベルで考察すれば、両者は一体のものであり、階級闘争論と資本蓄積の法則論の受容こそ、つまり社会主義労働運動理論こそ、「革命の時代」終焉後のドイツにおいて、社会民主主義が大衆的労働運動として発展するイデオロギーを提供したのであった。しかし世紀末には、この綱領レベルにおいて論争が展開されることになる。ベルンシュタイン、カウツキー、ローザ・ルクセンブルクを中心に展開される修正主義論争を、われわれは革命／改良パラダイムIをめぐる論争と名づける。もともと一九〇五年のマッセスト論争以後、それは単なるパラダイムの問題ではなく現実の運動をめぐる対立でもあった。しかもベルンシュタインは選挙法改革のためのマッセストを肯定し、他方でルクセンブルクの改革と社会革命を結合させる試みなどもあり、革命／改良パラダイムI

は必ずしも明確ではない。むしろ、現在の民主主義的社会主義の視点から（あるいはマルクス・レーニン主義の立場から）このような二つの路線、二つのパラダイム論として整理される、といった方が適切である（H・ハイマン／T・マイヤー編「ベルンシュタインと民主主義的社会主義」一九七八年参照）。

したがって本報告の関心は修正主義論争ではなく、民主主義的社会主義論にある。一九一七年ロシア革命に端を発するヨーロッパ規模での共産党と社会民主党（社会党）への社会主義労働運動の分裂、第二次大戦後の東欧社会主義と西側社会民主主義の対立、この二つの陣営の対立を根拠づける西側の民主主義的社会主義の方が議論の出発となる。これを革命／改良パラダイムIIと名づける。

それを出発点におく理由は、八九年東欧革命以後の社会民主主義の再評価にせよ、八〇年代のサッチャー主義との対決にせよ、現在の「新しい社会民主主義」論にせよ、この民主主義的社会主義を前提にしているからであり、いいかえれば、革命／改良パラダイムIではなく、革命／改良パラダイムIIを問題にしているからである。しかもこの革命／改良パラダイムIIは、その起源がロシア革命にあるとしても、第二次大戦後の、ソ連社会主義や東欧社会主義と対比される意味での、西側社会民主主義を指す。ここで民主主義的社会主義とは、一九五一年の社会主義インター「フランクフルト宣言」と、一九五九年ドイツ社会民主党「バート・ゴデスベルク綱領」の幅において理解できる。

「フランクフルト宣言」は、自らを「民主主義的社会主义」と規定し、「自由のない社会主义は存在しない」という意味では、「自由社会主义」ともいえる。もちろんここではリベラルという意味での自由よりも、抑圧からの解放や自律を意味する *Freiheit* の意味である。政治的民主主義の重要性の強調、民主主義国家による資本主義の規制と改革、価値の多元性(社会主義の根拠付けとしてのマルクス主義、社会科学の諸理論、宗教、ヒューマニズムなどの承認など、明らかにソ連社会主義―共産主義との対比において自らを規定している。この意味では「反共主義」であるが、社会民主主義からすれば、共産党は社会主義の伝統やマルクスの批判精神を歪曲して、「不当にも社会主義を標榜している」ことになる。両者が一致しているのは、共産党独裁・革命陣営と多元主義・改良主義陣営は全く異なるものである、という点である。これが革命/改良パラダイムIIを特色付ける規定である。イギリス労働党主導のもとで作成された「フランクフルト宣言」は、集団的所有の形態は多様でしかも自己目的ではない、としつつも資本主義への計画の導入や国家介入の必然性を、つまり資本主義の私的権力の制限をむしろ強調する。これに対して、民主主義的社会主义を受容した「ゴードスベルク綱領」においては、経済政策では現実主義路線を一步進めて、計画よりも競争の活用の方に重点を置いている。こうした幅を持つ民主主義的社会主义は、五〇年代―七〇年代において西側世界において自由民主主義体制と福祉国家のなかに制度的形態を見出し、今日われわれが社会民主主義を述べる際のモデル

となつてゐる。したがつて革命/改良パラダイムIIにおいては、東欧社会主义と西欧福祉国家の体制比較として論じられることになる。

われわれが民主主義的社会主义を、第二段階の制度化された社会民主主義として位置付けるのもこうした理由からである。しかしそれ以上に重要なことは、一方において八九年の東欧革命以後、このような革命/改良パラダイムIIの歴史的な意味が消滅したこと、他方において、西側世界においても、「新しい社会民主主義」というこれまでの社会主義労働運動とは異なつた地平が登場したことである。逆にいえば、新しい社会民主主義の登場こそ、第二段階を民主主義的社会主义の時代と規定する根拠を与えるのである。もちろんこのことはドイツ社会民主党や社会主義インターが、自らをこれからも民主主義的社会主义と規定することを妨げない。八九年の社会主義インター「ストックホルム宣言」においても、ドイツ社会民主党「ベルリン綱領」においても、こうした規定は継承されている。しかし問題となるのは、こうした継承部分を中心に現在も社会民主主義を考へるのか、それとも転換部分において把握するののかということである。

思想的に民主主義的社会主义を把握しようとする立場からは、革命/改良パラダイムIとIIを貫く、二つの社会主義の道が論議されてきた。しかしこうした議論は、思想的には意味があつても、現実の社会民主主義の発展とはかけ離れたものになる。パラダイムIにおいては、社会主義社会の到達への戦略

の違いであつた。パラダイムII、つまり民主主義的社會主義においては、もはや目的においても二つは異なつたものになつた。さらにドイツ社會民主黨において、七〇年代後半に、青年社會主義者ら党内左派に対して改革路線の正当性を主張するために、H・ハイマンやT・マイヤーらを中心とする黨の理論家たちは、ベルンシュタイン以来の革命／改革パラダイムを再構成しつつ、社會民主黨を改革パラダイムの黨として規定した。しかしこうした改革理論の再構成や議論は、當時の社會民主黨と社會主義の抱える問題となら關係がなかつたし、理論的にも寄与しなかつた。新しい展開は、全く外部の「エコロジー運動」や「新保守主義」からもたらされたのである。もちろんこのように、外部の運動に刺激をうけ、それを受容することによつて作成された「ベルリン綱領」を、民主主義的社會主義の發展として描くことは可能だし、またそのように宣言されている。しかしそれは、民主主義的社會主義が開かれた理論であることを示しているにすぎず、ここでは主語と述語が転倒している。

思想的な方法において、パラダイムIとIIが交錯する戦間期(ワイマル期)が問題となる。その時代の社會民主主義思想と戦略は、ヒルファーディング、ナフタリ、E・ハイマンらの民主主義論と社會政策論組織された資本主義と經濟民主主義Iにみられるように、パラダイムIの継承とパラダイムIIの萌芽の両方をもつている。そこでは現在の社會國家に直接つながる要素と、資本主義体制の危機論とが同居している。運動としての社會民主主義にとつて、共和制と政權の獲得にもかかわら

ず、ワイマル期は停滞期であつた。そこで論じられた理論の多くは、当時よりも戦後の社會國家体制の労働運動にとつて大きな遺産となつた。したがつてこの時期は、戦後の制度化された社會民主主義への過渡期として、つまり理論に見合う安定した体制が構築されていなかった時期として位置づけすることができらう。

#### 四 社会・経済・政治システムの変動

(労働政治学／政治体制論／蓄積模式論と政策的アプローチ)

このアプローチからは、社會民主主義は次の論点にしたがつて三段階に区別される。

- (1) 近代市民社会I(政治憲法闘争……：国民國家の理念と市民社會の分裂、議會制民主主義カレーテ民主主義か、資本主義的市場經濟か共同經濟か)
  - (2) 近代市民社会II(社會政策から經濟政策をへて社會統合政策へ)……：福祉國家体制と資本主義的工業社會(イギリス労働党「ベヴァリッジ・ケインズ型福祉國家」、スウェーデン社會民主労働党「ネオ・コーポラティズム型福祉國家」、ドイツ社會民主黨「社會國家と社會的市場經濟／モデル・ドイツ」)
  - (3) 近代市民社会IIの近代化(近代の近代化と國際社會化)……：福祉國家の再編・脱國家化／ポーターレス經濟と國民國家の変容／社會的・エコロジー的市場經濟と巨大技術の社會的制御／生活世界の再発見
- われわれはすでに社會民主主義の起源において、國民國家の

理念とプロイセン国家という現実との矛盾、市民社会の分裂による社会問題の発生という一九世紀後半のドイツの政治・社会状態を、国民的・社会的・民主主義的という統一的要求にみたてた。ここでは国民的解放、基本的人権の獲得という意味での自由の獲得が、つまり近代市民社会の原理の国民国家の形態のもとでの実現が目標であった。そしてこの真の国民国家とは、労働者階級の問題を解決する能力と権限をもつ社会(主義)国家であった。ここでは現実のドイツ帝国とあるべき未来国家が対立していた。しかも帝政の支配階級は、官憲国家の民主化に少しでも結びつく可能性のあるあらゆる改革を拒否し、社会主義労働運動を抑圧したから、「上からの」社会政策と「下からの」末端国家機構への浸透にもかかわらず、社会民主党と帝政支配層との対立は、常に政治体制をめぐる権力闘争という性格を潜在的にもつていた。しかし社会民主党は民主制や共和制をめざす直接の権力闘争を挑んだのではなく、カウツキー流の経済主義的に理解された階級闘争と資本主義蓄積の法則論は、社会民主党を「革命的待機主義」(D・グロー「ネガティブな統合と革命的待機主義」一九七三年)とでもいうべき政治行動に導いた。

第一次大戦の勃発後、社会民主主義は帝国主義段階のドイツ社会に、消極的な意味であれすでに統合されていることが明らかになった。しかし積極的な意味での統合は、一月革命による議会民主制の実現により初めて可能になった。ここで、議会制民主主義カレーテ民主主義かの選択が労働者階級に問われたが、圧倒的多数の労働者は議会制民主主義を選択した。社会主

義労働運動の多数派は近代市民社会の原理とその政治体制を選択したのであり、プロレタリアートの独裁ではなかった。ここでわれわれは、基本的人権や団結権を民主主義原理に立脚する国民国家によつて保障する政治・社会体制を、近代市民社会Iと名付ける。これを近代市民社会Iとするのは、東欧革命以後、この意味での市民社会の再建が東欧・ソ連において目的とされているのに対して、現在の西欧資本主義諸国においては、古典的な意味での市民社会や国民国家が変容を遂げており、この二つを区別するためである。この関連で、一国的段階の福祉国家を市民社会IIとする。

厳密に言えば、市民権運動や抵抗権の議論など権利の問題と憲法体制の樹立が市民社会Iの領域であり(旧東欧圏では反体制派の市民権運動が革命の発端であったし、現在もこうした運動が精神的な支えになっている。また東欧やソ連における民族独立と国民国家樹立の運動も併せて考えるべきである。)、市民社会IIは、国家の社会に対する政策論的介入の領域である。市民社会IIは社会民主主義的福祉国家にいたる過程と考えてもよいが、これも社会政策的、経済政策的、統合社会政策的介入の段階に分けられる。

ワイマル期は少なくとも社会民主党にとって憲法問題は解決し、社会政策的介入が行われた時期である。労働基本権の確立のみならず、経営協議会制度、八時間労働、失業保険制度、公的な職業安定所の設置など、社会政策も大きな発展をみせた。また、中央労働共同体にみられる中間団体による社会の組織化も大きな特色である。もともと農業団体、経営者団体、職業団

体などの組織化に始まり、ドイツは中間団体の母国ではあるが、しかしワイマル期においては、経済体制をめぐる問題はまだ解決していなかった。ヒルファードインクの「組織された資本主義論」からナフタリの「経済民主主義」に至るまで、戦時経済や統制経済に親近性をもつドイツ経済体制と、労働組合の「共同経済論」がその根底に存在している。社会化論にみられるように、経済政策は容易に経済体制論となり、市場への政策的介入とは理解されなかったしその条件もなかった。経済政策が社会民主主義の政策の中心となるのは、戦後「社会的市場経済」論によって市場体制が確立し、またケインズ主義的な経済政策の手法と枠組みが成立してからのことであり、その宣言が「ゴードスベルク綱領」であった。

しかし福祉国家体制においては、社会統合政策(Gesellschaftspolitik)が重要な公共政策として登場してくる。ここで社会統合政策とは、社会そのものへの政策的な介入であり、目的・手段・イデオロギーなどによって、①労働／資本関係に根拠をおく社会政策(Sozialpolitik)と区別される総合的社会保障政策、②社会制御のため計画を導入する社会誘導政策もしくは計画的社会発展政策、③特定の社会倫理学説やイデオロギーに基づく社会の諸領域への政策的介入(家族政策・青少年政策・外国人の社会統合など)、などがあげられる。近代市民社会IIは、このように社会自体が政策的な操作の対象とされる所に特色がある。ここでは市民社会は、もはや自立した市民の圏ではなく、行政的・経済的介入の場として認識される。福祉国家の危機とは、経済的

な危機のみでなく、このような私的領域や生活世界への福祉国家的介入に対する抗議によってもたらされた。したがって市民の自助・自立の強調は、新保守主義によつてのみ宣伝されたのではなく、新しい社会運動によつても提起されたのである。

もちろん社会民主主義は、社会統合政策をこうした理由で放棄するわけにはいかない。たとえば、原発や遺伝子工学などの技術を社会的に制御しようとする場合、特定の社会倫理にたつ技術論が必要となる。巨大技術の制御は、エコロジー政策やテックノロジー政策であるのみではなく、その社会への影響を配慮する社会統合政策の課題でもある。「ベルリン綱領」は、ある意味ではこのような社会統合政策によつてあるべき社会を構想しようとしているともいえ、それが社会主義として規定されるのかもしれない。しかし行政的介入優先主義や経済主義的解決ではなく、市民の自立や生活領域の再建を目標とする点において、じゅうらいの制度化された社会民主主義と区別される。社会政策の対象とするのではなく、政治を社会に取り戻し、社会に立脚させることこそが、新しい社会民主主義の課題とされるのである。

しかしもはや近代市民社会Iへの復帰はありえない。社会民主主義は福祉国家段階の成果を前提としたうえで、社会的・エコロジー的経済政策と社会統合政策への新しい意味付与によつて、その本来の目的であった公共福祉を発展させようとしているのである。「社会的」とは、伝統的には社会的公正と社会的連帯という基本価値を意味していた。いまそれにエコロジー的価

値と、ポスト福祉国家体制のもとでの市民の自立という意味での自由という価値が新しい社会民主主義の基本価値となるのである。しかも市民社会ⅠとⅡに共通した、国民国家という枠組みも全く変化してきている。ここでは、市民社会はその歴史的な覆いを取り外し、その本来の意味である普遍的な市民社会として再構築されようとしているのである。

### 質疑応答

平井俊彦 社会国家 (Sozialstaat) の概念はいつ出てきましたか。

住沢博紀 ワイマル憲法にもこの理念があると主張されていますし、ワイマル時代の、政治学者、ヘルマン・ヘラーの理論的功績も大きいと思います。

坂上孝 ご報告においては、近代市民社会を二つにわけた展開がおもしろい。では、国民国家をどうするのかという問題について、どう考えているのですか。

住沢 普通、ECのような超国家組織への方向と、地域重視への方向の、二つの方向への発展がいわれています。しかも、ドイツも含めて、ヨーロッパはすでに国民国家でないともいえます。国民国家は外国人労働者の問題をどうするのかという問題に直面しています。また、ドイツの基本法は政治的亡命者の受け入れを規定しているのですが、現在、東欧などからの難民にどう対処するかで、各州政府は困っているという問題があります。さらに、企業はすでにヨーロッパ規模で活動しており、所得の

再分配や労働基本権の擁護が、いかにヨーロッパ的レベルで行うるかという問題は、すでに具体的なものです。

## 社会民主主義と市場

— 社会民主主義の最近の経済政策ヴィジョン

長岡延孝

### 一 はじめに

戦後の一九五〇、六〇年代のヨーロッパ社会民主主義は、経済の高度成長の波にのつて、マクロ的な総需要管理政策を行い、福祉国家建設の先頭に立つてきた。その中で最も成功したと言われるスウェーデンでの経済政策は、完全雇用を達成するためケインズ主義的なスペンディング・ポリシーを戦間期から実施し、旧ソ連型の計画経済ともまた純粹な市場経済とも異なる経済システムを模索した。その他の西ヨーロッパ諸国でも、第二次世界大戦を挟む前後から、多かれ少なかれ労働者の要求を入れた政治経済システムが構築された。そして社会民主主義といえは福祉国家の建設の主導的勢力、そして大きな政府というようにみなされた。

しかしながら、七〇年代半ば以降のスタグフレーションを契機にして、それまでの大きな政府による福祉国家路線が行き詰まり、軌道修正を余儀なくされ、その時に政権の座にあった社

会民主主義政党にとっては厳しい時期となった。八〇年代の新保守主義、新自由主義の時代であつて、社会民主主義も新たな政策の追求を余儀なくされたのである。八一年にミッテランが大統領に就任したフランスでは、国有化と積極的ケインズ政策を柱とする初期の経済政策が早々に失敗し、緊縮路線に転換せざるを得なくなった。また八二年に政権に復帰したスウェーデン社会民主労働党は、意欲的な「第三の道」政策と労働者基金を掲げたが、その経済政策は新自由主義に強く影響されたものにならざるを得なくなった。

逆にドイツ社会民主党は、シュミットの近代化路線が行き詰まり、八二年に政権の座から降りたが、野党時代に新たな状況に適應できる戦略を練りなおし、八九年にベルリン新綱領を採択して九〇年代への展望を示した。イギリス労働党も、八三年にキノックを党首に選んでからは現実的な路線を進み、政策の見直しを積極的に行つてゐる。

この報告では、スウェーデン社会民主党を中心にして、イギリス、ドイツなどの社会民主主義をも参考にしながら、それらが市場をどのように認識しその問題点をいかに政策的に修正しようとしているのか、を中心に述べたい。ヨーロッパの社会民主主義の経済思想を現在の経済政策の側面から明らかにすることは、単に現在の政策を明確にするだけではなく、現代の制度化された社会民主主義の一つの特徴をも浮き上がらせる。戦後の社会民主主義は思想の多元性を容認し、「自由・平等・連帯」という価値に立脚する限りで様々な思想潮流を受け入れてきた。

これこそが社会民主主義の固有の思想である、というものは存在しなくなり、政策的なまとまりを持つものとして理解されるようになった。現在では、社会民主主義は代議制国家における政党システムの重要な一部となっている。従って体制の原理的な選択ではなく、過半数の支持が得られる政策の選択が問題となるため、経済政策の分析が思想の研究と同時に重要となる。この点は十分強調しておきたい。

まず始めに五〇、六〇年代の資本主義の「黄金期」において、最も成功した社会民主主義であるスウェーデン社会民主党の経済政策を振り返って、どのように市場を利用しようとしたのかを検討してみたい。次に高度成長が終焉した八〇年代以降において、その状況に社会民主主義がいかに対応しようとしているのかについて、イギリス労働党とスウェーデン社会民主党とドイツ社会民主党の掲げる党綱領や政策綱領などを手がかりにして、考えてみたい。

## 二 戦後期スウェーデン社会民主党の経済政策

### 1 三〇年代の「ケインズ以前のケインズ主義」

制度化されたスウェーデン社会民主主義の経済政策の発端は、三〇年代のいわゆるケインズ政策の実施にまで遡れる。三〇年代の大不況とファシズムの二重の嵐の中で、国民全体の利益のためには労使双方が過激な闘争をやめて協力することが望ましい、ということが認識された。即ち労働者としては資本所有・経営権には攻撃を加えないが、その代わり完全雇用と生活水準

向上のために政府による積極的なスペンディング・ポリシーという介入を要求する、というものだった。そして現実に、社会民主党が政権を獲得した三二年の翌年の三三年に、ストックホルム学派の助言を受けて後にケインズ政策と呼ばれることになるスペンディング・ポリシーを実行に移した。スウェーデン人の国民性は、イデオロギーを重視せずプラグマティックに効果の上がる方法を探る、という特徴があると言われる。スウェーデンの社会民主主義は生産手段の国有化によるのではなく、市場メカニズムの有効性を早い段階から認識し、その力を利用しつつ社会改革を漸進的に行おうとしたのだった。

この時の経済運営の成功が、それ以後の社会民主党への国民の支持の大きな要因となった。三〇年代に確立した労使の協調体制は資源の効率的な利用を可能にし、安定した経済運営を可能にした。これは「ネオ・コーポラティズム」と呼ばれ、スウェーデンの戦後の経済システムの基盤を構成した。

### 2 レーン・メイドネル・モデル

そして戦後を迎えるが、この時期にいわゆる「スウェーデン・モデル」とも呼ばれる、社会民主主義に導かれた福祉国家体制が確立する。その基盤となる経済システムは五〇、六〇年代に黄金期を迎えるが、その原型となったのは労働組合全国組織（LO）のエコノミストが提出したモデルで、これを振り返ると社会民主主義がいかに市場を重視していたかが明確に理解できる。それは「レーン・メイドネル・モデル」と呼ばれるもので、L Oの五一年の大会において公式の政策となった。モデルの特徴

は、市場の有効性を静態的な側面よりも経済発展と構造転換を図りうる動態的な側面に認め、経済政策はその動きを促進させ、そこから生まれる問題点を労働市場政策や福祉政策を使って積極的に補うということにある。そのメカニズムを若干詳しく見たい。

まずマクロ政策を完全雇用を確保できる需要のレヴェルを指しつつも、インフレを防止するためやや抑制的に運営する。なぜなら各産業セクターには当然に生産性の異なる企業が存在するが、生産性の低い企業での完全雇用までも追求すると、経済全体としては超過需要を生みインフレを引き起こしてしまうからである。他方、個々の企業の業績にかかわらず同一の労働には同一の賃金を実現する連帯的賃金政策を採用し、その賃金率は全国レヴェルでの団体交渉で決定する。マクロ政策が緊縮的でさらに間接税を導入し、くわえて連帯的賃金政策が企業には圧力になるから、企業は経営努力をしなくてはならなくなる。この時の競争の過程で効率的な企業と産業のみが存続し、逆に非効率な企業は経営の合理化、効率化の努力が強いられるが、それに成功しないと倒産せざるを得ない。失業者を職業訓練、再教育、情報提供、財政的援助などの積極的なマンパワー政策を使って新たな成長分野に移動させ、失業率の上昇を防止する。企業は間接税のために利潤が圧縮され投資にマイナスとなるが、その不足は公的な貯蓄で補い国民全体の投資を支える。ただしレイン・モデルはあくまでもL0の提出したモデルであって、そのまま実行されたわけではないが、間接税の導入や

積極的な労働力政策などモデルのいくつかの重要な要素は、六〇年代に入って社会民主党政府によって実施された。また、労働組合全国組織と経営者団体全国組織の中央レヴェルでの団体交渉も、既に五六年から実行されていた。

このモデルは経済の長期的な合理化、構造転換、近代化を目指すし、そのために市場を効率的に使うが、全てをそれに委ねるのではなく、マクロ政策や労働市場政策なども積極的に利用してインフレと完全雇用をあわせて達成しようとする、極めて意欲的な経済政策であった。その成功の前提は、①資本と労働の「歴史的妥協」、②労働組合と社会民主党の緊密な協力関係、③社会民主党政権の継続、という事実であった。そして周知のとおり、戦後期に福祉国家の建設が実現し、ソーシャル・ワーカーなどの福祉国家を支える労働者はこの時に大量に登場した。またこのプロセスが女性の労働力化を積極的に促進したことも忘れてはならない。スウェーデンの社会民主主義は制度化、システム化され、現実的に機能するようになったのである。

### 3 スウェーデン・モデルの特徴

戦後資本主義の最盛期における社会民主主義勢力は、前述のモデルに代表されるような、政府による総需要の管理政策と福祉国家に伴う公共セクターの拡大という経済戦略を採用した。レギュラシオン派によって「フォード主義」と呼ばれる黄金期の良好な経済パフォーマンスが、その政策を可能にする前提であった。生産手段の社会化路線を放棄し社会的市場経済を受け入れたドイツ社会民主党のゴデスベルク綱領や、イギリス労

働党右派のクロスランド、ゲイツケルの思想も、この点では共通性を持っている。

この経済戦略によつて、当時の社会民主主義はその理想である自由・平等・連帯の価値を実現しようとした。スウェーデンの社会民主主義は、他国の社会民主主義と同じく労働運動と手を携えて発展してきたが、社会民主党の支持基盤は労働組合であつても、普遍的、包括的な福祉国家を形成することを通じて、労働者だけでなく消費者、市民をも包摂することに成功した。社会民主党の戦略は福祉国家建設を通して一般の市民意識を涵養し、労働者政党という側面から自らを開放してきた。つまり労働者階級という一つの個別意思、特殊利益のみを追求してきたのではなく、それを越えた利益を追求したのであつて、その時の労働運動は社会進歩と合致していたのである。

### 三 キノック労働党の経済政策ヴィジョン

#### 1 労働党の政策検討（ポリシー・レヴュー）グループ

新保守主義の社会民主主義批判が厳しかった八〇年代は、フランスやスペインなどの南ヨーロッパで社会民主党が政権の座に着いたが、国有化や計画化を含む国家介入政策が方向転換せざるを得なくなつたり、最初から新自由主義的な政策の実施も余儀なくされた。近代化に重点を置くこれらの社会民主主義も興味深い、この報告では触れる余裕がないので、別稿を参照していただきたい。ここでは連続して総選挙に保守党に敗北した、イギリス労働党の最近の経済政策の構想についてみたい。

労働党は八三年の総選挙で再敗北したのち、首党に現実感覚あふれたニール・キノックを選び、党勢の建直しを図つて政策の検討に着手した。労働党の政策の再検討は、八七年の党大会で設置された政策検討グループによつて本格的に行われた。この見直し作業は経済政策、福祉政策、外交・安全保障政策など広範囲にわたつており、そのレポートは『社会正義と経済的効率』（一九八八年）、『挑戦し変革を』（一九八九年）、『未来にむかつて』（一九九〇年）などにまとめられた。

#### 2 最近の経済政策の基本原則

労働党は八〇年代を通じて野党であつたため、当然のごとく現政権の経済政策を批判し、新たな政策をそれに対置する。レポートを通じてまずはつきりしているトーンは、労働党が現在のイギリス経済と産業の状況を極めて悲観的に捉えている、ということである。今やイギリスの生活水準は、日本やドイツはもとより、フランス、スウェーデン、デンマーク、イタリアといった国々よりも悪化している。しかも八〇年代の衰退の大きな原因は保守党の自由放任政策にあり、経済を建て直すには積極的に政府が働きかけてイギリス経済を近代化し、ヨーロッパ統合市場においても競争できる企業を育成しなければならぬ、と言う。労働党は他の社会民主主義政党と同じく、環境との調和、環境保護ももちろん主張しているが、産業の再建、経済の近代化を何よりもまず重要視していることが窺える。

キノック党首は『挑戦し変革を』の序文において、市場機能とその限界について次のように述べている。「現在の政府は経済

を完全に市場に委ねることを好む。もちろん私企業は、多くの財とサーヴィスを生産し分配する最も効率的な方法でありうる——ただし政府が消費者のためにコマース活動と規制し、競争の利益のために独占的活動を制限するならば。しかし市場はそれ自身に委ねられると、現代の経済が必要としている教育、訓練、科学、技術、研究、開発に適切な投資が行われない。市場は健康と社会的サーヴィス、あるいは、みんなが生活するうえで他人からいつかは提供されなければならない保障を、確かなものにはしない。さらに自然環境を保護することが、全くでさなかつた。」

このように労働党の最近の政策は市場経済のメリットを積極的に受け入れて、市場の持つ問題点を十分認識しながら、産業の発展に利用しようとする。その考え方は社会民主主義あるいは民主的な社会民主主義と矛盾しない、と主張するが、その時にはしばしばスウェーデンやオーストリアでの成功例が持ち出される。「国有か私有か」といったイデオロギー的綱引きにはもはや関心がなく、再国有化も従来の方針とは異なつて水道事業に限定し、ブリティッシュ・テレコムについては政府の持ち株比率を五一%確保する、という方針を出している。

ポリシー・レヴューでは、「サプライ・サイド・ソーシヤリズム」が必要だと言つて産業の競争力の強化を重視しており、そのためには①日本をモデルとした産業政策、②社会的間接資本の整備のための公共投資、③競争力促進の制度的条件としてコーポラティズム路線、を提案している。

### 3 産業政策（発展政策）——「ジャパニーズ・モデル」

ポリシー・レヴュー・グループによると、現在の保守党は「自由市場」のイデオロギーにとりつかれているけれども、それは産業の衰退を食い止めることができなかつた。経済発展の点で市場メカニズムが持つ主要な欠点は、その短期的性格（short termism）にある。イギリス企業は手取り早く利益を上げるために、長期的視点に立つて投資を行うのではなく、投機的な企業合併、乗っ取り、ライヴアルの除去を通じて成長しようとすることに現われている。それは株主、商業銀行、広告代理店には利益を生むが、企業の長期的な将来性のためや、国民的な利益のためには何もならない。企業経営におけるこの短期性を克服することがイギリス産業復興の鍵であつて、政府は積極的にそれを援助しなければならない、と言う。そこで提出されるのが、日本のモデルである。

メンバーのキース・カウリングは、チャルマーズ・ジョンソンなどの研究を参考にして、「ジャパニーズ・モデル」を次のように説明している。市場経済における国家の役割には二種類あつて、一つはアメリカやイギリスでみられるような調整的役割である。国家は市場の不完全な点を除去し、市場の補助として動いて市場の周辺で機能するといった、伝統的な国家介入である。いま一つは発展的役割であり、その場合、国家は産業経済の中で主導的役割を果たす。市場は相変わらず決定的な役割を果たすとはいえ、それは政府が設定した長期的パラメーターの内部で機能する。後者が日本の政府の役割であるが、イギリス

やアメリカの政府は経済発展でこうした本質的な役割を演じてこなかった。通商産業省(MITI)が、産業界との協議と議論を経て選ばれた、いくつかの国益に結びつくセクターにターゲットを絞り、多様な介入手段を使ってこれらのセクターを迅速かつ効率的に成長するよう働きかける。この場合の計画は、包括的というより選択的な性格ということになる。そこでこの日本の経験から学び、イギリスにも企業を主導する国家機関が必要であるとして、通商産業省(DTI)の改編を主張し、さらに国家投資銀行(NIB)を創設して中小企業のために長期的な資金のギャップを埋め、インフラの長期的投資へ私的資本を動員するのを刺激する、と提案する。

加えて、経営における短期的視点は、投資活動の弱体化だけでなく、研究・開発(R&D)投資、教育・訓練の促進をも阻害する傾向を生むので、サプライ・サイドの強化のために、これらの分野でも職業資格制度の整備などの積極的な政策を採るべきだ、と強調している。

次に、産業の健全な発展のためには社会資本の整備が前提となる、と考える。レポートによれば、八〇年代に公共サービスは悪化の一途をたどった。学校、病院は修繕されず、輸送システムも悪化した。また住宅も僅かしか建てられず、インフラストラクチャーは無視された。安定的でバランスのとれた成長には、やはり公共支出が充実していなくてはならないとしているので、この点ではやはり財政規模の拡大が予想される。

労働党はサッチャーの対決政治を否定して、「パートナリシッ

プ経済」と呼ぶ、一種のコーポラティズムが産業政策を成功させるには必要だと考える。産業のための長期的で一貫した産業政策を可能にするには、政府と企業の協力関係を作り出すことである。保守党は、政府が指揮してそれに産業が抵抗している指令経済と、企業と国民が自らの利益を追求し政府は不必要な悪であるような、抽象的で非現実な「市場」概念との選択しかないかのように考えているが、それは間違っており、公共的な目的のために産業と政府の協力が必要であるとますます認識されてきている。これらの目的には、輸送とコミュニケーションなどの社会資本の促進に限定されるのではなく、訓練、テクノロジー、投資、地域のバランスのとれた成長をも含んでいる。パートナリシッは、できるかぎり地域のニーズを知っている人々の意思決定を確保するため、権力を最大限移転したいと述べて、選択の自由を取り入れようとする姿勢が窺える。

#### 4 EC政策

対EC政策についても労働党は大きな転換を遂げた。八三年の総選挙には、ECからの脱退の方針を表明していたが、キノックが党首になってから軌道修正を行い、統合に賛成するようになった。ヨーロッパ議会選挙の行われた八九年には、ECの政治統合の強化に賛成したが、その転換の大きな契機になったものは、ドイツの共同決定を取り入れたヨーロッパ社会憲章の提起であった。保守党の方は社会憲章は社会主義の導入だとして反対しているが、労働党はそれに賛成してEC全域に拡大することを支持している。

九〇年の『未来に向かって』では、為替レートの安定によって長期的な投資と安定成長が可能になる条件を創出することができるので、ヨーロッパ通貨システム(E.M.S.)の中核をなす為替相場メカニズム(ERM)へ早期加入することをうたうと同時に、共同体内の国々との財政・金融政策の緊密な協力を予想している。ただしドロー・プランに示されたような、強力なヨーロッパ中央銀行には反対の意向を述べている。

## 5 特徴

このように、ポリシー・レビュー・グループにみられるような、最近の労働党の経済政策の特徴は、日本をモデルとした産業政策、研究・開発や教育改革の重視など、総合的なイギリス産業の振興を図ってEC統合市場に向かおうとする点にある。生産力、供給力の重視という点では、五、六〇年代のクロスランドなどとは異なっている。また七〇年代以降の左派戦略とは、サプライ・サイドへの介入強化という点では共通性を持っているとはいえず、社会化、国有化は採用せずに選択的な産業政策を重視し、さらにEC統合に賛成するなどの点で相違している。

## 4 スウェーデン社会民主党の新綱領

### —福祉国家と自由化

#### 1 スウェーデンにおける八〇年代の政治・経済状況

現在、スウェーデン社会は、大きな変動の時期を迎えている。国内的には、かつてのレーン・モデルを支えてきた「ネオ・コポーラティズム」が崩壊、もしくは動揺した。例えば八〇年代

に入って、中央の労使による団体交渉が批判にさらされるようになった。対外的な問題としては、東欧の崩壊とEC市場統合の加速化に伴う、スウェーデン国内の調整に關してである。社会民主党政府は外交・防衛上の中立政策を維持しながら、新しいヨーロッパの建設にEC加盟を通じて参加し、国民の利益を發展させようとする方向に急旋回した。これは税制改革とも絡んで、いま大きな議論を呼んでいる。

八〇年代の社会民主党政府は、新保守主義の世界的なヘゲモニーの時代にあつて、その影響を強く受けざるを得なかった。八二年の政権復帰直後は、労働者基金のプロジェクトと輸出に重点を置く「第三の道」路線を歩み始め、幸運にもその頃からアメリカの景気回復に伴う輸出の増加が牽引力となつて、景気が回復した。しかしその反面、インフレーションが競争力を徐々に蝕み、八九年頃から景気が悪化し始めた。産業界から信頼を寄せられていた当時のフェルト大蔵大臣は、減税を柱とする自由化の政策を徐々に採用していったが、十分対応できず九一年九月の総選挙で敗退してしまふ。

#### 2 社会民主党の新綱領—市場観と介入の必要性

社会民主党は企業の競争力の衰退とインフレに直面し、経済の再建と福祉国家の修正に取り組み始めた。そして九〇年の党大会において新綱領(Socialdemokraternas Partiprogram)を採択し、九〇年代の方針を明らかにしている。スウェーデン社会民主主義の最近の経済政策の目指すところを、綱領の基本的な原理までさかのぼって考えてみたい。

新綱領によれば、まず始めのところで、社会民主主義は伝統的な遺産に則って、自由・平等・連帯という諸価値を実現するために努力しなければならぬ、という決意を確認している。

「社会民主党は、社会の秩序全体および社会の構成員の相互関係の上に、民主主義の理想の足跡を残し、豊かで意義ある生活の機会を個人に与えることを目的とする。このために社会民主党は、生産とその分配にたいする決定権を国民全体の手に移す、社会の構成員が自分の統制を越えた、いかなる種類の権力集団へも依存することから解放され、また、階級に基づく社会秩序が自由と平等を基礎にした協同の人民社会に取って代わられるように、社会を変革したいと考える。」

以上の基本的な観点から、経済運営に関しても、国民の大多数が参加し自己の厚生を実現できなければならないと考える。すなわち初期の社会主義では、政治権力が有産階級によって占められていたために、生産手段の私的所有が廃止され、労働者組織を中心とした人民集団の所有に変わらなければならないと考えられた。「しかし、普通選挙制度と政治的民主主義の誕生は、これらをことごとく変えた。政治権力は生産手段の所有にはなく、市民精神に従うようになった。こうして政治権力は、国民多数の利益をふまえ、社会発展と変化を目指す国民の要求を実現させる手段として用いられるようになった。」（ここでは、普通選挙をつうじた民衆の政治参加と福祉国家（「国民の家 Folkemiljø」）の発展・充実によって、純粋な資本主義システムは本質的に変貌したと認識している。

したがって、普通選挙制と民主主義が確立した社会では、生産手段の形式的な所有関係を問題にするのではなく、生産と分配などの経済システムの根幹にかかわる点において、国民が主体的な意思決定を行うこと、すなわち「意思決定の社会化」が重要なのであって、「民主主義の観点からして考慮すべき問題は、所有ではなく生産とその成果の分配にたいするコントロールである。」と述べている。もちろん大企業が一部の利害に支配されているような場合には、形式的な所有の変革が必要になる場合もありえ、弊害を防ぐために集団所有、協同組合など多様な所有形態が競争することが望ましい、と考えている。

市場メカニズムに関しては、従来どおり、資源配分機能の効率性を積極的に認めている。「市場メカニズムは、望ましくしかも経済的に実現可能な生産の方向性に関して、生産者と消費者の間の迅速かつ柔軟なシグナルとなる。」しかし市場メカニズムにはいくつかの重大な欠点がある。第一に市場は、大気や水などの価格を持たない生産要素を保全できず、それが現在の環境問題を生む原因になっている。第二に、勤労者や消費者などの十分な経済力を持たない者のニーズを確保できない。そこで、市民の組織による政治的な決定に基づいて、それらの不公正に対処しなければならない、と言うのである。

集権的計画経済も、またそれに対立するとみなされている市場経済も、純粋な形では機能し得ない。「計画経済か、市場経済か」というアンチテーゼはあまりにも単純化されており、「環境資源の保全、完全雇用、多様な供給、公平な分配、経済発展、

社会保障など」の要求に応えるためには、公的なコントロールと市場経済の適切な結合がなくてはならない。「社会民主主義では、公共経済が市場経済かという問題は、繁栄の公平な分配、国の経済資源の有効な活用、環境と自然の資産の保全といった目標の達成にとって、どちらが最良と考えられるかという手段の問題である」として、プラグマティックに考えている。

### 3 福祉国家と自由化

社会民主党政府のレポートでは次のように述べている。「強力な公共セクターの拡大、労資間の歴史的妥協を通じた基本的問題の中央での合意、社会工学、中央の計画性によって特徴づけられるスウェーデンの歴史の時期は終末を迎えている。」「現在の変化は、個人主義化と国際化によって特徴づけられる。」「一九〇七年七月」

従来のスウェーデン社会民主主義の政策の要をなした公共部門の拡大は、八〇年代に入って方向転換を余儀なくされ、財政赤字、硬直的官僚機構、労働力不足などのため、抑制の方向に向かった。しかし支出の水準は従来どおりか若干の縮減(対GNP比、八二年六七%→九〇年六一%)であり、その代わり、福祉の現場での細かい規則の廃止、運営への市民の参加、選択の幅の拡大などの質的な改良、再編を目指して福祉国家を維持する。

現在、EFTAとECは九三年初頭をめどに、ヨーロッパ経済領域(EEA)の設立の交渉を行っていて、スウェーデンはさらに九一年の七月、EC加盟を申請した。穏健党の首党カール・ビルトは、早い段階から既にスウェーデン経済のEC加盟を主

張しており、自由党との共同政策案でも、積極的に追求する姿勢を示している。ビルトを首班とする政府が成立したので、ますますその方向に進むことは間違いない。社会民主党も遅れ馳せながら、九〇年の秋にEC加盟の決定という歴史的な決断を行い、同年一二月の議会で加盟を決議した。九一年の総選挙の論争では、かつての労働者基金や原子力発電の問題は姿を消し、もっぱらEC加盟と税制改革の件が議論の中心となっている。

社会民主党はその新綱領においても、また「新しいヨーロッパにおけるスウェーデン」と題するレポートにおいても、スウェーデンがECのメンバーとなっても経済政策の独自性を追求できるし、またしなくてはならないと言っている。レポートによれば、ヨーロッパが大変貌を遂げつつある今、スウェーデンの伝統的な非同盟中立の外交路線を維持しつつ、新しいヨーロッパの建設に参加することは、自国にとっても積極的な意義があり、国境を越えた共同安全保障と協力という社会民主主義の目標にも合致している、と述べている。市場統合に参加して行く過程において、スウェーデンの経済政策は、他国との協調を余儀なくされるが、すでにかなり国際経済に組み込まれているために制約を受けてきたし、財政赤字によるインフレ政策を回避して対応の準備はできている、とかがえる。また伝統的な労働市場政策、地域政策、賃金の決定という事項も、ほぼ従来どおりの方向で追求される。ECのメンバーであっても、社会政策、社会保障システムは独自に形成する自由と義務を持つ、と自信を覗かせている。

このようにスウェーデンがEC加盟を果たしても、すでに行っている政策とはさほど変わらないうと予想している。しかし戦後、スウェーデンの福祉国家の建設に社会民主党が成功したのも、やはりある程度孤立した体系のものであったように思われるので、今後はますますより広い領域の中で追求せざるをえなくなり、困難が予想される。今はそういう開放体系への過渡期に位置しているのである。

## 五 社会経済のエコロジー的構造転換政策

### 1 スウェーデン社会民主主義における環境政策

ドイツ社会民主党のベルリン綱領で前面に打ち出されたのと同様に、スウェーデン社会民主党の新綱領も自然環境問題を強調している。この重要な問題も市場に任せるだけでは決して解決できないのは明らかである。ここでは現実の政策でも進んでいるスウェーデンと理念的に大きな展開を示したドイツの社会民主党について、それらが環境適切的な経済の構築をどのような形で進めようと考えているのかを、見てみたい。

人間は自然破壊を長年にわたって行ってきた結果、今後、長期間にわたり厳しい環境問題を抱えていかねばならないが、社会民主主義は環境問題を、緑の党が提起するような、原理主義的なエコロジー共同体(エコトピア)を構築することによって解決するのではなく、経済成長とそれに伴う技術開発を進めつつ解決しようとする。あくまでも自然環境と調和した形で、経済発展を追求しようとする点に特徴がある。

スウェーデン社会民主党は、環境と調和した経済システムの建設のためには、国内レヴェルだけでなく国際レヴェルでも、政治的手段が要求されると考える。言うまでもなく、環境汚染は一国を越えて進行するから、第三世界を含めた環境破壊の防止のためには、国際協力がぜひとも必要である。そして地球規模で長期的に持続可能な発展を実現するために、国際的な戦略が要請されている。国際的な行動に科学的根拠を提供する国際的研究、国連環境局を通じた積極的な国際協力が、発展されるべきであるという。

「九二年の国連環境開発会議にむけたレポート」(環境省、一九九一年によると、スウェーデンの環境政策の原理は、①予防原則、②汚染者負担原則(PPP)、③持続可能な発展の促進④近隣への非汚染、などである。そして環境政策を有効性あるようにするための手段としては、①国際的な環境協力、②新しい環境法、③経済的手段、④資源管理の積極的かつ長期の計画をあげている。特に経済的手段について言うと、税制、補助金「譲渡可能な排出権」などが主な内容としてあげられ、税金は既にかなり導入されている。

エネルギー面でもスウェーデンは、原子力発電所を二〇一〇年までに廃棄するという計画を持っているし、新綱領でも廃止の時期は明記していないが、原発からの撤退を明白に指向している。スウェーデンは理念的というよりも、むしろ実践的に先んじてきた。

## 2 ドイツ社会民主党ベルリン綱領

ここではベルリン新綱領と、九〇年一月の再統一初の一連の連邦議会選挙にむけた選挙綱領などを手がかりに、新しい社会民主党の経済政策をみたい。なんとと言ってもベルリン綱領が、社会経済のエコロジ的転換の必要性を前面に提出した点に着目しなければならぬ。新綱領は「エコロジ的ならびに社会的に責任のある経済」を経済社会の目標に掲げ、自然環境に適合する経済システムへ産業社会を徐々に改造しなくてはならない、つまり、従来のフォード主義と呼ばれる、大量生産と大量消費が結合したシステムから、自然環境と両立する工業とサーヴィスを核にしたシステムにしなくてはならないと言う。

こうして新綱領は、経済構造を自然環境と調和したものに徐々に改造して、質的な成長を達成することを考えているが、そうした構造転換は当然、市場への公的介入の強化なくしてはあり得ない。この「エコロジ的転換」政策は、産業の国有化を通じてではなく、主として市場原理を活用した、間接的な誘導政策を通じて行う。より具体的には、①企業や個人の行動を価格体系を利用して誘導し、省エネルギーや再生可能エネルギーの奨励をはかる「エコロジ型エネルギー税制」、②廃棄物、大気汚染物質、包装に課税することで、費用計算を通じて環境汚染を減少させる「環境課税」や環境にやさしい交通手段への転換をはかる料金制度などの間接誘導手段である。このように「エコロジ的に非合理的なもの」を「経済的にも非合理的」になるよう、政策的に導くようにする。

加えて生産過程、生産物、廃棄物、交通など様々な分野での環境立法といった形で、直接的な規制も要請される。もちろん公共投資による産業基盤の整備も政策項目に入ってくる。こうしてエコロジ的構造転換政策は、ケインズ政策のような一般政策で行うのではなく、高度に選択的に行われるということが重要である。

そして社会民主党は、「ECをヨーロッパ連邦に発展させた」と綱領で述べているように、EC統合を積極的に進めることを通じて、ECレベルでの国際機関の改編や多国籍企業の規制とともに、ヨーロッパを足場とした世界レベルでのエコロジ的成長戦略を探ろうとしているのである。

## 六 結論的まとめ

この報告では、社会民主主義の最近の経済政策の基本的なヴィジョンを、スウェーデン社会民主党などを中心に見てきた。

その視点は、社会民主主義の経済政策をなにか一つの思想体系から演繹されてくるようなものとして把握、分析するのではなく、その時どきの経済状態において、何らかの意味で社会的弱者を代弁する社会民主主義政党が、自由、平等、連帯という価値や民主的社会的現実という目的に沿って、いかにプラクティカルに対応しようとするのか、という観点からアプローチを試みた。まとめると以下のとおりである。

(1) 二〇世紀のヨーロッパにおける社会民主主義の経済政策は、市場での自由競争の効率性に信頼を置きつつ、その問題

点を積極的な公共政策で補おうとするようになった。プラグマティックなスウェーデン社会民主党は、その点で最も早くしかも成功を収めた。その経済運営も、自由、平等、連帯の理念に沿った政策が採用された（少なくとも目標とされた）。ただし代議制国家の一部になった社会民主主義は、過半数を獲得できる現実的な政策を追求するので、政策の中身はその時々々の経済状況によって変化する。

(2) 社会民主主義が最盛期にあった時の経済政策は、戦後資本主義の黄金期（フォード主義）の生産力に基礎を置いた、ケインズ主義的な総需要管理政策と福祉国家建設の路線であった。従ってフォード主義の終焉は従来の経済政策の追求を困難にし、八〇年代には新自由主義の政策の影響（公共部門の縮小、減税、規制緩和など）をある程度受けいれざるを得なくなった。

(3) しかし同時に、①EC市場統合のイニシアティブ（現実にはフランス社会党、理念的にはSPD）↓経済の国際化、多国籍企業の規制、②エコロジー的成長論（SPD、スウェーデン社会民主党）↓自然環境の破壊、③産業政策・教育の充実などのサプライ・サイド・ポリシー（労働党↓EC統合下の競争激化）などの点で、将来への新しい指向性を示している。国際化の進展にともない、総じて、競争力を伸長させるサプライ・サイドの政策を強調しつつ、より長期的には低成長時代に見合った、経済の質的転換に重点を置いた社会進歩を打ち出している。「大きな政府」は目指さないけれども、環境規制や計画性強化などのため政府は強力となることが予想される。

#### 関連文献

- 拙稿「不況下の社会民主主義」『経済評論』一九八八年一月。  
 長尾伸一・長岡延孝「サッチャー以後」の社会民主主義」『経済評論』一九九〇年八月  
 拙稿「スウェーデン社会民主主義の動揺と革新」『大阪経大論集』一九九二年七月。

## レギュラシオン・アプローチと マルクス主義

若 森 章 孝

### 一 はじめに

一九七〇年代にM・アグリエッタを創設者としてフランスに生まれたレギュラシオン学派は「マルクス主義とポストケインズ主義の間」(平田清明ほか編(18)(二二頁)にある、と言われる。というのも、彼らの多くは、一九六八年の「五月革命」の世代として構造主義的マルクス主義の影響を受けていると同時に、政府のためにマクロ経済計画を作成するエンジニア・エコノミストとしての経験をもっているからである。彼らは、構造主義とケインズ主義という当時の支配的パラダイムがともに経済的アクターの行動の不変性(「諸個人はシステムないし構造を再生産する狙い手にすぎない」)を一面的に強調しているために、一九七四年以降のフォーダイズム(大量生産と大量消費とが結合した成長体制)の構造的危機の解明に無力である点を批判し、この両パラダイムを乗り越えようとする。それゆえ、レギュラシオン・アプローチは「可変性」の経済学という性格を有している。

レギュラシオン学派は、対立と不安定をその本性とする資本制経済が、例えば「黄金の三〇年」(一九四五—一九七四)のような持続的規則性を確保するのはなぜかと問いかけ、制度諸形態(労使の団体交渉、社会保障、最低賃金、ケインズ型福祉国家)や各種の規範による社会的レギュラシオン(調整)の決定的重要性を強調する。なぜなら、制度諸形態と規範の総体としての調整様式が、対立関係や競争関係にあるアクターの行動を方向づけることを通して、生産と消費のマクロ経済的規則性が長期的に実現されるからである。この意味でレギュラシオン・アプローチは、制度の経済学をめざしている。

フォーダイズムの構造的危機からの脱却に、あらかじめ決定された解決策があるわけではない。レギュラシオン学派は、伝統的マルクス主義の経済法則決定論や歴史的必然性論を拒絶する。というのは、資本主義の矛盾が時間的・空間的に解決される形態は、いかなる制度諸形態が闘争・選択・妥協を通じて生成するかにかかっている、と彼らが考えているからである。つまり彼らは、「歴史は制約されているが、つねに開かれている」という視点から、構造的危機や構造変動を分析するものである。この意味でレギュラシオン・アプローチは、決定論や必然性論を超える、「開かれた経済学」としての性格をもっている。

以上のような特徴をもっているレギュラシオン・アプローチは決して一枚岩の集団ではなく、すでに指摘したように、理論的系譜から見れば、マルクス主義とポストケインズ主義との間

に位置している。つまりレギュラシオン学派は、社会や歴史や資本主義についての見方はマルクスに学んでいるが、マクロ経済的動態の定式化にあたっては、カルドアのようなポストケインズ主義の影響を強く受けているのである。とはいえ、レギュラシオン学派のなかで、マルクスの影響を比較的色彩濃く受けている、アグリエッタ、リビエッツ、コリアなどはむしろ少数派である。とくに、マルクス主義的レギュラシオン理論をめざしているリビエッツは例外的存在である。しかし、少数派であるとはいえ、マルクスとケインズという二つの要素を見事に具現しているボワイエと並んで、彼らがレギュラシオン学派の代表的存在であるのも事実である。以下では、「レギュラシオン・アプローチとマルクス主義」という視角からのみではレギュラシオン学派を全面的に検討したことにならない、「レギュラシオン・アプローチとケインズ主義」という視角からの検討が必要である、ということをも明言したうえで、主として社会認識や歴史認識の次元で、レギュラシオン・アプローチとマルクス理論およびマルクス主義との関連を検討することにした。

## 二 レギュラシオンの問いかけとマルクス

レギュラシオン学派にとつてのマルクスは、フォーディズムの構造的危機の解明に無力な構造主義的マルクス主義や伝統的（正統派）マルクス主義を乗り越えようとするなかで再発見されたマルクスである。彼らは、とりわけ、リビエッツはマルクスの社会Ⅱ歴史認識からつぎの三点を意識的に継承しようとする。

第一は、資本主義ほど矛盾に満ちた社会関係が暫定的な規則性ないし首尾一貫性を確保するのはいかにして可能か、という問題設定である。これは「社会的秩序はいかにして可能か」という問題設定であり、社会形成の視点である。ボワイエはこれを「マルクスの直観の豊富化」と呼び、リビエッツはこれを「レギュラシオンの問いかけ」と呼んでいる。このような問題設定はそのままレギュラシオン（調整の定義）になっている。例えばリビエッツは、つぎのように言っている。「構造主義者はいかにして構造が再生産されるかを解明したけれども、危機を解明できなかつたとすれば、われわれレギュラシオニストは、原則としてすべては危機を迎えるのであつて、むしろ逆に、事態が奇的に安定化するのはなぜか、という問題を提起したのである。社会は分裂、爆発の傾向を抱えているにもかかわらず、諸主体が良好な結果を生み出すような軌跡をたどることになるのはなぜか。このことを、われわれはレギュラシオンと呼んでいるのです」（リビエッツ（33）、三二頁）。

第二は、経済的・社会的動態の時間的・空間的可変性（ボワイエ（24）、六一頁以下参照）の問題、要するに資本制システムの可変性視点である。この視点は明らかに、「現在の社会は決して固定した社会ではなく、変化することの可能な、そして、つねに変化の過程にある有機体なのだ」という『資本論』第一版序文の著名な文章につながっている。

第三は、一九六八年の「五月革命」の場合のように、構造や慣習によつて規定されていたはずの諸個人や集団が構造や従来

のゲームのルールにたいしてズレや偏差を生むよう行動する問題であり、リピエツツは「マルクスがその全生涯をとおして証明しようとしたのは、個人が構造にたいしてズレをおこなす能力です」(リピエツツ(33)、三三頁)とまで言い切っている。この問題をもつと掘り下げて理解するためには、「人間は自分自身の歴史をつくる。だが……与えられた、持ち越されてきた環境のもとでつくるのである」という「ブリュメール一八日」のマルクスの文章をレギュラシオン・アプローチの立場から再検討することが必要である。結論的にいえば、この文章は、歴史的必然性でも主意主義的歴史形成でもないような歴史の見方を示している。リピエツツはこの文章を、歴史は必然的法則の貫徹としてではなく、分岐点における諸主体の闘争・妥協・選択の積み重ねを通して形成されてゆくが、各分岐点における諸主体の選択の幅と可能性は予想外に多様である、というように読み取る。第三のいわば歴史形成視点があつてはじめて、第二の可変性と多様性を方法的に説明することができると思われるが、この第三の視点はボワイエやアグリエッタにはきわめて希薄であつて、これを重視しているのはリピエツツだけである。

### 三 レギュラシオン学派がマルクス理論から 継承しないもの

以上はレギュラシオン学派がマルクスから継承する視点であるが、彼らが意識的に拒絶する視点または公式もマルクス理論には含まれている。彼らがマルクスから継承しないと明言している視点は論者によつてさまざまであるが、整理してみれば、

それは、唯物史観の決定論的性格、「資本論」の法則観やその利用の仕方、国家論、社会主義論、の四点にわたっている。

第一に、レギュラシオン学派は一般に、唯物史観の公式の決定論的で目的論的な歴史観に批判的である。というのは、レギュラシオン概念がもともと、資本主義の諸矛盾の解決策が「あらかじめ決められていない」とかつねに同じであるという考えにたいする疑問から生まれたからであり、彼らは諸矛盾(資本・賃労働関係と商品・貨幣関係)がそこにおいて運動する制度諸形態(社会的諸形態)の生成・発展・衰退を、いかなる目的論的仮定にも頼らずに「説明しようとするからである(アグリエッタ(1)七頁)。ボワイエは、唯物史観の公式のうちで、生産力による生産関係決定論や土台による上部構造決定論(経済決定論)に強い疑念を表明している(ボワイエ(24)七〇頁)。

第二は、レギュラシオン学派の『資本論』にたいする態度または『資本論』の利用の仕方である。彼らはいずれにせよ、現代資本主義分析に『資本論』をそのままることと利用することとを拒否し、理論と歴史(現代資本主義)の相互媒介を可能にするような「媒介諸範疇」を作ること重視する(ボワイエ(23)「日本語版への序文」参照)。蓄積体制、調整様式、制度諸形態、ノルムなどはそのような媒介範疇である。ボワイエは窮乏化法則や利潤率低下法則のような不変的・抽象的法則の支配に否定的であり、リピエツツは諸個人を「経済的諸範疇の人格化」を構造の担い手としてのみ理解するのに否定的であつて、諸個人が「従来とは別様に行動しうる能力」をもっていることを強調する。

第三に、レギュラシオン学派は「市民社会と国家の分裂の止揚」というテーゼにたいして批判的であつて、市民社会の絶対的な自律性を強調する論者にたいして、「社会的組織化のメタレベルとしての国家の必要性」(アグリエッタ(3)一八二頁)を対置する。この国家规定はいわば「レギュラシオンのアルケティープ」(リビエッツ(30)、三二頁)としての国家であり、市民社会で抗争する諸階級および諸階層間のゲームのルール(制度化された妥協)の保障者としての国家である。彼らによれば、このような「主権」という意味での国家が存在しなければ、社会的レギュラシオンは保証されず、諸階級や諸集団は際限のない闘争のなかで擦り切れていまいのである。彼らは主権の存在を、社会的合意を正当化する源泉として理解する。

第四に、レギュラシオン学派は「地図に書かれた到達目標としての社会主義」を拒絶し、歴史の分岐点における闘争と選択を通じて道が開けてゆくような「過程としての社会主義」(井上(24)参照)、ないし現実における労使妥協を商品支配と資本支配の破壊にむけて一步、一步と方向づけるような「羅針盤としてのユートピア」(リビエッツ(31)、一一頁)という視点を対置する。レギュラシオン学派は社会変革を、革命に凝縮されるようなイメージとは別の形で、あるいは、革命が改良か、という二者択一的発想とは違うやり方で、構想しようとしているのである。

つぎに、マルクス理論にたいしこのような姿勢をとるレギュラシオン・アプローチが、伝統的マルクス主義、構造主義的マ

ルクス主義、ポスト・マルクス主義にたいしてどのようなスタンスをとっているかを見ることにしよう。結論を先取りして言えば、レギュラシオン・アプローチは、伝統的マルクス主義にたいしては全面否定的であるが、残りの二者とは、批判と継承という理論的・思想的な緊張関係を維持している。これから述べてゆくような理由から、レギュラシオン学派は(新)構造主義とポスト・マルクス主義の間に位置している」ということができよう。

#### 四 伝統的マルクス主義批判

伝統的マルクス主義は、すでに指摘したような、唯物史観の生産力決定論、経済決定論(土台・上部構造論)、目的論的歴史観に無批判的であるし、「資本論」の抽象的経済法則の妥当性を全面的に受け入れているので、レギュラシオン・アプローチは伝統的マルクス主義に継承するべきものを見いださない。レギュラシオン・アプローチから見た伝統的マルクス主義の問題点として、以下の点がある。

伝統的マルクス主義の第一の問題点は、マルクス資本蓄積論の核心である資本・賃労働関係の変容分析を現代資本主義論に組み込んでいないことである。伝統的マルクス主義の現代資本主義論である国家独占資本主義論は、競争か独占か、国家介入か否かを問うのみで、賃労働関係 $\parallel$ 労働力の使用と労働力の再生産にかんする諸条件の総体)の変容を奇妙なことに無視しているのである(ボワイエ(25)九五頁以下参照)。

第二の問題点は、特に日本における伝統的マルクス主義にかかわることであるが、『資本論』を資本主義の一般理論として位置づけたうえで、正統派の場合には資本主義／独占資本主義／国家独占資本主義の積み上げによって、宇野派の場合には原理論／段階論／現状分析の積み重ねによって、現代資本主義を分析するやり方である。山田銳夫氏はこれを「積み重ね主義」(山田〔19〕参照)と呼んでいるが、このような積み重ね主義の一番の問題点は二〇世紀資本主義の経験を一般理論に組み込めないような理論構造にある。そこには、資本主義認識における「一九世紀の特権化」が見られるのである。その場合、二〇世紀資本主義の展開は、「躍進しつつある」または「純粋化傾向を有する」一九世紀資本主義とは対照的に、「没落しつつある資本主義」(正統派)または「変質しつつある資本主義」(宇野派)として理解されるだけである。伝統的マルクス主義の『資本論』理解の問題点について付言しておけば、もっぱら内的関連の解明のみが重視されていて、内的関連は現象面における諸個人の行為の連関を通じて再生産されるという視点が弱いことである(リピエツ〔32〕、〔33〕参照)。

第三の問題点は、伝統的マルクス主義が「資本の論理派と階級闘争重視派との抽象的な対立」に陥っていることである。資本主義の経済法則や歴史的傾向の分析では「資本の論理」が、資本主義の変革を議論する場合には「階級闘争」が、それぞれ強調されてきたが、両者を関連づけるような論理ないし媒介範疇は作られることはなかった。レギュラシオン学派は、調整様

式、蓄積体制、制度諸形態や規範といった媒介範疇を作り、諸個人の戦略的自律性に注目してきた。労使関係の「制度化された妥協」が人びとの行動を方向づけることによって蓄積の首尾一貫性(蓄積体制)を保証すると同時に、人びとは既成の妥協にたいして偏差を生むように行動する能力を持っていることを強調するレギュラシオン・アプローチは、資本の論理派と階級闘争派の抽象的な対立を解決するうえで重要な示唆をあたえていられると思われる。

## 五 構造主義的マルクス主義の批判と継承

リピエツが、レギュラシオン学派は「アルチュセールの反抗する息子」(〔32〕参照)であり、構造主義を乗り越える運動である、と言っているように、レギュラシオン・アプローチはアルチュセールの構造主義的マルクス主義にたいして、それを意識的に継承する面と批判する面をもっている。

レギュラシオン学派が構造主義的マルクス主義から継承する点は、(1)「自律的個人」という近代のイデオロギーを批判し、真の主体は「社会諸関係」であることを強調する視点、(2)経済決定論を批判し、相対的に自律した諸審級(経済、政治、イデオロギー)による重層的決定を提起する視点、(3)唯物史観の生産力主義や進化論的歴史観を批判し、階級闘争の効果のもとでの生産力の展開を主張する視点、(4)社会は相異なる社会関係で織られた織物であつて、資本／賃労働関係に還元されないような社会諸関係(例えば、男女の家父長制)を含んでいるとい

う認識、などであるが、構造主義にたいする批判点としては、つぎの点が重要である（アグリエッタ（1）、リビエッツ（30）、〔33〕、〔43を参照〕）。

第一に構造主義は、社会諸関係の矛盾的性格（とりわけ、私的労働と社会的労働の対立）を軽視しているので、構造の永遠的な再生産を展開するだけで、危機／構造転換／制度改革といった構造変動を解明できないのである。レギュラシオン学派の関心は、危機の解明であり、危機を通しての資本制システムの構造変動である。ポワイエによれば、この構造変動を通して、資本主義の二つの基本的社会関係、商品関係と賃労働関係が再生産されるのである。彼は「不変であるためにはすべてが変わらねばならない」という映画「山猫」の言葉を好んで引用するが、この言葉はレギュラシオニストの構造主義批判の核心を端的に表現しているのである。

第二に構造主義は諸個人を「構造を再生産する担い手」として規定しているので、主体なき客観主義に陥っており、構造と諸個人の行動とのズレや対立を視野に入れることができない。構造主義は「主体なき過程」しか論じることができない。レギュラシオン学派の課題は、自立的個人の社会形成という主意主義に後戻りすることなしに、諸集団や諸個人の自立性を理論的に回復することである。

第三は、構造主義とレギュラシオン・アプローチとの強調点の相違である。構造主義は社会構成体における諸審級の相対的自律性（区別）を強調するのにならぬ、レギュラシオン・アプローチ

ーチは、現代資本主義（二〇世紀資本主義）における諸審級の重なり合う様態に注目する。例えばレギュラシオン・アプローチは二〇世紀資本主義を、「経済的なものと非経済的なものとが密接に接合されている「統合された経済」と理解し、そこにおけるケインズ型福祉国家を「挿入国家」と呼んでいる。

以上を要約すれば、一九七〇年代に生まれたレギュラシオン学派は、一九六〇年代における「構造主義革命」の成果を継承し、その限界を乗り越えようとする運動である。この意味で、われわれはレギュラシオン学派を新構造主義と呼ぶことができる。然し、既存のゲームのルール（調整様式）や生産力構造による制約条件を十分に見定めたくて、諸個人や集団の自律性別様に行動しうる能力）を重視する点で、レギュラシオン学派は構造主義的マルクス主義と決定的に断絶しており、彼らを新構造主義と呼ぶのは不正確である。それは誤解を招く呼び名である。ではレギュラシオン学派をポスト・マルクス主義と呼ぶことができるだろうか。

## 六 レギュラシオン・アプローチと

### ポスト・マルクス主義

ポスト・マルクス主義は加藤哲郎氏が指摘しているように、ネオ・マルクス主義的國家論の潮流の中から一九八〇年代に生まれた学派であり、マルクスが提起した問題は全面的に継承するが、マルクスが提供した回答の不十分性を批判する潮流である（加藤〔12〕参照）。ブロックはこの潮流の立場を、「マルクスがヘーゲルを乗り越えようとしたように、マルクスを乗り越え

ようにするものである」(F. Block, *Revising State Theory*, 1987, p. 35)、と規定している。このポスト・マルクス主義は、歴史的必然性論や経済決定論を批判する点においても(構造主義の継承)、諸集団や諸個人の自律性を強調する点でも(構造主義批判)、また、マルクス体系のまるごと利用を拒絶する点でも、レギュラシオン学派と問題関心を共有している。

それではポスト・マルクス主義の特質はどこにあるのだろうか。ピアソンの一一のテーゼに見られるように、現代の市民社会の多元的性格に注目し、「階級闘争の形態に還元されない民衆的・民主主義的闘争の意義」を重視している点が、ポスト・マルクス主義の特徴である(Pierson [40] pp. 150-151)。この場合、民主主義とは、議会制民主主義のもとでの「諸権利や自由の实在的意義」(ibid)である。市民社会を多元性の場として理解するならば、これに照応する国家論は、国家死滅論ないし国家の市民社会への吸収論ではありえない。ポスト・マルクス主義の国家論は、市民社会における「ゲームのルールや市民的・政治的権利の保障者としての国家」(ibid)である。ラクラウとムフの、グラムシの影響を受けたポスト・マルクス主義論も、歴史的宿命や階級一元論を批判し、現代市民社会の多元的性格にふさわしい社会形成論を提唱している(Laclau E. & Mouffe, C. [21] 参照)。

言い換えれば、ポスト・マルクス主義は、資本・賃労働関係を社会の基軸の関係と見る考え方を克服しようとする運動であり、資本・賃労働関係中心のマルクス理論を「局所的関係の分

析理論」に限定する見解である(山崎カヲル [26] 参照)。

では、レギュラシオン・アプローチを、以上のようなポスト・マルクス主義と規定できるだろうか。確かにレギュラシオン学派は、現代資本主義の多元的性格に注目し、マルクスの資本主義像とは異なる現代資本主義像を描いているのであるから、その意味でこの学派をポスト・マルクス主義と呼ぶことができる(海老塚明 [9])。しかし、忘れてならないのは、ポスト・マルクス主義には対立・抗争する諸階級・諸階層間の「制度化された妥協」によって集団や個人の行動が方向づけられるというレギュラシオン視点がないために、ポスト・マルクス主義が(法律や制度や規範によって誘導されつつ)既存の構造を再生産する習慣的行動の分析を軽視し、新しい社会関係を創造する創生的行動のみを展開している点である。リビエツツが指摘しているように、諸個人の実践には、既存の蓄積体制を再生産するルーチンの実践と、既存のゲームのルールを拒否する創生的実践とがあるのだが、ポスト・マルクス主義はかかる「実践の二重性」に気づいていないのである。レギュラシオン学派が実践のルーチンの側面を強調するのは、言うまでもなく、彼らが構造的マルクス主義を継承しているからである。もうひとつ注意すべきことは、レギュラシオン学派は現代資本主義の多元的性格に注目しているとはいえず、必ずしも資本・賃労働関係以外の他の社会関係に注目しているとは言えないからである。「本来的には対立的な社会関係が暫定的な規則性を確保するのはいかにしてか」というレギュラシオンの問いかけを、賃労働関係以外の社会関

係、例えば、商品関係、男女関係の家父長制、国家／市民関係、人間／自然関係に拡大する必要性を痛感しているのは、今のところ、レギュラシオン学派ではリビエッツだけである。この二つの理由から、レギュラシオン学派を、国家論やイデオロギー論のレベルで生まれたポスト・マルクス主義と直ちに同一視することは軽率であろう。しかし、ジェソップが指摘しているように、経済学の領域で生まれたレギュラシオン学派は賃労働関係の局所性を自覚し、現代市民社会の多元性に肉薄してゆく可能性をもっているし、政治学の領域で生まれたポスト・マルクス主義もレギュラシオン学派が開拓した媒介諸範疇を利用できる可能性をもっているのである (Jessop B., (40) 参照)。

最後に結論的に言えば、レギュラシオン学派は、賃労働関係以外の社会関係の分析を重視しはじめているという意味で、ポスト・マルクス主義と問題関心を共有しつつあるとはいえず、制度諸形態（調整様式）の方向づけによる構造（蓄積体制）の再生産を依然として重視しているのだから、この学派は社会認識のレベルでは「構造主義とポスト・マルクス主義の間に位置している」のである。つぎの表は、以上のような、レギュラシオン・アプローチとマルクス主義の関係を示したものである。

表 レギュラシオン理論とマルクス主義

構造主義的マルクス主義批判	伝統的マルクス主義批判	立場／対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>（一九七〇年代後半以降）</li> <li>レギュラシオン理論</li> <li>・システムの可変性とアクトーの自律性の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（一九六〇年代）</li> <li>構造主義的マルクス主義</li> <li>・歴史的必然性論と経済決定論の批判</li> <li>・構造の永久的再生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本制的生産様式</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>（一九九〇年代）</li> <li>・新構造主義</li> <li>・ポスト・マルクス主義</li> <li>・レギュラシオン理論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（一九八〇年代）</li> <li>ポスト・マルクス主義</li> <li>・階級闘争に還元されない民主主義的闘争の重視</li> <li>・資本・賃労働関係以外の社会関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代市民社会の多元性</li> </ul>

## 七 レギュラシオン・アプローチの可能性

レギュラシオン・アプローチは、経済理論として見れば、ポワイエに代表されるように、経済法則支配論や「資本論」のまごと利用を拒否し、理論と歴史（現代資本主義）をもつと接近させ、両者の相互媒介を可能にするような媒介諸範疇の開拓に力を注いできたし、歴史認識として見れば、リビエツツに代表されるように、「思わざる発見」(trouvaille) という視角から、「各時期はつぎの生産様式を必然的に準備している」といった決定論的で進化的な歴史観を拒絶し、歴史は各分岐点における闘争・選択・妥協の積み重ねを通して開かれてゆくという見方を強調してきた。また、社会認識として見れば、レギュラシオン・アプローチは現代市民社会の多元的性格に関心を払いはじめている。しかし、レギュラシオン・アプローチが経済理論や歴史認識や社会認識にたいするこのような見方を完成させているのではない。レギュラシオン・アプローチは経済や歴史や社会についての新しい見方を、他のさまざまな学派との対話や論争を通じて発展させつつある、というのがレギュラシオン学派の現状である。しかし、レギュラシオン学派は未完成で粗削りではあるが、経済・歴史・社会についての独自の見方を通して、とりわけつぎの三点において、「制度化されたマルクス主義」に重要な問題を提起していると思われる。

第一に、レギュラシオン学派が伝統的マルクス主義の歴史的宿命論や経済法則決定論に批判的であることに関連するが、彼

らが集団や個人の「自律性」をかなり重視していることである。彼らは、集団や個人が「歴史の必然性」なるものをいかに実現するかという問題設定をしない。彼らは、既存のルール・制度・規範に従ってきた集団や個人が従来の調整様式を拒否し、いかに創生的行動を起こすかという問題設定をする。言い換えればこれは、調整様式の時間的・空間的可変性の根拠をいかに説明するかという問題である。フォードイズムの黄金時代（一九四五—一九七四）に、あるいは、フォードイズムの危機からの脱却期（一九七四—現在）に、なぜ各国における国民的軌道は一樣ではなく、多様な形態をとるのか。この問いにたいしては、各国でフォード的労使妥協の内容が相違するからだ、危機において形成される新しい賃労働関係の萌芽的要素が各国で異なるからだ、という回答が用意されている。しかし、この回答に唯物論的基礎をあたえるためには、レギュラシオン学派は「人間は歴史を作る、だが、所与の諸条件のうえで」（「ブリュメール一八日」）というマルクスの歴史観の現代的意義を深めねばならない。構造的危機からの脱却プロセスにおいて、過去の伝統の重みや現存の生産力や国際的制約によつて何ができるかが制約されるにもかかわらず、各国における諸階級間の闘争と選択だけが新しい制度形態や社会的妥協を生み出すものであり、危機の帰結を規定するのである。つまり、「歴史は制約されているとはいえず、開かれている」ので、各国のアクターは一定の戦略的自律性をもっており、その選択は多様で可変的なのである。

第二に、レギュラシオン学派は、社会変革(changement social)

について、従来の革命と改良とを切断する硬直の見方の見直しを提起している。「制度化された妥協」、「制度革新」、「社会的イノヴェーション」としてのレギュラシオン、「ラディカルな改革」といった、レギュラシオニストがよく用いる社会変革にかんする用語は、「革命」と「改革」を相互接近させ、両者の硬直的な切断を反省するような媒介概念である。伝統的マルクス主義の社会変革観を刷新するような媒介概念の研究は、まだ開始されただばかりであるが、経済学において理論と歴史を接近させる一連の媒介概念の構築と同様に、レギュラシオン・アプローチに期待できる研究領域である。社会変革にかんする媒介概念を豊富化させてゆくうえで示唆的なのが、リビエツツの「羅針盤としてのユートピア」というイメージである。彼によれば、未来設計の羅針盤は、目的論的歴史観のように到達すべき目標（例えば「共産主義」）をア・プリオリに規定するのではなく、現在における被抑圧者の反抗や民衆の願望や地域環境破壊の拒否などによって活気づけられつつ、社会運動の進むべき方向を指し示すのである（Lijniez A. (45)、井上〔7〕参照）。

第三に、新しい経済学として生誕したレギュラシオン学派は、近年、現代市民社会の多源性に着目しはじめ、階級関係に還元できないような社会諸関係にまで、「矛盾と不安定性を本性とする社会関係が暫定的規則性を維持するのはいかにして可能か」というレギュラシオンの問いかけを拡大しつつある。（若森〔34〕参照）。このようなレギュラシオン理論の展開は、政治学の分野で展開されつつあるポスト・マルクス主義と理論感覚を共有

するものであり、今後の展開が注目される動向である。この新動向の重要論点は二つある。民主主義の問題、および「赤」と「緑」の収斂の問題がそれである。レギュラシオン学派は民主主義の問題については、フォーダイズムにとつて代わる新しい調整様式のかなめとして、勤労者民主制論を提起している（山田〔29〕一五二ページ以下参照）。「赤」と「緑」の収斂の問題については、リビエツツが「ソシエタル・パラダイム」（リビエツツ〔31〕、三二ページ）という新たな媒介概念を提起して、この問題を議論している（Lijniez (42) 参照）。

#### 参考文献

- (1) アグリエッタ「資本主義のレギュラシオン理論」（若森・山田・大田・海老塚訳、大村書店）
- (2) アグリエッタ「基軸通貨の終焉」（斉藤日出治訳、新評論）
- (3) アグリエッタ／フランデル「勤労者社会の転換」（斉藤日出治ほか訳、日本評論社）
- (4) アグリエッタ／オルレアン「貨幣の暴力」（斉藤・井上訳、法政大学出版局）
- (5) 伊藤成彦「ローザ・ルクセンブルクの世界」（社会評論社）
- (6) 伊藤誠「逆流する資本主義」（東洋経済新報社）
- (7) 井上泰夫「レギュラシオン学派の地平」（経済セミナー）一九九〇年六月号）
- (8) 今枝法之「ギデンズと社会理論」（日本経済評論社）
- (9) 海老塚明「レギュラシオン理論が提起するもの」（海老塚・小倉編著「レギュラシオン・パラダイム」青弓社）
- (10) エリテイエ「オルタナティブへの道」（若森章孝ほか訳、大村書店）
- (11) オミナミ「第三世界のレギュラシオン理論」（奥村和久訳、大村書店）

- (12) 加藤哲郎『東欧革命と社会主義』(花伝社)
- (13) 「経済セミナー」一九九一年二月号【特集 レギュラシオン理論とは何か】
- (14) ゴードンほか著『アメリカ資本主義と労働』(河村・伊藤訳、東洋新報経済社)
- (15) 斉藤日出治『物象化世界のオルタナティブ』(昭和堂)
- (16) 清水耕一『マルクス主義とレギュラシオン・アプローチ』(「情況」一九九一年九月号)
- (17) 須藤修『経済原論』(新世社)
- (18) 平田清明『社会主義の危機と新理論の可能性』(「窓」第九号、一九九一年)
- (19) 平田清明ほか編『現代市民社会の旋回』(昭和堂)
- (20) 平子友長『生産力と生産関係』(「思想と現代」第三号、一九九〇年九月)
- (21) ブチ『低成長下のサービス経済』(平野泰郎訳、藤原書店)
- (22) ボールズほか著『アメリカ衰退の経済学』(都留・磯谷訳、東洋新報経済社)
- (23) ボワイエ編『世紀末資本主義』(山田鋭夫訳、日本評論社)
- (24) ボワイエ『レギュラシオン理論』(山田鋭夫訳、藤原書店)
- (25) ボワイエ『入門・レギュラシオン』(山田・井上訳、藤原書店)
- (26) 八木紀一郎『問題としてのマルクス経済学』(持田信樹編『経済学』木鐸社)
- (27) 松岡利道『ローザ・ルクセンブルク』(新評論)
- (28) 山崎カラル『制度的マルクス主義からポスト・マルクス主義へ』(インパクション) 第六三三号、一九九〇年
- (29) 山田鋭夫『レギュラシオン・アプローチ』(藤原書店)
- (30) リビエツ『奇跡と幻影』(若森・井上訳、新評論)
- (31) リビエツ『勇氣ある選択』(若森孝訳、藤原書店)
- (32) リビエツ『レギュラシオン理論とマルクス主義』(聞き手若森・井上、「週間読書人」一九九〇年一月二十六日号)
- (33) リビエツ『レギュラシオン・アプローチと社会科学の新天地』(井上泰夫訳、「経済セミナー」一九九一年三月号)
- (34) 若森孝『レギュラシオン・アプローチの挑戦』(「窓」第九号、一九九一年)
- (35) 若森孝『レギュラシオン・アプローチと現代社会認識』(海老塚・小倉編著『レギュラシオン・パラダイム』)
- (36) 若森孝『アフター・フォーティズムにおける経済・市民社会・国家』(山田・須藤・桐谷編『アフター・フォーティズム』大村書店)
- (37) 渡辺憲正『近代批判とマルクス』(青木書店)
- (38) Boyer R. (1988) *The Search for Labour Market Flexibility*, Oxford.
- (39) Coriat B., *Penser à l'envers*, Christian Bourgeois Editeur 1991. (花田眞宜ほか訳『逆転の発想』藤原書店) 近刊)
- (40) Jessop B., *Regulation theories in retrospect and prospect*, *Economics et Sociétés*, no. 11, 1989.
- (41) Laclau E. & Mouffe C. (1985) *Hegemony & Socialist Strategy*, Verso. (山崎・石沢訳『ポスト・マルクス主義と政治』大村書店)
- (42) Lipietz A. (1988) *Building an Alternative Movement in France*, *Rethinking MARXISM*, vol. 1, no. 3
- (43) Lipietz A. (1988) *De l'Althusserisme à la théorie de la régulation*, CEPREMAP no. 8920.
- (44) Lipietz A. (1988) *La trame, la chaîne, et la régulation*, CEPREMAP no. 8816.
- (45) Lipietz A. (1991) *Les crises du marxisme*, in Bidet J. et Texier J. (eds), *Fin du communisme? Actualité du marxisme?*, P.U.F.
- (46) Mouselis Nicos P. (1990) *Post-Marxist Alternatives*, Macmillan.
- (47) Pierson C. (1986) *Marxist Theory & Democratic Politics*, Polity Press.

## イギリス社会民主主義の現在

名古忠行

### はじめに

私はこれまで、一八八〇年代のイギリス社会主義について勉強してきました。そこで本日は一八八〇年代の視点から一九八〇年代のイギリス社会民主主義をめぐる問題状況について私なりの光をあててみたいと思います。いいかえますと、イギリス社会民主主義の過去（一八八〇年代）と現在（一九八〇年代）について、主としてフェビアン協会の思想と活動を手がかりとして考察を加えてみたいと思います。

イギリスでは、特に労働党を中心に Democratic Socialism あるいは Fabian Socialism の用語が用いられていますが、これは、現在、西ヨーロッパ諸国で用いられている「社会民主主義」(Social Democracy) と共通するところが多いと思います。社会民主主義とは、議会政治・政党政治を通じて平等社会を実現しようとする思想と定義しておきます。イギリスでは Fabian Socialism がこれを代表すると思います。

結論めいたことをあらかじめ申しておきますならば、私は二点ばかりのことに注目したいと思えます。まず第一は、一八八〇年代と一九八〇年代とは、イギリスではめずらしく「イデオロギーの時代」であったということです。これは、世紀転換期におけるイギリス国家の危機をあらわしているものと考えられます。いわゆる「思想のたたかい」(The Battle of Ideas) がこの時期もつともはげしく展開された。そして、そのどちらの時期においても論争の焦点になったのは、一方における Individualism と他方における Collectivism であり、さらにまた Individualism の思想的核心である Liberty と Collectivism の思想的核心である Equality であったと申せましょう。そのそれぞれの思想陣営が時代精神の座をめぐって争ったのであります。この「The Battle of Ideas」という思想状況下において、イギリスの社会民主主義の問題状況をとらえてみようと思うのであります。

第二に私が申しあげたいことは、この「思想のたたかい」の場にあつて、社会民主主義の Identity Crisis が進行しているということです。イギリスの社会民主主義はすでに一九七〇年代以降、自らのアイデンティティを失い、知的ヘゲモニーを喪失し、その思想的空白の中で、新しいアイデンティティを求めて苦しい再調整・再適応の時期を経験しているといえましょう。

### 一 フェビアン協会の現在

一九八四年に創立一〇〇周年を迎えたフェビアン協会は、こ

れを記念しましてベン・ピムロットの編集による“*Fabian Essays in Socialist Thought*”を出版しました。その中で、ロドニー・バーカーは“*The Fabian State*”という論文を寄せています。第二次世界大戦の終結とほとんど同時に行われたイギリスの総選挙におけるC・アトリーひきいる労働党の地すべりの大勝利とそれにひきつづいて実施されたイギリス福祉国家の建設は、まさに“*Fabian State*”より正確に言うならば、ケインズ・ベヴァリッジ・フェビアン国家の誕生にはかならなかったと申せましよう。フェビアン協会は『フェビアン社会主義の一〇〇年』において、次のように述べています。

「一九四五年労働党政権の誕生、二二九名のフェビアンが当選。まるで大きなフェビアン・スクールのようだ。議会労働党のメンバーは、これまでフェビアン協会の会合や委員会を顔を会わせていた人々だった。様々なアイデアが次々と実行にうつされた。それがフェビアンの夢だった。今や、そのアイデアが実行にうつされるチャンスを迎えたのだ。彼らの多くは、国内・国外の大臣や行政官になった。福祉国家の建設、国民健康保健、国有化計画、インドの独立、これらすべては、フェビアン協会のこれまでの研究と調査と議論にもつづくものであった。」

今や、この“*Fabian State*”あるいは“*State Socialism*”は危機に陥っております。

「社会民主主義モデル」という考えがあります。これは、社会民主主義（政党）と福祉国家との相関関係をあらわしたモデルで、社会民主主義（政党）が強力な国ほど福祉国家の成熟度は高

いということをあらわします。イギリスは他のヨーロッパ諸国とならんで、戦後このモデルが適合する国家の一つであるかと思われまます。しかし、イギリス社会民主主義者は、今日、このモデルを誇ることができなくなりました。

“*We are all Socialists now*”とウィリアム・ハーコート卿が述べたのは、一八八九年であったと思います。第二次大戦後、イギリスでは労働党政権がつくり出した混合経済、完全雇用、福祉国家、コーポラティズムのシステムにもつづくと野党、社会民主主義者、自由主義者、保守主義者を貫通するコンセンサスは、今日崩壊したといわれております。戦後のこうした社会民主主義への知的ヘゲモニーは、一九四五年から一九六〇年代の後半まで約三〇年間継続し、イギリスの政治的、経済的争点の理論的枠組みを形成しました。しかし、一九七〇年代、イギリス経済の危機状況、イギリス政治の混乱の時代が訪れると共に、この知的空白をうめるべき社会民主主義のイニシアティブは何ら発揮されませんでした。

シドニー・ウェップは「社会主義とは国家によるコントロールである」と申しました。彼によれば、国家干渉の浸透度が社会主義の進展度をあらわし、従つて、一九世紀を通じてイギリスは社会主義の絶えざる前進を経験してきたということになります。彼の進化論的歴史観、「漸新主義の不可避性」はこうして導き出されてきました。しかし、今日歴史的パースペクティブは「国家の時代」から「個人の時代」へとすっかり転換したように思われます。詳しくは述べませんが、一九七〇年代以降の

産業構造の変革、技術革新、人々の価値観の変容は巨大なものである、それに対応して、時代精神、時代思潮の転換・変容もまたいちじるしいものがあります。一言にして申せば、それは Collectivism から Individualism の時代への転換であるといえましよう。

A・V・ダイシーは「一九世紀イギリスにおける法律と世論の関係についての講義」の中で、一九世紀から二〇世紀にかけてイギリスは Individualism から Collectivism への転換を経験したと述べています。R・H・トーニーはむしろつきはなしたような調子で、次のように述べています。

「鉄のような Collectivism と伝統的な一切の制約をうけつけない気分とは、はじめからおわりまでずっとイギリスにあったわけであり、ただその二つの要素のまざり具合は変わっており、それらの迎え方も時代が変わればさまざまであったというだけのはなしである。」(Religion and the Rise of Capitalism, pp. 226-227)

ダイシーとトーニーのテーゼを今日に適用するとしますならば「二〇世紀の末期、イギリスは逆に Collectivism から Individualism への転換期に突入したといえましよう。

このような時代状況と思想状況の大きな転換にあつて、今日イギリス社会主義は自らのアイデンティティの危機に直面しているといえましよう。これまで社会民主主義と労働党のアイデンティティであつた労働者階級、労働組合、産業社会、階級政治、国有化、計画経済、福祉国家等々は、その土台から大きく変容し、あるいは存在理由をきびしく問われております。

今日、イギリスの人々の間における社会民主主義と労働党のイメージは、「病院のベッドに横たわる患者」というものでありまして、福祉国家の手あつい保護はあるものの、自由はそこにならぬというイメージであります。

日本ではフェビアン協会という過去の遺物のようにみられておりますが、今日でもイギリス社会民主主義の知的フォーラムとして活発に活動しております。現在そのメンバーは三二五名（一九九〇年）を数え、イギリス労働党のシンク・タンクとしてさまざまな会議、集会、セミナーなどの開催、フェビアン・トラクトをはじめ労働党のポリシー・レビュー、フェビアン・ニューズなどを発行しています。私が参加しました一九八九年一月と七月にオクスフォードのラスキン・カレッジとロンドンのLSEを会場にして開催された同協会の大会の模様、そこでの労働党副党首ロイ・ハタスリー、労働党幹部ブライアン・グルード、フェビアン協会議長ヒリー・ヒューズ、指導的なフェビアン理論家ベン・ピムロットらの話、一九八〇年代に発行されたフェビアン協会の印刷物を手がかりとして、イギリス社会民主主義が直面している問題状況について考察してみようと思ひます。

## 二 社会民主主義と個人主義

一九八五年七月一〇日、「ザ・ガーディアン」のヒューゴ・ヤングは、「We are all Thatcherites now」と述べました。マーガレット・サッチャーは、一九七九年、一九八三年、一九八七

年と三度保守党を勝利に導き、昨年（一九九〇年）の秋、辞任するまで実に一一年間政権の座を占めつづけました。サッチャー主義は時代の精神になったかの感がありました。この一九八〇年代、イギリスではサッチャー革命が進行し、イギリスの政治・経済・社会の風景はすっかり一変したといわれております。そのサッチャー主義がかかげたものは何であつたか、その一つは言うまでもなく「個人の復権」、すなわち *Individualism* の哲学でありました。

「社会というものはない。存在するのは個人であり、その家族である。」このようにサッチャー夫人は述べております。まことに明快な *Individualism* のメッセージです。個人の自由と選択」は、たんなるトーリーのレトリックではなく、一九八〇年代のイギリスの政治風景を変える導きの光となりました。サッチャー夫人は福祉国家の「過剰な支配、過剰な課税、過剰な支出、過剰な貸り入れ、過剰な人員」を攻撃すると共に、個人をそこから解放し、個人のセルフ・インタレスト追求の本性に訴えかけました。彼女のポピュリズムは労働者階級にアピールし、彼らを「持てる人々」に引き入れ、獲得することに目標が定められていました。彼女のモラリズムは、ヴィクトリア朝の倫理を復活させて、企業家精神、節儉、勤勉、家族の責任と権威、個人の自由と自治をよびおこそうとするものでした。それはまた、一九六〇年代の“*Permissiveness*”を拒否する倫理でもありました。保守党の研究調査局の文書は、次のように述べております。

「一九五九年には、労働党は『*The Battle of Ideas*』において勝利していた。……保守党は社会主義のどの仮説にも挑戦しようとして、またその装置をこわそうともしなかった。キース・ジョセフは一九七四年の演説で、保守党は思想の闘いで労働党に対して立ちあがり、政治課題を完全に転換するよう指摘した最初の保守党員だつた。一九七五年以来、社会主義はうちまかされ、今日では政治のアジェンダはサッチャー夫人と保守党によつて決められている。保守主義は反動的なドクトリンであることをやめた。」（*Politics Today*, No. 1）

このような新保守主義のイデオロギー攻勢に対して、社会民主主義陣営ではこの *Individualism* と *Collectivism* の問題について、自由と平等の問題について、どのような理論的考察と展開をはかっているのでしょうか。このことを一九八〇年代のフェビアンたちの議論を通じてみてみたいと思います。

フェビアンの一人、クリス・スミスは次のように考えます。「われわれはますます個人化する世界に住んでいる。そこではほとんどの人々が閉ざされたドアの背後で私的な生活を楽しみ、消費資本主義のよびかけに反応し、全体社会の生活にアイデンティティを見い出さず、集団的な相互扶助にも頼ろうともしない。このような世界で社会主義は *Collectivism* の原則をすてず、しかも伝統的に形成された官僚制機構を改革する必要性を視野に収めつつ、個人の願望を満足させるべく努めねばならないのである。」（*Fabian News*, No. 521, *Labour's Next Moves Forward*）

このような根本的な反省の上に立つて、クリス・スミスはすべての人々への機会の提供、個人にとって真のチャンスの保障

を可能とするような新しい多数派、いわば Rainbow Coalition の形成をよびかけます。そして、社会主義はきわめて不人気で不明確になったのでこの言葉をつかうのをやめ、People's Party あるいは New Democratic Party という名称を採用することを提唱しています。

同じくフェビアンの一人アラン・ピットは、これまでの社会主義における自由と平等の取り扱いや理解について次のように述べます。

「社会主義革命家たちは決して自由と平等とを矛盾する理想とはみなさなかつた。彼らのヴィジョンでは、自由と平等の両方とも重要な役割を演じていた。多くの人々にとっては、社会主義運動自体が自由の表現であるとみなされていた。」

しかし、社会主義者は自由と平等についてどこかでまちがった解釈をするようになった、とアラン・ピットは述べます。

「社会主義の意味のまちがった解釈——道徳的平等の理念は経済的平等への闘いにおいてどこかで見失われてしまったのだ。そして、個人の価値に対する敬意は、経済計画化の詳細の中のみこまれてしまったのだ。自由、個人が自らを確認し、自らとなる権利、正しいと思うように生きる権利、これらは左翼の辞書からはすみやかに消えてしまった。今日、労働党がかもし出す中心的なイメージは、極端な人間的受動性——病院のベッドの中の患者のイメージである。」(Fubian News, Vol. 101, No. 4, 1989)

労働党の理論家ブライアン・グールドは、Socialism and Freedom (1985)の中で次のように述べております。

「ほとんどの労働党支持者は、社会主義を定義するとすれば、国

有化、官僚制、労働組合、福祉国家というチームで答えるであろう。これらすべてが労働党支持者の間でさえ不人気なのだ。そして、もし個人の自由と社会主義との両立性について考えるように求められるとすれば、彼らは、社会主義は不可避的に自由を減少させるという考えに同意するのである。」

フェビアン協会は、いくつかのテーマについて Socialist Philosophy Group を発足させ、研究を深めておりますが、「社会主義と権力」をテーマとする第六グループから次のような問題提起がなされております。

「イギリスの民主的社會主義の理論と実践における現在の危機は、なによりもまず、権力の問題についての混乱に起因している。これらの混乱は、一部は社會主義思想そのものの遺産に、一部は社會主義者がまだ適応できないでいる社会における権力の現実における変化に求めることができる。……おそらくより根本的なのは、平等について社會主義者の関心をもつばら経済的用語で定義するという戦後民主的社會主義思想における顕著な傾向である。こうして所得の再配分は、その再配分に含まれる権力の関係に一切関係なく支配的な目標だとみられてきた。」

ところで、「社会」というものは存在しない」と宣言したサッチャー夫人に対して、ブライアン・バリイは「社会は存在するか？」というフェビアン・トラクトを書き、次のように社会民主主義の立場を明らかにしております。

「社会主義とは二つの観念、すなわち社会的正義と Collectivism との統一によってもっともよく理解される。もし労働党が保守党政府に対するイギリスの人々の現在の不満を新しい社会観へのしつ

かりした支持へと転換しようとするれば、そのヴィジョンを提出しなればならない。」

彼によれば、新保守主義はフリー・マーケットにおいてこそ人間の自由と平等は実現すると主張しているが、彼らの経済的自由化政策は一九八〇年代において人々の所得分布に大きな格差を拡大したのである。従って、社会民主主義は、このような「市場の失敗」をうけ、しかも方法的個人主義を取り入れながら、新しいコレクティヴィズムの展開をはからねばならないというのです。

若い世代のフェビアンたちは、Young Fabian Pamphlet, No. 51. *Can Socialism be popular?* (1989) という論文を発表して、その中で次のような考えを述べています。

「サッチャー夫人の主たるメタファーが家族や家庭であるように、労働党のそれは近隣集団やコミュニティであらねばならない。トリーはすべてのものを市場や私的消費という考え方にひきつけている。労働党は社会保障や相互扶助の伝統を強調すべきだ。そのことは人々の社会への帰属感、平等や共同への信念を鮮明にする人々の知識や認識を表している。……トリーが選択の拡大として諸方策をうち出しているように、労働党は民主的権利の拡大として（産業デモクラシー、地方自治、住宅やその他の公共サービスへの参加等）その政策を体系化することができよう。」

さて、このようなイギリス社会民主主義者たちの思想的営為や問題提起をうけて、労働党党首のニール・キノックは、Socialist Individualism つまり Collectivism と Individualism との新しい時代状況下での統一という考え方をうち出しており

ます。キノックは、Fabian Tract No. 509 に *The Future of Socialism* (1986) という論文を書いた Socialist Individualism を展開しており、これもこれとつてつけたような感じですが、きりしない。そして、その結論として出てくるのは結局、Collective Freedom です。これは Individualism ではない。ピーター・ジェンキンスも言っており、また「Individualism と Socialism とは一致しない。Socialism は Individualism に対するアンチ・テーゼとして生み出された」ものであります。(Mrs. Thatcher's Revolution, 1987, p. 335)

こうして、イギリス社会民主主義のアイデンティティ・クラシスは深まるばかりであります。

### 三 社会民主主義と福祉国家

ご承知の通り、一九七九年のサッチャー保守党政権の成立と共に、イギリスの福祉国家はきびしい批判にさらされ、大きくゆらぐことになりました。端的に申し上げるならば、新保守主義の福祉国家批判はその Individualism にもとづく Self-Help の哲学の展開であったといえます。それは、ちょうど一〇〇年前のハーバート・スペンサーが『人間対国家』の中で展開した論理でありました。ただし、スペンサーの議論は当時支配的な潮流となりつつあったコレクティヴィズムに対し、「ひかれ者の小唄」ないし「敗者の負けおしめ」という感がありました。一〇〇年後のサッチャー夫人は圧倒的に攻勢的で、戦後のコレクティヴィズムのコンセンサスとしての福祉国家体制を退

治するジャンヌ・ダルクの感がありました。

昨年(一九九〇年)のサッチャー夫人から政権をひきついでジョン・メージャー首相は、今年にはいつて「市民憲章」を発表しました。これは公共サービスの消費者と利用者により多くの選択、より多くの自由の拡大と実現をめざすプログラムで、まさにサッチャーなきサッチャー主義であり、プラス開かれた「階級なき市民社会」の実現をめざすメージャー色もくみこまれております。この「市民憲章」を簡単に説明しますと、市民のための公共サービスの品質向上、例えば郵便局による郵便配達の独占の廃止、ロンドンのバスと国鉄の民営化など、そして公共サービス利用者個々人の権利の拡大、例えば列車の遅れには払い戻しが可能とか、交通ストの組合を相手に個人による訴訟が可能、さらには警察、病院、学校、自治体などのサービスの点検など広範囲の内容を含んでおります。この憲章によれば、よりよい品質は二つの圧力から生じるとしております。一つは戦略目標とモニターによつて、他は競争と民営化によつて。英国鉄道やロンドンの地下鉄などは自らのサービスのターゲットをかかげ、その達成度を公表し、市民の審査をおおぐ。そして、独立の検査機関がその結果が正しいかどうかをチェックするというものです。これらのことは、すでに私的部門や企業で行われていることで、品質管理、運営、職員のトレーニングなどに競争原理が奨励され、プアなサービスはそれによつて追放されるとされています。こうして、サッチャーなきあとでも Individualism の攻勢はつづいているのです。

フェビアン協会も福祉国家を批判しております。その批判点は、(1)福祉国家は社会的平等を達成していない。階級、性、宗教、人種間にはまだまだ不平等が存在する。(2)国家によるサービスが官僚的、非効率的で硬直化している。(3)福祉の財源が不足している。(4)責任を負わない専門家の群れ。(5)明確な福祉政策の不在。サービスがあつてもポリシーがない、等々。フェビアン協会は以上のように福祉国家を批判することによつて、サッチャー主義とは逆に、福祉国家をさらに前進させ充実させようとしていきます。ウェット夫妻がはじめてかかげたナシヨナル・ミニマムの実現からさらに進んで、ナシヨナル・オブティマム(福祉の最適水準)の実現による市民社会の成熟をめざしています。しかし、このことはより一層の State-Help を、ということを意味するものにほかなりません。国家はその負担に耐えられるのでしょうか？

シドニー・ウェットは福祉国家の姿を「忙しく働くハウス・キーパー」と表現しましたが、このオールマイティのハウス・キーパーによる過保護・過干渉に人々はウンザリしてきているのではないのでしょうか。戦後形成された福祉国家もすでに四五五年を経て、相当老朽化してきています。Socialist Philosophy Group Papers, No.4において、コーリン・クローチは次のように述べています。

「過去二〇年間の重要な発展は、Personal autonomy すなわち放つておいてもらう権利、あるいは私的利益を追求する権利をますます強く主張することである。……個人的自治の追求は、権威

主義や検閲との闘い、国家に対する自由の主張と結びついていた。取り扱いが一層困難なのは、個人的自治そのものの追求を完成し、吸収し、回路を与えることである。労働組合を主たる抑圧権力の源泉と同一視することにおいて、とりわけ自由市場を個人的自治がもつとも完全に追求される空間とみなすことにおいて、今日の個人的自治は現象している。もしも、国家が一九八〇年代において人々にとつての敵とみなされるとしたら、それは福祉国家にほかならない。」

一九八九年、労働党は一〇万語からなる詳細なポリシー・レビュー (*Meet the Challenge, Make the Change: A New agenda for Britain*) を発表しましたが、それを一読しての圧倒的な印象は「政府、政府、より一層の政府を！」というのであります。

イギリスの社会民主主義者は、これまで国家をどのようにみてきたのでしょうか。デビッド・ウェブスターは「社会主義と権力」の中で次のように述べています。

「ルイ・ブランやラサール——そして多くのフェビアン社会主義者たち——にさかのぼる伝統において、国家社会主義者たちは国家をコミュニティと同一視し、国有化や国家統制を人民の所有と人民によるコントロールと同一視してきた。福祉国家を含めて、国家構造をうち立てることによる社会主義変革は、多くの面で圧倒的に成功だとみなされ、ほとんどすべてのことを民主的社會主義の用語で理解するようになった。」

D・ウェブスターによれば、イギリス社会民主主義者によつてうち立てられた国家の構造とは、次のような特徴をもつています。

(1) 圧倒的に専門家によつて運営される国家機関による福祉サービス(健康、教育、住宅、社会保険、社会事業)の大規模な分配。

(2) 公有にもとづく種々の産業。この下では、消費者も労働者も地域社会も中央管理当局に対してほとんど力をもたない。

(3) 国家による経済的計画化の強調。エキスパートによる技術的革新と経済運営への過剰な自信。

一九世紀末から社会民主主義者によつて国家はコミュニティ救済の救世主としてよび求められ、コミュニティそのものと同視され、崇拜されてきたようであります。少なくともイギリス社会主義者によつて、国家の正統性がコミュニティや個人と區別して真正面から問われ理論化されてはこなかったと思われまふ。そこで労働党は一般の人々によつて国家の党とみなされ、年配の人々は国家を恩情あふれる供給者とみているのに対し、若者たちは国家を彼らの *Personal autonomy* に対する侵害者とみなしています。ヤング・フェビアンのパンフレットが述べているように、若者にとつて国家の教育とは彼らが匿名の大衆となるための学校を意味し、国家による住宅とは小便可さいブロッタ住宅を意味し、国家による手当とは失意の経験を意味し、国家による健康保険サービスとはゆつくりと診察できない医者や長い待ち時間を意味することになるのです。(Young Fabian Pamphlet, No. 51)

National State あるいは「主権国家」は、若い世代を中心

とした個々の人々の関心領域から急速に消え去りつつあるのではないでしようか。いずれにしても、従来の国民国家の枠組みに全面的に依存してきた国家社会主義は、アイデンティティ・クライシスに直面していると申せましよう。

#### 四 社会民主主義とヨーロッパ統合

現在、ヨーロッパ共同体は国民国家の枠組みをこえた経済的、政治的、文化的統合への道を歩んでおります。私はECの専門家ではありませんので、ECについて発言権はありませんが、イギリスの社会民主主義との関わりという点で関心をもっております。というのも、社会民主主義は一国社会民主主義としてはどうも成り立たなくなっているからであります。この点で、一九八九年一二月、ECで注目すべきことがおこりました。パリで開催された欧州理事会において、ECの社会憲章が採択されました。この社会憲章とは、ECのSocial Dimensionの一環として、労働者の権利や社会福祉などの市民としての社会的権利を宣言としてうたったものであります。ECはCommon Marketという競争原理とEuropean Communityという社会原理との相矛盾し、対抗する原理から成り立っておりますが、これはヨーロッパ大に拡大されたIndividualismとCollectivismとの矛盾・対立であります。市場原理には必ず「市場の失敗」が伴うとされています。このことはECにおいても当然「市場の失敗」はいいかえますと市場メカニズムではどうしても解決できない問題、例えば人権やフェミニズム、エコロジーや人々

の共同性や文化の問題が発生することを意味します。これをカバーするのが、ECのSocial Dimensionであるといえましよう。

このSocial Dimensionをおしすすめていくことは、ヨーロッパ統合の深化であるという事は言うまでもありませんが、同時にヨーロッパの社会民主主義化であり、Marketとしてのヨーロッパ統合であると同時に、あるいはそれ以上にCommunityとしてのヨーロッパの成立ということになりましよう。すなわち、日本やアメリカにみられる「効率優先の社会」に対して、人間中心の労働・文化・技術の統合された社会の誕生といえましよう。しかし、EC内には基本的な対立があつて、この対立は二つの思想の対立であり、今後それはEC統合とコミュニティの性格をめぐってさまざまの局面で噴出するでありましよう。

この「社会民主主義のグローバルゼーション」という傾向に対して、イギリスの社会民主主義者はどのように対応しているでしようか。イギリスの社会民主主義者は、ヨーロッパ統合へのイギリスの積極的参加はサッチャー主義をのりこえる絶好のチャンスだとみています。この点で、従来ECをビック・ビジネスのマーケットととらえ、これに冷淡な態度をとってきた彼らに大きな方針の転換がありました。彼らはECをSocial Marketととらえなおし、これを社会的に建設的な方向で市場の力を使用するチャンスと考えるようになりました。ピーター・ホームズは、「われわれはECの制度を通して、サッチャー

を政治的にバイパスすることができ。そこに、歴史は世界をして彼女の道に歩ませるといふ神話をうちやぶるチャンスがある。サッチャーは今や不可避免的になつてゐる流れに抵抗することによつて実際に反動的になつた」と述べています (*Fashion News*, Vol. 101, No.3, 1989)。歴史の流れにのりこえられ、これにさからつたサッチャーは、たしかに一九九〇年秋、退陣せざるを得ませんでした。

ニール・キノックは労働党のポリシー・レビューで、「一九九二年はわれわれのヨーロッパのパートナーの最善の施策を採用することによつて、イギリスの水準を上昇させる真の機会を提供するだろう。われわれの目標は他のEC諸国の最高レベルをイギリスにも適用すること、イギリスの労働者には最善の労働条件を、イギリスの年金生活者には最善の年金を、イギリスの婦人には最善の産児休暇を、イギリスの子供には最良の児童手当を得させるようにすることである。これらの多くの領域で、うめられるべき大きなギャップがある。われわれはそのギャップをうめめることをはじめようとしてゐる」と述べています。

フェビアン協会もまた、フェビアンの思考によつて先導される新しいヨーロッパ像をえがいております。イギリスの社会民主主義者とのヨーロッパ諸国の社会民主主義者との交流や共同作業もさかんに行われてゐます。

さて、これに対して保守党の対応はどうでしょうか。ECの統合をめぐることは、保守党内には現在ほげしい対立が進行してゐるようです。サッチャー夫人はいうまでもなく、イギリスの

ナショナル・アイデンティティをあくまで守るといふ立場です。一九九一年六月二六日に彼女は下院で演説して、「われわれの主権はブリュッセルからくるのではない。それはわれわれの権利であり、遺産である」と述べ、メージャー首相を牽制しています。「われわれがこれまでの間、イギリスを社会主義のマヒ状態から解放するために働いてきたのは、ブリュッセルからの中央統制と官僚制を通して社会主義を導き入れるためではなかつた。」とサッチャー夫人は述べています。 (*Politics Today*, No. 18, 1989)

一方で自由市場の思想を説きながら、他方では主権国家の枠組みを、イギリスのナショナル・アイデンティティと帝国意識をかたくなに守ろうとするこのような保守党の動きに対して、イギリス社会民主主義者と労働党はナショナル・ステートを立てて、自らの新しいアイデンティティをうちたてることができるといふか。

### むすび

イギリス社会民主主義のアイデンティティ・クライシスは、はたして克服されるでしょうか。このことは、社会民主主義が新しい「コミュニティの思想」となりうるかどうかにかつてゐるように思われます。

ここに、イギリス人のヨーロッパ意識を物語る調査がございます。今年（一九九一年）の六月に行なわれた世論調査によりみると、連邦ヨーロッパに賛成してゐるイギリス人は四三%、反

対している人は三二%です (*The Economist* June, 29th, 1991)。四〇%の人々が今やアメリカとの特別な関係よりも、ヨーロッパに親近感をもつようになっていきます (*New Socialist*, No. 61, June/July, 1988)。五八%の人々は今やはっきりとイギリスはECのメンバーにとどまるべきだと述べ、イギリスはECから脱退すべきだとする人は二八%にすぎません。七三%の人々が、イギリスは「相互の利益のために協力する平等な諸国家のグループの一員」だと述べています。ほぼ三分の二の人々がイギリスにおいてヨーロッパのビジネスが自由に設立されることに賛成し、四分の三の人々が「たとえブリュッセルにおける決定を意味しようとも」、年金や労働条件のような問題で最高のヨーロッパ水準を採用することに賛成しています。

換言すれば、人々は議会主権についての理論上、憲法上の議論よりも、便益やサービスの分配をより実際的で重要なものとみなしているのです。しかし、このことは、イギリス人は社会民主主義のヨーロッパ共同体に賛成しているのだということを必ずしも意味しないでしょう。人々はきわめてプラグマティックであり、アンビヴァレントな価値観をもっています。とりわけ、イギリスの労働者はナショナルリズムへの強いコミットメントを示しています。従って、性急な結論をここから導き出すことはできないでしょう。

しかしながら、イギリス社会民主主義の未来がヨーロッパ共同体にあることはいえるのではないのでしょうか。いいかえるなら、イギリス社会民主主義は、これまでのせまい島国根

性、あるいは帝国意識から脱却して、コミュニティを国家と短絡化することから卒業して、新しい開かれたEuropean Communityの思想化を遂行できるかどうかにその未来はかかっているといえるでしょう。このコミュニティの思想化という点で、「アソシエーションの思想」などの初期社会主義者の仕事が生きてくるのではないのでしょうか。ロバート・オーウェンの思想については私は全くの不勉強ですが、イギリスでおどろかされるのは協同組合やオクスファムやナショナル・トラストなどが実際に活発に活動していることで、このような人々のヴォランタリー・アクションがすでに蓄積された「生活様式」ないしは、「生活文化」になっていることを感じます。これが、ラルフ・ダールンドルフの言う「開かれた社会」を下支えしていくものと考えられます。現代は、一つの体系的な原理やドクトリンによってトータルに社会を変革したり、運営したりできる時代ではなくなつたといえます。人々の存在様式や価値観も多様化しています。人々は、Individualsとして、Consumersとして、Workersとして、Publicとして、Votersとして生活しています。社会思想もそれに応じて、今後多様な展開をするのではないのでしょうか。社会民主主義はその一つとして、人々に新しい社会と生活の展望を開示することができるかどうか、このことが今問われています。

## 全体討論

司会 伊藤成彦(中央大学)

安川悦子(名古屋市立大学短期大学)

保住敏彦(愛知大学)

司会(伊藤、以下おなじ) 討論の進め方として、まず、個々の報告者へ簡潔な質問を出して答えていただき、ついで、それをこえた全体的な問題提起とそれをめぐる討論を行います。また、質問者は、質問用紙を提出するとともに、直接、口頭で質問していただきます。

中野徹三(札幌学院大学) (住沢さんにたいして) 現在、社会主義というものは、スウェーデン社会民主主義にみられるように、自由・平等・公正という理念的なものになってきており、所有関係を問題にするものにはなっていない。こういう現代の状況にあつて、報告者は社会主義というものの概念をどのように捉えるのか、お聞きしたい。(長岡さんにたいして) 東欧とソ連がほぼ全面的に市場経済に移行することは必然的になつていますが、これは東欧的な社会民主主義となるのか、推測でよいから、お聞きしたい。(若森さんにたいして) ポスト・マルクス主義についてふられていくわけですが、マルクス主義の持つていた政

治的に特権的な位置はなくなるにしても、マルクス主義の思想と理論は内容を持つものとして残つていくと思うのですが、そう理解してよろしいかどうか。また、レギュラシオン理論は、これまでの構造主義による諸関係の具体的な固定化を否定し、過程としてのレギュラシオンとか、過程としての社会主義ということを強調しているのですが、そこでよくわからないのは、構造と諸個人の行動(行為)とはどう関連づけられているのか、両者を包括するような概念はないのかどうかということです。

さらに、レギュラシオン理論は、唯物史観における土台と上部構造とか、生産力と生産関係との関係に関する命題を否定するが、おなじ唯物史観の公式で、物質的生活の生産様式は精神的な生活過程一般を規定するという命題も、否定しているのかどうか。マルクスは『ドイツ・イデオロギー』において、人間の存在とはかれの現実的なレーベンス・プロツェス(生活過程)だと申しておりますが、わたしは、そうした生活過程のなかには行為する諸個人の行動、その行為のノルムやその行為を規制する諸制度といったものが、過程の契機として含まれていると理解し、生活過程の理論がもつとも包括的に(実態を)とらえうる理論だと理解していますが、その点についてどうお考えですか。

住沢博紀(日本女子大学) 社会民主主義の歴史を、伝統的社会民主主義、民主主義的社会主義、および新しい社会民主主義と、三段階に捉えるのは、ドイツ社会民主主義に即しての話です。民主主義的社会主義の規定は、どちらかと言えば、イギリスのフェビアン主義の流れですが、戦後社会主義インター・フラン

クフルト宣言以降、ドイツ社会民主党が受け入れていくという過程がありました。そして、民主主義的社會主義の漸新的な実現という形で、ドイツ社会民主党の歴史を連続的なものとして書こうというのが、社会民主主義サイドの歴史家のやり方です。基本価値は、自由、公正、連帯ということですが、それがどうして社会主義になるのかという問題があります。保守政党であるキリスト教民主党も、ほぼおなじような基本価値を語るのですから、とらえかたが問題です。基本価値が社会主義論かという難しい問題があるのですが、そもそも社会主義が資本主義の次に来る段階であるというような規定をしないわけです。歴史は開かれたものだとして規定するので、基本価値に基づいてそうした開かれた社会をつくっていくのだという立場にたっているわけです。したがって、自由・公正・連帯という概念規定によって、逆に社会主義の内容を規定していくという関係にあります。しかし、この基本価値の解釈については、現実社会の中に対立があるわけであって、そこから出発しなければならぬ。たとえば、新保守主義が台頭すれば、それに対して社会民主主義は何を望むかというような対抗があり、階級対立と呼ぼうと政党対立と呼ぼうと、現実の社会紛争があるので、そこから出発しないと話はずすまないのではないかと思えます。そうした具体的な課題、政策提起のうちに基本価値が示されていくのです。その際、ひとつには個人が社会にたいして何を望むのかというような生活の論理の問題がある。つまり、官僚化、資本の支配などにたいして、個人の領域をどう護るのかというような、

生活世界の論理というような問題があります。また、同時に、経済システムにおける経済民主主義とかエコロジという問題つまり、資本の支配や技術システムの支配にたいして同権とか公正とか社会性を要求する問題があります。こうした二面作戦に、今後の社会民主主義の課題があるかと思つています。長岡延孝(愛媛大学) まず、東欧が崩壊したのが、八〇年代だったということがおもいます。これは、西側世界での極端な保守主義、フリードマンなどの極端な新自由主義が、東欧にどんどん紹介された時代でした。歴史におけるイフということになります。六〇年代に東欧が崩壊したのなら、混合経済もしくは福祉国家をめざすということになったとおもいます。現在、完全な市場経済というイデオロギーが広がっていますから、社会民主主義体制というのは難しいとおもいます。それともう一点、東欧といつてもいろいろな国があり、ポーランド、チェコ、ハンガリーといった国は、発展をとげて、ECに近づいてくると思いますが、それ以外のルーマニアとかユーゴスラビアについてはもっと状況がみえないという段階じゃないかと思えます。もし一定の経済発展の軌道に乗るということになりますと、もちろん社会的間接資本等の投資はますます必要になつていくわけでありまして、国家介入の経験のある国には有利な状況になつてくるかもしれません。その際も、一定の経済力をつけられるかどうか、スウェーデン型の社会民主主義になれるかどうかをきめる、一つの前提になると思われまふ。

若森章孝(関西大学) 最初に、レギュラシオン・アプローチと

ポスト・マルクス主義との関係ですが、マルクス主義の特権的な地位が崩壊したが、その核心的なもの、それは方法だと思えますが、それが依然として残ると、わたしも思います。マルクス主義の持つ抑圧的な性格にたいする反省という点で、ポスト・マルクス主義がある。また、マルクスが提起した問題を、マルクスとは違った形で解くということが、ポスト・マルクス主義のなかにはあると思います。わたしは、レギュラシオン理論はネオ・マルクス主義というよりは、ポスト・マルクス主義であると思っています。第二に、構造主義をレギュラシオン理論はどう乗り越えているのか、つまり、構造と行動との関係はどう捉えるかという問題ですが、それはこう考えます。つまり、構造というものは構造そのものが再生産していくものではなくて、人間の実践によって、たとえば、工場で働くとか、資本家が投資決定するとか、国家が介入するとか、資本が管理価格を結ぶとか、そういったその時の人間の行動によって、一定の資本主義のシステムが再生産されていくし、そうしたなかで生みだされた矛盾によって、システムは変えられていく可能性があるのでないか。つまり、構造と実践というときに、構造というか社会関係は、行動をある方向にむけて規制し、かくして構造を再生産するように仕向けますが、同時に、人間の実践というものは二面性をもっていて、ルーティン・ワークをやるだけでなく、ゲームのルールの解釈を変えていくとか、ときどき意識的にさぼるとかし、そういうなかでシステムを変えていく。つまり、人間の実践には二面性がある。実践の二重性と

いうことが、マルクスのなかで重要だともう。その点をクローズ・アップしながら、マルクスが『資本論』第一巻で、経済的範疇の人格化として資本主義をみるといった発言を、解釈しなおしたいと思っています。これについては、石塚良次さんという方が、アナリステイカル・マルクスという言い方で、批判的に検討されながら、『資本論』第一巻の経済的範疇の人格化をどう理解するかという問題を提起しています。第三に、唯物史観の公式については、中野先生の『生活過程の射程』などを読んで、勉強しなければならぬところです。また、生活様式というものがあつて、そこに教育であるとか、住宅であるとか、消費であるとかがふくまれており、そういう生活様式のありかたというものをレギュラシオン・アプローチは問題にしております。さらに、レギュラシオン・アプローチのひとつの関心は、政治、経済、イデオロギーの諸審級が分かれてしまうのではなく、それらが重なり合うなかで、第二次大戦後のフォード的世界が形成されたとみていることにあります。本日の報告のなかで、社会的パラダイムという言い方をしたとおもいますが、つまりフォード主義をささえる四つの柱のひとつは、フォード的社会観がどう形成されるか、諸個人のアイデンティティがどう形成されるか、社会的アイデンティティがどう形成されるか、またフォード的蓄積様式を民衆がどう受け入れるかなどの、社会的合意形成の問題が、社会的パラダイム論というかたちで提起されていることです。それは、中野先生のいわゆる唯物史観の公式の生活過程論の問題にはいるのではないかと思えます。

上条勇（金沢大学）（住沢さんに集中的に質問）報告者は、民主主義的社會主義を「制度化された社会民主主義」ととらえ、これを過去にさかのぼって捉えるべきではなく、フランクフルト宣言以後のものと考えべきだという見解をのべられています。わたくしは、民主主義的社會主義を制度化された社会民主主義と規定することに、引つ掛かりを感じます。また、それを過去と切り離して捉えることもいさか強引なまともだと思います。わたくしはこの民主主義的社會主義という概念を考える場合には、過去の歴史と断ち切るのではなく、ドイツの労働運動、社会主義運動、社会運動のなかで、色々な意味内容を持たされたきたことをふまえるべきだと思います。最初は、第一次大戦以前には、ベルンシュタインの提起がありましたし、ついでドイツ十一月革命期には、共産主義と対抗する形で、左翼社会民主主義の側からの民主主義的社會主義の提起がなされ、この場合は、先進国革命論として民主主義的社會主義が主張されました。わたしは、この点を昨日、オーストリア・マルクス主義との関連で触れております。さらに、第三段階として、ワイマール共和国期の経済民主主義運動において、ヒルファディングやナフタリによって民主主義的社會主義が提起されています。以上に共通するものは、社会主義とは自由や民主主義と不可分であることの強調であり、これは共産主義との対抗上、強調されたのです。第二次大戦後のSPDにおいては、このうち自由と民主主義との不可分という理念だけが取り出されて、ゴードスベルク綱領のなかで述べられているように思われます。そのなかで

は、自由・公正・連帯、つまり基本価値が、倫理的目的であるというかたちで、民主主義的社會主義が述べられている。つまり、この歩みをみますと民主主義的社會主義は、初めは、未来社会の一定のビジョンをしめすものと捉えられたが、戦後は、倫理的目標として捉えなおされていく。したがって、ドイツにおける民主主義的社會主義の概念には、歴史があつたことをあらためて強調したいと思います。私は、民主主義的社會主義の多様な歴史的内容を強調する意味で、ドイツ語ではおなじですが、民主主義的社會主義を、（日本の民社党も用いている）民主社会主義と区別しています。そうした意味で、個人的には、民主社会主義と区別されたものとして、民主主義的社會主義という言葉は強調して用いています。住沢報告においては、制度化された社会民主主義とされているものは、民主社会主義にかぎらずなく近いものと捉えています。社会民主主義は右に左に揺れ動くという特徴を持っているので——これは良い意味ではフレキシブルだということです——、いつまた民主主義的社會民主主義という意味のものが復活するかもしれません。この点について住沢さんはどのように考えられますか。

住沢 おそらく事態はかなり込み入っていると思います。民主主義的社會主義という言葉は、フランクフルト宣言において謳われ、ゴードスベルク綱領においても、またベルリン綱領においても継承されております。わたしが研究を開始した一九六〇年代以来、つまり社会民主党が政権を握り、ゴードスベルク綱領のもとに活動した時期に、ドイツ社会民主党の歴史家たち、

たとえば、スザンヌ・ミラーが、社会民主主義の過去を描きだす場合に、社会民主党は、二〇世紀初頭以来、一貫して民主主義の社会主義の党であったというふうには、描き出すわけです。この核心は民主主義よりも自由概念にあると思つています。しかし、これは戦後の、とりわけゴードスベルク綱領以来の社会民主主義の立場からの歴史叙述ではないかと思うわけです。その場合に、ひとつ引つ掛かりますのは、ワイマール時代をどう評価したらいいのかという問題です。つまり、三段階に分けても、ワイマール時代は両義性がありまして、戦後の福祉国家体制つまり民主主義的社会主義の前段階なのか、それとも、それ以前の社会主義路線の残つた段階なのか、どちらなのかということが大きな問題だと思つてます。たとえば、綱領を見ましても、一九二一年のゲルリッツ綱領と一九二五年のハイデルベルク綱領との問題があります。しかし、民主主義的社会主義がワイマール期にもあるんじゃないかと言われまして、ちよつと引つ掛かりますし、あきらかに戦後の社会民主主義とは違ふと思つてます。と言いますのは、たとえば、ヒルファディングは社会民主党を護るんだといつておりますが、また、事実、社会民主党はワイマール共和国の一番の担い手でもあつたわけですが、しかし、社会民主党がのちの民主主義的社会主義の改良路線・漸進路線を、確信を持つて政策として取つていたとはとても言えないとおもうのです。民主主義・国家論においても、レーニン主義と通底する道具的的部分があり、基本価値的な把握とは異なりまふ。また、経済民主主義をとつてみても、社会政策とか、協

同決定の前段階があつたとか、社会政策とか労働法とかを取れば、一定の連続性が語れますし、そうした社会政策などを研究しているひとは、一九世紀のビスマルク以来の連続性を言いますし、社会民主党に一貫した社会政策があつたと言います。しかし、ナフタリの経済民主主義をとりましても、市場経済に数えられないものを、官僚統制のようなものであつても、経済民主主義の内に数えるというように、位置づけがずいぶん違ひまふし、また、ヒルファディングの場合も、漸新的に資本主義は改良されてゆくのだというのではなく、やはり資本主義はいつかは危機におちいるのだという考えを捨てなかつたと思うのです。そういう意味では、社会民主党にとつて、戦後にイギリスで出てきました民主主義的社会主義を、そのままワイマール期にあつたものとするのは難しいわけです。しかし、福祉国家の発展とか、社会政策や労働法の一貫した発展とかをみれば、歴史的な連続性をみることもできます。したがつて、非常に、事態は錯綜していると思つてます。

司会 今枝さんは、住沢さんと長岡さんにまたがつた質問です。今枝法之(松山大学) 国家と市民社会という対立において、新しい社会民主主義は、市場経済をふくめて市民社会の自律性あるいは新しい社会運動を拡大してゆく方向性を持つということ、住沢報告において示されましたが、長岡報告におきましては、最後のところで、「環境規制や計画性強化などのために政府は強力となる」という点が指摘されたとおもいます。この点で、ふたりの先生の見解は違つていたとおもいます。ところで、

社会主義とは、国家や政府なしに、人々が自発的に連帯する思想であるとすれば、住沢報告での方向性が望ましいと考えられるのですが、この点を両先生がどのように評価されるか、お伺いしたいのですが。

**住沢** 福祉国家の批判の問題については、いわゆる国家機構の拡大、官僚化、そのほか社会官僚つまり福祉行政に携わる官僚の増大という問題がでてきましたし、また、国家自身の機能阻害、つまり国家は問題解決者として登場しながら逆に問題を引き起こしているという認識が、一九七〇年代および八〇年代の福祉国家批判のなかで出てきたと思うのです。社会民主党自身も、新綱領のなかで、国家第一主義を批判しなければならぬといっており、政治的国家を社会のなかに取り戻さねばならないとか、あるいは社会に立脚した国家をつくらねばならないと言っております。その際、注意したいのは、これは決してC・シユミット流の決断政治ではなく、法治国家の前提のもとで、個人や社会がいかなる程度まで、自立した政治決定を行うるかという、進歩・啓蒙の問題でもあります。社会に立脚した政治を復権するところに、その趣旨があると思うんですね。今は、政治が国家の行政の一部になってしまっているという状況にありますが、そういうところで、いかにして政治を社会に取り戻すかということが、問題意識になっているのです。ですから、中間国家論やコーポラティズム論とも区別されねばなりません。

**長岡** 戦後、社会民主主義が追求してきました社会福祉は、さま

ざまな負荷を国家にたいして与えました。従来のように公共セクターを拡大することによって、社会民主主義の理想を実現しようとする方向は、もはや八〇年代に行き詰まり、方向転換を余儀なくされるようになったことですね。社会民主主義は新しい問題に対決して、プラグマチックに政策を提出していくわけですが、その際の政府の性格の問題として、公共セクターを重視しない小さな政府になるかといいますと、小さな政府によつては、環境問題とか女性労働の問題などの解決という社会民主主義の理想を、従来どおり追求していくことはできないということですね。そこで公共セクターの拡大する大きな政府をめざしはしませんが、直接ないし間接の規制や、強制的な形態でないにせよ、なんらかの計画的な経済という任務が、政府に要求されてくる。そういう意味で、ここは書いたのですが。

**司会** 国家、政府、社会が、どういうふうな係わりを持っているのか。とくに、国民国家が相対化されて、全体として機能が小さくなっていく、そういう中で、社会民主主義の理想を実現していく具体的なシステムは、なんなんだろうか。これは、ECの機能、さらにC S C Eの機能に絡んでいくとおもわれます。これは、のちほどおきな問題を提起するかたがいらつしやいますので、そこでもういちど提起したいとおもいます。つぎは、今井義夫さんから、長岡さんに、報告をたしかめるような質問があります。

**今井義夫**（工学院大学） 非中央集権的な社会主義をささえる構成要素としてのコーポラティブの経済的・社会的意義について、

その重要性が今日あらためて認識されてよいとおもいます。そのことと関連して、スウェーデンにおけるネオ・コーポラティズムについて、さらに詳しくその内容を伺いたい。とくに、最近の「ネオ・コーポラティズムの崩壊もしくは動揺」とは、どういうことですか。また、イギリス労働党の「サプライ・サイド・ソーシャリズム」とくにその三の「競争力促進の制度的条件としてのコーポラティズム路線」とは、何を意味するのかを説明してほしい。三つ目に、スウェーデン社会民主党が今度政権を失ったのですが、スウェーデンのECへの参加と高度福祉政策とは両立しにくいと思われまます。スウェーデン社会民主党が今後どのような形で復権する可能性があると考えられるか、ご意見を伺いたい。ソ連、東欧のペレストロイカが、一時、スウェーデンの社会民主党政権下のスウェーデンの福祉国家モデルと考えていたことと関連して、市場経済と高度福祉政策との両立が可能かという問題について、ご意見を伺いたい。

**長岡** スウェーデンの経済・社会システムを、ネオ・コーポラティズムという概念で捉えることが可能だということが、政治学会でもよくいわれるわけですが、そこで平均的に捉えられている事態は、労働者と経営者とが高度に組織され、かなり中央集権的な組織の上部団体どうしの中央での交渉によって、さまざまな問題が自主的に解決出来るようになってきたということです。しかし、その条件は、スウェーデンが小国であったという事実でして、スウェーデンが小国であったが故に、諸団体が協力して経済問題の解決にあたらなないと、なかなか利益があが

らないということがありましたので、諸団体の協調精神が生まれ、ピーク・アソシエーションによる問題解決というものが働きました。それが、ネオ・コーポラティズムで、それは一九三〇年代から形成され、戦後も続いていくわけです。政府の政策のなかに、連帯的な賃金政策つまり同一職種には同一賃金という賃金の平等化政策があり、それが実施された当初はよかつたのですが、一旦それが機能しはじめると、企業においても地域においても様々の格差が生まれてくる。そういった場合に、発展的なセクターの労働者が不満を持つようになり、中央団体交渉というものが徐々に批判されはじめます。そして、八〇年代にはいると、幾つかの組合が、中央団体交渉におさまらない個別の交渉を持ちはじめます。それは従来の中央団体交渉システムを破壊または動揺させたことによって、コーポラティズムの崩壊だというような議論もされております。

イギリスの労働党の場合はまったく条件がちがうとおもうのです。従来のサッチャー政権または保守党におきましては、シテイ寄りの政策をとっていますが、むしろ産業の側、製造業の側に立つた政策を行わなければならないとして、従来のサッチャー型の自由放任をやめ、あらたな協調関係を作るために、パートナーシップという政府と企業の協調関係を提出するわけです。その意味で、これは、従来の労働党のコーポラティズム路線の復活であるといえると思います。

それから三番目といたしまして、EC統合と社会民主党との関係であります。二、三年まえまで、スウェーデンの社会民主

党はEC統合に反対しており、EFTAとECとの協力関係によって、充分に役割をはたすことができると言っていました。けれども、さきほどいわれていましたCSCEとかEC市場の急速な進展にたいしまして、今度の首相になりますカール・ビルトが、積極的にヨーロッパ市場統合にたいしてスウェーデンも参加しなければならぬということを、書物においても述べておりまして、それに追従するかたちで、社会民主党もEC統合に参加することを決定したということです。そして、EC加盟は九五年頃になるのではないかと言われております。けれども、そういう長期的ないし中期的なペースタイプでみますと、かなり、スウェーデンの福祉国家というものは見直されていくであろうという気はします。もちろん、社会民主党の立場としましては、従来の政策は追求していきたいということを述べております。具体的な姿というのは、まだ残念ながら、明らかにとなっております。

**司会** もう一つ、今の質問のなかに、ゴルヴァアチョフが、ペレストロイカ、とくに共産党が解体したあとに、追求しているのは、スウェーデン型の社会民主主義じゃないか、ゴルヴァアチョフがモデルとしていたスウェーデン社会民主党が後退していったわけですが、これはいったい復活の可能性はあるのか、可能性があればどういう形なのかという、質問があったと思うのですが、それはどうでしょうか。

**長岡** 福祉制度というのは、スウェーデンにおきましては、あきらかにシステムになっており、この新しい政府、保守中道政府

ですら、大幅な福祉の見直しということは、主張しておりません。それに加えて、新政府はやはり、さまざまなインフラ投資というかたちで、政府介入も求めております。ですからシステム化された福祉制度の大幅な見直しというものは、スウェーデンがEC統合に組み込まれても、ありそうもないと思います。

**司会** つぎに、若森さんにたいして、太田さん、永井さん、高幣さんから質問があります。これは、三人の方に続けて質問していただき、若森さんにまとめてお答えしてもらったほうが良いのではないかと思います。

**太田仁樹** (岡山大学) わたしの質問は二つあり、一つは、レジユメの「四 構造的マルクス主義の継承と批判」の「批判(2)諸集団、諸個人の自律性」にある、諸個人の自律性とはなにかということですか。そこでいわれている自律性というのは、中野先生の質問にたいして言われたような、構造を突破する個人の可能性のことをいつていると理解してよろしいか。そうであるとなれば、不満です。マルクス主義は、構造決定論が主流になつてきているわけですが、これにたいして、リビエツツの引用する『プリユメール一八日』の章句や、『フォイエルバッツハに関するテーゼ』の第三(人間は環境によって決定されるけれども、環境も人間がつくるのだ)が対置されてきましたが、これはいわばレントリックにすぎないものです。アルチュセールはそこを厳密に考えて、構造決定論を押しつたと言えます。それで、レギュラシオン学派が、それを越えようとして、構造を突破する個人の自律性を言った気持ちは分かるんですが、そのところはも

つと難しい問題が残っているような気がします。個人の「自律性」は、レギュラシオン・アプローチの理論的枠組みのなかで、いかにして保障されているのですか。

二番目は、レジュメの「六 レギュラシオン・アプローチが制度化されたマルクス主義に提起するもの」の「マルクス直観の批判的加工」についてです。ここでは、「中間理論」というものを設定して、『資本論』を相対化するということに意義があると言われたと理解したのですが、レギュラシオン理論はフォード体制や一九世紀的蓄積体制というものをい出されて、非常にクリアーな問題提起をしたのですが、逆に、マルクス主義経済学のベースにある根本的な問題性を見落とすというようになっていないか。つまり、中間理論の設定だけでは、『資本論』の相対化は困難なのではないか。実際問題として、アグリエツタは『資本主義のレギュラシオン理論』において、労働価値説を前提してやっているわけですが、それ以後のレギュラシオン理論のひとびとは労働価値説とは無関係にやっている。最近の本ですと、労働価値説を止めている。つまり、現状分析には労働価値説はほとんど有効性を持たないというかたちでやっておられる。それはそれでよいと思うのですが、しかし、資本論的な論理体系のここはおかしいんだということをもう一度言う必要があると思う。それを言わないと、伝統的マルクス主義の側でも対決しにくい。資本主義一般理論ではいかなしいということ言うだけではすまない問題があるとおもう。宇野学派の段階論の設定と類似の問題性があり、資本主義一般理論のレベルで

の「資本論」の批判が必要ではないか。

永井義雄（一橋大学） ぼくは簡単な問題として、レギュラシオン理論は、調整過程のなかで、公正とか公平というさまざまな価値概念をどのように組み入れているのでしょうか。また、いらないのでしょうか。

高幣秀知（北海道大学） マルクス主義にたいする批判の三点については、もつともと思うが、それでもって構造的にマルクス主義を越えたといえるのかどうか。また、どの点でいえるのか。説明し残された部分で、リピエツツの「思わざる発見」について、説明をお願いします。レギュラシオン派は、どのような決定的意味で、アルチュセールの「反逆する」息子であるのでしょうか。

若森 最初は太田さんの質問からお答えします。あらかじめ回答を予想されて、すでに反論されていますけれど、さっきの宇野先生の質問にたいしてお答えしたのは違いかたちで、再度お答えします。構造と行動との関係をどう考えるかという、うまくやっても折衷主義的になる問題をどう考えるかという問題です。自律性は、個人がルーティン的な行動とは別様に行動すること、つまり構造を突破する可能性ですが、問題は、この構造つまり社会システム（蓄積体制とか制度諸形態など）と、そのなかで生きかつか闘う人々との関連です。じつはこの構造と戦略との関係をどう捉えたいかという問題は、レギュラシオン学派の内部において一番の論争点じゃないかと、わたしは思っています。わたしのさっき言った実践の二重性という視点、つま

り実践のなかに、現行の構造を再生産するようなルーティン的な実践と、決められた生き方をやめようという実践との二つがあるというのは、リビエツツの答えです。それにたいして、ボワイエという人は、たしかに社会になかに経済的ないしは社会的なルールがあつて、諸個人はそれを守らなければいけないけれども、そのなかでそのルールをどう使うかという場面で、個人の戦略的自律性というものを考えますと、構造と行動との関係の問題をもうすこし具体的に解けるのではないかといつています。つまり、かれは構造と行動との関係をマクロ経済学のみクロ的基礎づけの問題として考えています。

また、たしか『情況』でデミロウィッチという人が、構造と行動との二元論は、ブルデューのハヴィトウス論の援用では解けないというかなり鋭い問題をだして、かれはそれは結局下部構造と上部構造とが歴史過程においてどう接合されるかという問題を論じながら、ヘゲモニーという概念によつて、構造と行動との二元論を解決しようとしています。それからまた、ジェソップというイギリスの国家論研究者は、上からの国家戦略という概念と、企業の蓄積戦略という概念と、真ん中の市民社会におけるヘゲモニー・ブロック形成という、三つの戦略概念がどういうふうに噛み合うかというかたちで、構造と行動との関係を考えています。つまりかれは新しい社会的妥協の形成があらそわれる危機にあつては、過程としてのレギュラシオンという観点を持ち出さないと、構造と行動との問題は解けないんだと言つております。以上のように、構造と行動との関係を

どう解くかという問題は、レギュラシオン八派のなかの最大の論点、最大の方法論的な論点となつております。また、この問題は、フォーディズムの解体後のポスト・フォーディズムがどのように形成されるか、社会的妥協の新しい形態をどのように作つたらよいかという場合に、考えねばならない最大の論点ではないかと思ひます。

ついでに言ひますと、リビエツツの実践の二重性論とギデンスの実践の二重性論とは、共鳴しています。レジユメで引用した今枝さんの本『ギデンズと社会理論』によると、ギデンズは構造化の理論において、構造の二重性を、構造は人間の行動を規制すると同時に、人間行動の結果として形成されると論じております。しかし、ギデンズの主張もまだスローガンにとどまつており、実際の歴史的過程において構造の二重性をどう説明するかということになると、まだそこまでいつていないと、今枝さんは指摘されております。そういう点を考えましても、構造と行動との関係の問題は、レギュラシオン学派の方法問題であると同時に、これからの歴史をどう作つてゆくかという実践にも係わる問題であり、一筋縄ではいかなない問題だと思つております。さきほど少し安易なお答えをしましたが、結論としては、太田さんとおなじで、難しい問題だということを自覚しております。ただ、この問題の解き方によつて、リビエツツの個性がでたり、アグリエッタの個性がでたり、ボワイエの個性がでたりすると思ひます。また、その問題を解くなかで、それぞれの論者が、何をマルクス主義の核心と考えるかが出てくるよ

うな問題だと思っております。

太田さんの二番目のご質問は、中間理論として新しい経済学を発想するということは、一応の意味はあるんだけれども、それは『資本論』を見直す道をふさいでしまうのでないのかという趣旨だと思います。中間理論で、一応、資本主義の変貌とか、資本主義の質的変化というものを、説明できる可能性があるのかもしれないが、しかし、原理論の見直しというもつと大きな問題を設定できなくするのではないかと感じております。しかし、わたしの強調したいことは、現在のようなマルクス主義の危機のもとでは、理論と歴史(現実)とを接近させるような、中間理論的発想が、きわめて必要だということです。また、リビエツが、『資本論』をレギュラシオン理論の立場から読むという試みを、二回やっています。マルクス主義的レギュラシオンの試みをやっているのですね。ただ、やっています、その時にはいろいろ出てきますが、物象化された世界である『資本論』第三巻の世界というのは、レギュラシオン様式の展開であり、一巻、二巻の再生産論の世界というものは蓄積様式であるというかたちで、リビエツは『資本論』をレギュラシオン理論として捉えるという構想をしています。しかし、フランスの若いレギュラシオン学派の人々で、リビエツを継承し、『資本論』をレギュラシオン理論の観点で見直すという仕事はあまりないんですね。だから、太田さんのいったことは分かりますけれど、それから、永井先生のおっしゃった、調整過程あるいは新し

い妥協のうまれてくる過程において、公平とか公正とかというものが入るかどうかという問題ですが、社会的妥協が労使対立のなかで、あるいは労使以外の社会集団のなかで生まれてくるわけですから、その過程で公平とか公正というものが入って来ると思えます。ただ、どうかたちで公平とか公正を提起するのか、つまり社会進歩をどういうかたちで定義するのかということについては、フォード主義における社会的妥協のあり方と、フォード主義の解体した後での社会的妥協のあり方とは、おのずと異なってくると思いますし、公平とか公正の意味とか位置づけもかわってくると思います。反テラー主義的な労働編成における生産力の発展からなにを引き出すかという公平と効率の関係が問題です。労使交渉の形態(団体交渉か否か)や交渉のレベル(全国レベル、産業レベル、企業レベル)によって、また、雇用の保障とか、賃金格差を少なくするとか、住宅の問題であるとか、そういった点で、なにを労使の妥協のなかで引き出すかによって、社会的公正の中味は違います。社会的妥協であるいは社会的進歩をどこの社会層まで適応するか、妥協の社会化をどのレベルで行うかという点でもちがいますし、社会進歩の段階をフランスのみならずヨーロッパの段階まで拡大しようという点でも、異なってくると思います。答えは、公平ないし公正の問題は、レギュラシオンの過程のなかに組み込まれるということですね。

三番目に、『思わざる発見』などについての高幣さんのご質問ですが、これは、アルチュセールの構造主義をレギュラシオン

理論がいかに越えようとしているかという問題です。哲学から経済学へというか、哲学とか認識論ではなくて、経済学というかたちで、構造の変動や構造的危機を捉えるという発想が出てきたということが、レギュラシオン・アプローチの特徴であると思います。哲学から経済学へという場合に、構造の再生産という問題設定から、資本主義の諸矛盾がどのように調整されるのか、また本質的には不安定である資本主義のある一定の安定がどのように生まれてくるのか、規則性の形成と規則性の解体がどのように行われるのか、こういう問題を広い意味での経済学で捉えるという発想が出てきたということが、大きいのではないかと思います。それと関連して、構造形成、構造変動、構造的危機というものを説明するときに、個人的行動の自律性とか、あるいは現行のシステムとか調整様式に逆らうような、偏差を生むような行動が生まれてくるという観点の自覚が大切だと思います。誤解を与えるかもしれませんが、社会のイメージ、社会をどういうかたちでイメージするかと言う時に、自由主義経済学は市場のイメージで考えてきたのになら、構造主義は劇のイメージで考えているように思われます。つまり、俳優とか役者とかが、自分で考えたシナリオで行為するのではなく、背後で書かれた脚本を演じるというような、舞台とか劇のイメージで、構造主義は社会を捉えています。レギュラシオン・アプローチでは、社会のイメージは変わって、たしかにゲームのルールや構造によって個人の行動は規定されるけれども、諸個人や集団はゲームのルールを変えるとか解釈を変えるとか、

背後で書かれた脚本を演ずるのでなくて、自分で脚本を書きながら行動するというような社会のイメージが出てきているのではないかと思います。まだ、わたしの答えも、スローガンどまりですが、発想としましては、このような方向で考えていきたいと思っています。

最後に、「思わざる発見」ということについてです。わたしは「トゥルバーユつまり思わざる発見」ということを、リビエツツに共感して強調しておりますが、トゥルバーユ (Trouvaille) という用語は、パリバルが、アルチュセルとの共著「資本論を読む」という本に収められた「史的唯物論のために」という論文の中で、つぎのような文脈で、最初に出したのです。封建的生産様式が解体して資本主義的生産様式が成立しますが、それがいかにして生まれてくるかということを考える際に、封建的生活様式が解体していろいろな要素がばらばらに生まれてくるが、それらはかならずしもそのまま資本主義的な要素になるのではなく、資本主義はそういった要素を新たに編成し直して、資本主義のシステムに組み替えることによって、資本主義という構造が成立してきた、つまり、古いシステムが新しいシステムの条件を準備するというのではなく、むしろ、新しいシステムがそれ自身を形成する時に、古い要素を利用し組み入れるということを強調する文脈です。パリバルは、過去が新しい要素を生み出すけれども、それはそれだけでは新しいものではなくて、新しいシステムがそれらを由来とはちがった意味をもつものに作り変えるということを強調する。過去の継承なの

たしはあり得ないだろうと思います。その点で、ジョン・スチュアート・ミルのパースペクティブの方が、はるかにながい、あるいは広いと思う。

自由というものは、本質的に拘束されないことだと、わたしは思う。パーソナル・オートノミーとは、結局、自由の追求である。しかし、この自由の追求も、その行き着くところは、アナキーになってしまう。リベラリズムというのは、一種のアナキズムじゃないかと思っております。もつとも、どのリベラリズムを捉えるかによって違うかもしれません。ですから、その権力と自由とをいかにバランスさせるかというのが、政治学のテーマなのですけれども、このことは、平等と自由についても言えることで、本質的に相対立する要素がある。平等も自由もと言うのは無理がある。それを如何にバランスよくするかが問題です。たとえば、マーケットの追求によって不平等が生じて、それを是正するためのいろんな政策、社会民主主義の平等化の政策が必要になってくるだろう。そういうポリシーの、自由化のポリシーと平等化のポリシーとのバランスが、これから求められるだろう。しかし、階級的な、一元的な、全てを解決するような、万能の理論は、もはやあり得ないわけです。そういうことで、ポリシーの競争、左右のポリシーの競争、この点における政党間の競争が行われるだろう。

政党政治というのは、政治におけるマーケットでありまして、権力あるいは利益の配分を求めて、各政党または利益団体が、自由に競争しあう。これが政党政治の建前です。経済における

マーケットの論理を、反映したものが、政党政治です。その場合、争うのは、それぞれの政党の政策、あるいはインタレストであろうかと思えます。そういうわけで、権力と自由、平等と自由、それらの二項対立、そのバランスが求められていると思う。そのバランス感覚の積み重ねが、これまでの西欧社会あるいは西欧文明だったのではないか。それが市民社会の蓄積として今日までできているわけですが、すでにコンセンサスというか大枠は出来ている。それは経済におけるマーケット論理であり、政治における政党政治である。ただ、当然、うまくいかない場合があるわけで、それをチェックし、是正するための、政策や調整というものが行われる。どちらか一方が、万能の答え、オールマイティの答えをだすことはできない。まあ、そういう競合的な関係が今後も、続いていくわけです。ということでございます。さきほども、政権の問題が出ましたが、そういうことで、政党間の争いということが政権も争われていく。

社会民主主義は、いわば生活様式として、これから定着していくだろうと思います。けれども、たとえば、万能の福祉国家というものはすでに期待できなくなり、国家はそれを負担しきれなくなっている、現実に財政的に負担しきれなくなっているわけです。いまや、ウェルフェア・ミックスとということが言われており、国家による福祉とボランティアによる草の根の福祉とミックス形態が、これからますます追求されていくだろう。そういう政策体系を、労働党なり社会民主党がどれだけ打ち出せるかということが問題となっています。それがピープル

ということであり、古典的なクラス(階級)としては捉えられないようなものです。コンシューマーであり、インディヴィデュアルなものです。そういうピープルが選択をしていくと考えられ、ピープルが担い手である。多様なピープルとして捉えられるが、特定の階級としてそれらは捉えることはできない。たとえば、イギリスの場合に、有権者のなかで、労働組合員はもはや二パーセントになつてきている。しかも、その労働者階級はますます減少しており、今年の春には三四万人がTUCから脱退したと言われます。いま、組合はなれが急速に進んでいます。また、労働者のなかでも、多様化が急速にすすんでおり、とくに、持てる人々になつた労働者が多くなつてきている。たとえば、住宅をもつ労働者は、肉体労働者の五八パーセントになつてきたという調査があります。南部の労働者、住宅を持つた労働者、あるいは熟練労働者は、四三パーセントから四六パーセントが保守党に投票するということが、八〇年代にありました。ですから、クラス・ポリティックスといえますか、古典的な労働者は労働党に投票するという図式が、通用しなくなつていく。それぞれの労働者が、それぞれのインタレストに従つて、多様な選択をするということで、さまざまなオルタナティブとか政策とかが、ヴィジョンを示して競い合うということであり、固定した基盤とか担い手というものも、もはや考えられない。そういう時代になつてきている。ピープルがどう動くかということが問題であり、改良か革命かとか、あるいは右か左かという議論は、もはや不毛な議論じゃないかと思ひます。

**水田** いまおつしやつた、ボランタリー・オーガニゼーションというのは、どこの組織が何をやっていっているのですか。

**名古** ボランタリー・オーガニゼーションですか。これは、イギリスでもありました。たとえば、友愛会です。相互扶助ですね、お互いに一定の基金を積み重ねまして、失業の時とか、病気の時とかに、あるいは葬式や結婚の時に、お互いに助けあうということ、発達してきたと思ひます。

**水田** しかし、そこからコレクティブなものが出てきたのではないのですか。

**名古** たしかに、それに代わつてコレクティブなものが出てきました。それが国家です。しかし、その国家の役割も限界に達したのです。

**水田** ちよつと違うんです。さつきおつしやつたのは、コレクティブなものが限界に達したので、ボランタリーなもので補うということだったのです。

**名古** いや、それはわたしの言っているのは一九世紀の話です。**水田** 珠枝(名古屋経済大学) さきほど、国家の介入なくしては個人のパーソナリティーが実現し得ないということから出発しました。自由と平等の対立とかいいいますが、結局、自由と平等との対立という場合には、自由や平等の中味が問題で、ある人にとつての自由が他の人にとつての不自由になることがあるわけです。たとえば、これはどういうことかといひますと、わたくしは、社会民主主義が出てきたとか、福祉国家が成立したとかいうことは、社会の再生産構造がくずれてしまつて、家庭生活

が崩壊してしまつてですね、それを国家がどのように代行しなければならなくなつたというところに、問題があると思いますので、これはずっと連続した問題だと思ひます。最後のところ、国家福祉と草の根福祉とをどうやって両立させ、調整するかが今後の問題だという見解が出されたのですが、これは絶対に安定しないと、わたしは思うのです。というのは、草の根福祉は、みんな女性が担つているので、こういう両立論にたつと、大混乱が生じるでしょう。むしろ、いかにして国家福祉を民衆のものにしてゆくかという、この観点が無いといけないのではないかと思ひます。つまりわたしの言いたかつたのは、自由と平等とかいふ抽象概念ではなく、その内容を問題にするのが、社会民主主義なのだということなのです。

**住沢** これも答えるのが難しい問題ですが、いま環境問題あるいはエコロジー問題を経済政策で如何にやつてゆくかという時に、ひとつはまったく産業社会放棄とまではゆきませんが、ゼロ成長論やエコロジー原理主義があり、他方で、一番極端なのは新自由主義的な市場原理というのがあります。(そうした議論の)真ん中に持続可能な成長論があり——これはもう社会民主党にかぎらずいろいろな所で言われていますが——、あえて言ひましたら、社会民主党も選択的成長論あるいは質的成長論という持続可能な成長論ということになるのです。この際、今度のベルリン綱領の内容で言ひますと、エコロジーは経済学にとつて外部のものじゃない、追加的なものじゃないという規定があるので、経営学で計算する場合に、損益計算なり価格計算を

行ふ際に、エコロジーの問題がひとつの原理として入つてくるような、経済体制を作つていこうということが、ひとつあると思うのです。これは、いま長岡さんから若干の紹介がありましたけれども、とくに課税政策などを通して、なされるのです。

また、さきほど三〇年代の計画経済との違いということが問われましたが、ここで強調されますのは、行政的なアドミニストラティブな個々の決定ではなくて、総意的な枠組み決定であり、これによつて方向づけるのだというのです。具体的なやり方として、ラフォンテーヌが、去年一九九〇年の選挙の時に政府綱領を作りましたが——これはベルリン綱領に直接重みを与えるものになつていきますが——、エネルギー税、ガソリン税などに重きをおいていくという物になつていゝわけですから、いろいろな政策が考えられますが、やはり、エネルギーの問題が一番中心になると思ふのです。これはかなり、全面突破の形で提起されたと思ふのです。現実に、ドイツ統一問題において、ガソリン税というものが、統一のためのコストをまかなうものとしても考えられている。だから、ガソリンのようなエネルギー源に課税することは、不可能なことではないということがあふと思ひます。そうした課税についての認識が広がつていれば、不可能ではないんじゃないかと思ふ。そして、企業活動のなかに、エコロジーの問題を組み込んでいくことが、不可能ではないんじゃないか。エコロジーを企業活動の経費のなかに入れてゆくような体制は可能なのでないか。面倒はあると思ふが、

そういう枠組み設定はできるのでないのか。この財政的基盤は、しかし現在では、統一のコストに取られています。

そういう動きとむすびについて、労働組合が問題になる。労働組合もいろいろな形で変化をとげていますが、ドイツの場合、新保守主義の時代である八〇年代にも、比較的、組織を弱体化せず、生き残ったといえる。もつとも、今は、東ドイツの問題を抱え困難な状況ですが、それ以前には、一九八〇年代、とりわけ一九八九年には、たとえば、金属労組は、たんなる賃金交渉にとどまらず、労働時間短縮とかエコロジー問題などについて、組合員の意識の変化に対応する形で、積極的に提起していく、他方、そうした問題に消極的な組合も、反対はしないという形で進んでいる。そういう形で、世論が出来上がりつつあると思います。ただ、ひとつの問題としまして、巨大技術のコントロールということが、一番中心問題となっているわけです。以前、自然科学をやっている友人（数学者の倉田令二郎氏）にこの話をしましたら、技術発展をコントロールできるといふのは社会主義だと言われましたが、技術の社会的選択をどういう形でやるのかということが、国際競争でやるにせよ、あるいはかつての計画経済のような形でやるにせよ、これがひとつの鍵になると思います。

司会 時間の問題がありますので、いまの水田さんの議論をふくめて、一括した議論をしたいと思うのです。白井さんから、ファシズムやナショナリズムと社会民主主義との関係についてのご質問、さらにその延長で、湾岸戦争と社会民主主義という

問題について質問があります。また、広松さんから、質問演説式の発言をしたいという希望があります。それから、谷嶋さんから——ご質問の趣旨はこれまでの議論で果たされたかと思うのですが——質問があります。

白井厚（慶応大学） 各国の社会民主主義とファシズム、ナショナリズム、および戦争協力の過去について、若干、説明してください。現在の各国の社会民主主義の、たとえば、湾岸戦争などに対する態度はどうでしょうか。旧東独などで、ナチズム復活の動きなどが伝えられますが、社会民主主義勢力と何か関係がありますか。

広松涉（東京大学） 時間がございませんから、そんなに発言しません。ひとつは、社会民主主義を議論する場合の前提として、今日は出ませんでした——昨日の上条さんは仰ったのですが——、いまや社会主義の実験が失敗したということを前提にして、それでは社会民主主義しか無いんだ、それをどうやるかが問題だというようなやりかたをするのは、どうも間違いないか。わたくし、ソ連の実験が、かならずしも成功したとは言いませんが、もともと、マルクス主義者は、レーニンにしても、一国社会主義の建設は不可能だということを、はじめから言っているわけですから、したがって、一国社会主義建設が失敗したということは、予言どおりだと、そういうふうには言えませんが、言えませんが、少なくとも一国社会主義建設、それからもうひとつ、膨大な軍需負担——、ソ連あたりはGNPの一〇パーセントぐらいたったというんですけど

「、こんなことをやっていて、これはもう正常な実験条件ではないんであつて、だから、これでもつて社会主義の実験が失敗したと前提して議論するのはまずいのじゃないのかということとです。これはまあ、いろいろ、言いたいことはあるんですが、もうそれ以上は申しません。

それから、社会民主主義というのは、所詮は、修正資本主義にすぎないということになりはしないか。資本主義を原理的に批判するという思想性に、どうも欠けているのではないかと言いたいです。マルクスの場合も、マルクス以前からあつた近代社会を一種の奴隷制だと、賃金奴隷制だというこの批判の論点は、非常に、重い批判だともうんですね。オウエンもたしか、「かれらはわたしの奴隷だ」(They are my slaves)という言い方をしていますし、ニコラス・ランゲはもつと前から言ってきたのかわかりませんが、かれが、ベルリンで哲学を勉強したとき、ヘーゲルはすでに死んでいまして、ヘーゲル学派のガンスの講義を聞いていました。そして、ガンスは普通は中央派に入れられますが、ガンスは近代社会は一種の奴隷制であると非常に強調しています。マルクスが近代社会を奴隷制だという場合、けつして文学的な表現なのではなく、たとえば領有法則の転回という形にあらわされますように、あるいは実質的包摂論という形で、大きな機械装置の歯車のようなものになっているというような、具体制をもつて、近代の賃金奴隷制というものを指摘しているように思ふんですね。剰余労働が搾取さ

れるというような、そういった抽象論ではなくて、もつと具体的に言っているように思ふんですね。こういう対立性をどう通すかということが問題です。『共産党宣言』でも、賃金奴隷制のことを言っていますが、とくに、『ゴータ綱領批判』のなかで、給料が安くなるうが、高くなるうが、そういう改良的な話ではなくつて、この賃金奴隷制そのものを打倒することが問題なのだ、しかるに、ゴータ綱領の(社会)批判のなかには、そういう思想性が全然無いではないかと、批判しております。これらはほんの一例にすぎませんが、そういった根底的な資本主義というものに対する批判の視角が、この社会民主主義の場合にはだんだん無くなつてしまつていのではないかと気がします。

もう時間がございませんで、いろいろ言いますが、彌縫策として社会民主主義は非常にアクチュアリティを持つているように見えますが、しかし、これはせいぜいいわゆる(米・日を含めた)先進諸国だけに限られてしまうのじゃないか。しかもそこにおいて、わたくしたちは、いわゆるフォードイザム的な体制、労使妥協体制のようなものが、その点でうまくいつていたという状況のなかで、ファシズムとだけは限定しませんが、体制の側から非常に暴力的な動きが出てくるということを、ほとんど忘れてしまつているか、あるいは計算外にしているのではないか。そして、議会制民主主義のもとで社会民主主義の手法によつて、権力も得られるし、維持することもできるというような、前提というものを置きがちだと思ふんですけども、はたしてそうだろうか。ドイツにおいても、フランスにおいて

も、あるいはイタリヤにおいても、いろんな動きがあるわけで、これはもう体制的な危機がもうすこし進行してきた時には、はたして、平和的な解放の路線ということで、貫徹することができのだからか。そういうことを考えれば、社会民主主義はあくチュアリティーという点でも、疑問が出てくると思うんです。それから、南北問題、南の非常に悲惨な状態、これをほとんど無視して、ようするに、先進国だけなんとかやっていきましたよという、まさにそのヨーロッパ中心主義といいたまいますか、先進国中心主義というのは、これは思想性の問題ではあります、南北問題の解決というあくチュアリティーをもった政策という問題を考える場合に、かならずしもあくチュアリティーを持たないのかと——これは原理的に持ち得ないと言いたいんですが、今はそこまで言いませんが——思います。また、社会民主主義は環境問題についても、彌縫策をいろいろとやるでしょうが、しかし、グローバルな環境問題の解決、エコロジカルな危機の解決ということについては、どうも、発想自身もよわい所があるのではないのか。それらの点で、わたしは社会民主主義思想というものについて、かなり根本的に問ひ掛けなおさねばならないんじゃないか、というふうに思っています。もうちよつと、具体的に、質問の形を考えていたんですが、もはや、お答えいただく時間を省く意味もあつて、意見の形で発言させていただきます。

谷嶋番四郎（桜美林大学） 今回のシンポジウムのテーマは「社会民主主義思想」であり、「思想」にアクセントがおかれるべき

ものである。しかし、実際には、政策論ないし運動史に関する叙述に重点がおかれすぎたようだ。ひとつには、社会民主主義というコトバが、政党名ないし政策の総称として用いられてきた由でもある。しかし、社会民主主義は、「社会」という全体性のモメントと、「民主主義」というアトミズムに立脚するモメントとの接合の上になりたっている思想と言える。これらふたつの相反するモメントの統合をはかろうとするのが、社会民主主義の「思想」であろうと思う。このような基本的観点に立つて、各報告者に、一言ずつ、御発表の内容の端的な総括をお願いしたい。

長岡 何度もくりかえしますが、現代の社会民主主義は、もはや代議制国家の不可欠の要素ないし制度になっています。したがって、いま社会民主主義を論じるとなると、その思想性よりも、政策に力点が置かれざるを得ないと思います。たしかに、広松先生ののちしやるように、社会民主主義は根本的な資本主義批判にならないかもしれません。しかし、資本主義と民主主義とは、きわめて微妙な緊張関係にたつております。たとえば、スウェーデンでは、企業利潤の一定の割合を勤労者のための基金におさめて株式を取得する、労働者基金の構想を提出しましたが、それにたいして資本家側の極めて激しい抵抗にあつた、という苦しい経験を持っています。これは、資本の所有権の根幹にかかわる厳しい領域に足を踏み入れたために、猛反発をこうむつたということだと思われまふ。現在の社会民主主義は、所有権それ自体を問題にするのではなく、むしろ、意志決定の社会

化、民主化が重要であると考えています。社会民主主義は、労働者基金の経験が示すような、資本主義と民主主義の緊張関係をふまえて、社会問題、経済問題のコーポラティズム的な解決を図る考え方だと思えます。

住沢 たしかに、社会民主主義はファシズムなどの情念には対抗できなかつた。資本主義にたいする原理的な批判という面は弱いかもしれないが、社会民主主義の政党は、南北問題にたいしては、真剣に取り組んでいます。また、社会民主主義は、たんなる理想ではなく、未来の社会構想を提出するものです。

若森 スウェーデン社会民主主義については、ピアソンのポスト・マルクス主義論が参考になると考えています。ピアソンは、スウェーデン型資本主義を、「資本論」にみあった革命を用意する、成熟した資本主義として理解する見解を批判します。と言いますのは、この見解は、資本・賃労働関係に還元できないような、市民社会における社会運動の重要性を捉えていないからです。ピアソンは、市民社会の多元性を重視する立場から、「資本論」の射程を超えるような、ポスト・マルクス主義を提起しています。広松先生の見解についてですが、わたしは、広松さんの書物を二〇冊以上持ち、読んでいますので、ご見解はよく分かるのですが、なおかつ、わたしの感じるのは、賃金奴隷制という資本主義にたいする根底的批判の視角と、資本主義における賃労働関係の再生産の変容とか、階級関係に還元できない社会的抑圧関係のもつ意味をどう捉えるのか、ということとの関連が、はつきりと説明されていないことです。資本主義にお

ける質的变化とか、資本主義の労働関係における変化とか、資本主義の形態変化の持つ意味とか、新しい支配関係の持つ意味をどう捉えるのか、ということがはつきりしないことです。つまり、資本主義の変容が捉えられていないのではないかとということ。マルクス主義運動の第三段階というものは、資本・賃労働関係の廃棄ということだけでは済まされないのではないでしょうか。

名古 わたしは、ベヴァリッジが本当に強調したのは、ポランタリー・アクションということだっと思えます。かれは本質的には、リベラルだつたと、わたしは思います。かれが書いているものを読みましても、「自分はリベラルであり、いくら勧められても、労働党にはいかない」と断固として言っております。つまり、これはステイト・ヘルプだけではやっていけない、ポランタリー・アクションというものが必要なのだということを、かれ自身が強調しているのです。しかし、それが忘れさられて、ベヴァリッジというと、福祉国家論者だと、イコールで結びつけられているわけです。イギリス社会主義の伝統には、ウイリアム・モリスとか、グレアム・ウォーラスの思想がありまして、これらはいま再評価され、研究されつつあると思えます。わたしは、若い学生に、ウォーラスとかモリスの話をすると、非常に関心を示します。シドニー・ウェップは全然だめです。そういうことで、わたし自身の今後の課題として行きたいと思えます。

もひとつは、歴史的パースペクティブとして考えるならば、

個人というものが成熟してきたんだと思います。これはわたしの考えです。一九世紀には、個人が弱かったので、インディヴィデュアリズムが、現実的な基盤を持ち得なかつた。しかし、二〇世紀から二一世紀にかけては、西欧社会では、「個人」が成熟してきたわけです。日本も例外ではないと思います。そういう時代にあつて、国民国家とか主権国家をふりまわすのは、よくないと思います。国家社会主義とかコミニニズムとかは巨大な国家を生み出す。いわば、アジア的現象だと思います。でありますから、民主主義が発達した社会では、そういう成熟した「個人」というもの、これをまず出発点におく必要があるんじゃないかと思えます。そこから、今後の社会思想史の可能性もあるんじゃないかと思えます。

**司会** さきほど水田さんから、もつと論点をあわせて討論を続けないかという、ご提案がありましたけれども、これから東京へ帰らなければならぬ方もおられますので、まだ議論の入口という感じですが、いちおう討論を閉じさせていただきます。

社会民主主義は、本質的にナンセンスだという議論も一方にありますけれども、一方には社会民主主義というものはもはや現実の、少なくとも、西欧および日本のなかでは、実体となりつつある、それを具体的に解明してみようではないかということが、このシンポジウムの趣旨だったわけですし、かつして社会民主主義万能論をここでわれわれは議論したわけではありませぬ。社会民主主義の実態というものを把握しようというわけで、四人の方に報告をしていただいたわけですし、また討論もした

わけです。これが将来どのような意味を持つのかということについては、時間もなく討論できませんでした。何人かの方からは、そういう示唆ないしお考えをいただきましたけれども、議論はできませんでした。来年の学会では、民族の問題やフェミニズムの問題をとおして、やはり、この問題を考えていかなければならないと思います。つまり、国民国家はどうなるのか、また、いま古さんのおっしゃいました個人の成熟ということは何なのか、また個人と社会との関係、あるいはより大きな国際的なコミニニティーとの関係をどうするのか、これらはすべて思想の問題だと思えます。政策も制度も、そこに思想がなければ、作られないわけですから、そういう意味ではわれわれが議論すべき問題だと思えます。そう考えますと、議論は、現代というこの複雑な、しかもすばやく変化してゆく問題の入口、とば口にかかったばかりですけれども、もう五時二分前なので、ここでこのシンポジウムを閉じさせていただきますと思います。

## オットー・バウアーと

## オーストロ・マルクス主義

〔報告〕 上 条 勇

先頃ソ連で保守派のクーデターが失敗しましたが、その後の動きを見るにつけ、私は、ロシア革命以来の社会主義の実験の歴史が、一応幕を閉じつつあるという思いを抱かざるをえませんでした。ソ連・東欧諸国の将来がどうなるかはまだわかりませんが、これらの国が社会主義に向けて歴史のイニシアティブをとることは、もはやないのでありますまいか。私は、これに関連して、歴史の過渡期の見通しについて考え直す必要を感じています。歴史の過渡期を引っ張っていくのは、やはり先進資本主義国である。これからは先進資本主義国における社会福祉国家の歩みが注目され、これとのかかわりで、社会主義とはいったい何か、改めて考え直されていくと思われまふ。私は、マルクスの唯物史観からすれば、我々がこれまで随分わき道にそれてきたような気がするのですが、これからは、唯物史観の当否が、本当に試される時代となると考えています。今日は、

以上のことを念頭におき、バウアーとオーストロ・マルクス主義について報告します。

本論に入るにあたって、私は、まず、戦間期に左翼社会民主主義という独自の国際的な潮流があり、これを代表したのが、オーストロ・マルクス主義であったということを強調しておきます。一つ断っておきますが、この報告では、私は、バウアーを最高指導者とする戦間期オーストリアの労働・社会主義運動とその路線という意味で、オーストロ・マルクス主義という言葉を用いることにします。バウアー自身は、オーストロ・マルクス主義とは、改良的现实主義と革命的理想主義を一つの思想に統一するものであると特徴づけています。彼の特徴づけを受けて、この報告では、オーストロ・マルクス主義における改良的现实主義と革命的理想主義の統一の問題を中心に考察することにします。

周知のように、一九二六年にオーストリア社会民主党は、リッツ綱領を採用しました。この綱領は、オーストロ・マルクス主義の路線と思想を集約したものと考えられるので、この報告でもそのエッセンスをとりあえず紹介しておきます。

リッツ綱領は、議会制民主主義を通して労働者階級が政治権力を掌握する道を明確にうたい、いわば「合法的議会制民主主義的変革路線」を確定したものであるといえます。この点、一九二三年の国民議会選挙でオーストリア社会民主党は、三九・六%の得票率をあげ、昇り調子であることを示しました。バウアー達は、選挙を通じて後もう少しで政治権力を獲得できると

当時期待しており、かなりリアルに権力への道を提起したと考  
えられます。リンツ綱領は、「多数者革命」の観点に立ち、国民  
の支持を集めるために当時考えうる、あらゆることを斟酌して  
います。たとえば、宗教の自由の要求、小農保護政策、プロレ  
タリアートのヘゲモニーという考え、連合政権の問題などが挙  
げられます。その他に、リンツ綱領は、労働者政権の成立に対  
しては、資本家階級が暴力的に抵抗する可能性があるという考  
えを述べ、この場合には、「独裁の手段」によって抵抗を鎮圧す  
ると主張しています。これは、いわゆる「プロレタリア独裁」  
の問題とのかかわりで議論されており、当時のオーストリアで  
物議を醸し出しています。

私は、ここで、リンツ綱領で「当面の任務」という章の後に、  
「資本主義社会体制から社会主義社会体制への移行」という章が  
設けられていることに特に注目したいとおもいます。つまり、  
そこでは、当面の行動綱領と並んで過渡期綱領が提起され、政  
治権力を掌握したら、どういうやり方で社会主義を実現するか  
が具体的かつ明確に述べられています。その意味で、リンツ綱  
領は、いわゆる先進国革命の具体的構想を先駆的に提起したも  
のとして、積極的に評価されるのではないのでしょうか？この  
点、リンツ綱領における行動綱領と過渡期綱領の関係を深く検  
討する必要があります。

まず行動綱領についていえば、その諸要求は、社会民主党が  
政権獲得以前から追求すべき社会改良を内容としています。も  
ちろん社会改良といっても、資本主義の構造的改革に結びつく、

かなり突っ込んだ要求がそこに見られます。たとえば、経済民  
主主義の要求がそうであり、ここでは、労資の共同決定権、つ  
まり経営協議会とか労働会議所を通じた労働者の権利の拡充が  
うたわれています。いうまでもなくこの労資の共同決定権は、  
今日の西ドイツ型、オーストリア型の社会福祉国家の不可欠の  
構成部分をなしていますが、もともととは戦間期のドイツ、オー  
ストリアの労働運動の成果として形成されたものです。リンツ  
綱領の行動綱領をみると、そこで掲げられた様々な要求には、  
社会主義の方向に向けて少しでも資本主義を構造的に改革して  
行こうという意気込みがみられます。

もちろん、リンツ綱領のなかで、バウアーは、改良を通して  
なし崩し的に社会主義を実現できるとは考えていず、このよう  
な考えを改良主義として強く否定していました。そして、革命  
的理想主義を提起し、労働者階級が政権を獲得した後に具体的  
に社会主義を建設していくプランを提出しています。

リンツ綱領の過渡期構想で社会主義建設論の根幹をなしてい  
るのは、いわゆる社会化論です。かつて第一次大戦を契機にし  
てオーストリア革命が生じたのですが、社会化論は、この時に  
バウアーが提起したものです。それは、三者管理すなわち生産  
者、消費者、国家の代表の管理からなる「共同経済公社」の形  
成によって社会主義の実現を目指したものであり、ほぼそのま  
まりリンツ綱領における過渡期構想に継承されています。過渡期  
構想では、バウアーが社会革命を非常に長いタイム・スパンで  
考えていたことが特に注目されます。戦間期に彼は、繰り返し、

政治的革命は一撃にして成就される。それに対して社会革命は、有機的・進化的・長期的な過程であり、労働者政権下での社会化過程といえども長期的・漸次的なプロセスであると述べています。彼によれば、労働者政権が成立して、国有化を実施したとしても、それだけでは、「形式的社会化」をなすにすぎない。重要なのは、生産過程の本身、経済の管理・運営の仕方を変えることである。パウアーは、このことを「実質的社会化」と呼び、こう述べています。

すなわち、社会主義は、政治と経済の過程で労働者の自治を実現し、自由と民主主義を完成させるものである。計画経済と労働者の自治を実現するためには、資本主義の一定の経済的成熟が必要であり、大企業の支配的な産業部門から徐々に社会化を実施するより他にはない。社会化に当面向かない産業部門については、組織化を促進する措置がとられる。

以上の考えは、今日における先進国革命論とかなり共通した見解を述べたものであると言えます。私は、ここで、その特別な意義を強調するより、むしろ、それがパウアーの独特の歴史観と過渡期構想に導かれていたことを強調したいと思います。この点、一九二三年のパウアーの著者「オーストリア革命」から、一節を抜き出しておきましょう。

「人類は封建制から資本主義に移行するとき、次々と生起する一連の長い革命的過程を経なければならなかった。この革命的過程では、国家的・社会的生活のいろいろな過渡的形態が形成され、つづく革命的過程でふたたび克服され、より高次の過渡的形態への

移行がなされた。一三世紀の純粹の封建国家から一九世紀の純粹のブルジョワ国家への道は、……非常に多様な過渡的諸形態を経たのである。これと同様に、資本主義から社会主義への途上で、人類は、一連の長い革命的過程を経、国家と社会の一連の過渡的諸形態を経なければならぬ。」

パウアーは、また、別の著書で、「過渡期の経済制度では、資本主義的諸要素と社会主義的諸要素が混合されている」とも述べています。そして、リンツ綱領報告では、綱領の新しい特徴として、社会化企業と資本主義企業が競合する社会の過渡的諸形態を想定したことに注意を促しています。

パウアーの以上の考えは、結局、資本主義から社会主義への歴史的過渡期において、いわば中間的社会諸形態ないし混合経済体制の形成を想定したものです。パウアーのこの考えからすれば、北欧・西欧の社会福祉国家は、過渡期における中間的社会諸形態の一つをなしていると思われまます。

こう考えると、オーストロ・マルクス主義における改良的現実主義と革命的理想主義の統一について、一つの明確な実像が思い浮かんできます。つまり、私は、パウアーにあつては、社会主義的変革は二段構えに構成されていたと理解しています。

つまり、彼は、一方では、政治権力を掌握する前から、社会諸改良を通じた資本主義の漸次的な改革を追求し、これを通して、できる範囲で資本主義の漸次的な社会主義化を達成するという目標を立てていた。他方では、社会主義の成立のためには、歴史の一定の飛躍的な局面が前提となると考え、政治権力の獲得

を通して大規模な社会化(社会主義化)過程を実施する構想を抱いていた。いずれの場合であっても、彼にあっては、資本主義から社会主義への長期的有機的な変革過程の一環をなしており、とりわけ個々の社会諸改良は、資本主義に「部分的社会主義」とか「社会主義的要素」を織り込むものとして、積極的に位置づけられていたと言えます。

先進国革命に関するこの二段構えの構想は、パウアーが明確に定式化していないこともあり、これまでなかなか理解されてこなかったと言えます。たとえば、これまで、次のようなパウアー批判さえ投げかけられています。つまり、パウアーはマルクス主義の教条主義に立って、資本主義の崩壊を待ち望んだのであり、いわゆる「待機主義」に陥った。その結果、彼は、政治的対立を極端なまでに煽る一方で、改良活動を軽視した、と。これまでの説明からわかるように、このパウアー批判は、まったく根も葉もないものです。

実際には、パウアーは、戦間期には社会民主党議員団を率いて、議会で社会諸改良のために熾烈な闘争を繰り広げたのであり、また、革新自治体ウィーンの「社会主義」的租税・財政政策の成果をたたえています。翻つてみると、当時、ドイツではヒルファディングやナフタリらが、経済民主主義論を唱えており、様々な改良を通して資本主義を社会主義に漸次的に改革していくという構想を提起しています。パウアーにも、ヒルファディングらとかなり共通する考えがあったと言えます。

小括すると、パウアーの社会変革論は、「過渡期における中間

的社会形態」論に基づき、二段構えの形で改良的現実主義と革命的理想主義を統一するものであったと言えます。私は、この社会変革論を掲げたパウアーとオーストロ・マルクス主義が、なぜ時々悪しざまに言われるのか、なかなか理解できないのですが、この点、やはり彼らがファシズムに敗北した事実が影響していると思われれます。そこで、以下、パウアーとオーストロ・マルクス主義の悲劇を述べたいと思います。

この点、まず、パウアーには、外国への経済的依存度が高いオーストリアのような小国では、社会主義革命が単独では可能でないという考えがあったということを確認しておかなければなりません。パウアーは、小国オーストリアの社会主義運動には、単独のままでは越えがたい制限があると思ひ、一方では、社会主義を実現する上での前提として、ドイツへのオーストリアのアンシュルス(合体)を政策的に追求し続けました。他方では、アンシュルスがフランスの強硬な反対に出会っていたので、アンシュルスを可能とするようなヨーロッパの勢力諸関係の変動の時期の到来を待望しています。

これは、パウアーの具体的な戦略的構想とかかわっています。彼は、長期的な展望として、全ヨーロッパ・レベルで諸階級の力関係の変動と社会革命の時期が必ず来ると見ています。彼によれば、第一次大戦の戦後処理の誤まりは、資本主義世界に不安定な要因を生み出した。さらに、ヨーロッパは、安定化の時期を迎えたとしても高度な繁栄を体験することはない。ヨーロッパ諸国の労働運動も戦前とは比較にならないほど強化し

ている。議会制民主主義を通してヨーロッパの有力国で労働者政権が樹立されるのも夢ではない。このことから、全ヨーロッパで革命の変動期が生ずることが将来に予測され、オーストリアの社会主義革命にとって国際的な環境が整う。この時がくるまで、パウアーは、オーストリアで社会主義の準備をできるだけしておこうと考えたのですが、戦間期の現実、パウアーの期待を大幅に裏切っています。

まず、オーストリアの政治的状况について見てみると、強大な社会民主党と労働運動に対して、オーストリアのブルジョア諸勢力は大同団結し、対決姿勢を示しています。その結果、国政レベルでは、パウアーらは、そもそも改良的現実主義を思うようには買けなかったと言えます。ブルジョア諸勢力は、社会民主党の尽力によって形成された議会制民主主義を尊重せず、そればかりかファシスト団体を助成し、労働運動にけしかけています。ブルジョア諸勢力のこの反動的な姿勢は、パウアーのマルクス主義的用語に刺激されて生じたというより、ハプスブルク帝国崩壊後のオーストリアの政治的特殊事情や国際事情にその深い原因があつたと思われれます。

歴史的経過から言うと、一九二七年七月以来、ファシスト団体の攻勢が強まり、パウアーらは、完全に守勢にまわり、ついには、一九三〇年代不況とファシズムの波に直面していきまます。パウアーは、前述のように、ヨーロッパ・レベルで勢力諸関係が変動する時期の到来を期待したのですが、この夢は破れ、逆に、ファシズムの嵐が吹き荒れていきます。彼は、このような

事態に直面して、次のような考えを抱くにいたっています。

すなわち、組織労働運動は、資本主義の経済的繁栄の時期に強化し、反対に経済的停滞と不況の時期には、革命が起きないとすれば弱体化する。また、革命が可能でないかぎり、資本主義の危機は、資本の反攻の機会となり、ファシズムへの誘因となる。労働者階級は防衛にかられ、生活防衛のために資本主義の経済再健を強いられる。

パウアーらは、結局、守勢に追い込まれたまま、ついには敗北の道をたどっていきます。この事実は、パウアーとオーストロ・マルクス主義の破産を示すものであつたのでしょうか？この点、確かにパウアー自身も認めるような反ファシズムの個別的戦術の誤りがあつたし、あるいは彼の軍事政策の欠陥も指摘することもできます。が、これは、本質的なことではなく、オーストロ・マルクス主義の敗北は、一九三〇年代不況とファシズムの嵐が吹き荒れたヨーロッパ全体の歴史的悲劇の脈絡のなかで捉えなければなりません。小国のオーストリアは、イタリアのファシズムとドイツのナチズムに挟まれ、その影響をもるに受けなければならなかつた。パウアーらの反ファシズムの戦いは、国内に視野を限定できなかつた。私は、適当な時期にパウアーらが武装蜂起によってオーストロ・ファシズムを打倒し、労働者政権を樹立したとしても、当時のヨーロッパでそれが生き延びえたかどうか、疑問に思っています。

結論的に言えば、改良的現実主義と革命的理想主義の統一を旨指したオーストロ・マルクス主義の構想は、先進国の社会変

革路線として重要な問題提起を含んでいたが、戦間期のオーストリアとヨーロッパの政治的現実に突き当たり、十分に貫かれることがなかった。ここにパウアーとオーストロ・マルクス主義の歴史的悲劇があったと言えます。

### 上条勇氏の報告にたいする質疑

保住敏彦(愛知大学) ①唯物史観の当否が本当に確かめられるとはどういうことか? ②パウアーにあたって経済政策の問題はどう考えられていたか?

三島憲一(大阪大学) ①ナチスに対してグリューネ・ペストともいべきオーストロ・ファシズムがアンシュルスに反対していたことを考えると、パウアーの経済的アンシュルス論は、一般選挙民に誤解され、警戒されていたのではないか?

②SPÖの妥協姿勢に対して左派インテリから批判があったが、彼らに対するパウアーによる知的反論はあったか? ③第三世界などの国際的な枠組についてパウアーはどう考えていたか?

伊藤成彦(中央大学) ①戦期間におけるコミンターン、KPÖに対するSKÖの対応はどうであったか? ②第二次大戦後のクライスキー政権の政策は、パウアーの政策を一定実現するものと考えていいか?

### 自由論題 2

## 一九世紀末オーストリアの

### 哲学的価値論

〔報告〕 直江清隆

価値に対する問いは、狭く道徳哲学の問題に縮減されるものではなく、法や経済などさまざまな社会的実践やそれらに関する諸科学にとつての問いでもある。哲学の眼差しが根源的な経験の次元へと向けられるのならば、哲学的価値論において主題化されるのはそうした実践や科学が前提とする価値と価値づけ作用一般であることになる。

以下でとりあげるのはF・ブレンターノを鼻祖とし、エーレンフェルス、マイノング、クラウスらを代表とするブレンターノ学派の哲学的価値論である。よく知られたように、彼らの価値論は当時同じくヴィーンで展開されたメンガー、ペム・バヴェルク、ヴィザーら限界効用学派の経済学とのかかわり合いのうちで構想されたものであり(それゆえ後者を「オーストリア学派」の「第一の学派」、前者を「第二の学派」とよぶ場合もある)、また議論の核心を「志向性」に求める点で、のちの現象学に連な

るものでもある。

本報告では、主観的な価値づけ作用を、主に行為との関わりから考察する。哲学的な面から見るならば、価値をもつばら判断や文化科学の基礎づけという認識論・方法論の場面に限定した新カント学派の価値哲学に対し、ブレンターノ学派では日常実践における価値づけ行為に着目がなされ、その構成を探ろうとする視点で議論がなされている。また経済学との関連でいうならば、経済的行為を八所与の目的に対する稀少なる手段の最適なる選択 $\vee$ と把握するのでなく、目的の設定そのものを主観の自発的な位置づけ作用から理解しようとする限界効用学派に対し、ブレンターノ学派の価値論は哲学的な基礎を与えようとするものとみなすことも可能であろう。以下の報告では、情緒的作用の志向性という点から出発して、ブレンターノ学派の議論が自発的にかつ目的合理性とは異なる行為把握にいかなる可能性を示唆しているかへと検討をすすめる。

### 一 限界効用学派とブレンターノ学派

まずブレンターノ学派と限界効用学派との関繋を、議論の発端に遡って、いくぶん具体化しておく必要がある。

両学派の相互影響が可能であったのは、第一にブレンターノの志向性論とメンガーの主観価値説とに内容的な並行性が見られることによる。メンガーの経済学では経済現象の現象論的数量関係のみならず、その本質をもが視野にいれられる。「国民経済学原理」(一八七二)においてメンガーは、経済学の考察が

「欲望の充足に向けられた先慮的活動」の諸条件に向けられるべきことを主張する。それゆえ価値や財は事物の客観的性質ではなく、こうした能動的活動の相関者として、人間主観の活動に基づく性質と把握される。この把握はまた「経験的立場からの心理学」(一八七四)におけるブレンターノの立場と類比的である。ブレンターノはそこで、情意を表象や判断とともに心的現象のクラスと捉え、この現象の一般特性を志向性と名付ける。ここでの志向性とは、なんらかの客観に心的な作用が向かっているという関係のことであり、その際、能動的な作用に志向的内容が相関することになる。それゆえブレンターノにおける価値もまた、情意作用において価値とみなされる内容のことであり、その根源はやはり主観的な価値づけ作用に求められるわけである。

両学派の関係はたんなる並行性にとどまるものではなく、弟子たちの間の直接の交流関係や内容的な相互影響を指摘することもできる。多くの論者の指摘するように限界効用学派からブレンターノ学派への影響がより顕著であるにせよ、たとえばメンガーが「原理」の第二版を準備する際(とくに結論にあたる欲望論を著す際)ブレンターノ学派の諸著作も参照したことや、ベム・バヴェルクが主著『資本と資本利子』第三版の必要な箇所ではブレンターノ学派の知見を基礎づけに参照しているという具合に、逆の方向の影響も無視しえないものである。限界効用学派からブレンターノ学派への参照が必要とされた事情を推測するならば、一つには主観価値説は価値を欲求と直結させることで、

経済的行為を快樂主義的な行為とみなしているという批判に答えるために、つまり経済的行為が快の実現と不快・苦痛の回避をめざす行為と同一視されえないことを示すために、主観的作用に関するブレンターノ学派の議論の支持を必要としたことが挙げられるであろう。またこのことと連関して、彼らが経済現象の基礎づけを求める「欲望」や「先慮的活動」の本性や経済的行為がそれらにおいていかに方向づけられるのかといった問題に（例えば利子という経済現象の成立を将来の欲望による動機づけから了解するといったより具体的な問題の解決に際して）多少なりとも関与せざるをえなかつたことも挙げられるであろう。

ブレンターノの弟子たちにとつて、限界効用学派の価値論は価値づけ作用一般にモデルを提供すると同時に一般価値論の一領域をなすものであつた。それゆゑ快樂主義をはじめとする問題は情意的活動一般をめぐる諸問題のなかで解決がもとめられることとなつた。ここで議論はいくつかに分岐する。ブレンターノは伝統的な知・情・意という分類法に代えて、心的現象を表象・判断・情意の三文法で分類する。しかし議論の展開のなかで、①情意のクラスにまとめられる感情と意志とのいづれが本源的な価値づけ作用なのか、②価値評価の際に判断は前提となるか否か（主知主義と主意主義）、といった点の曖昧さが顕在化され、さらに、③価値は可能的な情意作用の相関的な潜在的なのか、現実の情意作用の相関者なのか、などの諸論点もこれにつけ加わることになつた。右の各選択肢の前項の立場をマイノン

グが、後項のをエーレンフェルスが代表する。こうした議論の分岐は主観的な価値づけ作用という際、たいていは曖昧なままに混用されている対立点を意識化したものに他ならないわけだが、この点をめぐる議論においてこうした価値づけ作用の概念に含まれるさまざまな問題点が明らかになるわけである。本報告では次に、マイノング『価値論の心理学—倫理学的研究』（一八九四）とエーレンフェルス『価値論の体系』（一九八七—一九八八）を参照し、その一端を垣間見ることにする。

## 二 価値と情意

経済学で財 (Güter) という場合、有用性と稀少性という規定が含まれる。しかし哲学的価値論という価値は有用性よりも広い意味をもつ。すなわち有用なものとは「なにかにとつて」有用なのだから、それ自体で価値をもつ「なにか」なしには有用性という規定をもちえないはずである。このように価値論が第一に問題とするのが「それ自体としての価値」であり、有用性はこうした価値に基礎づけられる二次的な問題であること、この点に関してはブレンターノ学派の間で共通了解が成り立っていたといつてよい。

さて、感情を価値づけ作用として本源的とみなすマイノングの立場にとつても、価値評定の主観はたんに快や効用を享受する主観ではない。快樂主義の根本的誤りは快感情と価値評定する作用を等置するところにある。例えば私が「暖炉に価値がある」と評定するとき、暖炉がもたらしている快感情そのものが

（価値）なのではなく、またこの快感情と相關的な客観が価値なのでもない。価値評定はより知性的な作用と考えられる。つまり快感情そのものではなく、暖炉があるという事態について私の抱く感情的な価値評定作用が価値を付与する作用とみなされる。「このことは空気や水の価値を例にすると分かりやすい。それらの現存はふつうはさしたる快をもたらずものではないが、ない場合には大きな苦痛をもたらずものである。それゆえそれらの価値は快や苦痛の相関者ではなく、あるという事態における感情と、ないという事態における感情との両者の相関者であると考えられる。」それゆえ価値評定作用とは、知的な判断を前提とするある特殊な感情なのだとということになる。

一方、エーレンフェルスは欲求、すなわち願望や努力や意欲が価値を規定する作用であると考える。こうした立場は志向性という概念に本来含まれる「あるものをめざす」という能動性に忠実なものということもできる。エーレンフェルスの立場からするならば、快や不快・苦痛といった感情こそが本来欲求の実現・不実現に依存するのであって、快・不快によってそれを志向する欲求が呼び起こされるのではない。快楽主義の誤りはこの関係を論理的に逆転しているところにある。彼の立場は感情と欲求とを独立したものとみなす見地に発している。すなわち、突然心地よい花のかおりに襲われるというように欲求を伴わない感情もあれば、逆に芸人の綱渡りのように習慣化して（例えば恐怖の）感情を伴わない欲求もみられる。エーレンフェルスにおいて、我々の日常的な欲求は（随伴する感情にはなく）直接

に外的な目標へと向けられる生き生きとした作用なのであり、価値とはその相関者なのだとすることができる。

こうした立場の違いは両者の着眼点の違いを反映するものである。すなわちマイノングが価値評定の場面にもつばら着目するのに対し、エーレンフェルスでは行為の動機づけに関心がよせられる。マイノングの立場からするならば、客観が現存するならば欲求は充足されて欲求ではなくなってしまうのだから、欲求は客観の非現存であるかぎりでの第二義的な作用であるのみなされ、価値が欲求に先立つものとされる。価値評定はそれゆえ現存する客観に対する判断感情に求められることになる。

他方、エーレンフェルスにとつてはこうした点は受け入れがたいものである。それは、(1)もし価値が欲求を基礎づけるとするならば、欲求はより高い価値をめざすことになろうし、なるほどそれがより大きい快を求めるということを意味しないにしても、今度はきわめて煩雑な価値評定を欲求の前提としなければならぬことになるからである。このことは欲求の生き生きとした直接性を損なうことになる。また(2)欲求が現存していない未来に関わるとしても、へ未来のことについて現在抱いている「快苦」とへ未来に抱く「快苦」とは本来別物であり、マイノングのいう価値評定が前者に関わるのに対し、欲求の動機づけに関わるのは後者のみだからである。エーレンフェルスによれば、よりよい欲求の選択は欲求の強さが主観的な感情性向によって左右されることに基づくのであって、顕在的な感情に依存するのではないためである。

このように両者は価値の快樂主義的な解釈を拒否するという点では方向を共有しながらも、主観的作用から実際に価値を具體的に記述する段になると、場面の設定という次元からして議論の対立と混乱を生じさせてしまうことになる。

### 三 論争の到達点

この論争が何を提示するかをごく簡単にかいつまんでおこう。最近の研究の中には、經驗主義的な経済学と限界効用学派を対比し、後者の哲学的な背景としてブレンターノ学派になんらかのアプリオリズムを見いだそうとする見解も見られる(B・スミス)。しかしここで必要なのは、ここで取り上げた議論が經驗的な記述の心理学の立場からの発言であることを確認し、彼らの議論が一定の心理主義的限界をもつと同時に固有の視点を切り開いていることを明らかにすることであろう。

エーレンフェレスが欲求によつて方向づけられ、価値の実現を追求するような自発的な行為様式を考察するかぎりで、「欲望」や「先慮的活動」の説明として、マイノングよりも経済学者たちに受け入れ易かったといえよう。エーレンフェレスの特徴は感情状態からの欲求の非依存性をいうことによつて、習慣的行為のような非自覚的な動機づけを議論のうちに取り込んである点である。このことは同じく行為の主観的な動機づけとはいえ、ヴェーバーがもつばら行為者の意図的な意味に着目するのと対照的であり、強いていうならば行為の範型を目的合理的な行為よりもいわゆるハビトゥス的な行為に求めようとするも

のといえるかもしれない。しかしその際に心理主義に由来する困難が懐胎されている。その一つは感情性向という一種の潜在性を主観の側に認めている点である。感情性向は表象と結びついた潜在的な感情であり、經驗を通じて蓄積・習慣化することで、より大きな幸福を生む欲求の選択を可能にしたり、自動的な行為の遂行を可能にしたりするものと考えられる。こうした潜在的な性質は、しかし經驗をこえた形而上学的な性格をもつとの疑念を免れえまい。(この点は価値をへ正常な主観によつて価値評価されうる客観の側の潜在的な性質)とみなすマイノングにも同じように当てはまる)。

マイノングにおいて注目すべきことは、価値が実在的な事物にではなく、「了であること」という事態に関わることを明らかにした点である。この論争の時期のマイノングではこの点がいまだ自覚的でなく、そのため判断を前提とみなす知性主義に立つてみたり、何らかの潜在性を想定したりと心理主義の枠内で苦心慘憺することになっている。しかし対象論の立場に転じ、事態の独自の存在性格が明らかにされて以降、この点をすすめて、価値評定で問題なのが本来「判断」ではなく「事態」だということが明確化されてくる。このことは価値評定という志向的な作用と感性的な快感情の相連性を際立たせ、価値評定が「感情状態とは違った」情緒的作用の独自のクラスであることを明らかにする。同時にそれは欲求や意欲と価値の関係に示唆を与え、つまり欲求を(いま現存していない何らかの事物なのではない)一定の事態へと動機づけるのが価値なのであつて感情状態や感

情性向なのではないことを示唆する。このことは行為を動機づけ、それに方向と秩序を与えるのがイデアールな価値であることを暗示するものである。

ヴェーバーは、限界効用学派は人間の行為を「商人的計算」に支配される目的合理的な行為であるかのように扱っている、と評する。しかし、経済的行為を含む行為がそもそもそうした枠に収まりきらないことをブレンターノ学派の価値論から読み取ることができる。エーレンフェルスが強調する非自覚的な動機づけもその一つであり、ここでは目的表象ではなく、客観に直接に方向づけられた生き生きとした意欲が注目されるにいたる。またここで想起するべきは、この学派の議論のなからマインングのように心理主義的な限界を突破しようとする展開が見られることである。この場合、なんらかの自主的な感情性向ではなく価値関係や事態に意欲対象の基礎づけ・動機づけが求められ、感情や目標表象はそれらに導かれる二次的現象であることになる。だが、価値評定と行為の動機づけの場面をいかに連関させ、それをいかに具体的な行為、例えば経済的な行為の理解へとつなげるかといった論点は両者の間でも未決着のまま残されている。この点の展望を含め、限界効用学派の議論を社会的行為の新たな理解へと発展させる一つの糸口として、この学派の再評価が必要であらう。

### 自由論題 3

## ローレンツ・シュタインの

### 社会主義観

〔報告〕 柴田隆行

日本の憲法史に影響を与えたといわれるドイツの国家学者L・シュタイン（一八一五〜九〇年）は、一八四一年一〇月に初めてパリを訪れ、当地の社会主義者や共産主義者に触れその思想を研究し始めて以来、晩年に至るまでそれへの関心をつよく持ち続けた。ここでのテーマは、フランス出自の一九世紀社会主義・共産主義が、まだ漠然としか知られていなかった当時のドイツにどのように紹介されたのかについて、シュタインの著書・論文を通して明らかにすることにある。その際、シュタインが社会主義・共産主義の解明に取り組んだ動機がその運動への着目にあつたこと、またとくに一八四八年革命前後という緊迫した情勢の中での研究であつたことなどを考えれば、各地で展開された諸運動との、どのような関連においてかれの社会主義観が形成されたのかを考察することはきわめて重要なことであらう。だが、発表時間の制限と私の研究段階に制約されて、

運動論は後日に譲ることとし、ここでは主としてその概念的考察に論述を限定したい。ヘーゲル学派人と言えるシュタインは、現実の事態と諸運動をヘーゲルばりの思弁を駆使して説明せんとしているが、とりわけ人格性概念によって社会主義と共産主義を分析している点にその概念的考察への道が開かれていると思われる。こんにち社会主義ないし共産主義を考える際にも、人格性をそこにいかに位置づけるかはきわめて重要なことと言えるのではないだろうか。

前述のように、シュタインは一八四一年一〇月にパリに向かい、そこでレポー、コンシデラン、ルイ・ブラン、カペらに接触、同地の社会主義・共産主義についての知識を得、それを翌四二年九月に『今日のフランスにおける社会主義と共産主義——現代史への寄与』(*Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte. Leipzig 1842.*)という著書にまとめた。本書はドイツで大きな反響を呼んだが、これについては省略する。本書が出た当時のドイツでは、とシュタインのちに書いているが、社会主義や共産主義はまったく知られていなかったも同然であり、ドイツにおけるフランス社会主義に関する最初の紹介はカローフェとプレットシュナイダーによるが、どちらも宗教的観点からの理解にすぎず、共産主義については「共産主義という不気味で恐るべき幽霊が現れる。共産主義の実現などだれも信じようとはしないが、しかしだれもがその存在を認めている」という状況であった。レポーのすぐれた社会主義論でさえ社会主義をプラトン以来の

ユートピア理論と一緒にしており、社会主義・共産主義を科学的に分析できずにいる。『社会主義と共産主義を一つの全体として、すなわち現代史の生活過程のまとまった結果として捉えたいと思うなら、プロレタリアートや社会という概念、所有や産業の社会的意義、国民の教養や階級の本質などを不明のままにしておくことはできない』。このような問題意識が本書を独自の理由、フランス革命論、そしてサンシモンとフーリエの社会主義、ラムネやルルー、ブラン、ブルードンの思想、そしてバブーフとカペの共産主義などがここで詳論されている。そしてつぎのような社会主義観を引き出している。社会主義は、産業の組織化を企てたり、プロレタリアの運命を改善したりするだけでなく、産業の成果を個人に分配する社会法則を明らかにする社会科学である。それは、産業組織体制を社会組織として実現しようとする知的かつ物質的な作業の総体である、と。これに対して共産主義についてはきわめて否定的である。『現存するもの一般に対する完全な否認、自我の無限の自由という感情に起因しつつも自らの内にも外にも一定の目標も意欲も持たないこの否認、これこそ共産主義の本質に他ならない』。共産主義は現存するもの一切に対してまったく否定的であり、やみくもに社会秩序に反抗する。社会主義は新しい社会を建設しようとするが、共産主義は現存の社会を転覆することだけを旨とする。前者は自ら真理を提示し、真理の力で自己を実現しようとするが、後者は大衆の力で、まさに革命と破壊によって自己を実現しよ

うとする。このような厳しい共産主義評価のもとになつてゐる現実の運動は、シュタインが「粗野な共産主義」と名付けるバブーフ主義と（平等主義の労働者）派であり、カペのイタリア共産主義をそれらと區別し、その教義を詳しく紹介している。

一八四三年キールに戻つたシュタインは、翌四四年にドイツにおける社会主義・共産主義の動向について分析する（*Blicke auf den Socialismus und Communismus in Deutschland, und ihre Zukunft, in: Deutsche Vierteljahrs Schrift, 1844, Heft 2, S. 1-61*）が、ドイツにはまだプロレタリアートもそれを生み出す産業社会も存在しないと見たシュタインは、従来の社会主義・共産主義についての文献がいずれも概説にすぎず、きちんとそれを概念的に論じたものがないとして、自らそれを試みている。なお、シュタインはすでに四二年の前著でも社会主義・共産主義を平等原理から説明せんとして（「文明」）概念を軸に思弁を駆使していた。しかしこれはかなり苦しい議論であり、四八年の第二版ではすべてこれを削除している。四四年の議論はこうである。

人間の使命は自らの完成であり、たんなる可能性として自らの内に潜んでいるものの実現である。こうして実現したものが自由、すなわち現実性の内部における人格性の自己規定である。この自由が多数の個人に指定されている状態が平等、すなわち人間世界における個人の自由な自己規定である。人間の完成が絶対的に無限なものと考えられれば自由と平等も絶対的に無限なものと考えられねばならない。これが具体的な現実世界にあつては所有として現れる。いかなる人格もここでは所有者であ

り、また所有において他者と平等である。自由と平等は無限であるから、所有も無限である。ところで、いかなる人間もまさに人格性であり、無限の自由と完成へ向けて規定されているがゆえに、人間はいかなる面からも制限されない無限の占有を自己において実現する。もし人格性の自由がその所有の中にあるならば、この所有はただ一定の人格の所有として一定の人格の自由を含んでいなければならない。だが、或る人にとつて自らの自由の絶対的条件であるこの不可侵性は、他の人にとつては限界である。個人の自由は大勢の下では平等であつて、この平等は、他者の不可侵の所有の限界が踏み越えられるやいなや放棄される。このようにして、自由・平等・所有という概念の展開は絶対的矛盾に行きあたる。

この矛盾の解決方法には二つある。一つは、個人の人格性に対して不平等な人格性として現れる普遍的な人格性、すなわち国家によるものである。シュタインのちに国家による解決の方向へ向かうが、四八年革命までは、国家ではなく社会にこそ注目しなければならぬとの考えから、もう一つの解決方法に期待をかけていたように思われる。それは、個々の人格性を所有の領域で完成させるために、他者の無限な権限に対立する個人の中にある要因、すなわち所有の排他性つまり人格性を破壊するといふものである。だが、人格性が所有の概念における絶対的要因であるから、これでは所有は存在し得ない。こうして、所有の人格性を否定し、財産を万人に平等に共有させる絶対的財産共同体、すなわち共産主義が成立する。共産主義はまさに

個々の人格性の否定にほかならず、物質的世界においては所有の否定として現れる。これでは自由の理念が否定されるという非難があるが、これはあたらない。というのも、ここではただ物質的世界の領域での個々の人格性一般が否定されるにすぎないからである。ところで、社会主義は、個人にとつて自分の所得は占有ではなく自らの労働によつてのみ得られるということとを原理とする。だが、その基礎を人格的労働におく以外は共產主義と変わらず、したがつて社会主義は有機的に展開した共產主義だと言える。このような定義はこれ以前にも以後にも見られない。さらにどちらも労働への報酬すなわち所得に差異を認める以上、人格的所有を認めることとなり、自己矛盾に陥ると言うが、四二年の著書で、人格的占有を保持しつつも自由と平等が阻害されない社会的生活形態が社会主義だとする定義と比べると、社会主義評価の大きな後退である。

シュタインは一八四八年（実際は四七年末）に四二年の著書の第二版を出している（*Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte* 2. Aufl. Leipzig u. Wien 1848）。これは第一部に大幅な改訂を施したもので、とくにプロレタリアートの分析が全面改訂され、四六年に発表した「社会主義と共產主義との関係における労働概念と労賃の原理」〔*Der Begriff der Arbeit und die Principien des Arbeitslohnes in ihrem Verhältnisse zum Socialismus und Communismus*, in: *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, 3. Jg., 1846, S. 233-290）への独自の労働論が大幅に導入されてい

る。これについて触れる余裕はまったくないが、シュタインはこの労働概念を基礎にして社会主義評価をここで再度改めている点は注目する必要がある。ここでシュタインは、社会主義を「労働によつてのみ財産分配を、それとともに社会の秩序とあらゆる個体的発展の平等を制約するよう求める理論」と定義したが、つて、人格的所有の否定が社会主義固有の根本法則だと思ひ込んで社会主義を共產主義と一緒にするのはとんでもない誤りだと言う。四四年にかれ自身そのようにしかけていたのだが、四二年とは違つて、ここでは社会主義も人格的所有を破壊することを認める。だがそれは、労働の自由と平等による財産分配を実現する上で邪魔になるからであつて、それが目的ではないと言う。富を産むものが富の分配の根本条件として承認されなければならない、富の産出は言うまでもなく労働であるから、労働の内的外的諸関係が財産共同体の積極的原理となる。この原理の理論的体系が社会主義である。それは「労働の単独支配によつて実現される平等の体系的科学」である。これに対して、共產主義は「人格的所有の絶対的破壊によつて絶対的平等を達成しようとする見解である。たしかに共產主義の目的は根源的に個人の絶対的自由と自立性であるが、その実現はまさにこの自立性の破壊によつてのみ生じ得るとする以上、それが個人々々人に対する全員の名による絶対的独裁に行き着くのは避け難い」と共產主義に対しては依然として否定的である。

この年シュタインは「現代」誌に「現代の社会運動」〔*Die sozialen Bewegungen der Gegenwart*, in: *Die Gegenwart*, Bd. 1.,

Leipzig 1848. S. 299-326. Anonym.)と「フランスにおける社会主義と共産主義」(Der Socialismus und Communismus in Frankreich, in: *Die Gegenwart*, Bd. 1, Leipzig 1848. S. 299-326. Anonym.)を発表している。ここでは、人間の不平等は人間的財産のさまざまな分配によってのみ生じるとし、労働と資本との対立から生ずる運動が社会主義と共産主義であり、両者を單純に分類すれば、平等理念の労働による実現が社会主義であり、人格的所有の破棄による実現が共産主義である、と言う。

パリにおいて一八四八年の二月革命の失敗を目標し、社会革命に期待できないことを悟ったシュタインは、四九年に発表した「イギリスの社会運動と社会主義」(Die sociale Bewegung und der Socialismus in England, in: *Die Gegenwart*, Bd. 3, Leipzig 1849. S. 41-73. Anonym.)の中で、イギリスの社会主義を「チャーチズムという名前で知られる大きな運動の先駆にすぎない」とし、その合法的社会運動に期待する一方、オーウェンのきわめて具体的生産的社会実験に注目し、オーウェンの課題が「労働を資本の下に従属させ、それにもかかわらず、生産そのものを求めつつ貧困を防げるような労働と資本の友好関係を招く原則ないしは組織」を構想する点にあったことを共感を込めて紹介している。そして、一八五〇年、「もはや旧著の新版とは言えない書物」と自負しながら、全三巻の「一七八九年から現代までのフランスにおける社会運動の歴史」(*Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*, 3 Bde., Leipzig 1850)を発行、この中でシュタインは自らの立場

を「社会革命」から「社会改良」へと転換したことを告げる。社会運動の法則を把むことは社会主義の事実や社会革命の事実の理解よりも重要であるとのモチーフの下で、独自の社会理論を展開、共産主義を「真の奴隷制度」「泥棒するプロレタリアートの理念」と批判し、社会主義もすべて失敗しているとして、いまや普通選挙権を行使して国家権力を奪取し、それによって資本を手に入れる社会民主主義こそ労働者階級を社会的隷属から解放する道であると説く。しかし、これはむしろシュタインの社会主義に対する最後の期待と言えるものであり、五二年の『国家学体系』ではすでにこのような考えもすっかり姿を消し、シュタインの関心はもっぱら国家学、行政学へと移って行く。ただし、現実に起こっている社会主義・共産主義の諸運動に目をつむれないシュタインは、五二年「ドイツにおける社会主義」(Der Socialismus in Deutschland, in: *Die Gegenwart* Bd. 7, Leipzig 1852. S. 517-563. Anonym.)を、そして晩年の八〇年にも「アメリカの社会主義と共産主義」(Der amerikanische Socialismus und Communismus, in: *Nord und Süd. Eine deutsche Monatschrift*, Bd. 15, 1880, Heft 43 (Oktober), S. 87-101, Heft 44 (November), S. 191-217)を発表し、詳細にその運動を分析している。しかし、どちらもきわめて冷めた分析であり、ドイツでもアメリカでも社会主義・共産主義運動の時代は終わったという認識に立っている。「アメリカは少なくとも一つの偉大な真実をわれわれに示した。それは、財産共同体も労働共同体も存在し得ないということである。」これがシュタイン晩年の社会主義・共産主

義についての感想である。

### 柴田隆行氏の報告にたいする質疑応答

水田洋会員から、報告の対象となつている一八四〇年代のシュタインと、晩年のシュタイン、すなわち、憲法草案作成のために日本への招請の声さえかかったシュタインとの間には、まるで別人ともいえる程の大きな違いがあるように思われるが、この点はどう理解したらよいか、また、レーニンやスターリン、カウツキーなどの、この人物にたいする評価はさまざまであり、シュタインが晩年に完全に反動化し右傾化したとも断定できないように思われるのだが、という趣旨の（質問というよりはむしろ）意見が提起された。

つづいて廣松渉会員から、質問というよりはむしろコメントだが、と前置きして、前期シュタインにおいて、社会主義ないし共産主義の概念規定がさまざまに変貌したことはたしかであるが、その変貌が、当時の社会情勢にたいするどのようなコンテキストにおいて生じたものであるのかについての説明が不可欠である、という見解が述べられ、さらに、報告では、人格性の概念の重視がシュタインにのみ特有の思想であるかのごとく述べられているが、むしろこの概念はヘーゲル左派において重視されており、彼らからの影響によつてシュタインに受け継がれたものというべきである、という見解が示された。

さいごに、高幣秀知会員から、一八四八年の革命は共産主義

運動にたいして重大な転機をもたらしたと思われるが、この革命をシュタイン自身はどう捉えているか、という質問があり、報告者から、自分の知る限りでは明確な記録は残っていない旨の返答があつた。同じく高幣会員からさらに、シュタインはラサールをどう評価しているか、という質問が出された。報告者は、この問題がまずもつて、シュタインのマルクス、エンゲルスにたいする評価にかかわる問題であることを指摘するとともに、シュタインにおいては、この両者について実際には、（エンゲルスについては些少の言及はあるものの）ほとんど何の言及もなされていないという事実が紹介された。

## 批判的社会理論の規範的基礎

## づけの問題について

—ハーバースとマルクレー—

「報告」 辰 巳 伸 知

一

批判的社会理論が社会に関する批判的な理論であろうとする限り、自らの規範的な基礎についての反省は避けては通れない問題だろう。つまり何らかの所与の悪しき現実を告発しつつその問題を分析する場合に、その社会理論は、一体何の名においてそれを行うのか、毀損されてはならない何を擁護し展開しようとしているのか、ということ、つまり批判の権利、批判の拠点を明確にし、場合によっては正当化しなければならぬはずである。ハーバースの理論的な仕事は、特に六〇年代の後半以降、他の誰よりもこの作業に自覚的、かつ主題的に関わりあうことを通じて展開されてきたように思われる。またマルクレーについても、その理論的な根拠づけの成否は問題になるにしても、批判のための根拠、規範的基礎ははっきりしている。

周知のように、ハーバースの理論的な営みは、なによりもまずフランクフルト学派第一世代の遺産を引き継ぎ、それを適切な基盤の上で再構成することにあつた。つまり、批判理論のアポリアを克服することによって、初期批判理論が当初もつていた理論的思考を継承することがねらいとなる。その点に関して、ハーバースは、批判理論が有する三つの欠陥として、真理概念と個別専門諸科学との生産的な関係が欠落しているという点、民主主義や法治国家の伝統をあまりにも過小評価しすぎていることと並んで、何よりもまず規範的基礎の欠落を指摘している。ハーバースによれば、三〇年代のフランクフルト学派はまだある種の理性概念を保持し、それを歴史哲学的に展開していたのだが、その後ホルクハイマー、アドルノの『啓蒙の弁証法』ならびにホルクハイマーの『理性の腐食』が書かれた頃になると規範的な基盤は消え去ってしまうのであり、ハーバースは、このような形で批判理論は、社会的現実を分析する手がかりを失なってしまう、と言う。

しかしホルクハイマーやアドルノに関して言えばそうだったとしても、ハーバースにとつてマルクレーが占める位置はどういうものだろうか。ハーバース自身の言葉を借りれば、こうなる。

「確かにマルクレーは決して肯定的な(affirmative)思想家ではなかつた。しかし彼は否定性を賞揚した人々のうちでは最も肯定的な思想家であつた。彼においては否定的な思考は、限定された否定と肯定的なオルターナティブの解明という弁

証法的な力を保持していた。アドルノとは反対に、マルクローゼは語られぬものを煮詰めていくことだけに自らを制限せず、将来のオルターナティブに直接関わった。」

一九五〇年代の後半に、当時過去のマルクス主義的な政治的ラディカリズムをひた隠しにしようとしていたフランクフルト社会研究所に助手として勤めていたハーバーマスは、一九五六年のフロイト国際学会に出席するために戦後初めてドイツに帰国したマルクローゼの報告に接して、「かつてのフランクフルト学派の政治的精神の血肉化した姿とその鮮烈な表現とを目的のあたり」に「することになる。」

したがって、ハーバーマスは、マルクローゼの「否定的な思考」のいくらかや「肯定的なオルターナティブ」つまり、批判的社会理論の規範的基礎——を積極的に提示しようとする態度は受け継いだわけだが、しかし、マルクローゼ自身の「肯定的なオルターナティブ」そのものに対しては、はっきりと拒否している。例えば、かつては解放的な力だった科学や技術、およびそれらが推進する生産力は、後期資本主義社会においては解放を妨げるイデオロギーになっている、というマルクローゼのテーゼはハーバーマスも引き継いでいるが、しかし、自然との新たな関係に基づく非抑圧的な新しい科学と技術というマルクローゼの肯定的ヴィジョンは共有していない。

肯定的なオルターナティブの提示、つまり批判の根拠づけという点でマルクローゼとハーバーマスは決定的に袂を分かつことになる。端的に言うなら、マルクローゼの規範的根拠は、エロスの

解放と美的合理性の出現、ハーバーマスのそれは、言語に内在するコミュニケーション的理性や支配から自由な相互主観性の確保ということになる。

## 二

マルクローゼは、その理論的活動の初期から後期にかけて、一貫して「幸福」の名において——個人的で利他的な「幸福の感情」ではなくて、普遍的で真の「幸福」の名において、「幸福の真実、幸福の一般性」とは何かということを問うことを通じて——社会批判を遂行してきた思想家だと言えるだろう。

ただし、マルクローゼが依拠する理論的な立場や哲学体系は初期から後期にかけて変転しており、この点に関しても、例えば三〇年代の『社会研究年報』への寄稿論文のうちの一本である「快樂説批判」(一九三八)では、五〇年代以降のマルクローゼの理論的立場とはかなり異なった、むしろ比較的オーソドックスなマルクス主義的発想が現れている。

初期のこの論文では、マルクローゼは、理性と幸福、普遍的な利害と個別的な利害(個々人の個別的な欲求)との間にある対立を指摘し、このような対立の原因を「敵対的な労働関係」、つまり疎外された労働に見ている。そのような社会的条件のもとでは個々人の欲求は不自由のなかで可能になる欲求になり、それ自体不自由な欲求、歪められた欲求になる。このような事態に対する処方箋として、マルクローゼは、後のマルクローゼとはちがって、「教育や人間の道徳的更新などではなくて」制度的枠組み

の変更、経済的、政治的過程の変革に訴える。そして、このよ  
うな変革の主体は、この時期のマルクレーゼにとつては依然とし  
て、「直接的生産者」すなわちプロレタリアートだった。

しかし、五〇年代以降、資本主義の生きた否定だったはずの  
プロレタリアートは体制のなかへ統合され、解放をもたらずは  
ずだった生産力は逆に社会のスタビライザーとして働いている  
という認識をマルクレーゼはもつようになる。ハーバーマスによ  
れば、ホルクハイマーの道具的理性批判のモチーフを当時のマ  
ルクレーゼも確かに共有しており、マルクレーゼはスペイン内乱と  
モスクワ裁判以後の新しい時代を道具的理性の全体化として記  
述したことになるはずである。しかし、それにもかかわらずマ  
ルクレーゼはなぜ、ホルクハイマーやアドルノとは違って *affir-*  
*mativ*なものに、つまり初期批判理論の政治的意図に忠実であ  
り続け得たのかという問いに対して、ハーバーマスは、『エロス  
と文明』のなかにその答えを見出している。つまり、マルクレー  
ゼは、フロイトの衝動理論のなかに、ある自然的な「反抗的主  
体性」を見出し、「衝動の革新的原動力に対して至福千年説的な  
信頼」をもつようになった、とハーバーマスは解釈する。(た  
だ、ハーバーマスはこう言うが、一次元的社会を突破するエロスのな  
原動力の強調が前面に出てくるのは、もっと後、主観主義的、あるい  
はこう言つてよければ実存主義的な傾向が濃厚になってくる六〇年  
代後半以降ではあるが)。

かつての社会的組織形態の変革→欲求の解放という方向が、  
五〇年代以降しだいに欲求の解放→社会的組織形態の変革とい

う方向に重点が移動していく。かつては個々人の欲求、および  
欲求不足が単にそこに幸福が住まっている幸福の座だったのに  
対し、『エロスと文明』以後は幸福の座であると同時に変革の拠  
点になっていく。

マルクレーゼによれば、過剰抑圧から解放されたエロスは、衝  
動を抑圧することのない新しい文明、新たな労働の形態を形づ  
くることになる。ここでは、生存競争に強いられる苦役として  
の労働、疎外された労働が廃棄され、労働と遊びが一致する。  
マルクレーゼは、さらにそのようなリビドー的エネルギーの解放  
に伴つて、本能と理性の関係も変わつてくると主張する。つま  
り、道具的な理性とは異なつた、支配や抑圧とは結びつかない  
新たな理性概念をマルクレーゼは提示しようとしている。しかし、  
「感性化された理性」や「満足の合理性」といったマルクレーゼの  
考えは、一九七七年に行われたハーバーマスとの対談の場でも  
「理性の自然主義的基礎づけ」というテーマで問題にされている  
が、いずれにしてもマルクレーゼは、この時点で、あるいはそれ  
以後もこの新たな理性概念を詳しく説明したり、概念的に明確  
に規定してはいないように思われる。

マルクレーゼが主張するエロスの解放という視座からは、労働  
と遊びの一致や美的な世界の創造などといった「具体的ユート  
ピア」が流れ出る。この点は、ユートピア像をあえて描き出す  
うとはしないハーバーマスとは対照的である。また、社会のラ  
ディカルな変化、質的な飛躍のために必要とされるマルクレー  
ゼの「新しい人間」の理念は、覚醒した者が覚醒していない者に

対して行使する「教育独裁」(Erziehungsdiktatur)——自由であることへの強制——をどうしても避けて通れない問題にするが、この点もハーバーマスとは鋭く相違する点である。

### 三

ハーバーマスは、一九七七年のマルクーゼとの対談の場では、一貫してマルクーゼの自然主義的に基礎づけられたエロスの合理性概念を拒否している。ハーバーマスにとっては、理性とは、言語や強制なき普遍的意志形成のうちにある。ハーバーマスは、全面的に限なく物象化され管理された一次元的社会、といった近代社会についてのとらえ方には与しない。彼は、マルクーゼのように歴史以前の内的自然の原動力に訴えかけるのではなくて、日常的なコミュニケーション過程から、それも近代において、近代化の過程でその特性が発現するコミュニケーション的日常生活(Kommunikative Alltagspraxis)からとり出す。認知的、道具的な理性や機能主義的な理性とは異なったコミュニケーション的理性を、ハーバーマスは、「未完のプロジェクト」としてのあり得べき近代化のプロセスと近代の生活世界における日常実践から引き出そうとする。

ハーバーマスのコミュニケーション的理性は、言語能力と行為能力を備えたコミュニケーション参加者が自らの発言にそのつど結びつけている批判可能な妥当性要求(Geltungsanspruch)の提出とその認証(Erlösung)という局面に関わるものとして理解されている。つまり、理性は、発言したり行為したりする

主体が他の主体からの批判に対して自らの発言や行為を言語を用いて根拠づけ、相手を納得させる手続きのなかに見出せる。

このようなコミュニケーション的理性は、もっぱら手続き的なものだから、一切の内容的なものはコンテンツエントなコンテンツに放逐されることになる。マルクーゼのエロスの理性とは違って、この理性自身が、何が真であり、何が善であり、何が美であるかを語りだすことはない。マルクーゼにとっては、何が人を幸福にし、何が環境をより美しくし、何が生活を生きるに値するものにするかを元来人は知っているものであり、そのような判断の源泉は衝動構造のうちにある。したがって、マルクーゼは、覚醒した者が覚醒していない者に対して行使する「教育独裁」に傾かざるを得なかつたわけだが、ハーバーマスに言わせれば、「啓蒙する者がまだ啓蒙されていない者に優越していると自負することは理論的に避けがたいことであるが、それは同時に擬制なのであり、いつも自己訂正を必要とする。啓蒙のプロセスにはただ参加者がいるのみである」ということになる。

ハーバーマスの批判のための橋頭堡と願望は、より良き論拠、理性の強制なき強制にのみ基づく、支配から自由な、自律的な公共性領域を確保することにある。しかし、ハーバーマスは、マルクーゼとは違って「具体的ユートピア」を描きだそうとはしない。近代の脱中心化された世界理解や生活世界の合理化、あるいは手続きの合理性の概念から「完全に合理的となつた生活形態の理念」などという「よき生活」の理念を導き出すこと

はできない。合理化された生活世界の構造、あるいは高度に発展したコミュニケーション的基礎構造を、特定の、具体的な、常に複数で現れる成功した生活形態 (gelungene Lebensform) と混同してはならないことをハーバーマスは再三強調している。ハーバーマスにとって、前者は後者の必要条件でしかあり得ない。

マルクーゼは、本能的基底層、エロスの解放を規範的基礎に選んだ。そこには、いわば幸福の約束が宿っている。しかし、ハーバーマスは、本能的基底層や衝動構造をそれ自体として理論的考察の対象にはしない。したがって、衝動構造に内在するどのような欲求が充足に値するのか、どのような欲求充足が幸福をもたらすのか、などといった問いには関わらない。彼にとって欲求とは、言語を介してコミュニケーション過程に入りこんでくる場合にのみ問題になり得るものである。それゆえに、ハーバーマスにとっては、言語外的な対象としての内的自然は、それ自体としては未知のままにとどまる。

マルクーゼの規範的基礎づけの仕方は、それ自体が理論的に基礎づけられていない単なる批判の根拠の提示だという点では、ハーバーマスにとつてはマルクーゼは一種の反面教師だったかもしれない。また、マルクーゼがユートピア的であり、したがってより多くを約束するのに対し、ハーバーマスは没ユートピア的であり、したがってあまり多くを約束しないということは、理論家ハーバーマスの欠陥ではないかもしれない。しかし、マルクーゼを含めて、フランクフルト学派第一世代の大きな遺産

の一つは、内的自然—コミュニケーション以前のな、あるいはコミュニケーションによってとりこぼされる内的自然—の問題だったはずであり、今のところ、ハーバーマスにとつては、この内的自然は、大きな暗部、理論が手をつけることのできない領域であり続けているように思われる。

### 辰己伸知報告にたいする質疑応答

城塚登 (共立女子大) ハーバーマスの場合、言語的コミュニケーションが成立する世界では、「合意」が形成されるという。いやむしろ「合意」が形成されねばならないとさえ考えている。その根拠はどこから来ているのか。ヨーロッパ近代社会のもつ歴史的背景から考えれば、当然そうなるという説明はわからないわけではない。だが、聞きたいのは歴史的説明ではなく、理論的説明だ。

辰己 ハーバーマスにとって、コミュニケーション行為ということになれば、必然的に「妥当性請求」を持ち出さなければならぬ。それに対して、相手は必ず、イエス、ノーで答えなければならぬと考えているようだ。このような考え方に對して、マルクーゼは言語的コミュニケーションが成立する以前に「ソリダリテート (連帯)」が成立していなければならないはずだと批判している。何故「合意」が必要なのかと問われれば、確かにこの問題はハーバーマスにおける「空白」部分であると思う。徳永恂 (大阪大) 二人の思想家を比較する場合には、何か共通の

テーマをめぐるって比較しなければならぬ。報告者は、それを「規範的基礎づけ」に求めたと思う。しかし、二人がこの用語を同じ意味で使ったかどうか。マルクーゼの場合、「規範」はあるべき社会をめざすゾレンの意味をもっていた。それに対して、ハーバーマスの場合は、デスクルスの妥当性の基礎づけとしての「規範」である。もし、報告者がマルクーゼに肩入れしているのなら、ハーバーマスには「規範」の人間学的基礎づけが必要だという主張か何かがあつてしかるべきだ。またもし、ハーバーマスに肩入れしているのなら、マルクーゼには「規範」の理論的基礎づけが必要だという主張があつてしかるべきだつたと思う。

辰巳 「規範的基礎づけ」を問題にして来ても、報告では、合理性概念や真理性概念との関連づけをすることなしに述べて来た。あくまでも、両者の「規範」の根拠がどこにあつたのかを中心に述べ、そこから両者がどのような態度をとり、どのような帰結を生むにいたるのかに限定して報告した。

## 特別講演

高橋哲夫

(群山女子大学短期大学部教授)

高橋哲夫氏は、福島自由民権運動研究の第一人者であられる。今更申し述べるまでもなく、明治一〇年代の自由民権運動は、会津三方道路事件を契機にしたいわゆる「福島事件」を口火にして全国的ひろがりを見せて行つた。この運動の研究には、福島の維新研究に遡る追求が是非にも必要であつたのだが、何故かこの系譜の研究は少なかつた。高橋氏は、福島の民権運動家群を、旧藩とのかかわり、戊辰戦争期における動向、各地域間の相違、職業・血縁関係等を考慮に入れながら、精力的に追求してこられた。これまで、同氏の手になる関係著作は「福島事件」(昭和四四年、三一書房刊)をはじめとして、一〇点以上にもおよんでいる。その功績によつて、同氏は、先年、県文化功労賞を受賞された。

同氏は、まず福島自由民権運動研究に手を染めた頃の戦争直後の歴史学に賭ける熱気から話し出された。しかし、地方史研究を進めて行くうちに、やがて従来の何らかの史観や先入観が

いかに当を得ないものであるかに気付きはじめたという。例えば、富商層や富農層は民権運動に参加しながらも、必ずや途中で脱落するはずだ。この運動を最後まで担うのは、中下層の農民層であるはずだ云々といった公式マルクス主義的階級史観などがそれである。同氏は福島県各地の豊富な実例に即しながら、そのような史観とはまるで違つた実状を紹介された。

また、幕末維新の戦争で薩長閥を中心とした明治政府軍(福島県では西軍というのだそうである)に、甚大な被害を受けた会津人士についての先入観にしてもそうであるという。普通、あの西南戦争に投じた旧会津藩士の態度などから、自由民権期の福島県令三島通庸(旧薩摩藩士)に対して、かなり広範囲な階層からの反発があつたと考えられるだろう。しかし、この先入観も事実に対しているという。あの会津三方道路建設にあつて、会津商人層は商圏拡大のメリットがあるため、あらかじめ静観していたし、旧藩士層は地元での官吏登用(郡長以下の役職)をちらつかされて三島県令の方針に協力的でさえあつた。結局、会津三方道路事件に決起した民権運動は、会津北部の喜多方地方各地の肝煎(庄屋)層が血縁地縁関係をフルに活用して、組織化して行つたものである。しかも、この肝煎階層の中から後の加波山事件にまで連なる人物を輩出しているのを思えば、富農層から運動から脱落する可能性が高いなどという理論は当てはまらない。とにかく、全体的に言えることであるが、明治一〇年代の民権運動の担い手たちが、旧藩政時代いかなる位置に置かれていたか、戊辰戦争当時彼らの位置関係がどうであつたか、

また戦後処理段階で彼らが何を望み、県政がどう対応したか、また彼らが血縁関係の中でどの位置にいたのかといったことを常に念頭に置いていなければ、事態を見誤ることになるだろう。

その良い例が、福島における自由民権運動の一大中核地となつた三春の場合であろう。三春の運動で目立つのは商人層の参加が多いことである。後、中央政界で活躍することになる河野広中にしても、旧藩士ではなく商人層（雜貨商）の出身であつた。菓種商、酒造業、雜貨商等々の商人層が当地で民権運動の担い手となり得たのは、既に戊辰戦争時に決定づけられていた。旧三春藩が奥羽越列藩同盟側から、いち早く帰順（降伏）派に転じたのには、藩論に対して城下商人層の声が大きき力となつていたからである。長州藩論の動向に下級藩士が大きき力となつていたのは有名な話であるが、当地では下級藩士さえとび越えた商人層が藩論を動かしていたのである。明治初期の三春の民権活動家は、これら商人層と旧藩士とから成る指導者層を持ち、その周りに多くの青年たちを集めていた。したがって河野広中の思考性の中には、旧藩の政治をバックにするようなものはないといえる。しかも、加波山事件に走つた面々は、これら富商層のまわりに集まつた青年たちであつたことも注意して置く必要がある。

一般農民や商人層の参加がほとんど見られず、旧藩士たちが中心となつて民権運動を担つたのは、旧相馬藩の例であろう。相馬藩も列藩同盟と帰順降伏との間をゆれており、戊辰戦争ではかなりの犠牲者を出した。戦後、旧藩は乏しい財政をほしい

て、多くの藩士たちを帰農させることになつた。民権運動の担い手たちは、この帰農士族たちの中から生まれてくることになる。しかも、彼ら旧藩士たちの中から、「福島事件」の最高国事犯や加波山事件での責任者を出すといった事態を考えれば、士族だからダメといった色メガネは捨てなければならぬだろう。要するに、彼らの戊辰戦争戦後史や、彼らの戦後の生きざまを見ていかなければならないということである。

高橋氏は、ほぼ一時間半にわたつて、以上の趣旨に基づき、豊富な事例研究を披露して下さつた。既成の史観や先入観にとらわれることなく、運動を担つた人々の足跡を追い続けること、しかも単なる事実の積み重ねというのではなく、それらの人々の心のヒゲにどこまで迫まるかということが、地方史研究のポイントなのだ——同氏の以上のような発言は、同じく社会思想の「歴史」を目指そうとする当学会々員諸氏に、ある種の波紋と感銘を与えたのではあるまいか。

なお講演の後、若干、質疑の応答があつた。主要な質問は、福島自由民権運動の拠点であつた三春の「正道館」や、そこから出された政治雑誌『三陽雑誌』などで、私擬憲法草案などを作成していかなかったのか、というものであつた。高橋氏によると、それらしきものはあるにはあるが、どうも当地での作成ではないようだとのことであつた。思想的次元では福島県はやはり後進県らしく、同氏によると、それらしきものが一体何をオリジナルなものにしていったのかについては、今後の研究課題になるだろうとのことであつた。

## インフオーマル・セツション

## ヒュームとスミス

伊藤 宏之

今回は、野沢敏治の新研究『社会形成と諸国民の富』（一九九一年五月、岩波書店）をめぐって、討論が行われた。鈴木亮会員の司会のもと、まず、伊藤宏之が、野沢の著作について、次のような紹介・論評を行った。

「野沢の研究は、三つの柱から成っている。第一は、企業のポジ・ネガの双方をスミスに即して統一的に理解する、というもので、これによれば、①スミスは、市民の人間が社会的・政治的に目覚め、②重商主義国家Ⅱ実定法に対して、人権をもつて抵抗・廃棄する人為を構想しているのであって、この視角から、スミス国家論の再検討を求めるといふもの。第二は、スミスの視野は、ヨーロッパを超え、非ヨーロッパ地域に及び、しかも、一国的な発展段階論とともに、国際関係史的・世界編成史的視角があり、世界史理解の再検討をせまるものであること。第三に、新たに価値尺度論、分配論、社会的再生産論に注目し、

分業・価値・価格・所得分配・資本蓄積・再生産の前提論次元にわたる全面的な再把握を行うというもの。これら三点は、二九〇、二九七、三六六―七の各頁の図Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに総括的に示されている。

野沢のこの作業の基本的シエマは本来的重商主義体制批判としてのスミス学の復元にあるが、「完全なる自由および正義の自然的秩序」の形成と国際的正義の確立というスミス学の意義と限界を野沢が明らかにしているかどうかが根本的問題である。すなわち、市民社会形成の主体はスミスにおいて鮮明とはいえない。『法の下での平等と所有の安全』が市民社会の起点だが、その法はいかに定立されるのか、いいかえれば、自然法に反する実定法を自然法に近づけていく筋道は何か、また、こうしたスミスの自然法的歴史観の問題性は、例えばインド史やインディアン史等にも表われている。この問題性は、経済学的には、スミスの（事実上の）相対的剰余価値論を基軸とする社会Ⅱ歴史論の問題であり、それへの批判的検討がなお必要である。」

討論では、野沢から、「市民の人間のなかの政治家的存在」（三八三頁）を析出したり、「価値尺度論を理論的上向部分である所得分配論と関連」させて捉え、重商主義政策批判の理論基準としたり（三二二頁）、生産的労働概念を「有用で生産的労働」（三〇六―七頁）と捉えるなど、スミス学の可能性をぎりぎりふくらませようとした試みである旨がのべられた。

その後、スミスをスコットランド自然法学史の中にすえる場合、同質社会での水平的同感の歴史的相対性論にまで分析をす

する必要性がとくに水田洋会員から指摘され、さらに、TMSの第六版で贖罪部分の記述削除をめぐって意見が交わされた。なお、本書のとくに前篇における歴史学の成果の援用については、かなり強い疑問が出されていたことを付記する。

## 初期社会主義

石塚 正英

トマス・モア等イギリス社会思想史研究の泰斗である田村秀夫会員は、今回、ロシア社会思想史研究の重鎮今井義夫会員を唸らせる程の量のロシア語文献一覧を手引きにして、「ペレストロイカとソ連・東欧の初期社会主義研究」を報告した。その冒頭で報告者は、ソ連・東欧では思想史の面でもすでに一九七〇年代からペレストロイカを準備するような動きが顕在化していたとし、それを「社会思想史の生誕」と表現した。そしてネマノフ、スボロフ等の研究書を紹介しつつ、モア研究では従来はマルクス主義とか社会主義史とかのサイドからのものが中心だったが、いまやマルクス以前とか諸思想の統一といった新しい学問領域における研究の必要性が唱えられるに至った経緯を説明した。ユートウピア社会主義者モアからクリスチャン・ヒューマニストへのモア像の変化である。また、モアのほかウインスタンリについても、例えば宗宗教性を重視するトカルチクやパ

ーヴロワの研究について報告された。要するにユートウピアの復権が行われたということである。

質問は次のようなものであった。クリスチャン・ヒューマニストとは歴史的な意味でのモア再評価を意味しているのか(石塚)。ソ連・東欧でも西欧に近い研究になってきているが、それでも違う側面は何か(今井会員)。「ヒューマニズム」再評価だけでなくギリシアの古典に戻ればよいのだから「クリスチャン」という限定が付くのはわかるが、「クリスチャン」の付かないヒューマニズムとの違いは何か(廣松会員)。ポーランドの研究者(カトリック)とソビエトの研究者(ギリシア正教)での「クリスチャン」の射程は?(約場会員)、トカルチクの千年王国理解は?(青木会員)、ペレストロイカは社会主義再生のためのものか、否定の方向でのものか?(深江会員)、「宗教家モア」という観点はソビエトではどう受けとられているか(伊達会員)など。

以上の質問に対する返答を二、三挙げる。例えば、東欧におけるモア評価に関しては、ポーランドの連帯がモアを抵抗のシンボルとしていたように、カトリックの多い国でモアは実践的にも影響力をもっている。またトカルチクの千年王国については西側と同じであり、きちんとした概念規定はしていない。「宗教家モア」の観点は、ソビエトでは全然そう言われていない。研究面では東欧の方が先へ進んでいる。

このように議論が進行していく先で、柴田会員から次の感想が出された。ゴルバチョフは、社会主義活性化を目指してペレストロイカを行ったはずなのだろうが、事態は逆に、社会主義

はもうだめだ、いけないという方向に進んできたふうだ。  
 因に、ソ連邦が解体しても自由な社会主義研究は前進するだろうと、世話人は思うのだ。

## マルクス主義の展開

伊藤 成彦

ソ連共産党指導部による反改革クーデターの失敗と、その結果としてのソ連共産党の解散という歴史的な事態をあらかじめ予想してインフオーマル・セツションのテーマを決めたわけではなかったが、中野徹三氏（札幌学院大学）の報告「マルクス主義と社会民主主義」とそれを巡る討論は、活動を停止したソ連共産党を歴史的・理論的に照射することとなった。

中野氏の報告は、まず第一部で社会民主主義とマルクス主義の関係を、①社会民主主義運動の生成期、②第二インター期、③コミンテルン設立期、④スターリン体制以後期、⑤反ファシズム闘争期、⑥冷戦からペレストロイカまで、⑦ペレストロイカ以後の七期間に分けて説明して、生成期には西欧の社会民主主義運動と不可分の関係にあったマルクス主義が、第一次大戦とロシア革命以後社会民主主義とポリシェビズムに分かれて対立し、ペレストロイカと東欧・東独の市民革命以後社会民主主義の再評価に至った歴史を丁寧分析。第二部では、マルクス

の思想・理論そのものに含まれる問題を指摘した。

ここでは報告の第二部を中心に中野氏の問題提起を紹介すると——マルクスが目指した社会主義とは、社会主義のための物質的・社会的条件が成熟した段階での「先進国革命」で、その理想はルネッサンス的人間像の普遍的实现でありコミニズムの主軸は諸個人の自由であったが、私的所有の廃止が直ちに階級の消滅を意味すると考え、また階級の廃絶と商品生産・交換関係の廃絶を同一視していた。そこから「労働の疎外からの解放は、解放された生産者・労働者の自由な意識的協定を媒介にして直ちに商品・貨幣フェティシズムからの解放に帰結する」と考えたが、この総欲望と総労働時間配分の協定はユートピア的だったと中野氏は指摘する。なぜならマルクスはプロレタリアート独裁は短期間にすぎないと考えていたが、実際にはプロレタリアートの公僕に過ぎないはずの公務員集団が、国家所有制と命令経済の下で社会的生産・分配全体の独占的管理者となり、プロレタリアート独裁は「ほとんど法則的に」プロレタリアートと人民の全生活に対する官僚権力の独裁に転化したからで、「社会主義の崩壊とマルクスの思想は無縁ではない」と中野氏を見る。

またマルクスとエンゲルスの社会民主主義概念には、普通選挙権と代表制民主主義に基づく平和的・合法的な社会革命と、強力革命によるプロレタリアートの階級独裁の思想の二重性があり、西欧社会民主主義政党は前者を、ポリシェビズムは後者を引き継いだので、「社会民主主義とポリシェビズムはいわば異

母兄弟の関係にある」と中野氏は指摘した。

中野氏のこうした刺激的な問題提起に対して、上条勇氏(金沢大)、保住敏彦氏(愛知大)、鈴木正氏(名古屋経済大)などから質問が出され、ロシア革命の歴史的意味と評価、レーニンとレーニン主義の評価などを巡って活発な討論が行われた。紙幅の制約から、討論内容を紹介することはできないが、ロシア革命の世界的な意味はソ連共産党が解散し、ソ連邦が解体しても変わるものではないが、近代史が大きく一巡したように見える今、世界史の展開におおきな影響を与え続けてきたマルクスの思想・理論を、原点に帰り、フランス革命以後の歴史過程に則してもう一度検証してみる必要があるものと思われる。

## 女性論

—エンゲルス『家族・私有財産・國家の起源』をめぐる—

水田 珠枝

マルクス主義フェミニズムは、ラディカル・フェミニズムのインパクトを受けて生まれたとされている。すなわち、性差別は階級差別に解消されるとしてきたマルクス主義のなかで、性差別こそ差別の根源だというラディカル・フェミニズムの批判を受け止めた人びとによって形成され、同時にそこには、性と階級の関係、再生産と生産の関係、家長長制と資本主義の関係をどう説明するかという問題が持ち込まれたとみられている。

しかし、この問題は目新しいものではなく、マルクス主義の古典であるエンゲルスの『起源』(一八八四年)にすでに表れている。かれは、人類を貫く活動として、生活資料の生産と生命の生産(再生産)を並列し、生活資料の生産を歴史を動かす原動力とみる一方で、結婚形態や家族の独自性を重視している。このような二重性をはらんだ『起源』に対し、マルクス主義の側からは、クーンやカウツキーが唯物史観を破壊するものだと攻撃し、非マルクス主義の側からは、ボーヴォワールが経済還元主義だと非難し、相反する批判は、その後も継続されてきた。

ここでは、マルクス主義フェミニズムをエンゲルスにまでさかのぼって検討するために、エンゲルスに関する四点の論文① Humphries, J., The origin of the family: born out of scarcity not wealth. ② Maconachie, M., Engels, sexual division, and the family. ③ Davin, D., Engels and the making of Chinese family policy. ④ Evans, M., Engels: materialism and morality. ⑤ Evans, M., & Redclift, N. (ed.), *Engels Revisited, New Feminist Essays*, Tavistock Publications, 1987. (所収)をとりあげた。ハンフリーズは、エンゲルスが家族の成立を私有財産の発生にもとめたのにたいし、近代初期のイギリス労働者階級を例に、家族は乏しい生活資料に見合うように出産規制(とくに青年男女の性規制)をする必要から形成されたのであり、産業革命後は、資本が家族に代わり職業労働での性分離によって性規制をするようになったといひ、再生産と生産を統一的に把握し、資本主義における性差別を説明しようとする。マコナキは、エンゲルスが男女の

分業を原生的なものとして社会的分業と區別したのを批判し、両者を統一的に理解するべきだとし、家庭と社会の性分業の解消に性差別克服の方向をみようとする。またデイヴィンは、エンゲルスの理論を移行に移した中国が、女性の解放と同時に女性の抑圧をもたらした実態を説明し、エヴァンズは、社会主義における性の自由と性の規制の問題をとりあげている。

これらの論文の紹介を通して、マルクス主義フェミニズムがマルクス主義の何を継承し何を批判しているか、ラディカル・フェミニズムのインパクトをどう受け止めたかを探究しようとした。討論としては、エンゲルスの現代的意味、マルクス主義フェミニズムによるエンゲルスの受容について、意見が交わされた。

## フランクフルト学派

——ポストモダン論とモダン論のはざまに——

清水多吉

このインフォーマル・セッションでは、報告者浜田正は、まづリオタールの『ポストモダンの条件』（一九七九年）とハーバーマスの『近代—未完成のプロジェクト』（一九八一年）という、今日、「ポストモダン論VSモダン論」を述べるにあたって、カノンの位置を占めている論争の紹介から始めた。この論争はリオタール側の「差異性」「多様性」の主張、ハーバーマス側からの「生

活世界」次元における「合意」の合理性の再建の訴えと要約される。従来の「ポストモダン論VSモダン論」論争の紹介は、せいぜいここまでであった。当然のことながら、論争はこの時点で終わってしまったわけではない。

更に報告者は、その後のリオタールの著作『文の抗争』（一九八〇年）の中で述べられるハーバーマス批判を紹介してくれた。言語ゲーム上、抗争文に統一的主語や合意などありえようはずはないというのが、その趣旨であるという。この主張に対して、直接ハーバーマスからの反論はない。報告者は、ハーバーマスの立場に立つM・フランクの『理解の限界』（一九八八年）にリオタール批判を代弁させた。フランクのリオタール批判は、リオタールが基本的に「遂行的矛盾」を犯していること、抗争文を掲げながら、矛盾関係と反対関係を混合しているため、本当の抗争を捉え切っていないというのである。

報告者の結論は、結局のところ、リオタール、ハーバーマスの両者とも事態の一面のみ取り上げているにすぎないということであった。とは言え、ハーバーマスの場合は新しい社会理論の構築を目指しているため「統合」に力点が置かれているのはやむをえないことであるし、リオタールの場合、従来の社会理論の解体を意図しているために、「多様性」が強調されるのは当然と言えば当然のことであるというしめくりであった。

以上のような報告に、両者の用語の確認といった質問から始まって、両者の所説の社会的機能についての意見陳述にいたるまで、実に活発な論議が展開された。

## 「帰農農本主義」の歴史的意味

## 一 はじめに

日露戦後日本の思想状況をふり返るとき、私たちは、「帰農」という一見奇妙な流行現象に突き当たると、「奇妙な」というのは、大正前期が次のような時代だったからである。

この時期一九一〇年代は、いわゆる「大逆事件」後の「時代閉塞の現状」（石川啄木）のなか、しかし古き「明治」が崩壊し、新しき時代の胎動が始まる、そういう転換期の時代であった。社会経済的には、農林業人口中一五〇万人弱が他産業へ流出し、産業化・都市化が進行する。思想的には、「白樺」（一九一〇）や『近代思想』（一九二二）の創刊に代表されるように、自然主義から理想主義への転換が促され、「生の拡充」（大杉栄）といった人間中心主義が流行となる。さらに政治的には、「大正デモ

クラシー」を合言葉に民主化の動きが活発化する。こうした、社会経済的・思想的・政治的「近代化」を特徴とする一九一〇年代において、「帰農」という行為は、一見「反近代的」に見えるだけに、新しき時代にそぐわない感を与えている。

しかし、にもかかわらず、日露戦後多くの「帰農者群」が誕生したのも歴史的事実であった。徳富蘆花を嚆矢として、以後、江渡狄嶺、橘孝三郎、相馬御風、武者小路実篤、中里介山、木村荘太、石川三四郎、岡本利吉、加藤一夫、鐘田研一といった知識人たちが、形態こそ様々であったけれど次々に「帰農」していった。その思想的源泉は一九一〇年代にあったといつてよい。だが、こうした「帰農」行為、そして彼らの「帰農農本主義」は、「近代化」の進行に伴う単なる反動、あるいは「土俗」への回帰でしかなかったのだろうか。私にはそうは思えない。

岩崎 正弥

もつと積極的で重要な意味があつたのである。本稿は、したがつて、「帰農」行為の意味を明らかにし、「帰農農本主義」の歴史の意味を確定することに課題がある。

## 二 「帰農農本主義」批判の要点

ところで、一口に「農本主義」といつても、様々な形態が存在した。本稿では、「農」(農業・農村・農民)に何らかの価値を認めその価値の実現を追求した思想、というほどの意味で「農本主義」と呼ぶことにする。日露戦争以降、そうした「農本主義」は三度の流行期をもつた。その第一期が、一九一〇〜二〇年代の「帰農」を軸とする「農本主義」、すなわち「帰農農本主義」である。その思想的源泉はトルストイ、クロポトキン、カーペンターらであつたが、最も大きな影響力をもつていたのがトルストイだつた。

日本におけるトルストイ受容は、早くも一八八〇年代以来始まつている。しかし頂点をなすのは日露戦後、特に一九一〇年代である。『世界に類例なき月刊雑誌』、『トルストイ研究』が出版され(一九一六〜九、また初めての著作集『トルストイ叢書』(全二巻、新潮社)が刊行された(一九一六〜八)。この時期、それはトルストイズムと称され、多くのトルストイアンを輩出する。トルストイの名に象徴される『いかにして最もよく生きるか』という最も広義なる意味に於ての人道主義<sup>3)</sup>が、転換期の時代にあつて、とりわけ無数の青年知識人たちの心を捉えたと言ふべきだろう。そして彼らの少なからぬ部分が、実際に「帰

農」したり、あるいは「帰農」に共鳴を寄せていったのである。では、彼らを捉えたトルストイズムとは、一体どのようなものだったのか。

当時の有名なトルストイアン・加藤一夫によれば、トルストイズムとは「利己的、小自我的生活(を)拒否」する「人間の真の生活そのもの」(括弧内引用者、以下の引用も同様)を意味していた。むろん「人間の真の生活」を送るためには、トルストイの『我等何を為すべきか』(加藤一夫訳)から分かるように、「自己革命の努力」「ことに自己の生活の改善をしなければならぬ」。その最大の力点が「汎労働主義」の実行であり、とりわけトルストイがヤスナヤ・ポリヤナで実践していた「帰農生活」こそが、彼らの理想だったのである。こうした生き方は、加藤のような知識人だけではなく、地方の無数の青年たちにも共感を与え、実際に「帰農」した地方青年さえ存在したことが、『トルストイ研究』の「読者論壇」からうかがうことができる。

しかしながら、他方で、そうした「帰農トルストイアン」への批判も多く見られた。岩野泡鳴が言うように、トルストイの「汎労働主義」は認めうるにしても、「それがどうして直ちに百姓の労働でなければならぬのか」という疑問である。泡鳴によれば、重農的なトルストイズムはロシアが生み出した歴史的産物なのだから、それを「離れて一足飛びに外国の事物や人物を謳歌するほど危険にして而も愚かなことはない」。「かかる事を知らず、また日本人としての自覚も反省もない」蘆花や御風などは、「浅薄な雷同者」だと酷評された。

これは、「婦農トルストイアン」への批判として、当時の代表的意見だったように思う。結局、批判の要点は、まず主観的には、①「婦農」は知識人の「良心」の自己満足でしかない、そして客観的にも、②急速に「近代化」しつつある当時の日本では「婦農」の社会的意義は存在しない、ということであった。こうした批判は、そのまま「婦農農本主義」への批判でもある。しかし、「婦農農本主義者」の言動を読み込んでいくと、①、②いずれの批判に関しても甚だ疑わしい。したがって私たちは、こうした批判を手がかりに、それを検証する形で、「婦農」の主観の意味と客観の意味を改めて考察してみたい。

- (1) この点は、拙稿「農本主義の歴史社会学的考察」『農業史研究』第二十四号、一九九一年一月、を参照。
- (2) 木村毅「日本におけるトルストイ」『トルストイ展』朝日新聞社、一九六六年、七七頁。
- (3) 「編輯者より」『トルストイ研究』（復刻版・大空社、一九八五年）第一号、一九一六年九月、七一頁。
- (4) 加藤一夫「トルストイの宗教観」『トルストイ研究』第三号、一九一六年一月、八頁、六頁。
- (5) 加藤一夫「トルストイ人道主義の真髓」天弦書院、一九一七年、一〇五〜六頁。
- (6) 加藤一夫「汎労働主義と美生活」『土の叫び地の囁き』洛陽堂、一九一七年、一頁以下。
- (7) 例えば、安藤謙吉「農園より」『トルストイ研究』第二巻第五号、一九一七年五月。
- (8) 岩野泡鳴「僕の見たトルストイ」『トルストイ研究』第三巻第七号、一九一八年七月、五頁。
- (9) 以上、同右、七頁。同様の批判は、同誌上では、加藤朝鳥（一九一八年一月号）、川上清吉（一九一八年二月号）、福士幸次郎（一九一八年

一〇月号・十一月号）らにも見られる。

### 三 新たな「型」の創造としての「婦農生活」

——「婦農」の主観的意味——

まずは、「婦農」の主観的意味から考察していこう。

だが、「婦農」に込められた主観的意味は、単に言説の分析によつて「思想の内容」を把握するだけでは理解できない。なぜなら、「婦農」とは一種の決断的行為であり、したがって、その言説化である「婦農農本主義」もいきおい価値論的指向が強く、実践と密接に結びついていたからである。この場合の実践とは、社会運動という意味ではなく、それをも下から支えている生活態度を指す。この生活態度は、思想をどれだけ実現させていたかという、いわば「思想の強度」を表していよう。したがって、思想とは、「思想の内容」と「思想の強度」両方から把握すべきである。<sup>1)</sup>とりわけ、「婦農農本主義」のように価値論的指向の強い思想は、「思想の強度」を重視して考察しなければならぬ。さて一般に、「思想の強度」は、その「実現形態」と「持続度」の複合として把握できるように思う。例えば「婦農農本主義」に関して、その「実現形態（婦農形態）」は次の四つ、①田舎に居住しないしは庵を持つだけの帰村生活、②趣味的な「美的百姓」（徳富蘆花）生活、③食糧自給を基本とする半農生活、④完全なる百姓生活、に分けることができる。同じく「持続度」は、どれだけ期間「婦農」を実践していたかを指標にとればよい。以上を、代表的な「婦農農本主義者」について整理すれば、表1のようになる。

「帰農形態」においては①から④に向かうほど、また「持続度」においてはその期間が長くなるほど、「帰農」の彼の人生に占める比重は大きくなる。逆に言えば、そういう「帰農農本主義者」の「帰農」ほど、それに込められた思想に重みがあると見えるだろう。したがって、この点を考慮しながら、「帰農」の主観的意味を理解していきたい。

(一) 「喜び」としての農業労働

武者小路実篤は、「なぜ百姓の仕事を選んだのか」について次のように答えている。

「それは百姓の労働が一番もただからだ。衣食住をたゞにするには百姓の労働が一番近か道だ。それ以上の生活はそれからだ」(最初の傍点原文、続く傍点引用者、以下、引用の傍点は引用者)。

この武者小路の説明では、農業労働は真の目的(「それ以上の生活」)にとつての前提の如く位置付けられている。彼にとつて真の目的とは、個性を可能な限り拡充することであり、それは農業労働自体の中に見出せるものではなかった。同様の農業労働認識は、加藤一夫にも見られる。

「自分は生きんが為めに労働しなければならぬと信じ、且つ労働をする限りは、百姓になり度いと思ふ。併し自分は全くの百姓にはなり度くない」(3)。

見られるように、武者小路や加藤は、農業労働を目的外在的行為として捉えている。こうして捉えられた農業労働は、ある意味では、苦痛に満ちた肉体労働でしかない。したがって、現

表1 「帰農農本主義者」たちの「帰農形態」とその「持続度」

帰農形態	帰農農本主義者	持続度および帰農場所
①	中里介山	1922~44(生涯)、郷里・神奈川県羽村(西隣村塾)ほか
	室伏高信	1932~36?(数年間) <sup>1)</sup> 、神奈川県三沢村
②	徳富蘆花	1907~27(生涯)、東京府千歳村粕谷
	相馬御風	1916~50(生涯)、郷里・新潟県糸魚川町
	武者小路実篤	1918~25(7年間)、宮崎県木城村(新しき村)
③	木村荘太	1923~50(生涯) <sup>2)</sup> 、千葉県遠山村
	加藤一夫	1927~34(7年間)、神奈川県新治村
	石川三四郎	1927~56(生涯)、東京府千歳村八幡山(共学社)
	岡本利吉	1927~34・5頃(7~8年間)、静岡県岡岡村葛山(農村青年共働学校)ほか
④	犬田卯	1935~57(生涯) <sup>3)</sup> 、郷里・茨城県牛久村
	江渡狄嶺	1911~44(生涯)、東京府千歳村船橋・高井戸村原(百性愛道場)
	橘孝三郎	1915~20年代(数年間) <sup>4)</sup> 、郷里・茨城県常磐村(愛郷会・愛郷塾)

帰農形態① 棉村生活

- ② 趣味的な「美的百姓」生活  
 ③ 食糧自給が基本の半農生活  
 ④ 完全な百姓生活

1) 室伏は太平洋戦争下に再び「帰農」(①)する。

2) 木村は実際には帰農形態④に近かった。

3) ただ犬田は常に病気に悩まされており、したくても自分ではほとんど農作業はできなかったようである。

4) 橘は病气(1920~25・6年頃)のち、帰農形態④からは後退していったと思われる。

実の厳しさに直面したとき、真の目的に向かうという口実のもと、農業労働すなわち「婦農生活」を放棄してしまう可能性を既に内在させていた（表1参照）。

しかし、一般に「婦農農本主義」は、農業労働が人間の根幹行為であることは認めながらも、苦痛というよりむしろ喜びとしてそれを捉えていた。例えば徳富蘆花は、「綱島梁川君の所謂『神と共に働き、神と共に楽しむ』事を文藝通り実行する職業があるならば、それは農であらねばならぬ」と書いていた。蘆花自身は、いわゆる「粕谷御殿」に住み洋服を着て肥桶を担ぐ「美的百姓」に数年で後退してしまっただけで、「婦農農本主義」の本質はこの点にあった。それがよく表れているのは、彼らが理想とした古代中国における鼓腹撃壤歌——日出でて作き、日入りて息う、井を鑿ちて飲み、田を耕して食う、帝力我に何か有らんや——の世界である。ここでイメージされる農業労働は、苦痛ではなく、まさに喜びに満ち溢れている。それを、へ思想の強度がより強かった「婦農農本主義者」、木村荘太、石川三四郎、江渡狄嶺らの実際の「婦農生活」から確認してみたい（表1参照）。

彼らの農業労働には共通点があった。それは営農形態が有畜複合経営だったことである。狄嶺は養鶏（そのほか豚・山羊などの飼育）に加えて稲作（陸稲）や各種畑作・ハウス栽培を、木村も養鶏に各種畑作を組み合わせた「多角的有畜農」を、石川も各種畑作はじめ林檎・葡萄などの果樹栽培、そして鶏・豚・山羊・兎などを飼育した。彼らの有畜複合経営の精神としては、

①自給を可能にすること、②多彩な農業労働で「自然」と多様な関わり方をする事、この二点が重要であった。ここにはコメ中心主義のイデオロギーはひとかけらも見い出せない。

特に強調したいのは②の点である。この労働を身体動作から考えれば、単調な反復動作を避け、多様な身体動作に彩られていたことが分かる。本来農業労働は、動植物の成長に合わせ変化しその身体動作は多彩であるけれども、有畜複合経営にすることによって、一日の身体動作自体も多彩になる。それは、フリーエ流の理想労働に近似するであろう。

また「自然」との関係を考えてみよう。彼らは「自然」の規範にそのまま従うところに価値を見出した。例えば石川は次のように言う。「自然の必然律を吾々自身の生活の方法に採用したとき、いいかえれば「吾々の自意的行動……が（自然の）必然律とびつたり一致した場合」に初めて「自由」が存在するのだ<sup>5</sup>。そもそも「近代」は、「自然」を客体として捉え、それを「精神」によって支配する欲求を秘めている。ここに「自然破壊」や「身体（内部の自然）の抑圧」が生じる根本原因があった。しかし、「婦農農本主義者」の自覚的な「自然」への絶対帰依は、「近代」の「自然」支配の対極であろう。すなわち、自己の生活を「自然」のリズムに融合一体化させることで、いいかえれば「自然」||「精神」||「身体」の三位一体を目指すことで、「近代」の病んだ「精神」と「身体」を解放しようとしたのである。「近代」の病んだ精神の解放」とは、例えば、明治期の心性ともなっていた「立身出世主義」や「競争主義」の否定である。それは、

体制・反体制を問わず、「近代」が生み出した「上昇志向」という欲望自体の否定であった。

このような「自然」との関わり方はまた、自らの、そして子供の教育機能も果たしていた。「自然ほど良い教育者はない。

……自然は良い教育者であると同時に、又無尽蔵の図書館である。……自然は良教育者にして、大芸術家にして、又、智識の包蔵者である。したがって、「師は只一つ、『自然』」<sup>(7)</sup> だけなのであり、彼らは日々の生活において思想を鍛えることになった。また狄嶺や木村は、自分の子供の就学を拒否し、家庭のなかでそして農業労働を通して教育を行った。いわば、ルソーの『エミール』を実践していたのである。

こうした意味を持つ農業労働は、義務行為として把握された農業労働とは異なり、目的外在的ではない。まさに、農業労働自体が「生」の拡充という目的を含み込んだ目的内在的行為であり、精神的喜びをもたらしている。それはまた、人間的「生」を抑圧する安易な「近代主義」への批判でもあった。

## (2) 新たな〈型〉の創造としての「帰農生活」

だが、彼らの「帰農生活」を、単に「喜び」という一点に集約することは間違っている。こうした農業の喜びは、いわば理想形態なのであり、そこに至るまでの苦痛を無視して「帰農生活」を語ることはできない。彼らは、希望と情熱をもって「帰農生活」を始めたものの、失敗の繰り返しであった。そうした過程の苦痛を乗り越えるか否かで、〈思想の強度〉が試された。だから、一種の「行」(狄嶺)あるいは「修業」(石川)としての側

面が「帰農」には強かったのであり、それを行う場としての日常的な「生活」だけが、彼らの足場だったのである。この点を見落としてはならない。例えば木村は、蘆花の「帰農生活」を批判して次のように言う。

「私は思ふに……蘆花氏のやうに印税の収入なり、印税の収入が化した土地財産なり、優に生活するに足るだけを擁してゐて、それで筆を執る傍らに土を耕して暮らすというなら、形は半農生活でも、精神は半農生活でないと思ふ。……半農とは云へ、実は全農生活である。全農生活のうえに、精神的要求の加はるのが本當の半農生活である。」<sup>(8)</sup>

狄嶺も、「思想」より「生活」を重視して次のように言う。

「私共は、『生活を思想』とするかほりに、『思想を生活』し、『イズムを宣伝』するかほりに、『生活そのものをD A T U Mとして宣伝』しようとするものであった。従つて、私共に第一に必要なことは、考ふることより先づ生活すること、言ふことより先づ実行することであった。私共は先づ、『生活者』であらねばならなかつた。」<sup>(9)</sup>

また石川は、自らの「帰農生活」を「土民生活」と呼んだが、それは、「デモクラシー」の訳語でもあった。当時「デモクラシー」には、「民本主義」をはじめ様々な訳語が造られたが、「クラシー」を「主義」ではなく、敢えて「生活」と訳したのは、ひとり石川だけであった。<sup>(10)</sup>

さてそれでは、こうして日常的な「生活」をこそ重視し、その中に思想を体現しようとした「帰農生活」とは、一体何だったのだろうか。端的に言えば、それは新たな〈型〉の創造の試

みであつたといえる。

そもそも日露戦後は、「戊申詔書」が出され「地方改良運動」が活発化していくように、社会秩序が動揺し、その再編が為政者の急務となつていた転換期の時代であつた。そうした社会秩序の動揺とは、従来の常識だつた物事の見方や考え方あるいは行為の「準拠枠」が、動揺を来していたことを意味して、そしてその根底には、伝統的な「身体技法」(M・モース)である「型」の喪失があつた。すなわち、知識人においては「修養」が「教養」に变质<sup>(11)</sup>し、また一般民衆においては、「簞」の伝統が崩壊しつつあつたのである。そうした「型」喪失状況への対応は、大まかに言えば三つあつた。第一は、「近代化」傾向の中で、「型」をもたない「流行」を受け入れていくこと、モダニズムの過熱化はこのパターンである。第二に、旧来の「型」を再編すること、為政者は常にこの方向で事態を收拾しようとした。そして第三が、動揺の中から全く新しい「型」を創造すること、この第三の方向が「帰農生活」であつたと考えられる。

ここで敢えて「型」の創造といつたのは、「帰農生活」が、何はともあれまず思想を身体化(生活化)しようとしていたからである。その際、農業労働は二重の意味で重要だつた。第一に、それは人類の長い経験によつて既に独特の「型」を保持していたこと、第二に、既に見たような「自然」との関係からそれに新たな意義付けを与えることが可能だつたこと、この二点である。したがつて農業労働は、新しい「型」創造のための、手段(第一の点)であると同時に、目的(第二の点)でもあつた

のである。「手段」というのは次の理由による。

一般に、「型」は、「形(様式)」と「動き」とから構成されている。そして、武道や芸道の「型」による修業・稽古とは、完成された「形」のなかでの「動き」を通して、その「型」を身体に固着させていきながら心身を鍛錬することであろう。同様に「帰農生活」は、有畜複合経営という「形」のなかでの農業労働という「動き」を通して、その「型」を自分のものにしてつづ思想を鍛えようとしたのである。さらに武道や芸道が、「わざ」の導入によつて「型」を自覚的に捉える契機とするように、「帰農生活」においても、実際には「農業技術」を身につける努力をする過程で、農業が保持する「型」に自覚的に新たな意味を込めていった、すなわち新たな「型」に創りあげていったのである。この意味で、農業労働は目的だつたばかりでなく、手段としても重要だつたのである。

そして、こうして創られた「型」は、それが安易な「近代主義」への批判であつたと同時に、通俗的な「日本的伝統」への挑戦でもあつた、という意味で新しかった。「近代主義批判」については既に触れたが、他方、通俗的な「日本的伝統」への挑戦とは、第一に、日本の集団主義を批判して個人の確立を目指したこと(「帰農農本主義」には「農村」への視点がない)、第二に、一種のコミュニケーション的な生活形態(狄嶺の「百性愛道場」や石川の「共学社」等)をとることによつて、「家制度」を事実において否定しようとしたこと、さらに第三として、とりわけ石川、木村、狄嶺らの「帰農生活」は、「言葉」を軽視する日本的な心

情至上主義」からの訣別をも意味していたと思うが、この点は重要なので後述したい。

ともあれ、こうして「帰農生活」は、安易な「近代主義」への加担でも、また通俗的な「日本的伝統」や「土俗」への回帰でもなく、いわば実質的な人間的「生」を回復するへもう一つの近代」への指向を内在させていたといえる。そして、農業労働を通して新しい「型」を「生活」の中に創造することで、それを実現しようとしたのであった。

- (1) 既に鶴見俊輔は、思想を信念と態度の複合として捉える視点を提出している（鶴見俊輔「転向の共同研究について」一九五九年、『鶴見俊輔集4 転向研究』筑摩書房、一九九一年、一一頁以下）。
- (2) 武者小路実篤『新しき村の労働』新潮社、一九二〇年、八九頁。
- (3) 加藤一夫「土の叫び地の囁き」前出、二六頁。
- (4) 徳富蘆花『みみずのたはこと』一九二三年、『蘆花全集』第九巻、蘆花全集刊行会、一九二八年、二二五頁。
- (5) 石川三四郎『吾等の自由と連帯責任』一九二五年、『石川三四郎著作集（全八巻）』青土社、一九七七（一九七九）第二巻、四〇〇頁、三九九頁。
- (6) 石川三四郎『馬鈴薯からトマト迄』一九二三年、同右、三二六頁。
- (7) 江渡狄嶺『或る百姓の家』一九二二年、『江渡狄嶺選集』上巻、家の光協会、一九七九年、八九頁。
- (8) 木村荘太『農に生きる』晝書院、一九三三年、一〜二頁。
- (9) 江渡狄嶺『土と心とを耕しつつ』一九二四年、『江渡狄嶺選集』上巻、前出、一八三頁。
- (10) 太田雅夫『大正デモクラシー詠語考』『増補・大正デモクラシーの研究』新泉社、一九九〇年。
- (11) 唐木順三『現代史への試み—型と個性の実存—』『新版・現代史への試み』筑摩書房、一九六三年。
- (12) 源了圓『型』創文社、一九八九年、二四二頁以下。

#### 四 一五年戦争下の「帰農農本主義」

——「帰農」の客観的意味——

以上見てきたように、「帰農」に込められた主観的意味は、知識人の単なる自己満足ではなく、もつとも積極的な新しい「型」の創造の試みであった。とすれば、それは社会的にいかなる意味を持っていたのだろうか。一五年戦争下における「帰農農本主義者」の歴史的位位置から、この点を考察してみたい。

##### (1) 「帰農」からの離脱

前節の表1から分かるように、「帰農」から離脱していった知識人は、室伏高信、武者小路実篤、加藤一夫、橘孝三郎、岡本利吉などであった。彼らの共通点は、いずれも「転向」を余儀なくされたということである。ここでは、加藤を典型例としてその特徴を確認しておきたい。

加藤が腰をすえて「帰農生活」に入ったのは、一九二七年三月、神奈川県新治村においてである。しかし、彼の「帰農生活」は「少しも農民的ではなく、反って（彼自身が）甚だしく憎悪する都市的、文明的なそれであった」<sup>(1)</sup>。むろん畑を耕し、果樹を植え、庭園を造り、園芸組合にも加入したが、村では加藤を一人の農民とは認めなかったらしい。というのも、加藤は村人から「別荘」と呼ばれる「文化住宅」に住み、終電に乗り遅れたら（地主でさえ歩いて帰るのに）彼は自動車で帰宅する、というような都市的な生活を送っていたからである。そして遂に、「文筆業者の：受難期」である一九三四年、「主として経済的の関係から」彼は村を去ってしまったのである。

加藤の思想上の「転向」は、実にここから始まるといつてよい。離村後まもなく、加藤は「農本正教」を唱え（一九三五年）、「農本主義は農を基調とした生活と社会とをその根本義とするが、勿論これは万人が百姓にならねばならぬといふのではなく、農を基調とする全体社会、共同社会を実現する事である」と一見正論を述べる。だがしかし、かつての「帰農」を軸とした（自分自身が労働するという）「汎労働主義」から見れば、大きな後退であったことは間違いない。「万人が百姓にならねばならぬといふのではなく」という理屈で、自らの「離農」を正当化しており、ここにはもはや「思想」を支える「生活」の基盤がない。こうして加藤は、「日本回帰」の傾向を強め（一九三六年）、日中全面戦争下においては「天皇信仰」を説く「日本主義者」として生きるのである。

このように、「帰農農本主義者」にとつての「離農」とは、結局新たな〈型〉を創造することに失敗したことを意味していた。固有の〈型〉を自分のもののできないということは、自己の拠点の喪失でもある。そうなれば、例えば押しつけられた流行思想への「転向」も容易になされうる。しかも、それが心情の一貫性という点で自己の良心を満足させた場合、もはや「責任」を問う必要性さえ感じさせないだろう。無自覚的な「転向」とは、こうして自己の拠点を喪失したにもかかわらず、心情の一貫性を信じることから生まれた自己正当化に由来している。そして、それはまた、〈型〉の創造に失敗した精神的痛みを隠蔽する意識でもあったのだろう。

「離農」を余儀なくされた「帰農農本主義者」は、加藤とほぼ同じ運命をたどっている。「帰農形態」①の「土地を持たず耕さざる、農民」室伏はともかくも、「帰農形態」④を決断した橋は、並々ならぬ決意をもつていたに違いない。確かに橋の「離農」には明確な節目は見出せない（表1参照）。だがそのゆるやかな「離農」をきっかけとして、「帰農」への情熱が大きかった分だけ現実農民への絶望に転化したとき、五・一五事件への関与というドラステックな「転向」をもたらしただろう。橋の「離農」は、〈型〉の創造の挫折というよりも、自分から〈型〉の創造を放棄したところがあるとはいえ、もし彼が「帰農」を保持していれば、五・一五事件への関与はなかったように思う。少なくとも、「帰農農本主義」と五・一五事件との間には埋め難い溝があり、その断絶を橋渡ししたものが「離農」だったのではなからうか。同様に、「新しき村」から「離村」した武者小路は戦時下において国策に迎合していくし、また岡本も、「離農」後は「天皇信仰」を説く「日本主義者」に変貌していかざるをえなかったのである。

## (2) 「帰農」の持続

他方、一五年戦争下も「帰農」を持続した「帰農農本主義者」たちはどうだったのか。早くに世を去った徳富蘆花を除けば、中里介山、相馬御風、木村狂太、石川三四郎、江渡狄嶺らがそのうで、新たに犬田卯が「帰農」した。彼らは、概して「非転向」を買いたといえるだろう。ただ、東洋的隠者の生活に近かった御風の「帰農生活」だけは、まさに「退住」〔還元録〕春陽堂、

一九一六年)であり、ここの文脈での新たな〈型〉の創造とは言い難かったので除外したい。

介山は「帰農形態」①で、この点では室伏と大差ない。しかし彼は、自分を「百姓弥之助」と自負して呼ぶだけの「帰農」への確信と、自給を可能にさせる「植民地」(自己農地)をもっていた。「日本文学報国会」への参加を拒絶できたのも、こうした拠点が介山にあったからだろう。

では、石川、木村、狄嶺らはどうだったのか。石川は、太平洋戦争下においては「野菜類の配給を一切辞退して自給自足の生活を営み、時々は諸友人に自作の青物を供給」するというほど徹底した「帰農生活」を続けた。また、木村の戦時下の「帰農生活」は明らかではないが、一九三八年に出された『田園エッセイ』(黄河書房)を見ても、淡々と生活の周辺を語っており、国策迎合的なところは少しも見られない。さらに狄嶺は、戦時下に流行する「錬成」とは一線を画して、独自の「行」と「場」の哲学を完成させるのである(『地湧のすがた』青年書房、一九三九年)。彼らは、いずれも新たな〈型〉を習慣として生活の中に創造していた。したがって、そうした不動のものに創り上げた「生活」を拠点にして、時代の激変に対応することが可能だったのである。

このような、拠点としての「帰農生活」という位置付けは、新たに「帰農」を決断した犬田にも見られる。確かに、彼の「帰農」(一九三五年)は警察の監視や持病の喘息のためになされた消極的なものだったから、精神的には東京への思いが断ち切れず

不安定な状態にあった。しかし他方で、「土地を利用するといふことは、何れにもせよ悪いことではなからう」という確信から、「屋敷の半分を開墾させ、(一)反歩余りの土地で野菜類を次から次へと栽培せしめ」「一家六人の朝夕の青物を殆ど事欠かさず提供」させてもいたのである。こうした「生活」の拠点を創ることで、例えば「農民文学懇話会」の国策へのすり寄りを、より強く批判できたのではなからうか。一九三九年に出された「農民文学入門」(大観堂書店)は、三〇年前後に、鍵田研一や加藤一夫らと主張した農民自治主義理論が改めて強調され、時の流行となった農民文学とは全く趣を異にしている。同時代の加藤の「転向」ぶりとは大きな相違であった。

以上確認してきたように、新たな〈型〉の創造を目指した「帰農本主義」は、一九三〇年代に入り重大な転機を迎えることになった。それは、国家規模で強要され始める「ファシズム」という新たな〈型〉の挑戦である。そうした中で、自らの〈型〉創造に失敗(離農)した「帰農本主義者」は、容易に外部の新し〈型〉に迎合することになった(転向)。他方、自らの〈型〉創造に成功(帰農)を保持した「帰農本主義者」は、その生活化した自らの〈型〉を拠点として、新たに台頭してきた〈型〉に抵抗しえたのである(非転向)。ここにこそ、平穏な時代には見えなかった「帰農」の客観的意味が表れていよう。

(1) 加藤一夫「村を去る」『貧者の安住』不二屋書房、一九三五年、五頁。

(2) 以上、同右、一〇頁。

- (3) 加藤一夫「農本主義と基督教」同右、三二九〜三〇頁。  
 (4) 「文筆業者の晴耕雨読群」『東京読売新聞』一九三三年八月六日。  
 (5) 橋孝三郎「日本愛国革新主義」一九三二年「現代史資料五 国家主義運動二」みすず書房、一九六四年、七八〜九頁、を参照。  
 (6) 角石寿一「先駆者普意識 岡本利吉の生涯」民生館、一九七七年を参照。  
 (7) 中里介山「百姓弥之助の話」一九三八〜四〇年、「中里介山全集」第一九巻、筑摩書房、一九七二年、を参照。  
 (8) 石川三四郎の一九四四年八月一日付け住谷悦治宛書簡（石川三四郎著作集）第七巻、前出、二〇九頁。  
 (9) 横手一彦「犬田卯年譜」『農民文学』第二〇〇号、一九八七年冬季号、一七八頁。  
 (10) 以上、犬田卯「帰村者の感想（一）」『国民新聞』一九三七年六月二日。

## 五 「帰農農本主義」の歴史的意味

——むすびにかえて——

新たな〈型〉の創造、という視点から「帰農農本主義」を捉えかえすと、それは日本近代思想史上において重要な位置を占めていたことが分かる。

とくに「転向」との関係は重要であるが、しかし私が強調したいのは、「非転向」＝「帰農」＝善／「転向」＝「離農」＝悪、という二項対立ではない。問題は、「転向」を「責任」とは別の文脈で正当化してしまう、日本的な〈心情至上主義〉にこそある。日本には古来「言霊」信仰があるように、「言葉」は諸々の実体を支配するかなような魔力を付されている。そうした「言葉」のもつ呪術性は、他方で「言葉」への怖れと軽蔑の入り混じった賤視（願望）を生み、欧米のように「言葉」は「理性」の体现

として力をもつことができなかった。こうした思想風土は、「言葉」以上に、「心情」の純粹さや一貫性にこそ高い価値を与えるだろう。戦時下における「日本精神」の強調は、まさにこうした伝統の延長上にあつた。そして、「離農」した「帰農農本主義者」がたどった道は、自らの拠点を喪失することで、結局このような日本的伝統へ回帰していったにすぎない。「言葉」を無視する以上、「言葉」がもたらす「責任」をも問わないのは当然である。けれども、「帰農」による新たな〈型〉の創造とは、こうした日本の思想風土との訣別を意味していた。すなわち、思想を生活化することで（思想≡言葉≡生活、結果として「言葉」に力をもたせ、M・ウェーバーの言う意味での）「心情倫理」をそなえた「責任倫理」の主体を構築しようとしたといえる。

この意味では、「帰農農本主義」の本質は「反近代主義（ロマン主義）」にはない。むしろ、「近代」のポジティブな側面である「実質的合理性」（K・マンハイムの回復を意図した思想にこそ近かった。そして、一九三〇年代において、彼ら「帰農農本主義者」が一人の自立した個人として生きようとしていたことを考えると、例えば同時代のフランクフルト学派の領袖・ホルクハイマーが思い浮かぶ。次のホルクハイマーの言葉は、そのまま「帰農農本主義者」の叫びだと捉えても矛盾しまい。

「……いかなる権力からお呼びがかからず、いかなる権力によつても庇護されることのない個人は、またいかなる名声も期待することができない。だが、全ての人が個別化されてしまつていくからこそ、むしろ個人は力でもある」<sup>2</sup>。

思想を生活化した「百姓」（狄嶺）や「土民」（石川）こそが、まさにホルクハイマーのいう「個人」であった。

にもかかわらず、体系性・理論的成熟さこそが高く評価される状況下では、「帰農農本主義」の非体系性・理論的未熟さはやはり問題とされるかもしれない。確かに、「帰農農本主義」は価値論が突出している分だけ認識論・存在論が弱く、一個の社会学理論として確立を見なかったことは事実である。だが次の二点だけは確認しておきたい。第一に、再三繰り返してきたことであるが、いわゆる「フアシズム」との関わりは「帰農農本主義」からの「転向」によって生じた結果であり、思想の非体系性・理論的未熟さとは無関係であるということ。第二に、「帰農農本主義」自身一つの体系的な理論を目指していたわけではなく、むしろ社会的現実に対応するための思考の訓練に重心があったということ。したがって、「帰農農本主義」は、「思考の方法論としてのプラグマティズム」<sup>(3)</sup>と同じ態度の思想であったといえる。

そして「帰農農本主義」の場合、こうした態度をもつて日本的な伝統や近代への批判として自らを貫徹させたことは、既に論じてきた通りである。この「思考の方法論」こそは、「日本的近代」の異様性が様々な場面で問題化している今日、それを把握するために真に見直さねばならない態度だと思う。と同時に、それは「帰農農本主義」が見事に示していたように、〈型〉を創る過程で身につけていくのだということも、最後に改めて強調しておきたい。

(1) 「言霊」に関しては、伊沢元彦『言霊』祥伝社、一九九一年、が示

唆に富んでいる。

(2) マックス・ホルクハイマー「権威主義的国家」一九四二年、「権威主義的国家」清水多吉編訳、紀伊國屋書店、一九七五年、四一〜二頁。

(3) 鶴見俊輔「デューイ」一九八四年、「鶴見俊輔集2 先行者たち」筑摩書房、一九九一年、二二頁。

リオタールとハーバーマス

—近代理性批判の二つの視座—

序

ジャン・フランソワ・リオタールとユルゲン・ハーバーマスは、それぞれ今日のフランスとドイツの思想界を代表する人物の一人である。前者は、ポスト・モダンの知を提唱し、後者は、コミュニケーション論を基軸とした新たな社会学論を構築した。彼らは今日の知の在り方をめぐって全面的に対立し合っているが、彼らの主張の相違は、対立を調停し、合意を実現するため普遍的規則が存在するか否か、あるいは存在させるべきか否かという問題に集約することができるだろう。本稿では、この問題に対する彼らの答えを考察することを通じて、彼らの相違の拠つて来る所以を探り、彼らが共に、現実に対して批判的に関わり、近代西欧理性の自己批判を遂行していることを明らか

にしていきたい。

浜 田 正

一 ポスト・モダンの知の展開——感性そして判断能力

一九七九年に公刊されたリオタールの『ポスト・モダンの条件』<sup>(1)</sup>は、西欧近代の知の終焉を説くと同時に新たな時代の知の在り方を提唱するものであった。彼は西欧近代の知を「大きな物語」(Le grand récit)<sup>(2)</sup>——「人類の解放」、「自由の実現」——として大枠的に特徴づけ、この「大きな物語」が様々な精神的、実践的営為を普遍的に正当化する機能を果たしてきたと記している。「大きな物語」は学問領域では既に一九世紀末以降問題視され、批判的な検討が加えられてきたが、今日の情報化社会では大衆次元でその信憑性を喪失した。リオタールは「大きな物語」の終焉という事態から、その再構築に向かうのではなく、

新たな知の在り方、「小さな物語」(Le petit récit)<sup>(3)</sup>を提示しようとする。それは後期ヴィトゲンシュタインの「言語ゲーム論」に立脚して、様々な営為の多様性、多元性を積極的に承認するものである。ここでまず留意しておかなければならないことは、リオタールが行為をゲームとして捉えている点である。ゲームは遊びであると同時に勝敗をつけるものである。後論を先取りして述べれば、ハーバースは言語行為を合意という観点から論じているのに対して、リオタールはそれをゲームという観点から論じている。

「小さな物語」は、もはや普遍的な正当化機能を伴わず、ただ特定の次元、領域内でのみ承認されうる正当化機能と規則をもつものである。ここには、体系化、普遍化を目指す西欧近代の知からの端的な訣別が表明されている。そして理性から感性への重心移動がなされる。ポスト・モダンの知は、「差異に対するわれわれの感受性(sensibilité)をより細やかに、より鋭く、また共約不可能なものに耐えるわれわれの能力をより強くするものである」<sup>(4)</sup>。その際リオタールは、討議を通じて合意の形成を目指すハーバースを「大きな物語」に依拠した思想家として批判した。そしてリオタール流「言語ゲーム論」の対極としてハーバースのコミュニケーション行為論を位置付けている。つまり、ハーバースの理論においては、「すべての語り手が、すべての言語ゲームに対して普遍的に有効であるような規則ないしはメタ規則に関して一致合うことができる」<sup>(5)</sup>。

『ポスト・モダンの条件』という著作は、カナダ、ケベック

州政府の大学協議会会長に依託され、この協議会へ提出した「高度に発達した社会における知の報告書」という性格上、リオタール自身の思想内容は素描されているにすぎない。四年後に出版された『ル・ディフェラン』(邦訳「文の抗争」)<sup>(7)</sup>において、彼の思想の輪郭がようやく浮き彫りになったのである。前著での「言語ゲーム」及びその「手」(le coup)<sup>(8)</sup>という表現が、この著作では「言説ジャンル」と「文」(le texte)<sup>(9)</sup>という表現に変わっている。また、前著でのポスト・モダンの知のラフスケッチが、この著作では現実批判、社会批判の色彩を色濃くしている。リオタールは、『ル・ディフェラン』において「争い」(conflit)<sup>(10)</sup>を「抗争」(différend)<sup>(11)</sup>と「係争」(litige)<sup>(12)</sup>に峻別し、「抗争」を証言することを目指した。つまり彼は、対立し合う主張や考えなどを調停し、当事者間の合意を達成させうる上位の審級の普遍的な規則が不在であることを積極的に立論しようとしたのである。

まず、抗争概念と係争概念の定義をみてみることにする。「抗争」とは「少なくとも二人の当事者双方の議論にひとしく適用されうる判断規則(règle de jugement)<sup>(13)</sup>が存在しないために、公平な決着をつけることができないような争いが両者に起こる場合」<sup>(13)</sup>のことである。そして「抗争」が生じた際に、両者に同一の「判断規則」が適用されると、一方(或いは双方)は「不当な被害」(un tort)<sup>(14)</sup>を被ることになる。これに対して、「係争」とは、裁判における被告と原告との、弁護人側と検察側との争いを典型とする共通の「判断規則」に基づいた争いである。リ

オータルが「抗争」と「係争」を明確に区別しようとする意図は、現実の社会において「抗争」が「係争」として処理されている事態を浮き彫りにし、「抗争」を「抗争」として受けとめること、つまり「争い」において当事者たちに適用しうる同一の「判断規則」が存在しないケースを思考と実践の出発点たらしめようとするところにある。

彼は「抗争」の例として資本と労働力との争いを挙げている。資本制生産様式の前提をなしているのは労働力の商品化である。つまり、一定時間の労働力が商品として売買されうるという前提である。通常「力」による闘争、革命を除いた場合、資本と労働力との対立、争いは、意識するか否かに関わらずこの前提に基づいて、賃金の上昇、労働時間の短縮、労働条件や厚生施設の改善などという形で調停される。ここには、人間の精神的、肉体的能力である労働力が商品として規定されていることへの異議申立ての主張は省みられず、採り上げられることはない。すなわち、本来異なった前提に立つた争いが同一の前提に基づいて決着をつけられることになる。「抗争」は「係争」へ転化し、「不当な被害」が起ころ。それ故、リオタールの理論的企ては、私たちに「係争」として立ち現れてくるものの背後に「抗争」を読み取る試みとして理解することができるであろう。

リオータルは議論や論争を考察する際に、ある「文」と別の「文」との「連鎖」(Enchainement)に焦点をあてている。「文」とは、「送り手」(le destinataire)と「受け手」(le destinataire)、「指向対象」(le référent)、「意味」(le sens)という四つの「力域」

(instance)から成り立っていて、特定の言説ジャンルに属している。この特定の言説ジャンルは特定の目的と言換えることができる。議論や論争において、双方の主張が同一の言説ジャンルに属している場合、すなわち両者が同一の目的を志向している場合、「文」と「文」のとの「連鎖」から問題は生じることではなく、調停は可能である。これは「係争」に他ならない。だが、論争の当事者間の主張に言説ジャンルの相違が存在する場合には、「文」と「文」のとの「連鎖」は問題を孕んだものとなる。「文」の「力域」のいずれかが、或いは全体が侵害を被ることになる。通常、論争や議論は同一の「指向対象」の「意味」を巡る争いと理解されているが、科学においてもトーマス・クインの言う科学革命、パラダイム・チェンジの際には、そもそも論争の対象が同一であると言えるかどうか重大な問題となる。リオタールの見解に従えば、ここでは相互に、「指向対象」と「意味」を侵害し合っていることになる。さらに、言説ジャンルそのものが争い合っていると言換えることができる。この時、調停も合意も不可能となり、「抗争」が現出してくる。さらにリオータルは、沈黙、感情など言語化されていないものを潜在的、可能的「文」として取り上げることによって、「文」と「文」との「連鎖」が孕む問題性を明確にしようとする。「言葉にならない感情」とか、「言っても理解されないという思い」から、現実の「文」(相手側の「文」)に対して、沈黙という潜在的な「文」が対応することになる。この沈黙を読み取る努力は、「抗争」の証言につながってゆく。

一九七〇年代末、つまり彼が「ル・ディフェラン」を構想していた当時、ロベール・フォリソンなる人物がフランスにおいて、「アウシュヴィッツのガス室の犠牲者」は存在しなかったという主張をし、物議を醸した。<sup>21</sup>だがこれに対して、「アウシュヴィッツ」からの生還者であるユダヤ人からは反論がなされなかった。もちろん、彼らの沈黙は犠牲者の不在を容認するものではないだろう。リオタールは、彼らの沈黙を「文」の四つの「力域」に即して読み取ろうとする。

(1) 「問題となつてゐる状況は受け手に関わり無い(その人に話しても仕方がない……)」<sup>22</sup>

(2) 「その状況は存在しなかつた(フォリソンが理解するよう)」<sup>23</sup>

(3) 「その状況についていうべきことはない(狂気の沙汰なので表現不可能である)」<sup>24</sup>

(4) 「その状況について語るのは生き残つた者の仕事ではない(生き残つたものには語る資格がない……)」<sup>25</sup>

フォリソンは、科学的真理(事実)の立証方法を「アウシュヴィッツ」にも適用し、立証手段を欠いた場合には、事実は存在しないと主張した。確かに、「アウシュヴィッツ」のガス室に送り込まれた人々は、ことごとく死んだので、その証人は実在せず、その立証は不可能である。ここには、差し当たり、科学的真理(事実)の領域と歴史的真相(事実)の領域とで、事実の立証方法を区別する必要がある。この区別を通じて、「係争」の背後に潜む「抗争」の存在が確認可能となる。つまり、フォ

リソンの論法は、事実を巡る「争い」に、普遍的な判断規則として科学の立証方法を適用した「抗争」の事例となる。さらに、ユダヤ人たちが「狂気の沙汰」と感じ、表現不可能と考えた「アウシュヴィッツ」の意味を表現しうる新たな言語、新たな「特有語」(neolog)を創出する、必要もある。最後に、対話や論争の当事者が、対等で、同一ないし類似の権利や資格をもつという近代西欧の人間観の見直しが迫られていることになる。この人間観に基づけば、フォリソンなどいわゆる無知蒙昧の輩は、教育によって啓蒙しなければならないことになる。だが、フォリソンはあくまで負の例証であつて、ユダヤ人をはじめとしてマイノリティーを同化する試みは、マイノリティーの生活基盤を根こそぎにする一種の「テロリズム」と化すことになる。

ユダヤ人の沈黙に耳を傾け、その沈黙に語らせようとする努力は、普遍性を求めてやまない西欧近代の理性という前提そのものを解体する試みとならねばならないだろう。つまり、リオタールの理論的営為は、先に記したように、「係争」の背後に「抗争」を読み取り、「抗争」を証言することにあるが、沈黙のうちに「抗争」が伏在することを明らかにせず営みは、「抗争」の当事者に同一の判断規則をもたらそうとする思考様式(西欧近代の理性)を解体しようとする営みである。これは、様々な領域の多元性、表現様式の多様性、諸個人間の多様性を承認することに他ならない。だが、これは出発点にすぎない。

リオタールは、異なつた判断規則をもつ二つの言説ジャンルに架け橋する判断能力を模索する。この判断能力は、固有の対

象領域をもたず、また特定の判断規則をもたない。「判断規則なき判断能力」とは、明らかに矛盾した表現であるが、それは、「抗争」が開示されるたびごとに、新たな、しかも暫定的判断規則を創造しながら、「抗争」に介入して行く。この判断能力は、差異を敏感に感じるとる豊かな感性に裏打ちされた創造的知性に他ならない。リオータルはアウシュヴィッツや社会主義諸国の政治収容所、そしてパリの五月革命に対する弾圧を、一方の支配的な言説ジャンルが自らの判断規則を普遍化した結果生じた「テロル」であると考ええる。そこで、ポスト・モダンの知は、従来の思考様式では調停不可能なかかる歴史的事件から感性的に触发されて、新たな調停の判断規則を創造する方向へと赴くことになった。

リオータルは『ポスト・モダンの条件』において、「小さな物語」II「言語ゲーム」を提唱し、そこに、差異を敏感に感じとり、しかも異質なものととの共存に耐え抜く、繊細かつ逞しい感性が要請されていることを示した。そして、『ル・ディフェラン』では、この感性が、「係争」として現れてくるものの背後に「抗争」が存在していることを気付かせてくれるものとなる。そして、「抗争」を「係争」に転化させないで、つまり、「テロル」を伴わない調停を行う判断能力がラフ・スケッチされるに至ったのである。

- (1) J.F. Lyotard, *La condition postmoderne*, Minuit, 1979. (Ldと略) (小林康夫訳「ポスト・モダンの条件」書肆風の薔薇一九八六年)
- (2) *ibid.*, p. 7 (邦訳 八頁)

- (3) *ibid.*, p. 88 (邦訳 一四九頁)
- (4) *ibid.*, p. 8 (邦訳 一一頁)
- (5) *ibid.*, p. 106 (邦訳 一六〇頁)
- (6) *ibid.*, p. 9 (邦訳 一一頁)
- (7) J.F. Lyotard, *Le différend*, Minuit, 1983. (Ldと略) (陸井四郎訳『文の抗争』法政大学出版社、一九八九年)
- (8) *Lcp.*, p. 23 (邦訳 三〇頁)
- (9) *Ld.*, p. 9 (邦訳 二頁)
- (10) *ibid.* (邦訳 一頁)
- (11) *ibid.*
- (12) *ibid.*
- (13) *ibid.*
- (14) *ibid.*
- (15) *ibid.*, p. 10 (邦訳 三頁)
- (16) *ibid.*, p. 30 (邦訳 三二頁)
- (17) *ibid.*
- (18) *ibid.*
- (19) *ibid.*
- (20) *ibid.*
- (21) 参照 西谷修「不死のワンダーランド」青土社、一九九〇年、一七〇頁以下。
- (22) *Ld.* *ibid.* (邦訳 三三頁)
- (23) *ibid.*
- (24) *ibid.*
- (25) *ibid.*
- (26) *ibid.*, p. 30 (邦訳 三一頁)

## 二 主観性から相互主観性へ

ここでは、ハーバーマスのコミュニケーション論を取り上げ、その内容を吟味してゆくことにする。だが、それに先立って、

ハーバーマスが行った「コミュニケーション理論的転回」<sup>1)</sup>の意味を要約しておこう。それは、彼の「コミュニケーション理論的転回」の理論的動機が、コミュニケーション論の射程を浮き彫りにし、しかも彼の主張する「モダンの擁護」が彼独自の西欧近代批判であることを明確にするためである。

フランクフルト学派第一世代のM・ホルクハイマーとT・アドルノは、西欧近代の理性を、いな古代ギリシャ以来の西欧の理性を「道具的理性」と規定して、啓蒙の過程が「道具的理性」による世界(自然と人間社会)の支配であると考えた。「道具的理性」とは、自然に向き合う人間が、自然を認識し、支配するために培った理性であり、同時に、人間の内なる自然、本能を支配し、制御する理性でもある。だが、この目的—合理性を旨とする理性は、人間による人間の支配、合理的な社会管理を生み出し、抑圧された社会を積極的に推進することになる。啓蒙は、自然からの人間の解放であり、自己の内なる自然からの人間の解放(自然状態の人間から理性的存在者としての人間への移行)であったが、人間はこの啓蒙の過程を通じて自己自身を抑圧するに至ったのである。ホルクハイマーとアドルノは、解放への道程がそれ自身、やがて抑圧に転化することを洞察し、このプロセスを「啓蒙の弁証法」と名づけた。

だが、ホルクハイマーとアドルノの西欧近代批判、西洋の歴史全体に対する批判の視座は、それ自身アポリアに陥らざるをえなかった。つまり、彼らはG・ルカーチの物象化理論の批判的継承を企てたが、ルカーチとは異なって、ヘーゲル流、ある

いはヘーゲル—マルクス流の止揚(Aufheben)の弁証法を斥けたからである。止揚の弁証法に基づけば、物象化の進展はそれ自身の運動を通じて、物象化を克服する契機を懐胎し、やがて物象化は止揚されることになる。そして、ルカーチは、物象化を実践的に止揚する変革主体としてプロレタリアートを想定していた。

だが、ホルクハイマーとアドルノは、ルカーチのように、物象化を近代の資本制社会に特有の現象として捉えるのではなく、世界史の文明化の過程—啓蒙の過程として把握し、しかも弁証法的運動を最終的に自己破壊をもたらす運動として独自に理解したために、彼らの理論では人間はひたすら物象化に呑み込まれ、自己破壊に至る構図になってしまっている。つまり、彼らは西欧の理性をもつばら「道具的理性」として一面的に規定し、従来の弁証法を放棄したために、批判の視座を獲得することができなかつたのである。

ハーバーマスは、彼らがアポリアに陥った主要な原因を、西欧理性を「道具的理性」と同一視したことであると考えた。そして、このアポリアから脱却するために、ハーバーマスは西欧理性のポジティブな側面、「コミュニケーション的理性」に着目し、彼は、コミュニケーション行為を通じてシンボリックな再生産が行われる「生活世界」<sup>3)</sup>に定位した。このことは、対象を認識し、変様を加える主体の立場に基づいて主体(主観)—客体客観関係を把握する主観哲学から、相互主観性に基づく理性への移行を可能にし、ハーバーマスは「道具的理性」批判—物象化

批判の視座を切り開いたのである。「道具的理性は、主体—客体間の関係を、あくまで認識し行為する主体の視座から表現しているのであって、けつして、知覚され操作された対象から表現しているのではない。そうした意味においても、『主観的』理性なのである。それゆえに、『主観的』理性は、社会的、内面的真理諸関係の道具化が、抑圧され歪曲された生活連関の視座よりすれば、いったい何を意味しているのかを明らかにするための、いかなる説明手段をも用意してはいない」。

ハーバーマスは、「システム」と「生活世界」という二層構造で世界を把握し、目的合理性の貫徹する「システム」、つまり物象化現象の支配する「システム」に対して「生活世界」を対置する。ハーバーマスはそこに、「道具的理性」とは異なる「コミュニケーション的理性」の存在を確認する。この理性にとつては、「表象」や「認識」が中心問題ではなく、「了解」こそが問題となる。「了解」は「複数の参加者の行為を、根拠による動機づけの基盤にたつて調整する相互の納得の過程を意味する。つまり、妥当な合意をめざすコミュニケーションを意味する」。「了解」は、主観的理性とは異なり、他者を支配し抑圧することもなく、また自己自身を抑圧することもない。「了解」は、明らかに相互主観性に基づいているのである。

ハーバーマスのコミュニケーション論の核心は、対立しあう見解をもつ諸個人がなんらかの外的強制なしに、また一方が他方を強要することなしに、「討議」(Diskurs)を通じて合意にいたる際の形式的諸条件を明確にした点にある。つまり、「討議」

の進展が、しかもそれだけが合意を生み出す力をもっているのである。そのために充たさなければならぬ形式的条件として、彼は、了解志向的言語行為の類型と妥当請求を次のように記している。

了解志向的言語行為——妥当請求

事実確認的言語行為……………(言明の)真理性

表示的言語行為……………(語る主体の)誠実性

統制的言語行為……………(規範的提案の)正当性<sup>10)</sup>

合意が可能になるためには、こうした三つの妥当請求が共に前提されていなければならない。

諸個人の関係を対等な人格的關係として捉え、この関係に定位置して合意に至ろうとする際の形式的条件を描き出したハーバーマスは、啓蒙のポジティブな遺産、西欧近代の理性のポジティブな側面をカント倫理学や実存倫理に見ていることは容易に理解できる。「汝の意志の格率が常に同時に、普遍的立法の原理として通用するように行為せよ」。「汝の人格および他の者の人格における人間性を、決して単に手段として取り扱うことなく、常に同時に目的として取り扱うように行為せよ」<sup>11)</sup>。だが、とりわけカント倫理学は意志の自律に基づいており、主観哲学の典型として、そのままの形では受容できないものであった。

ハーバーマスのコミュニケーション行為論には、語用論を始めたとして、カント倫理学の側面など、練り上げなければならないとしても、相互主観性を提出する様々な西欧近代理性の潮流が流れ込んできている。

近代西欧の生み出した資本制社会(利潤の追求を旨とし、ひたすら生産性の増大に腐心する)と科学技術との相互浸透を支えてきた「道徳的理性」、深刻な問題を世界規模で作り出してきた近代西欧の支配的思考様式に対して、ハーバーマスはこうした近代西欧の思考様式を通路にして対峙するのである。ここに彼の近代擁護の独自性をみてとることができるだろう。

もはや、明らかのように、ハーバーマスは、差異や多様性を踏みにじって、自らの下に包摂する単純な普遍主義を提唱しているのではない。むしろ、彼は差異や多様性を認識し、承認するための統一的、普遍的な足場を築こうとしているのである。しかも、歯止めのない相対主義に転落する危険を阻止するため、言語的相互理解と合意を普遍的基準として設定した。

但し、言語を媒介とした相互理解、合意は諸個人の現実的な諸関係、形式的平等関係に立脚している限り、ハーバーマスの意図とは逆に、支配的文化による諸々の周辺の文化、サブ・カルチャーなどの階層序列化に与することになってしまおうだろう。つまり、言語による相互理解、合意は、そのプロセスにおいていかなる外的強制を伴わないとしても、いわゆる公用語の成立過程を避れば明らかのように、方言や少数民族の言語に対する抑圧を歴史的背景として可能となっていることを看過してはならないだろう。

(一) J. Habermas, *Theorie der kommunikativen Handlung*, Bd. 1, Suhrkamp, 1981, S. 531. (藤沢賢一郎他訳「コミュニケーション的行為の理論(中)」未来社、一九八六年、一六八頁)

- (2) *Ibid.* S. 532 (邦訳 一六九頁)
- (3) *Ibid.* S. 533 (邦訳 一六九頁)
- (4) *Ibid.* S. 522 (邦訳 一五九頁)
- (5) *Ibid.* S. 533 (邦訳 一六九頁)
- (6) *Ibid.* S. 525 (邦訳 一六二頁)
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.* S. 39 (平井俊彦訳「コミュニケーション的行為の理論(上)」未来社、一九八五年、四三頁)
- (10) *Ibid.* S. 141 f. (邦訳 一五〇頁)
- (11) 1. Kant: *Werke VII Schriften für Ethik und Religionsphilosophie* 1, Suhrkamp, 1956, S. 70. (篠田英雄訳「道徳形而上学原論」岩波文庫、一一二頁)
- (12) *Ibid.* S. 61 (邦訳 六一頁)

### 三 ポスト・モダンか、モダンの擁護か

ハーバーマスの理論的努力は、極く単純化して言えば、強制的な合意を実現するための諸条件を探究することを目指している。それに対して、リオタールの理論的努力は、差異や多様性を積極的に承認するために、対立を調停し合意を達成させる普遍的ルールの不在を証明することを目指している。両者の見解は対極をなし、前者の営みを理論的創造の建設、後者のそれを理論的破壊の解体とみなすことができるだろう。だが、両者の主張をその現実的背景と結びつけて考察してみると、表面上の差異の背後にある種の同一性が存在していることが確認できるのである。

フランスでは、一九六〇年代後半から八〇年代にかけてし・

アルチュセール、M・フーコー、P・ブルデューといった思想家たちが、諸個人の日常的な行為を分析し、権力批判を行つていった。もちろん、彼らの権力批判の視角はそれぞれ異なるが、それまでほとんど等閑視されてきた日常性における「不可視の」権力を解明しようとした点を共通の特徴としているといえるだろう。従来の権力批判は、主としてマルクス主義者によつて展開され、支配者（権力者、ブルジョアジー）―被支配者（大衆、プロレタリアート）という二元的構図に基づき、経済的階級構造を支える政治体制の批判に焦点が当てられてきた。つまり、特定の権力者（集団）、権力機構―軍隊、警察、行政、司法―が、既成秩序や規範を維持するために、暴力、命令、禁止、強制という形態で行使する権力が、階級構造の垣常化を目指したものであることを明らかにしようとしたのである。それに対して、彼ら現代フランスの思想家たちは、より深刻な問題として、形式的に自由で平等な諸個人が、「自発的に」行為する際に、自身自身に対して行使する権力を論じたのである。権力を行使される被支配者自身が自らに対して行使する権力は、従来から論じられてきた実体的な権力ではなく、「ミクロな権力」、権力関係である。

こうした権力批判、権力論の系譜のうちに、リオターールの近代批判、ポスト・モダン思想を位置づけてみれば、何故彼があれほどまで執拗に、「争い」を調停する普遍的規則を斥けようとするのか理解することができるだろう。つまり、民主主義的政治体制の下で、諸個人は形式的な自由、対等な権利、資格を付

与されているが、諸個人の社会的諸関係には非対称的に、不平等に形作られている。そして、諸個人は社会化のプロセスにおいて、それぞれの社会的関係における規範や規律に「自発的に服従する」ようになる。これは、諸個人が、個々の社会的関係が暗黙のうちに指定する役割を自発的に遂行する主体となることを意味している。「権力に自発的に服従する主体」の生成である。こうして、「争い」が生じるとともに、当事者たちを結びつけている社会的関係の暗黙の前提が、あたかも普遍的性格を持つ調停規則であるかのごとく機能し、「争い」はことごとく、「係争」として処理されてゆく。従つて、今日のフランスにおいて、普遍性という用語は権力を象徴する言語として、批判の的とならざるをえないことになる。

確かに、リオターールは、『マルクスとフロイトからの漂流』<sup>1</sup>「邦訳『漂流の思想』」で、アルチュセールの提示した「認識論的切斷」<sup>2</sup>（R・マルクスの思想形成史における理論上の断絶が、一八四五年頃起り、「ドイッ・イデオロギー」以降において、マルクスは「真のマルクス」になつたというテーゼ）を批判して疎外論の復権を試みた。また、彼は「子供たちへ向けたポスト・モダン」（邦訳『ポスト・モダン通信』）で、フーコーも、サルトルと同様、知識人の役割、啓蒙家の役割を演じてしまったことを批判している。（もつとも、フーコーはサルトルを「普遍的（なんでも知っている）知識人」と規定し、自らを「特殊的（特定の専門領域の事柄に専念する）知識人」と規定し、その差異を強調した。）

だが、リオターールの彼らに対する批判は、いわば一種の内部

批判であり、現代のフランス思想家たちの理論的営為は、権力批判、社会批判の大きな流れを形成してきたと言えよう。また社会思想的な観点から見れば、権力批判というコンテクストを抜きにして、リオターールを論じることは、彼の思想の核心を捉え損なうことになるだろう。

さて一方のハーバーマスであるが、彼は、M・ウェーバーによる近代の文化的側面の特徴づけを踏襲して、近代とは、従来の統一の理性が科学・学問、道徳、芸術へと分化し、そのことにより、高度に専門化されてきた時代であると考えている。そして彼は、それぞれの専門家たちが生み出す文化と大衆との乖離の進展を問題とする。しかし、彼の見解によれば、近代の文化的成果を、「実践のために、つまり、理性的な生活を形成するために役立てること」<sup>(6)</sup>が一八世紀の啓蒙思想家たちの「近代のプロジェクト」<sup>(7)</sup>に他ならなかったのである。しかも、この「プロジェクト」は今日に至るもなお実現しておらず、ハーバーマスは、これを実現させることこそ今日を生きる者の課題であると主張している。「……問題は依然として変わっていないのです。つまり、今なお基本的見解の岐れ目はどこにあるかといえ、こうした啓蒙主義の志向——それがいかに脆弱なものであるろうと——を守って行くのか行かないのかということであり、すなわち近代のプロジェクトを放棄するのか、しないのかという問題であります」<sup>(8)</sup>。

彼は、「生活世界の植民地化」<sup>(9)</sup>に抗して、コミュニケーション行為による合意を梃子にして「近代のプロジェクト」を完成さ

せようとする。その際、経済システム、ならびに行政システムの「自己運動」<sup>(10)</sup>を制御しうる制度を実現できるかどうか、鍵となるのである。彼は、このことに関して明るい展望をもつてはいないが、ドイツ人にとつてのあの思まわしい過去、またフランクフルト学派第一世代がそこで陥った苦境を思い起こすならば、「近代のプロジェクト」を完成させる道のりこそが、辿らねばならぬ唯一の方向だとする彼の主張は、悲痛な叫びにも似た響きをもつて聞こえてくる。ハーバーマスがポスト・モダンという近代を乗り越えようとする思想潮流、近代の終焉を説く思想潮流に対して、反啓蒙主義という意味での「反近代主義」<sup>(11)</sup>あるいは「新保守主義」と非難の言葉を投げつけたのは、彼のかかる現実に対する批判的な関わりに基づいていることは明白である。

こうして私たちは、リオターールとハーバーマスという対極的思想家とその基本的な構えを共通項として見るのを見いだすことができる。共に、西欧近代の中心的、ないし支配的傾向に対して批判的に対峙し、一方は、新たな方向性を示し、他方は、失われつつありながらも豊かな潜勢力をもつ「生活世界」に定位している。従って、彼らの理論的営為は西欧近代の「自己批判」の試みであると同時に、ある意味で西欧の「再生」の試みであると理解することができる。

(1) J.F. Lyotard, *Dérive à partir de Marx et Freud*, Christian Bourgois, 1973. (今村「司他訳『漂流の思想』」国文社、一九八七年)

(2) L. Althusser, *Pour Marx*, Maspéro, 1965, p. 24. (河野健二訳)

- 『醒るマルクス(一)』人文書院、一九六八年、二八頁)
- (3) J.F. Lyotard, *Le Postmoderne expliqué aux enfants*, Galilée, 1986, pp. 142. (菅原次郎訳『ポスト・モダン通信』朝日出版社、一九八六年、一五四頁)
- (4) M. Foucault: *Du Pouvoir un entretien*, dans *L'Express*, 13 juillet. 1984. (桑田禮彰他訳『ミシェル・フーコー』新証論、一九八四年、三八二―三九九頁)
- (5) *idid.*
- (6) J. Harbermas, *Die Moderne—ein unvollendetes Projekt*(1980), in *Kleine Politische Schriften* [I—IV]. Suhrkamp, 1981, S. 453. (KPSより転載)
- (7) *idid.* S. 4526.
- (8) *idid.* S. 453.
- (9) J. Harbermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd. 2. Suhrkamp, 1981, S. 407. (坂山博司他訳『コミュニケーションの行儀の理論(下)』未來社、一九八七年、三〇七頁)
- (10) KPS,S.462

## カントにおける意欲と当為

— 目的の国へ、目的の国から —

カントは「人倫の形而上学の基礎づけ」(以下「基礎づけ」と略記)において、「道德的当為(Sollen)は英知界の成員としての自己固有の必然的意欲(Wollen)である」(GMSB<sup>1</sup>)という。カントの実践哲学を不快な息苦しさや紋切型の窮屈さ(いわゆる「嚴格主義」とか「遵法主義」)のもとで解釈しているものにとつて、この言明は全く不可解であろう。あるいは全く正反対のSollenとWollenを同義としていることの矛盾を指摘するかもしれない。しかし、型通りの解釈を越えてカントの言おうとした核心をつかみ出そうとするものにとつては、この言明はまさに導きの糸である。

根底においてカントが見据えているのは、**義務でなく、義務の起源である**。そして、その起源においては、**意志はたんに義務に服従させられるだけの客体にすぎない**のではないし、また、

藤 本 一 司

意志は孤立させられた実存的主体でもない。

本稿でわたしは、**義務を突き抜け、同一の主体のうちで活動している二つの意欲、《特殊意欲》と《普遍意欲》の同時に注目し、これにもとづいて、SollenはWollenである**という言明を解きあかしたい。

(1) I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner Verlag, Der Philosophischen Bibliothek, Bd. 41 (カントの著作はすべてこの版を用いる) 1965 以下 GMS と略記し、本文中にページ数を記す。

一 義務の起源へ<sup>(1)</sup>

カントは『実践理性批判』のなかで「**義務よ！汝、崇高にして偉大な名よ**」(KrV, 101)<sup>(2)</sup>と有名な感嘆の声をあげている。か

の「スコラ的な厳密さ」(MS. A)で定評のある、そしてそれを自覚的に自らに課した他ならぬこの哲学者を思うならば、この発語は異様である。なぜカントはここで感嘆の声をあげたのか。この問いに対して、そこにカントの実践哲学の特徴(上述の「厳格主義」とか「遵法主義」)がカントの性格そのままに期せずして露骨に表れていると答えるものもあろう。しかし「一步ごとに盗人を捕らえるための鉄菱として義務を撒き散らす人」はカントによって「空想的に徳に耽つている」とよばれる(そういう人は結局「徳の政治を専制政治にするであらう」)(MS. 353)。かつまたカントにとつて、義務の遵守と「坊主の苦行」とは全く別のことなのである(後者は「徳の命令に対する密かな憎悪」を生じさせずにはおかない)(MS. 351)。

上述の「義務よ!」とカントが発語した段落を注意深く読むと、カントは「義務」それ自体に対して感嘆しているのではないことがわかる。この段落を締め括つているのは次の疑問文である。「汝『義務』によさわしい起源(Ursprung)は何であるか。また傾向性とのあらゆる血縁關係を誇り高く峻拒する汝の高貴な素性の根元はどこにあるのか。また人間だけが自分自身に与えることができる価値のゆゑにできぬ条件はいかなる根元に由来しているのか」(Kp.V. 10)傍点は引用者。この繰り返す問いがそこへと向かつているところは義務ではない。確かにカントにとつて義務が問題なのだが、しかしそうであるのは、カントが義務を突き抜け、その「起源」「根元」をはっきり見定めているからである。

カントはこの「起源」をこそ射程に入れて問う。「基礎づけ」の第二章の主題はこうである。「われわれは実践理性能力をその普遍的規定規則から始めて、この能力から義務の概念が発現する(entspringen)ところまで追跡し判明に記述しなければならぬ」(GMS. 28傍点は引用者)。「義務の概念」を究極的な概念として理解しているものにとつて、この主題の設定は全く奇妙に映るにちがいない。しかし、カントの探究の核心を占めるのは、「義務の概念が発現するところ」なのだ。そしてその「起源」自体は、もはやいかなる義務でもない。

(1)本節は義務とその起源(原理)との厳密な区別を主題としているが、細谷貞雄「定言命法について」(『哲学雑誌』第七二五号、一九五四年)は、この決定的区別を明快に論じ、さらに「格率」、原理の両義性、「同時に」といった視点を通じて、カント哲学の真髓を実に見事に照射させてくれる。その都度記さないが、本稿は多くを負つてゐる。

(2) IKant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ph.B. Bd. 38, 1974 以下 KpV と略記し、本文中にページ数を記す。

(3) IKant, *Metaphysik der Sitten*, Ph.B. Bd. 42, 1966 以下 MS と略記し、本文中にページ数を記す。

## 二 義務の起源としての原理

「起源」から「発現」してきたものにすぎない「義務」をそれだけで存立しうる実体とみなし、他方、「格率」をはじめから「義務」に反するものとして固定化するなら、当然のことながら「義務」への「格率」の一方的な服従のみが問題となる。そしてここでは、いわば「義務」が主体となり、反対に「格率」の主体としての意志は、服従を命じられるだけの客体に貶められ、

義務の付録となる。しかし、義務と格率をそうした二項対立のうち硬直せしめ、そこに固執して『基礎づけ』を読み進むなら、カントは何も語ってくれない。確かに両者は対置されるが、しかし義務の起源としての「原理」においてはそうした二項対立は消失させられるのだ。

「原理」において決定的なことは、「格率」(主観)と「法則」(客観)が「両立」していることだ。「原理はこうである。すなわち、ある格率がひとつの普遍的法則であることが、その格率と両立しうるそういう格率に従つてのみ行為すること、したがって意志が己れの格率を通じて自己自身を同時に普遍的に立法するものとみなしうるようにのみ行為すること」(GMS, 57)。ここで「格率」と「普遍的法則」とは相互に駆逐しあわない。それぞれどこかこの「原理」においてはそれらが「両立しうる」ことこそが目指されている。また「格率」を投企する意志と「普遍的に立法する」意志とは二つの別々の存在者の主体として活動しているのではない。そもそも意志が「普遍的に立法する」のは「己れの格率を通じて」なのである。二つの意志は切り離されないものであって、それぞれどこか同一の意志における「同時」的な活動なのだ。

#### (1) 格率であると同時に「法則であること

カントは義務の起源としての「唯一の原理」を次のように明示している。「汝の格率がひとつの普遍的法則となることを、汝がそれを通じて同時に意欲することができるそういう格率に従つてのみ行為せよ (handle nur nach derjenigen Maxime, durch

die du zugleich wollen kannst, daß sie ein allgemeines Gesetz werde)」(GMS, 42)。カントはこの「原理」を「定言命法」というたんなる概念」(GMS, 42)からのみ与えているが、しかしその内容は単純ではない。

それ自体いかなる義務でもない起源としてのこの「原理」においてひたすら注目されているのは、「汝の格率」である。「格率」を飛び越して何か抽象的な「普遍的法則」へと一挙に目を移してしまつてはならない。この「原理」が求めていることは「格率」が「格率」であるままで、しかも「同時に」「普遍的法則」であるということなのだ。周到に挿入された「同時に」を黙殺してはならない。

さてその「格率」とは、まずそれぞれの主体がそれぞれの目的の実現のために、手段としての行為を設定することにおいて成立する。目的—手段連関のなかでのみ、主体は「格率」を投企する。ここで注意すべきことは、この「格率」を主観的あるいは結果を顧慮するものだという理由で義務と対立させ、「原理」から排斥する必要はないということだ。

確かに「原理」によつて規定される「善き意志」は、目的—手段連関を顧慮しないものとして、つまり「結果」とか「有用性」を離れて「それだけで光り輝く」(GMS, 11)ものとして捉えられる。しかし、このことに固執して「原理」を傷つけてしまつてはならない。事実、「原理」の全体性によつて規定される「善き意志」とは(その行為の本質的善は確かに「結果はどのようなものであれかまわない」(GMS, 37)という次元にあるが、だからといって)

独善的な信条の吐露に終わるものでは決してない。カントはこの「善き意志」を「結果」との対比でまさに際立たせようとする段落の中で次のように述べている。「運命にとりわけ恵まれなかつたり、継母のような自然が僅かの支度しか整えてやらなかつたりしたために、この善き意志が自分の意図をやり遂げる能力を全く欠いているとしても、また善き意志の最大の努力にもかかわらず、この意志によつて何ひとつ達成されずただ善き意志だけが残る（もちろんこの意志はただの願望などではなく、われわれの意のままになる限りでのあらゆる手段を傾注するものである）としても、この善き意志は寶石のように自らの価値を自己自身のうちにもつものとしてそれだけで光り輝くであろう」（GMS II）。「何ひとつ達成されずただ善き意志だけが残る」という、「結果」の観点からすれば全くの無価値を強調する他ならぬこの文脈のなかで、だからといってカントは「原理」によつて規定されるこの「善き意志」のうちに目的—手段を何らもたずに高尚な考えのうちに耽つているような意志（これは意志などではなく「ただの願望」にすぎない）をみているのではない。そうではなく、カントによると「善き意志」は、まさにこの目的—手段連関のうちに身を沈めているのであつて、それどころかそのただなかで「最大の努力」をし「われわれの意のままになる限りでのあらゆる手段を傾注する」ものなのだ。

いかなる場合においても、主体は目的—手段連関のうちに成立する「格率」を離れることはできない。

そしてきわめて重要なことだが、かえつてわれわれはこの「格

率」を通じてのみ、義務の起源としてのかの「唯一の原理」を意識する。すなわち「われわれが意志の格率 (Maximen) を投企するや否や」われわれが直接意識するものは道徳法則 (das moralische Gesetz) である (KpV, 3a)。ここで強調されている単数定冠詞つき「道徳法則」とはあれこれの義務のことではなく、義務の起源としての「唯一の原理」のことである。それぞれの無冠詞複数形の「格率」が「投企」されるただなかで、それぞれの主体は、カントが入念に挿入した「同時に」という地点に立たされる。義務の起源としての「唯一の原理」に、それぞれの主体は己れの「格率」を「通じて」立ち合う。すなわち、目的—手段連関のうちで「格率 (Maximen) を投企するや否や」己れの「格率」が主観的な目的実現のために役立つだけでなく、格率を抹殺せよでない、それが「ひとつの普遍的法則」となることを「同時に」「意欲」できねばならぬことを意識する。それぞれの「格率」は「格率」であるままで「同時に」「ひとつの普遍的法則」でなければならぬ。

## (2) 《特殊意欲》と《普遍意欲》の同時性

次にこうした格率と法則の同時性を、同一の意志における、二つの意欲（《特殊意欲》と《普遍意欲》）の同時性からみていくことにしよう。

そのうちの一方の意欲とは、目的—手段連関のなかで格率の投企を可能にする意欲である。つまり、格率は、主体がある特定の目的を意欲しその目的実現のための手段としての行為をも意欲することによって成立するが、ここで活動している意欲の

ことである。その際、目的を対象とする意欲と手段を対象とする意欲は質的に同じである。なぜなら、「目的を意欲するものは、(理性が彼の行為に決定的影響を及ぼす限り)彼の意のままに不可欠に必要なそのための手段もまた意欲する」(GMS. 38)からである。前者の意欲から後者のそれは「分析的に」導出できる(GMS. 38)。この質的に同じ意欲を、本稿では《特殊意欲》と呼ぶことにする。

この《特殊意欲》は、実質(特定の目的)を対象としている点で「傾向性」と呼ばれてよいが、だからといってこれをはじめから駆逐あるいは根絶さるべきものときめつけてはならない。なぜなら、そもそも「自然的傾向性は、それ自体としてみれば善であり、拒斥されえないもの」(Rektion. 60)だからである。

さてこれに対して、目的—実質を対象とするこの《特殊意欲》と質的に異なる意欲がある。「原理」のうちに記されていた「それを通じて同時に意欲する」という意欲である。これを《普通意欲》と呼ぶことにする。この意欲は格率の投企のただなかで《特殊意欲》を越え出ていわばアプリオリに直接付加される意欲であり、志向する対象が全く異なる。すなわち、《普通意欲》は、目的—実質をでなく、目的—実質を志向している《特殊意欲》のあり方(格率—形式)そのものを志向する。これら二つの意欲の区別を簡略化して言えば、次のようになろう。《特殊意欲》は、目的—実質(の実現)に固執しそれを専ら追求しているが、これに対して《普通意欲》は、その《特殊意欲》を越え出てその格率—形式の普遍性を意欲できるか否かを問うことによつ

て、《特殊意欲》の目的—実質へのそうした埋没性を気づかせ相対化する。

この《普通意欲》は黙殺されがちだが、「原理」における鍵だ。なぜなら「原理」の核心は、格率が「同時に」普遍的法則でもあるということだったが、この意味するところは、たんに格率が普遍的法則として「存続しうる」(GMS. 45)のであればよいというのではないからである。格率が「普遍的自然法則として考え(denken)られうる」だけでなく、「さらに意欲する(wollen)ことができる」(GMS. 46)ということであらなければならない。ここでカントは「考える」と「意欲する」をはっきり意識して対比させていることに注目すべきである。

格率が思考の原理でなく、行為の原理たりうるのは、そこに意欲(特殊意欲)が活動しているからであるように、他方、格率を通じて同時に普遍的に「立法する」(法則への一方的服従でなく)と言われうるのは、主体の意欲(普通意欲)こそが、己れの格率が普遍的法則たりうるか否かの決定を与えるからなので。

さらに次のことに注意しておきたい。このようにふたつの意欲は区別されるのだが、しかし両者は別々にではなく同一の主体において「同時に」活動しているということである。

どちらか一方の意欲だけで自ら全体的であると僭称することは許されない。《普通意欲》を無視して主観的な目的の実現にのみ埋没し、それを無条件的に絶対化し己れの実践の原理とすれば、それは「自惚れ(Eigendünkel)」(Kp.V. 87)と呼ばれる。反

対に、《特殊意欲》を無視して《普遍意欲》を客観的であるとして実体化するなら、したがって主観的な目的への意欲を抹殺し、また幼稚にも現実的な目的—手段連関を飛び越すならば、<sup>1)</sup>熱病患者の見せ掛けだけの強さ」(MS. 288)をそこにみることになろう(そもそも《普遍意欲》は《特殊意欲》なしには全く空虚である)。この二つの意欲は同一の主体において「同時に」活動してはじめて自らの本領を開示する。

「原理」のうちにあった「奇妙な前置詞」<sup>(2)</sup> durch はどちらの意欲をもそれだけで実体化してはならないことを示している。前に《普遍意欲》は《特殊意欲》のあり方(格率形式)の普遍性を対象としていると述べたが、厳密にはその格率を「通じて(durch)」「普遍性を」「同時に」意欲するのである。してみればこの格率は固定された対象ではありえず、停滞することの許されない通過点であり、それ故このことはまず格率の投企にあたって活動する《特殊意欲》の硬直化を許さず、次にその格率を「通じて」「同時に」意欲するという《普遍意欲》もその限りそうした格率の通過のうちにはじめて発動の機会を与えられるのだから、《普遍意欲》の空虚な実体化もまた許さないとということである。そしてまさに両者の意欲が停滞せず通過する当の格率がひとつであることは、この二つの意欲が確かに区別されながらも同一の主体において活動していることを端的に示している。

以上のように義務の起源としての「原理」は、格率と法則との同時性、同一の意志における二つの異なる意欲の同時的な活動をその本質とする。

- (1) 「同一の対象」を「二つの異なる面から」あるは「二重の観点から」考察するという視点(L. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, PhB37a, 1976, S. 21 Anm. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000.

### 三 同一の意志における二つの意欲と「目的それ自体」

この「原理」の意識は、カントによると「純粋な直感にも経

験的な直観にも基づかないアプリアオリな総合的命題としてそれだけで迫ってくる」(KpV, 37)。「原理」は、いかなる「直観」にも基づけることができず、「すでに前提された他の意欲」からも「理性的存在者の意志の概念」からも「分析的に」導出できない (GMS, 41 Anm.)。ゆえにカントのアプローチからすれば「この原理の根拠」(GMS, 51)は何かと問われねばならない。すなわち、実践のただなかで、なぜそれぞれの主体は己れの意欲の格率の普遍性を同時に意欲できる格率に従つてのみ行為しなければならぬのか。本稿に即して言えば、なぜそれぞれの主体はたんに《特殊意欲》にだけでなく、「同時に」《普遍意欲》にも従わなければならないのか。

「最高の実践的原理、人間の意志に関して定言命法が存在するはずだとすれば」とカントは尋常でない仮定のもとで答える。「この原理の根拠は、理性的本性が目的それ自体として現実存在しているところ、ことである (die vernünftige Natur existiert als Zweck an sich selbst)」(GMS, 51)。

この命題は、いわゆる「目的それ自体」の法式 (GMS, 52) の陰に隠れて、ほとんど注目されない。しかし、この命題は、「唯一の原理」になぜ従わねばならないのかという極限的な問いへの答えとして「基礎づけ」における極点である。実際、後の論述は「どんなにいやでも、形而上学への第一歩を踏み出さなければならぬ」(GMS, 49)という、カントのこの厳密な命題におけるぬきさしならぬ宣言なしに一步も進めない。その有名な「目的それ自体」の法式すらも、実はこの命題から「導出された」

(GMS, 52) ものにすぎないのだ。上述の命題を読み流してはならない。

注意深くみると、この命題の主語は「それぞれすべての理性的存在者 (jedes vernünftige Wesen)」でなく、単数定冠詞つき「理性的本性 (die vernünftige Natur)」である。多くの訳本では Wesen と Natur の相違は無視され、どちらも「存在者」と訳されるが、それは、カントが極点としてのこの命題において、何をみつめ意識化しようとしたかを理解していないからだ。なるほどカントは漠然と「理性的存在者」あるいは「人間」を「目的それ自体」と言うことがある。しかし、厳密な命題や法式において、「目的それ自体」の対象は「存在者」でない。そうではなく、常に「理性的本性」あるいは「人間性」「人格における人間性」(GMS, 52)なのだ。さらにまた、上述の命題から導出された「目的それ自体」の法式をカントが例証してみせる箇所でも、カントの記述は、たんなる「存在者」でなく飽くまでその「本性」を注目しており、実際それへの注目なしに理解不可能である。

カントは「目的それ自体」と言うとき、たんなる「理性的存在者」でなく、常にその存在者のある存在の仕方を念頭においているのだ。カントはそれを後に明らかにして言う。「それぞれすべての理性的存在者の格率が普遍的立法に適合していることが、それぞれすべての理性的存在者を目的それ自体としてふさわしいものにする」(GMS, 62)。ここではたんなる「理性的存在者」がそれだけで「目的それ自体」として「ふさわしい」ので

はない。「目的それ自体」たりうるためには、「理性的存在者」のあるあり方が前提されている。つまりこの「存在者」の「格率が普遍的立法に適合していること」、本稿で言えばその「存在者」の《特殊意欲》が「同時に」《普遍意欲》に従っていることがその条件なのだ。カントは「目的それ自体」に値する「理性的存在者」のそのようなあり方を凝視する。カントはこれをたんなる「理性的存在者」と區別して「理性的本性」と表記し、「目的それ自体として現実存在している」と宣言したので（以下本稿で引用される「本性」に注目されたい）。

結論を言おう。なぜそれぞれの主体はたんに《特殊意欲》にだけでなく、「同時に」《普遍意欲》にも従わなければならないのか。「理性的本性」（漠然たる「理性的存在者」でない）、すなわち《特殊意欲》と《普遍意欲》との同時的な活動は、何か他の目的実現の手段などでなく、「その現存在それ自体」（GMS. 50）がすでに「目的それ自体」だからだ。

ここで確認すべきことは、カントが一貫して見据えているのは同一の主体におけるこの二つの意欲の同時的な活動であるということ、したがって、カントにおける「目的それ自体」とは、「それぞれすべての理性的存在者」のうちに「現実存在している」《特殊意欲》と《普遍意欲》との同時的な活動の「絶対的価値」（GMS. 51）性の宣言<sup>3</sup>だということである。

(1) カント自身この「原理の根拠」を問うのに先立って、それに答えることの緊張を次のように書き留めている。「ここでわれわれは、哲学が、確固たるべきであるにもかかわらず天に何かで懸けられても地に

何かで支えられてもいない危うい地点に立たされていることを理解する」（GMS. 48b）。

(2) その論証の決め手となる文を以下に列挙してみよう。曰く「彼の行為は目的それ自体としての人間性の理念と両立しうるか」、「理性的存在者としての人格は常に同時に目的として尊重されるべきである」、「その行為は目的それ自体としてのわれわれの人格における人間性と合致しなければならぬ」、「その行為は目的それ自体としての人間性への積極的でなく消極的な一致にすぎない」（GMS. 54f）。これらの文において注目されているのは、端的に「人間性」「人格」であって、「存在者」としての「人間」でない。

(3) 「原理の根拠」におけるこの宣言それ自体には、もはやいかなる根拠もない。われわれ人間には、「危うい地点」からの「現実存在している」《特殊意欲》と《普遍意欲》の同時的な活動への「負目ある尊敬」（GMS. 48）しかない。

#### 四 「目的の国」へ

さらに続けてカントは、「理性的存在者」を「目的それ自体」に「ふさわしいもの」にする、上述の「格率」と「普遍的立法」との合致（次の「この尊厳」とはこれをうけている）の内実を、きわめて興味深く次のように敷衍している。「すべてのたんなる自然物に優る理性的存在者のこの尊厳（特権）は、自分の格率を、常に自分自身が立法する（Gesetzgebend）存在者であると同時に（zugleich）他のそれぞれすべての理性的存在者もまた立法する存在者である（このことの故にまた人格とも呼ばれる）」という観点から採用しなければならぬということを必然的に伴っている」（GMS. 62 傍点は引用者）。注目すべきは、「同時に（zugleich）」という箇所である。なぜなら、カントは厳然たる自他の区別の

もとに、「普遍的立法」の「普遍的」*allgemein*を*zugleich*で表現しているからだ。カントは「基礎づけ」においてただの「立法」という言い方をしない。常に*die allgemeine Gesetzgebung*あるいは*allgemein gesetzgebend*なのだ。カントは意図して*allgemein*を削除したのであって、その限り*zugleich*は選びぬかれた表現であるはずだ。

「格率」と「普遍的立法」との合致は、本稿で言えば、それぞれの主体が《特殊意欲》だけでなく《普遍意欲》にも従っていることである。この《普遍意欲》は「それぞれすべての理性的存在者」のうちに「現実存在している」限り、この意欲は*allgemein*に活動していると言えうる（「立法」は*allgemein*に為される）。しかしカントはその*allgemein*を、この意欲が自他のうちで*zugleich*に活動しているということによって説明した。

カントは《特殊意欲》への固執を解き放つ共同態の地平の存在をまなざしているのだ。自他の《普遍意欲》は*zugleich*に活動する。ということは、己れの《特殊意欲》の「格率」を投企するや否や迫ってくるその《普遍意欲》の活動の意識は、「現実存在している」たしかに「自分自身」のうちにある《普遍意欲》の活動（の意識）であるが、しかしそれは「同時に」「現実存在している」「他のそれぞれすべての理性的存在者」のうちにある《普遍意欲》の活動（の意識）でもあるということだ。自己の《普遍意欲》は、「同時に」他者のうちにもある。こう言い換えてもいい。他者の《普遍意欲》は、「同時に」自己のうちにもある。この《普遍意欲》の意識において、自他の境界は消失し

一体化する。

今まで義務の起源としての「原理」を、「原理の根拠」を経て、一貫して一個の主体（意欲）への注目からみてきた。しかしその主体はたんなる孤立した実存ではないことがわかる。なぜなら、確かにそれぞれの主体は、《特殊意欲》の観点においては、一つの主体は他の主体から区別される（それぞれの主体が意欲する目的は千差万別だ）が、しかしそれぞれの主体のうちで「同時に」活動する《普遍意欲》の地点に立てば、一個の主体はほかならぬその主体自身のうちで自他の境界を越え出たこの一体的な《普遍意欲》を生きているからだ。この《普遍意欲》は個的な主体のうちにか己れの活動の地盤をもたないのだが、しかしそれ故にこそその個的な殻を内側から解き放つ<sup>1)</sup>。

ここに「理性的存在者たちの世界（英知界）が目的の国（*Reich der Zwecke*）として可能になる」（GMS. 62）。

カントはこの「目的の国」を次のように考えている。「わたしは国ということで、異なる理性的存在者たちが共同的な（*gemeinschaftlich*）諸法則を通じて体系的に結びついていることを理解する。さて諸法則は諸目的を、その普遍的な妥当性に従って規定するから、理性的存在者たちの個人的区別とまた同様にしなれたこれらの私的な諸目的の全内容を捨象すれば、体系的な結合におけるすべての諸目的（目的それ自体としての理性的存在者たちとそれぞれすべての理性的存在者たちが自分自身で設定する自己固有の目的との全体、すなわち目的の国が考えられる」（GMS. 56f. 「普遍的な」でなく、「共同的な」となっていることに注

目されたい)。

この国は「異なる理性的存在者たち」を成員とする。「それぞれすべての理性的存在者たち」は自らの《特殊意欲》を通じて「自分自身で設定する自己固有の目的」をもっている。この「国」では《特殊意欲》を根絶せしめられた、あるいは全く同一の目的を追求することを強制された「理性的存在者たち」が抽象的にあるいは「様に存在しているのではない。それぞれの存在者は自己固有の《特殊意欲》において「異なる」のであり、そのようなものとして現実存在している。

「目的の国」における「目的」は、目的の主体自身と主体の設定する目的とを含むが、前者について言えば、それは誰か頂点に立つ主体やその主体への服従によってのみ存立しようような主体のことではないし、また後者について言えば、その頂点に立つ主体の設定した目的やその目的への従属関係においてのみ価値づけられようような目的のことでもない。そうではなくて、どの主体もそれぞれすべて「目的それ自体」として「いかなる等価物も許さぬもの、尊厳をもつもの」(GMS, 58)として、ひとしく目的であり(誰が誰よりなどということはない)、主体の目的も、他の主体によって強要された、あるいは注入された目的などでなく、「それぞれすべての理性的存在者たちが自分自身で設定する自己固有の目的」であった。

そして、この「国」は同時に、そのような「異なる理性的存在者たちが共同的な諸法則を通じて体系的に結びついていること」を本質とする。「理性的存在者たちの個人的区別とまた同様

にしてかれらの私的な諸目的の全内容とを捨象すれば」というのは、「理性的存在者」の「本性」としての二つの意欲のうち、《特殊意欲》からでなく《普遍意欲》から考察すればということである。この「国」は、「異なる理性的存在者たち」のそれぞれに内在しているがその個別性を越え出て一体的に活動する《普遍意欲》によって、「結びついている」。その《普遍意欲》は「現実存在している」わたしの意欲であると「同時に」現実存在している「他のそれぞれすべての理性的存在者たち」の意欲であって、わたしのうちだけにある架空の意欲でない。「共同的な諸法則」を通じて「結びついている」と言われるのは、このような《普遍意欲》によって「結びついている」からだ。なるほど、法則は、目的—手段連関の多様性に応じてさまざまあるが、しかし、それぞれの格率をひとつの法則たらしめるのは、原理の核心たる、自他のうちに「現実存在している」一体的な《普遍意欲》以外になにもない。

その際、《普遍意欲》に従うとは、集団の大勢的な意欲に従うことでは決してない。《普遍意欲》は一体的なのだが、諸個人のある集団においてはじめて可能であるなどといった意欲でない。《普遍意欲》は、そもそもいかなる特定の集団からも屹立した峻別された一個一個の主体のうちにこそ、そのおのおののひとごととならぬ「格率を通じて」のみ活動しているものだ。そしてそのような屹立した一個一個の主体だけを、いかなる集団をでなく、ひとつひとつ「目的それ自体」とよぶのだ。

「原理」における主体への注目から、そこで活動している二

つの意欲、《特殊意欲》と《普遍意欲》の同時性を通じて「目的の国」へ至った。「理性的存在者は自己固有の本性(Natur)によって、すでに可能な目的の国における成員へと定められていたのである」(GMS. 59 傍点は引用者)。

(一) この「普遍意欲」は、「目に見えない、行為の内的原理」(GMS. 36)の核心たる意志の活動態として、「法」あるいは「正義」の領域における「立法へと普遍的現実的に合一された意志」(MS. 76)「アプリアオリに与えられた普遍意欲」(I. Kant, *Zum ewigen Frieden*, PhB. Bd. 47, 1973, S. 160)の起源だと言ふ。

(二) 「定められていた」という状態受動の過去形は、たんに文法的な時制の問題ではない。カントは「道徳性」「義務」「尊敬」「徳」といった倫理学の主題となる概念をこの「目的の国」からあらためて定義している(GMS. 59f.)。また、「原理」の法式化を整理するとき、「あらゆる格率の完全な規定」をこの「目的の国」において与える(GMS. 60)。

## 五 「目的の国」から

「道徳的当為(Sollen)は英知界の成員としての自己固有の必然的意欲(Wollen)であって、かれが自分を同時に感性界の成員とみなす限りにおいてのみ、その意欲はかれにとって当為と考えられるのである」。最初の問いに戻ってきた。ここで「英知界の成員」とは「目的の国の成員」のことである。「同時に感性界の成員」である一個の人間(わたし)がこの「目的の国」の「理想」に反して、ひとり疲れ墮ちようとするとき、この一個の人間(わたし)のうちで二つの異なる「意欲」のせめぎあいが生じる。理性的存在者の「本性(Natur)」である《特殊意欲》と同時に活動する《普遍意欲》を通じて「目的の国」への帰向を迫ら

れるからである(「アプリアオリな総合的命題としてそれだけで迫ってくる」)。「同時に感性界の成員」としてひとり疲れ墮ちようとするものが覚醒される「起源」としての「自己固有の必然的意欲(Wollen)」(すでに可能な目的の国における成員へと定められていた)のであったは、その一個の主体(わたし)において、いまここで、「道徳的当為(Sollen)」となって「発現(entspringen)」してくる。「目的の国」への帰属(「拘束性(Verbindlichkeit)」)(GMS. 66)を覚醒されたその行為の客観的必然性は、「義務」とよばれる。

最後の疑念がある。この「目的の国」はその「成員」としての「必然的意欲」の「格率」が「普遍的に守られるならば、現実的に成就されうる」が、しかし、その「格率」を自分が「厳格に守る」としても、「それだからといって他のそれぞれすべての理性的存在者たちがまさにその同じ格率に忠実であるだろうとあてにすることはできないし、同様にして、自然の国とその国の合目的な秩序とが、かれ自身によって可能な目的の国にふさわしい成員としてのかれと調和する、つまりかれの幸福を支え援けるであろうとあてにすることもできない」(GMS. 63)ということである。

いつまでたつても「成就」をあてにできない「目的の国」であるなら、その「成員」としての「必然的意欲」にいったい何の意味があるというのか。それどころか、その「必然的意欲」はそもそもわれわれを欺くまやかにすぎなかったのではないか。「われわれは、われわれの理性のいかなる緊張をもつてして

も、未来へはきわめて臆気で曖昧な展望をもつにすぎない」(KpV. 169)。

しかし「目的の国」がたとえ「現実には成就され」えないとしても、それにもかかわらず、その「成員」としての「必然的意欲」を、いまこの「感性界」で生き尽くすことのうちにのみ「理性的本性(Natur)としての人間性の尊厳」(GMS. 63)がある。カントはこの「パラドクス」(GMS. 63)をはっきりと見据える。Sollenの煉獄から「善き意志」が「輝き出る」。

(一) 「道德的」とは否定的派生的あり方を形容している。「起源」としての「目的の国」は「道德的」でも何でもなく。

(二) ヘーゲルはカントの「道德的世界観」を批判している(G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Suhrkamp-Theorie-Ausgabe Bd. 3, 1983, S. 442)が、その要点をとりたせば次のようになる。カントの「神の現存在」の「要請」の正体は、「目的と現実性との現実的な調和のために、この調和が現実的でないものとして定立されている」(Ibid., S. 455)ことだ。ヘーゲルによれば、「行為によって現実的になるべき(werden sollen)ことは、それ自体において現実的であらねばならぬ(sein müssen)」(Ibid.)。しかし、われわれが歴史からうけとることは、道德性と幸福との調和の断念である。「世界が悪い中にあるというのは、歴史とともに古くからの、むしろ歴史より古い詩芸とともに古くからの、それどころかあらゆる創作のうちで最も古いものである祭司宗教と時を同じくするほど古くからの、悲嘆である」(Religion. 17)。

われわれにできることは、道德性と幸福との調和が「彼岸にある」(いつまでも遠くても「現実的」になりえない)という矛盾した客観的世界のなかで、退くことなくそこ「にふみとどまり、かの「必然的意欲」を生きぬくことだけだ。われわれはカントの力強い言葉を聞こう。「われわれが人倫的と名づけるすぐれた善は、法則の表象に従って行為する人格のうちにすでに現在している(schon gegenwärtig)のであって、結果

からはじめて期待される必要はない」(GMS. 19)。

(3) 「神の現存在」の「要請」は、カントがこの「パラドクス」を否定しなくみつけていたということの証左にほかならない。つまりカントがその「要請」に力を注げば注ぐほど、カントがみていたものは、「神」でなく、この「パラドクス」であったということだ。われわれはカントから、ドグマとしてはなく、「パラドクス」の確認として「要請」をひきつぐ。

## 学界動向・研究展望

ローザ・ルクセンブルク東京国際シンポジウム

### ローザ・ルクセンブルクと現代世界

(一九九一年二月二―三日)に参加して

松岡利道

ローザ・ルクセンブルクのシンポジウムが、その生誕一二〇年を記念して、シンポジウム実行委員会及びローザ・ルクセンブルク研究国際協会の主催により社会思想史学会、経済学史学会、中央大学の後援を得て東京で開催された。もともと誕生年には一九七〇年説もあるから、生誕記念ということとは開催のきっかけではあつても、それほど大きな意味はないといえるかもしれない。

重要なことは、このシンポジウムの東京(アジア)開催という事実と、ソ連・東欧社会主義の崩壊をうけた時期に開かれたという事実である。

会議は当初の予想を越えて盛況であつた。それもソ連共産党の崩壊という衝撃的なニュースのあと、政治・社会・学問のあらゆる分野において模索状態にある人たちに、問題を根本から

振り返つてみる場所を提供したからである、とも考えられよう。

ローザ・ルクセンブルクという人物は、マルクス主義の第二世代に属しながらソ連共産党に代表されるマルクスレーニン主義からは「異端」とみなされ、他方失敗に終わったドイツ革命のためにいわゆる「殉教者」の位置にいる人物である。さらにいえば、その理論及び思想的構えは、思想の「批判的」側面を基調にしたものである。またその民主主義強調の論調からしばしば「西欧革命」の伝統のなかにいるとみなされてきた。しかもポーランド生まれのユダヤ人かつ女性であり、身体に障害を持つという意味で、「被抑圧者」の立場から絶対的自由と平等を希求する人物の代表ともみなされている。また学問的には、「資本蓄積論」に見られるように、マルクスの論理を批判的に乗り越えて帝国主義を説明しようとしている。このような人物であるからこそ、ローザ・ルクセンブルクは今日の混迷する思想状況にあつて、再考のためのシンボルとみなされるのである。今日ルクセンブルクが浮上したのは、単にマルクスレーニン主義の失敗のためなのか?それとも現在の困難を根本から総括しうる理論や思想的鍵を提供しているためなのか?シンポジウムは次の五つのセクションからなる。

基調報告―伊藤成彦

一 戦争と民族の問題(司会―山中隆二)

ウルリッヒ・カルタリウス(ドイツ)「第一次世界大戦とローザ・ルクセンブルク」

フェリクス・ティフ(ポーランド)「ローザ・ルクセンブルクと民族問題―動機と政治的提案―」

林虎聲(韓国)「民族問題に関するローザ・ルクセンブルクの理論」

西川正雄―コメント

二 社会変革と民主主義(司会―平井俊彦)

アネリース・ラシツツア(ドイツ)「ローザ・ルクセンブルクの民主主義理解における大衆の位置」

ロベルト・エフゼロフ(旧ソ連)「ローザ・ルクセンブルクと社会主義的社会変革のための労働者の政治組織の問題」

アンドレアス・グロス(スイス)「ローザ・ルクセンブルクと民主主義」

丸山敬一―コメント

三 歴史意識と革命観(司会―松岡利道)

加藤哲郎(二橋大)「ローザ・ルクセンブルクの構想した党組織―『連合的分権』型KPD規約(一九一九年)の誕生と挫折―」

フリッツ・ヴェーバー(オーストリア)「資本主義の崩壊―社

会主義の崩壊。ローザ・ルクセンブルクの崩壊論の考察」

パナジオティス・ヌトソス(ギリシャ)「ローザ・ルクセンブルクの著作における歴史的必然性の意味」

保住敏彦―コメント

四 社会主義の危機と民主主義(司会―栗木安延)

ヤン・ジエブルスキ(ポーランド)「現実の社会主義から見たローザ・ルクセンブルクの遺産」

周懋庸(中国)「社会主義か、それとも野蛮のなかでの滅亡か!」―ローザ・ルクセンブルクの遺産と予言」

市原健司(中央大)「ローザ・ルクセンブルクの著書『資本蓄積論』(一九一三年)の現代的意義について」

黒滝正昭、鳥居伸好―コメント

五 女として、人として(司会―垂水節子)

フリッツガ・ハウク(ドイツ)「ローザ・ルクセンブルクと女性の政治」

田村雲供―コメント

フレデリック・ヘットマン(ドイツ)「自立して歩むことについて」

石黒英夫―コメント

報告にはセツションごとにコメントがついたが、本報告で以上の報告とコメントのすべてを取り上げることが紙幅の関係で

困難であるため、興味深いテーマを中心に言及する。

## 一 社会主義の崩壊とローザ・ルクセンブルク

私の見るところでは、シンポジウムの基調を貫いていたのは「現存社会主義」の崩壊とローザ・ルクセンブルクの現代的意義をどのように関連づけるかということであった。

東独崩壊の渦中にいた代表的なルクセンブルク研究者のラシツアは、レーニン主義を基準とするルクセンブルク評価の問題性から議論をはじめ「ロシア社会民主党の組織問題」に対するこれまでの一面的な扱いを自己批判している。彼女は党理解と民主主義理解において大衆を重視するルクセンブルクを再評価し、ルクセンブルク研究の対象をその見解の分析から「視点」をめぐるものに拡大すれば、ルクセンブルク研究は環境・平和・性差別・民族紛争等現代の新しい問題群の解決に生かすことが出来るというのである。なぜならば、ルクセンブルクの大衆観に見られる「認識力」の発展の強調にこそ学ぶべきものがあるからだという。他方でラシツアはルクセンブルクの戦時における活動や運動の失敗が、どのようにその大衆観に由来するかを指摘し、大衆のなかに反対派の意図と力に対する信頼を生みだす方策を知らなかったからだ、と述べている。こうして彼女の社会主義崩壊への自己批判は、大衆重視へと振子を振ったように見えるものの、歴史の評価に関わる次元ではあいまいを残している。ただしルクセンブルクの「思考」の刺激性を引き継ぐという意味では、ルクセンブルクの現代的意義を最大

限強調する意図を示しているといえよう。

なおルクセンブルクの『ロシア革命論』を彼女の「政治的遺産」とみる立場からジェブルスキが、また社会主義の理念の正しさを擁護し「社会主義が野蠻への転落か」(「スバルタクス・ブントは何を望むか」という定式の現代的意義を強調する立場から周が報告した。とりわけ周報告は、現存社会主義が感じている危機の深さを示し、ルクセンブルクの予言に社会主義の可能性を見出そうとしている。

ジェブルスキによれば、ルクセンブルクはロシア革命という実験のはじまった時にすでに客観的条件の未熟な所での社会主義に対する疑問と危惧とを投げかけていた。そのことを評価して、社会主義を近代的でポジティブな方向に向かうように『ロシア革命論』の民主主義と自由の主張をいかすべきであるというのである。ただし黒滝のコメントが問題にしたようにジェブルスキは『ロシア革命論』の他の論点―例えば農業問題や民族問題―ではルクセンブルクの誤りを指摘している。個々の論点は、社会主義のこれまでの歴史の新たな見直しを通じてその正否が論じられるべき性質の問題であるが、しかし『ロシア革命論』というレーニンの社会主義の意義そのものを問う視角の評価を抜きにしては論じられないであろう。

## 二 社会主義と民主主義

社会主義に民主主義的要素の欠けたスターリニズムの克服という課題は、ルクセンブルクの党組織論に対する注目を呼び起

こした。エフゼロフの報告は党と大衆の関係を大衆の側から見るといふルクセンブルクの視点の再評価から出発し、「ソ連共産党」に体现された官僚主義克服という課題を抱えこんでいるように見える。そこで繰り返し述べられているのは党モデルにおける教条主義の克服というテーマである。ルクセンブルク研究の歴史からすれば、このような指摘は二〇年以上も前になされていたので、今回の報告にあきたらなさを感じる人も多かったと思われるが、エフゼロフにとつては新たな党組織のヒントを得るために欠かせぬ言及であつただろう。実はルクセンブルク評価におけるこのようなギャップの存在こそ現代までの政治状況を象徴していたのであり、今やつと、このギャップが取り除かれ始めたといえるだろう。

より具体的な組織論に焦点をあてた問題提起は、加藤報告によつてなされた。加藤は、ボリシェヴィキレーニンンの「軍事的集権型」とSPDの「官僚的集権型」組織論に対してルクセンブルクの組織論を「連合的分権型」と規定する。そして一九一九年KPD規約をその具体化とみなし、一九八九年の「東欧革命」以降の情勢の推移を背景にその復権を主張する。ここにもルクセンブルクの歴史的評価と現代的意義という二つの問題が関連した形で提起されている。歴史的評価ということになれば、ルクセンブルクの組織論の背景をなすSPDの存在意義の大きさと歴史的考察が欠かせないだろう。そしてレーニン組織論についてもそれが既に歴史的使命を終えたのかそれとも組織一般に付随する問題を提起しているのかという議論がなお必要

であると思われる。その意味でルクセンブルク再考は、加藤や直接民主主義をめぐるグロスが試みたように、より具体的な組織のありかたをめぐつて展開される必要性があるだろう。

### 三 民族問題

ソ連・東欧崩壊後に嵐のように吹き荒れている民族主義の運動をどう見るかも注目すべき論点である。ルクセンブルクのインターナショナルイズムと民族自治論といえば必ずレーニンの民族自決権論と対比されてきた。林報告は、ルクセンブルクをして民族主義批判という「教条の勝利者」であるが具体的な状況を無視する「戦略の敗北者」でもあると規定し、オットー・パウアーとルクセンブルクの間位置するものとしてレーニンの民族綱領の意義を高く評価する。しかし林報告においても問題は残されている。社会主義革命以後のソ連はこの問題を解決したのかどうか、と。タイプの場合も第一次大戦後のポーランドの現実などからみてルクセンブルクの反ナショナルイズムの立場の敗北を認めるものの、彼女の問題提起をより広い歴史のパーспекティブから把握して、その意義を再評価しようとしている。つまり一方においてナショナルイズムの危険性を指摘したところ、他方では資本主義の発展が今日生みだしつつある超民族的統合という事態の持つ文明論的意義との関連においてである。今回のシンポジウムでも民族問題ほど論者の置かれている政治的・文化的状況を良く示すものはないと感じたがタイプに対して西川正雄からヨーロッパ中心主義ではないかというコメン

トがあつたように、それだけにルクセンブルクやパウアーの一層の歴史的研究が必要であると思われる。と同時に民族問題の論議では単にその難しさの指摘にとどまることなくその解決策を提示するという視点が欠かせないだろう。

#### 四 資本主義崩壊論とその思想史的考察

ヴェーバー報告は、資本主義ではなく「現存社会主義」が崩壊したという現実を前提にルクセンブルク資本主義崩壊論を検討し、その思想史的意義にまで言及した報告である。それによれば、彼女が、資本主義における軍需の経済的機能の意義などの分析を進めれば崩壊論への異論が生じるのに、崩壊という觀念に固執したのは、彼女にとって「工業化社会における社会主義革命の現実性」が問題であつたからであり、そこに彼女の動機

の純粋性や一九一〇年以降顕著な「主意主義」的特徴の因を見ることも可能だという。また世界的関連における資本主義の延命可能性の問題提起や第一世界の富と第三世界の貧困との内的関連の分析は評価しうるとする。会場から多くの質問や批判があり、ヴェーバーは次のように答えた。東欧の崩壊の意味は大きく、現代の危機は歴史的進歩における必然性の問題を含め信じていたことを再考する機会である。従属論が想定していた余剰を奪われる発展途上国は今日減少してきており、ルクセンブルクの時代と異なるが、しかし南北の対立が二一世紀の歴史を決める主要因となるだろう。市場経済において計画は重要な役割をはたすが、一要素としてであり全体を計画することはで

きない。少なくとも東欧は失敗した。今後計画の必要性は環境運動から提起されてくるだろう。レーニンやヒルファディングは資本主義を悪者として描いたのに対し、ルクセンブルクは資本主義をひとつのシステムとして考察し、第三世界を含む全世界の規模の視野を持つていたことを評価したい、と。

ヴェーバー報告は資本主義崩壊論の思想史的意義を明らかにしたが、理論的には崩壊論を否定していた。これに対して、市原健志報告は理論的観点から見ればルクセンブルクの崩壊論は正しいという主張である。市原は「資本論」編集問題や彼女が再生産論に重点を置いたこと、また資本主義の長期波動論との関連でも彼女に高い評価を与えた。

この崩壊論の扱いがルクセンブルクの理論と思想の核心をなすという意味では、ヴェーバーと市原報告は共通していると思う。しかし今回のシンポではこの両者の理論をめぐる差異を明らかにしたに留まった。会場の多くの議論をみてもこの問題では一致した見解が成立していないのであり、崩壊論を理論的に再考することは今後の研究に残された課題であろう。

なお、ヴェーバーがルクセンブルクの「主意主義」として挙げた問題に関しては、ヌトソス報告がルクセンブルクの歴史観の特徴の中に正しく位置づけたと思われる。

#### 五 女性と政治

ルクセンブルクがツェトキンのような女性解放運動から距離を置いていたことは良く知られている。問題になったのはこの

ようなルクセンブルクから女性の政治または女性の解放をめざすために、なにかを学ぶことができるかということである。ハウクの報告は、ルクセンブルクの著作のいたるところに、「学ぶ」ことや「経験」の重要性に対する示唆、自分の運命を自分で決める大衆への信頼をみいだす。ハウクはルクセンブルクの論文の行間に女性解放の論理をみるというフェミニズムのひとつの方法を援用しながらルクセンブルクの意義を評価し、その論理が人間解放につながることを示した。田村のコメントはフェミニズムにはもう一方の流れのあることを紹介した。すなわちルクセンブルク『資本蓄積論』には再生産論に非資本主義領域や性差別を包括する論理があり、それは家族や国際関係を分析するのに有用であるというのである。

いずれの見解もルクセンブルクから学びうるものがあるとするのであるが、それはルクセンブルクの読み方を変えるという現代的作業を要請することになり、ルクセンブルク研究のありかたをも再検討の対象にするということになるとい意味で有意義である。

## 六 ローザ・ルクセンブルクの現代的意義とシンボジウムの提起したも

ヘットマン報告は、「ローザ・ルクセンブルク」の思想と活動から現在・未来にわたる解放の政治倫理のための諸原則を導き出すことは可能か」と問う。それに対し彼は、思考と判断の自立差別と敵視と迫害に対し勇気をもって応える覚悟、不正と抑圧への闘いに連帯することなど、ルクセンブルクの「社会主義的

民主主義」こそ引き継ぐべきものであると強調する。たしかにルクセンブルクの倫理観や思考方法の特徴は、独自の意義を有しているだろう。それがどうして現れ、なにゆえに多くの人々をひきつけてきたのかをさぐることは、ルクセンブルクの現代的意義を確認するうえに欠かせない作業である。

今回のシンボジウムはルクセンブルクそのひとつの再評価が中心であった。その再評価も現代的意義にひきつけた側面がクローズ・アップされたように思われる。それは必要なことでもあったが、今後の研究はそれにとどまることなく、同時代人との諸関係や歴史的・思想的背景をも広く考慮に入れて行われなければならない。ティフの提起したように文明論的視野からルクセンブルクを把握する必要性は確かに重要であるが、そのためにも歴史的なルクセンブルク研究は不可欠である。時代の転換期にあつては着実で息のながい研究こそが必要であると思われる。

最後に、今回のシンボは社会主義の総括という作業をルクセンブルク研究にも課したといえるのではないだろうか。

## 第八回啓蒙に関する国際会議

高橋 眞 司

「一八世紀研究国際学会」(略称ISECS)が主催する「第八回啓蒙に関する国際会議」(Eighth International Congress on the Enlightenment)が一九九一年七月下旬、イングランド南西部の商業都市プリストルで開催された。主催者によれば、今回のコングレスには九〇名以上が参加費を支払ったという。そして、アメリカ合衆国、フランス、イギリス、ドイツ、日本などの「一八世紀学会」の拠金によつて、ソ連、ポーランド、旧東ドイツ、アルゼンチン、中国、ルーマニアなど、通貨をドルやポンドに換えることの困難な国々から一五名の参加が可能になったとのことである。一五という数は小さいが、コングレスの趣旨からすれば「非常に大きな数字」なのである。

日程は、七月二〇日受付と登録。二一日開会式、会長講演に続いて全体会。二二日からは、中日七月二四日に「エクスカーション日帰り旅行」をはさんで、二六日まで分科会とセミナー。二六日夜、大宴会が催され、二七日は再び全体会のあと、ダーンントン会長に名譽

学位が授与され、レセプション、ISECS総会をもつて閉会。

開会式は大会組織委員長ヘイドン・メイソンの挨拶、プリストル市長および会場校プリストル大学副学長の歓迎の辞につづいて、健康福祉大臣ウィリアム・ウォルドグレーヴによる祝辞があった。日頃からこの国における学問と政治の距離、というより乖離を意識しないではいられない私には、ウォルドグレーヴ氏の(日本の感覚でいえば)政治家ながら謙虚な真面目なスピーチはなぜか心に残った。

ロバート・ダーンントン会長の演題は「知の共和国の再建」というものであった。内容的には現に東欧・ソビエトで進行している民主化革命とフランス革命との平行関係を、歴史的事実個人の接触を交えつつ述べたもので、同じ事実でも二つの解釈があることなどを教えられた。細部の叙述に走つて中盤や中だるみの観を呈したことは否めないが、若くして異彩を放つ著書・論文を公刊してきた学者らしく、いかにもブリリアントな講演であった。

全体会ではさらに、ロラン・モルチェ「フランス革命前の文学状況」、ハワード・ワインプロット「啓蒙の規準論争——文学的偉大さについてのイギリス・フランスの見解」、ジョルジュ・ルソー「人肉食、大旅行、文学史」、ペアトリス・デイディエ「アンソロジー百科全書」における聖なる芸術」、ロイ・ポーター「プリストルのトマス・ペドーズ——啓蒙医学のディレンマ」など、計七本の講演があった。

二日目からはじまった分散会には「分科会」(section)と、フ

ランス人が *table rondes* (円卓) と呼ぶ「セミナー」の二種類があった。分科会は、一 都市の発達と農村(26) 二 啓蒙とその対抗者(15) 三 商業と製造業(19) 四 女性研究(59) 五 通信と文学(33) 六 書物と出版の歴史(52) 七 科学と技術(29) 八 文学と芸術(14) 九 旅行と通信(29) 一〇 家族(23)、の一〇テーマに分かれ、テーマ毎に一四の分科会に分かれて運営された(第二、第八分科会は三分割された。括弧内の数字は報告者数、以下も同様)。

他方、セミナーのテーマは左のごとくであった。

- 一 家庭内の諸技芸(5) 二 コミュニケーションの一形式としての手稿マニークリフト(9) 三 ジェームズ・ボズウェルと啓蒙(6) 四 スコットランド啓蒙における葛藤と対立(7) 五 フランス革命と世論(7) 六 進行中の大きな編集事業(18) 七 ウィリアム・ベックフォード(11) 八 戦争と平和(4) 九 『百科全書』の変貌(提題ほか11) 一〇 ヨーロッパにおける啓蒙のトランスナショナルな受容過程(8) 一一 健康と病氣(7)

以上を合計すると、分科会での報告は五七〇、セミナーの報告は、予定討論者二四人を含めて九四、全体会とあわせて六七一という膨大な数に達する。そしてこのプリストル会議の会議録(Transactions of the Bristol Congress)はヴォルテール協会から発行されている叢書『ヴォルテールと一八世紀研究』(Studies on Voltaire and the Eighteenth Century, Voltaire Foundation)の三巻本として一九九二年に刊行されることが決まっ

ている(55ポンドで入手可能)。また国際一八世紀学会発行の包括的な名簿(International Directory of Eighteenth-century Studies, ISECS, 1991)によつて、興味と関心を同じうする報告者にはコンタクトをとることが出来る(なお、ヴォルテール協会のアドレスは下記のとおり。Voltaire Foundation, Taylor Institution, Oxford OX1 3NA, England)。

## 二

つぎにコンGRESの特徴を私なりに三点にまとめてみよう。

第一に、一八世紀のフランス革命を準備した啓蒙思想を中核において、啓蒙思想の展開とその伝播、受容について、さまざまな学問領域から(multi-disciplinary)、しかも個別科学の領域をこえて学際的な(interdisciplinary and across-disciplinary)アプローチが見られたことである。たとえば、ラリッサ・アルビーナ「ヴォルテールのたばた料理」からシェイナン・シュラーフリ「イングマル・ペルイマン演出モーツァルト「魔笛」——二〇世紀スクリーン上の一八世紀オペラ」まで、といった具合に。

第二の特徴として、その国際的性格をあげることが出来る。

ここで「啓蒙」というとき、それはたんに西ヨーロッパの啓蒙だけでなく、中欧・東欧、南北アメリカ、ソ連、中国そして日本をも視野に入れて、啓蒙の思想と運動を国際的に把握しようとする明確な意思が読み取れたことである。この点で私が一番感心したのは、フランス革命の進行につれてプロシアの首都ベ

ルリンの検閲が段階的にきびしくなつていったことを実証的にあきらかにしたエドアルド・トルタローロの「啓蒙の政治、世論、定期刊行物——ベルリン、一七六五——一七九五年」であつた。また、私自身ダーントン会長に親しくお話を伺う機会を与えられたが、話柄がたまたま一七世紀イギリスの哲学者ホッブズの日本への受容の問題におよんで、私は一書を目下印刷中であると告げると、ダーントン氏はそういうテーマこそ私たちが全く知らないことであり、だからこそ知りたいと言われた。こういう感受性のうちに「啓蒙に関する国際会議」の国際化の方向性が端的に表明されていると感じたのである。

コンGRESの第三の特徴として、私は運営の民主性を指摘することができると思う。先に集計した総報告本数六七一はプログラムに記載された参加者数八一二の八二・六パーセントに達する。言い換えれば、参加者の五人に四人は分科会およびセミナーに報告者として参加したことになる。それに各分科会・セミナーのオーガナイザー、責任者を加えれば、ほぼ全員がコンGRESの運営に積極的に関与したことになる。

コンGRESのこの運営の民主的性格は、私には印象の深いものであつた。誰もが研究発表をするために大会に参加していたと言つて過言でない。私自身、何人もの人からタカハシは何を報告するのか、と聞かれたものだ。報告もせずに参加しているのは甚だ肩身が狭い。思うに、この運営の民主的性格が啓蒙思想研究の学際性、国際性をつよく支えているのであろう。コンGRESを全員が運営し研究の成果を持ち寄るスタイルをとるこ

とで、研究の共同性を確保し、よつてもつて啓蒙の学際的、国際的共同研究を成功させるというのが、一九六三年テオドル・ベスターマンによつてはじめられたこの「啓蒙に関する国際会議」のねらいであり意図でないか、と思量したのである。メイソン教授は四年に一度開催されるこのコンGRESを「知のオリピック」と呼んだが、開催されてすぐ散会する一過性の祭典というより、四年に一度国際会議を開催しながら、二〇ヶ国六〇〇〇人をこえる会員の共同研究を有機的に組織する営みと言つた方がヨリ的を射ているように思う。そして、この国際的な「知の共同体」の主要な研究動向としては、(1)ヴォルテール、ルソー、カントらを中心とする一八世紀啓蒙思想の研究をさらに蓄積しながら、(2)「失われた環」としての周辺の思想家や事件の掘りおこしを行い、(3)各国における啓蒙の展開とその国際的連関の把握をますます積極的に遂行していくものと思われる。

しかしながら、見方を変えれば、長所も難点となる。たとえば、余りにも報告者数が多く、分科会・セミナーの報告の持ち時間が約二〇分と短く、詳細な報告が出来ず、質疑と討論は活発であつた反面、突っ込んだ議論ができず、一層専門的な議論を求める声も聞かれた(たとえば、ユーゴのサーニャ・ロイチュ教授)。また、会場がブリストル大学のヴィクトリア・ルームを中心に各学部の建物にまたがっており、分科会・セミナーは同時併行して開催されたため、何人も全部を聴講することはできず、とくに高齢者や足腰のよい人々の中には不便を訴える人も少なくなかつた。

## 三

最後に、私自身のいくつかの感想を書き記しておきたい。

七月二二日の夕べ、聖メリー・レドクリフ教会でケアリス・ヒューズ女史のオルガン・リサイタルがあった。ソビエトから参加した一研究者は殆ど英語が話せなかったし、ルーマニアから参加した一女性研究者は「言語の障壁」に頭が痛くなると苦しんでいた。事情は私にとつても似たり寄つたりであった。それだけに、このオルガン・リサイタルでパツハの「プレリュードとフーガ」ハ長調(BWV547)を聞いたとき、「言語の障壁」をこえて胸に響いてくるパツハの音楽は苦悩の深淵の中でこそ聞かるべきものだ、という新しい発見があった。

七月二四日の「日帰り旅行」<sup>エクスカーション</sup>では、ブレナム宮殿とオクスフォード、ストラトフォード・アポン・エイヴォン、パース、ソールズベリなどには過去に行つたことがあつたので、ホップズ研究の学友加藤喜代志氏とホップズ生誕の地マームズベリを探访することを計画し、田村秀夫、安藤隆穂氏とともに長年の宿願であつたホップズの生誕の地をゆつくりと散策できたのは僥倖であつた。

七月二五日のセミナー「戦争と平和」では、ピエール・オーベリ「百科全書」に見る戦争の合理性」、デイヴィッド・マクニール「戦争と平和に関する所見」の三本の報告があつた。セミナーでは参加者全員が発言するように奨励する座長にながさ

れて、私も発言した。趣旨は、第一に「戦争と平和の経済学」に関連して、戦争(および勝利)は国民経済学の観点からは利益をもたらすという命題が成り立つかもしれないが、地球経済学の観点からすればすべての戦争は、たとえ勝利であっても、利益とはならず、この上ない浪費であること、第二に、長崎で長年たずさわつてきた被爆者調査の結論を述べた。すなわち、原爆の最大の犠牲者は「罪なき人々」(innocent people)であること、そして原爆と戦争が「罪なき人々」を比類のない「暴力死」(violent death)に至らしめる限り、核兵器と戦争は廃絶されなければいけない。それが私の被爆者調査二〇年の結論だ、と述べた。討論は一八世紀のヴォルテール、ルソーの戦争観・平和思想と現代の民衆啓蒙の課題との間を行き来したが、セミナーが終わつて何人かの参加者が「長崎からの発言」に共感したと握手を求めてきた。

ところで、国際学会がもたらす最大の利点の一つは、研究対象を同じくし、研究者としての姿勢、あるいは資質さえも同じうするかと思われような研究者に国境をこえて出会えることであろう。当座の研究テーマについてだけでなく、胸中に秘めた最も内奥のテーマを共感し合えるような学者や研究者に出会うよろこびはまた格別のものがある。たとえば、先述の、内戦に引き裂かれたユーゴのロイチユ教授とは、現代の啓蒙の課題を語り合うなかで、私自身の生涯の主著たる『ヒロシマ・ナガサキ』以後の哲学的考察の構想を披瀝し、語り合つて貴重な示唆を得た。

また、国際会議では世界的に著名な学者の講演を聞いたり、彼等と親しく討論を交えたりすることができる。プリストルではロバート・ダントン会長の講演をきき、イングランド国王の特許状にもとづく古式ゆかしき名誉学位授与式に参列して、文字通り氏の「警咳に接する」を得た。帰国して、ロバート・ダントン『猫の大虐殺』（岩波書店、一九八六年。同時代ライブラリー、一九九〇年）や『パリのメスマー』（平凡社、一九八七年）などを編いて、かれのパーフォマンスと声の抑揚まで甦つてくるのを覚えた。

今回、日本からは一八人参加し、そのうち六人（安藤隆穂、堀田誠三、水田洋、中川久定、荻間寅男、小田部胤久の各氏）が報告した。三人に一人が報告者というのは立派な成績ではなかっただろうか。次回、第九回大会は一九九五年七月、ドイツのミュンスターで開催されるという。公用語は英語、フランス語のほか開催地のドイツ語も加わるというから、「言語の障壁」はさらに厚くなるかもしれない。しかし、この「啓蒙に関する国際会議」の開かれた、民主的な性格にふれた者として、次回は何とか報告者として参加したいと願ったのも事実である。

こうして、成功裡に終了したプリストル会議の最大の功労者・大会組織委員長Ⅱ次期会長ヘイドン・メイソン夫妻に、参加者は二ポンドずつを拠出してバースの美術商に出た一八世紀のヴォルテールの肖像画を購入して贈り、感謝と賞讃の微意を表明したのであった。

## ポーランドの学界動向

——ポスト・コミュニズムにおける社会学調査の

指し示すもの——

石塚省二

ポーランドは、一九八九年九月マゾヴィエツキを首班とする非共産政権の誕生以来、急速に資本主義への道を歩み始めた。その中で目立つ学界動向の一つに、社会学者や経済学者を中心にした、市場経済体制を見越したシンク・タンクの簇生がある。筆者が一九八〇—八六年研究留学する機会があったクラクフでのかかる例をここで取り上げたい。クラクフでは、マリノフスキ、ズナニエツキ以来（一九二一年にポズナニ大学に社会学科が設立されるのを機に、ヤギエウォ大学、ワルシャワ大学にもひきつづいて設立された）の世界社会学規模での社会学の伝統を一九五〇年代のスターリン時代を例外として、今日に至るまで保ち続けてきた。そのクラクフで、クラクフ、ヤギエウォ大学（一三六四年創立）の社会学研究所のメンバーの一人、ヤン・イェルシナ（Jan Jerschma）教授を中心に Institute of Central European Market and Public Opinion Research（中央ヨーロッパの市場及び世論調査研究所）なるものが、新たに組織・設立されている。

同研究所の一九九一年度レポート…「ポーランドの経済改革

…不経済から脱出できるか？ ポーランドにおける経済改革と外国資本投資の制度的、心理的及び社会・文化的決定要因に関する若干の論評 (Polish Economic Reforms : Out of Economy of Waste...? Some Remarks on Institutional, Psychological and Socio-cultural Determinants of Economic Reforms and Investing Foreign Capital in Poland, Jan Jerschina & Jaroslaw Gorniak, Jagiellonian University & ICEMFOR, Cracow, Poland, 34 pp., 1991) を紹介したい。

同レポートの著者は、ヤン・イエルシナとヤロスワフ・グルニャク (Jaroslaw Gorniak) で、ヤギェウォ大学と同研究所名で出されている。

レポートの構成は、序文と結論部分を除くと、次の4部構成である。

- 1 ポーランドにおける制度上の変化、変革の政治的・経済的枠組
- 2 改革の政策、その長所と短所
- 3 ポーランドにおける投資の心理的・文化的決定要因：経済の私有化に対する態度と自由市場価値体系に対する態度 (個人主義 vs. 集団主義)
- 4 外国人投資家に対するポーランド人の態度：西側及び西側投資家に対する拒否反応<sup>ゼン、オヒビア、オレフ、ネス</sup> vs. 開放性

「序文」では、本研究の方法と目的について述べられ、とくにこれまでの世界銀行の専門家達による分析が経済的側面にの

み集中し、ポーランド経済・政治の機能に影響を及ぼし、結局のところポーランドの西側諸国とその経済との経済的諸関係に影響を及ぼす、非経済的現象にあまり注意を払わなかったといふ、この点に本研究の目的が定められていることが強調されている。

1 ポーランドの政治と経済における制度上の変化、変化の政治的・経済的枠組としての会社主義

ここでは、国营企業体制のもつ弊害が、とりわけその政府労組と企業長による中央への圧力という形式での交渉体制にあること、またこの体質は、非共産主義政権になっても、地域組織から企業組織へ転換を図った「連帯」労組によってもくり返されている点が強調され、この危険をどう回避すべきかが問となつて残される、と主張される。

2 改革政策、その長所と短所

ここでは、初の非共産政権であるマゾヴィエツキ (Tadeusz Mazowiecki) 政権、とりわけ首班であるマゾヴィエツキと蔵相バルツェロヴィツチ (Balcerowicz) がポスト・コミュニズムの国营企業の本質とそれが生み出す危険を理解せず、また理解しようとしなかったのに対し、ビエレッツキ (Krzysztof Balicki) 新政府は二つの経験を通して、問題の所在を知ったことが述べられ、パワー・エリートにとっての唯一の選択は新しい法的枠組作りであるという。ここで二つの経験というのは、手立てを

知らないひきつづく悪不況であり、政府と国営企業とのあちこちで再生した中心化した衝突だという。これによって、以前には予想も出来なかつた企業長と労組との新しい提携があるということを理解しはじめるのである。新しい法的枠組作りの内実とは、憲法改正であり、新しい議会を選出することであり、政府によって準備されてきた諸法案を施行することである。そして、ポーランド経済危機は、国内要因のみならず世界の非常に不安定な状況にもよっていること(ソ連の崩壊、ドイツの統一、湾岸戦争)を強調している。

3 個人主義の諸価値に対する、自由市場に対する、そして私有化に対するポーランド人の態度

自由市場、私有化、個人主義の諸価値に対する態度は、若年層と高等教育を受けている層にその支持傾向が見られる点が経験的データ(一九八九年春〜一九九一年春の二年間にわたってなされ、一九九一年五月一〇〜二〇日に行われた全国規模のランダム・サンプル一〇四一人を対象にした一八五人による面接調査に基づいたもの)によって示される。ポーランド人全体としては、高年層と下等教育層を中心に必ずしもこれらの価値を支持する傾向はなく、むしろ国営や協同体経営、集団主義を支持する傾向が顕著である。

ここでとくに注意すべき点は、このような改革への傾向に関して、二つの階級(但し、ここで「階級」というのは、M・ウェーバー的「階級」概念においてである)が教育享受に関連して設定で

きる点であり、「教育(自由な高等教育を受けている)階級」と「非教育(職業教育を受けている)階級」との分割がある点であり、まさに「教育階級」が経済改革の方向に進んでいると主張している点である。

「教育階級」はポーランド知識階級の現代的形態であり、戦後一貫して自己再生産の傾向が強まってきた点とも関連し、その他の階級とはその特異な抽象言語で区別され、それはたんに文法や語彙が異なるのみでなく、全体の意味論の意味で異なるため労働者階級にとつてはわかりにくいものであると述べている。

さらにポーランド知識階級は、今日二つの層に分けられる。第一は「専門職的知識人」(①)であり、第二は、文化に携わる「文化的知識人」(②)である。政治改革をめぐる今日の闘争はこの点と関わっている。①に関連して大衆主義的・権威主義的大統領制を主張するのが、L・ヴァウエンサ(Lech Wałęsa)に代表される「中央同盟」勢力であり、②に関連して議会主義という超民主主義を主張するのが、マゾヴィエツキに代表される「民主同盟」である。後者には、知識階級の下に政治権力を独占しておこうという利己的意図がむきだしであるという。

前者の方向で、しかも市場導入、経済の改善がなされれば、自由市場、私有化に対する支持は高まってゆくであろうというのである。

#### 4 外国人投資家に対するポーランド人の態度・拒否反応 vs. 開放性——外国資本投資歓迎 vs. 外国資本投資拒否

本章冒頭で、「共産主義教育及びプロパガンダの最も重要かつ影響力のある——と思われる——効果の一つは、ポーランド人による外国人嫌いという態度の内面化であった」と述べている。四五年間にわたって西側諸国、資本主義世界、ドイツやアメリカ合衆国による危険というものが感情に植え付けるべく教育されてきたというのである。このプロパガンダは、戦争の悲劇的事件が西側の主要な直接の代表——ドイツ——を敵であるとしたために、共産主義体制についての他のどのメッセージよりも強力にポーランド人の魂に影響を及ぼしていた。毎年、戦争開始の九月一日になると、「我々は、社会主義の東側諸国においてのみ安全を感じることができるといえるのが、この時のメッセージなのである。

このプロパガンダは、愛国主義のスローガンに組み入れられポーランド人の共同体感情と威信の感情に訴えかけることによって、絶大な効果をもたらし出したのであった。三〇%のポーランド人は将来再び攻撃されると考えて生活をしていることが世論調査からわかるという。ドイツ統一については、大多数のポーランド人が道徳的に正しく必要なことと歓迎しているが、メディアがポーランド人の小さな外国取り引きを、ひどく威信を傷つける仕方で報じたり、青年ナチ党員のデモがありドイツでポーランド人が襲われ少なくとも一人が殺された前後には、ド

イツへの信頼感が徐々に失われたのであるという。

調査によれば、全体としては外国資本投資を歓迎している。三四%が外国資本投資によって従属化されると考えているのに対して、五七%はその肯定的影響を認めているのである。また、国別にみると、第一位がアメリカで五六%、第二位がドイツで二九%、第三位がフランスで二六%、第四位に日本が来て二三%で、スカンジナビア諸国とイギリスが一四%とつづいているという。

最後に、ポーランド人の外国人嫌いがポーランド文化の共同主義の明白な要因であることが指摘され、私有化に関するかぎりで、ポーランド経済は外国資本投資がなければ不可能であることが強調されるが、征服者的外国資本投資は避けられねばならぬことが付言されている。

「結論」は次の通りである。

「ポーランド経済を自由市場経済へ変革する法的かつ制度的枠組を創造する過程は、まだ完了していない。態度の変更の過程もまだ終了していない。しかしながら、諸過程は高度に進んでおり、次の段階は、外的要因——外国資本投資及びポーランドと西側諸国間の商品交換の発展——が不況を押しとどめポーランド経済を発展の道に向けるときにのみ、進められることになる。行動は迅速になされなければならない。私有化をめぐる賛成と反対の二つの潮流は、極めて強力である。改革への障害はまだ極めて危険であり、西側の援助なし

にはこれらの障害を克服することは不可能なのである。この援助というのは、金銭の問題に限らない。世界銀行と諸政府によって定式化される諸条件の問題でもある。世界銀行とその他の機関は、旧い社会主義とその再生の問題を考慮に入れ、これらの機関を変えて自由市場経済に適合させる必要性を考慮に入れた戦略を注意深く発展させなければならぬ。ポランド企業サンプルを体系的に観察し、改革行程におけるそれらの行動の変化を追跡できるようなデータ・ベースを削り上げる大きな必要性がある。これらは全て、改革プロジェクトを準備し、それらを実施するに関して重大な役割を果たす、また果たすべき、ポランド及び外国の学者と研究諸機関の間の協力のもとに始められることができる。次のことが強調されるべきである——実施というものは、ポランド改革の最善の局面ではないということである。しかしながら、これは別の研究課題である。」

以上見てきたように、いわゆる実学とみなされる「社会学」・「経済学」においては、ポランド「資本主義革命」へ向けた学的準備、学的協力という色彩を濃くしてきている事情が、同報告によく現れている。経済改革へ社会学・経済学が直接に、民間研究所の設立という形で関わり始めたわけである。

さて、ここでとりわけ本報告を紹介したのは、ポランドの革命志向がどのようなものであり、これまでわが国では必ずしも明確な理解が得られていないその文化社会的背景ののぞきみられるからでもある。

最後に、筆者のこれまでの主張(ポランド資本主義革命論、広くは東欧・ソ連革命論)への参照をうながして本稿を閉じたい。それはエートス論に焦点をあてたものであったが、これに関しても本報告はまさに示唆的であろう。

石塚省二「ポランド「連帯」の文化社会的背景とその政治経済的帰結」『経済評論』一九八六年二月号所収。

同「資本主義革命のカオス」(上)、(下)『経済セミナー』一九九二年一、二月号所収。

同「宗教的エートスと『東欧革命』——二つのヨーロッパの背後にあるもの」(情況)一九九一年二月号所収。

同「ヨーロッパ文明再考」(富山国際大学紀要)第二巻一九九二年三月所収。

## 〔研究余滴〕 社会思想史「学」の課題

谷 嶋 喬四郎

## 一 思索は「おとろき」から始まる

この小見出しの言葉の典故は、アリストテレスである。もつとも、原典では「思索は」ではなく「哲学は」となっているが、言わんとするところは同じである。とにかく、ここ二・三年ばかり、世のなかびつくりする事の連続である。

ドイツ民主共和国という、れっきとした国が、あつという間に消えてなくなつてしまった。戦争に負けて潰されたのではない。ある日、突然内部解体して消滅したのだ。それから一年、こんどはソ連という大國がゆらぎ始めたと思う間もなく、これまた、体をなさないまでに崩れてしまった。ソビエト「連邦」という大きな枠組みが役をなさなくなつたのはまだしも、有史以来最強の権力機構の一つであつたソ連共産党が解体してしまつたのである。そればかりではない。冷戦構造といわれる駕籠の一方の担い手であるソ連が、ひどい腹痛をおこして担ぎ棒を放りだしてしまつたわけであるから、駕籠にのせられていた全世界はその振動にまずは驚き、やがて呆れ果てた。しかし、い

ちばん大きなショックを受けたのは一方の強力さん、アメリカである。もつとも、アメリカにしてみれば、ソ連の体調がよくないことはわかつており、八九年のマルタ会談で、ともかくお互い足並みだけは揃えましょう、ということになつていたのであるが、いざ相棒がコケたとなると、小回りのきかない巨軀の持ち主だけに、大変なことになつてしまった。強い相手がいればいるで、何とか対応してきたが、突然それが居なくなつたとなると、何とも勝手が違うからである。ベルリンの壁の崩壊は、アメリカのCIAさえも予測できなかったという。いわんや、日本の一介の市民である我々が予測できなかったとしても当然である。

ともかく、どれもこれも驚くべきことだらけである。驚きは予期しなかつた時に生じる。読みが浅かつたということであろう。だから、もうひとつ深いところまで掘り下げて考えれば、何もそれほど驚くには当たらないことなのかも知れない。驚きが哲学をもたらす所以である。社会思想史学者も、驚いてばかりいないで、深く思索すべき良いチャンスである。研究余滴もまず驚き、かつ考えることから始めよう。

最近では、相撲の世界も国際化されて、大艦巨砲型の外人力士が威力を発揮しているが、最近の国際情勢をみてみると、どうも巨体で知られるK力士が思い出されてならない。押し押して押しまくるその巨体の迫力にはただただ目を眩るだけであるが、勝つても負けても、ひとたび相手がへたると、自分の重みで土俵の外にもんどり打つて転げ落ちてしまう。冷戦構造と

いわれるものも、米ソという二大巨漢が同じコンテキストで取組をやっている限りに成り立つもので、相手がいなくなら、もはや存在し得なくなるのではなからうか。冷戦後の世界の構造はアメリカ一極構造である、などといわれているが、これはよく考えたと当たっていない。もともと極というのは、相手あつての自分、という、いわば弁証法的な概念である。二極というコンテキストが存在しなくなったから、2マイナス1は1だ、だから一極だ、というのは、「極」という概念の取り違えである。それでは、冷戦後の時代というのはどういう時代なのだろうか。私はこう考えている。今や冷戦という米ソ二極構造パラダイムの時代が終わり、それに代わる新たなパラダイムの時代が始まったのだ、と。一言でいうならば、東西対立の基本にあつたのはゼロサム・ゲームの思想的パラダイムであり、相手を押さえ込もうとするパラノイア的発想であつた。これにたいして、東側のパラノイアが自滅した現在、ガルブレイスのいうとおり、「アメリカと西側のパラノイア」(NHKスペースシャトル、一九九一年四月二九日放映のインタビューでの発言を脱却することから新しいパラダイムの探索は始められねばならないと言えよう。

それでは、その新しいパラダイムとは何であるのか。実はこれこそまさに、これからの社会思想史「学」が探究の課題とすべきことなのである。なお、ここでとりたてて社会思想史に「学」という文字をつけ加えたのは、次のような私見にもとづいてのことである。

社会思想史という講義は、現在かなり多くの大学で開講されており、数多くの研究書や教科書が出されている。しかし、大学の講座ないし講義題目としての歴史はまだ浅く、例外はあるにしても第二次大戦後の新制大学発足がその端緒だといつてよい。文科系のなかでは年の若い学問である。それだけに、よくも悪しくも権威ある定石のようなものもなく、研究者のテーマもじつに多種多様であり、内容的にも、時事評論的なものから緻密な歴史研究にいたるまで、これまたさまざまである。哲学や社会学からのアプローチもあれば、政治学や経済学からのアプローチもある。思想史を専門とする歴史学者もすくなくない。このような状況のなかにあつて、社会思想史「学」者であることの最少限の条件とはなにか、ということになれば、まず挙げられるのは、それぞれのディシプリンの基礎を踏まえた研究者だということであろう。しかし、それは必要条件であつて、それだけでこと足りるわけではない。もうひとつ絶対に不可欠なことは、社会思想史という明確な問題意識をもつて、自己のディシプリンを見直そうという情熱と力量をもっている、ということであろう。

とすると、社会思想史とはいつたい何かということになる。その点がハッキリしないために、今までにも学界の内外を問わずいろいろな問題が生じたのではないかと思われる。これは私の三十年にわたる持論であるが、社会思想史は、社会思想史として、社会学、思想学(哲学)、歴史学の三分野にまたがる

インター・ディシプリナリーな学問だということである。政治学や経済学は入らないのか、と訝る向きもあるかと思うが、政治学や経済学の思想としての側面(政治思想史、経済思想史)がきわめて重要な関わりをもつことは言うまでもない。極端な言い方をすれば、どのようなディシプリンに立脚しているように、社会思想史という問題意識をもっていればよいわけである。とはいっても、新しい思想状況に対応しようという熱意さえあればよい、ということではない。熱意はともすれば、着実な研究者よりはむしろ、情熱的な評論家を生みやすい。時事評論を無意味だというのはない。先鋭な問題意識はその殆どが鋭敏な状況感覚から生まれる。しかし、問題意識が先鋭であればある程、それを客観的・学問的に位置づけ、あるいは基礎づけるという努力が必要とされる。そして、そのような昇華の過程を経ているのはあるまいか。社会思想史は既存のディシプリンの否定のうえに成り立つのではなく、既存のディシプリンとの多角的連関のうえに成り立つのである。

## 二 戦後日本と社会思想史

人間と生まれて、その生涯のうちに二度も革命的な驚きを体験するということは滅多にあることではない。ピューリタン革命と名譽革命とを体験したロッキンぐらいなものではないだろうか。二度にわたる驚きがロッキンの思索に磨きをかけたのであろう。それなりの特徴が彼の思想にははつきりと刻印づけられて

いる。ホップスの場合はピューリタン革命一回だけであったが、その環境からいっても、年頃からいっても、かなり生々しくかつ深刻にこの流血の革命に直面したと思われる。その驚きが、国家主権の権力はリヴァイアサンである、という形で彼の思索の根底に根づいている感じである。

自分をロッキンになぞらえるつもりは毛頭ないが、私にとつて、やはり革命的な驚きは二度あった。一つは太平洋戦争の終結であり、もう一つはいくまでもなく今回の国際情勢の変動である。これは私ひとりに限ったことではなく、私の年代に共通したことであろうかと思う。一言付け足すならば、前者は冷戦の開始に、後者は冷戦の終結につながり、いずれも冷戦とかわるものだったといえる。

太平洋戦争末期のころ、東京は殆ど焦土となり、タテマエとしては本土決戦とか一億玉碎というようなことが声高に叫ばれていたが、その決戦に備えるといつて武蔵野の雑木林の土壕に点々と配備されていた陸軍の兵士たちが、夜を夜を近くの民家に、一飯の食を乞いに来るといふ有様であった。私は当時一五歳、今でいえば高校一年生であるが、戦争に勝ち目のないことははつきり分かっていた。ただ、大日本帝国政府はこの戦争を「終わり無き聖戦」だといっているし、一体どんな形で戦争にケリがつくのだろうか、ということだけがどうしても分からなかった。そして八月一五日になった。天皇の詔勅一つで、まったくアツケなく戦争は終わった。たいへんな驚きであった。ある友人はいった。「よく見ると空というのは真つ青なんだなあ」

と。

食料難や生活物資の欠乏はあった。しかし青い空に象徴される自由は、空腹や難儀を忘れさせるほど嬉しかった。当時の旧制高校、いまの駒場寮であるが、そこにはいつていたとき、一学年下にX君というたいへん愉快な革命の闘士がいて、ことあるごとにマルクスの資本論こそ真理への指針であり、階級闘争こそ自分の使命であると宣言していた。ゲーテのファウストの最初の一句に「ああ、俺は哲学も、法律とやらも、医学も、そして、あらゆるがなの神学も、心魂こめてくまなく学び取った」とはいうものの、前より賢くなったとは思えない………」という有名な嘆きのことばがあるが、ある時、私がこれをドイツ語で暗唱していたところ、この革命家はハタと手をうつて、「ゲーテは間違っていた、哲学も、医学も法律も役にたたないと分かったら、それこそ「あらゆるがな」の神学などをやらなくて、経済学をやればよかったのだ、そうすれば、直ちに階級闘争に目覚め、革命のために立ち上がったに違いない、惜しいことをしたものです。もつともそうなら、古典ファウストは書かれずじまいになったでしょうがね」と言つて、愉快そうに大笑いしていたのを思い出す。このX君は経済学部に進学したことはたしかだが、その後、革命の闘士になったかどうかは詳らかではない。鼓腹撃攘の今の世からみれば笑い話かもしれないが、戦後すぐの頃の若者の心には、マルクスの労働者解放の理想は、これほどまでにアピールしていたのである。

戦後日本の若いインテリ、とくに学生たちは、食べ物に飢え

ていた以上に知識に飢えていた。戦後まで絶対のものとされてきた価値基準が崩れさり、みずから新たな基準を探り当てなければならなかったからである。そのような状況のなかで、マルクスの唯物史観がにわかに脚光をあびて登場してきた。その理由はふたつある。一つは、戦前の日本ではあまりにも非合理的な歴史論が罷り通っていたということである。帝国大学日教授の皇国史観は、日本史の記述にさいして、登場人物を、忠臣、逆賊、大義名分明らかならざる者、という三つのカテゴリーに分類させるといふ方式をとっていた。これにくらべれば、唯物史観ははるかに筋の通ったものであった。歴史の変動は社会的経済的の下部構造の変動によるものだ、というマルクスの理論は、基本的には至極分かりきつたことなのであるが、戦前戦中をうじて長らく危険思想として弾圧され、隠蔽されてきただけに、姿を現わした時には人々は目をみはつたのである。もう一つは、従来の権威の価値が崩壊し、人々がある種の価値虚脱感に陥っていたため、政治権力のスローガンはすべてイデオロギーである、という、マルクスのいわゆる上部構造Ⅱ虚偽意識の理論が、実感をもつて受け入れられたということである。それまで幅をきかせていた神州不滅とか一億一心というようなスローガンは、一夜あけたとき、たちまち馬脚をあらわしてしまつた。その反動としてさきほど触れたX君のような、熱心党のマルクス主義者が出てきたのも無理はない。ただ、イデオロギーに染まりやすいメンタリティーといふのはあるようで、イデオロギーからイデオロギーへと乗り換えた人も決して少なくはなかつた。

このような思想状況のもとにおいて、私も人並みに、学問というものを通して何かをつかみ取りたいと思っていた。本郷から駒場に出講しておられた丸山真男教授(法学部)の日本政治思想史と金子武蔵教授(文学部)のヨーロッパ近代精神史は、実に感銘深い講義で、ここでは、哲学史や歴史学の講義では味わえなかった人間の精神の営みの巨大な「うねり」のようなものに触れることができた。今にして思えば、これらが、私と社会思想史ともいえるべきものの最初の出会いだったといえる。私は今でも、この「うねり」を捉えることができるか否かに社会思想史の命脈がかかっていると思っている。木村健康教授(経済学部)は経済思想史の講義で、自然法と自然権の違いについて懇切な説明を下さった。このテーマもじつに興味深かったが、なぜか充分に消化出来なかったところがあつたように覚えていゝる。その後、自分が教壇に立つようになってからは、その経験を生かして、このテーマに触れるときには、どう言えば分かり易いかをずいぶん工夫したように思う。

### 三 戦後社会思想史の新たな発足

前にも少し触れたが、社会思想史という講義は、新制大学の発足とともに、社会科学の一般教養科目として登場してきた。設置の具体的ないきさつは知らないが、戦後日本の第一の課題は、日本人の意識や社会構造から前近代的なものを払拭して個人の人権を確立し、民主主義的な社会を建設することにある、と考えられていたわけで、そのような要望に沿うものとして着

目されたのが「社会思想史」だったといつてよからう。少なくとも、戦前の「社会思想史」という言葉のイメージはそうであり、それが継承されたわけである。私はかねてから、日本において「社会思想」とか「社会思想史」という言葉がどのような意味で用いられて来たのかについて、言い換えれば、「社会思想史」をテーマとして、いちど、本学会で議論してみてもどうかと考えているが、ごく大ざっぱにはつぎのように言えるのではないかと思う。

社会思想という表題を掲げた著書が現れ始めたのは、大正年代に入ってからで、社会問題、社会運動、社会主義に関連する思想をとりあげたものが主である。いわゆる大正デモクラシーの推移に連動していると見てよい。これが大衆の台頭とともに社会政策問題とも関わることとなる。著者の系譜を大別してみると、イギリスの自由主義の系譜に属する人たちと、マルクス主義的社会主義の系譜をひく人たちとの二つがあるが、大正末期から昭和初期にかけての治安立法の強化によって、「社会思想」と名のつくものは、社会主義思想はいうまでもなく、河合栄治郎氏に代表される自由主義者たちの著作までもが当局の監視の対象となるに至って、自由な発言活動は封じられてしまった。

そのもつとも象徴的な事件が一九三九年(昭和十四年)のいわゆる「平賀肅学」である。これによって、東大経済学部では自由主義の河合教授と、国家主義の土方成美教授とが休職処分処せられたが、これは、大学が、自由主義、マルクス主義、

国家主義のいづれに対しても等しく距たりをおくことによつて、いわゆる「象牙の塔」という形で最少限の学問の自由を保持しようとした、緊急の措置であつたと見ることができよう。こうして、社会変動を論ずる学問としての社会思想史の新たな出発は、戦争終結まで待たねばならなかつたのである。

いま私の手もとに、社会思想史研究会編の『社会思想史十講』という書物がある。戦後いち早く刊行された社会思想史に関する書物の一つであり、河合栄治郎氏の門下生の手に成るものであるが、その序文（一九四八年）には次のように書かれている。「われわれとしては、『社会思想』という語を大体において、社会改革を目的とする思想の体系の意味に解している」と。この言葉は、戦後まもない頃の、社会思想史というものに関するもつとも端的な共通的理解であり、戦前から継承されたものの最大公約数だつたといつてよい。ほほ同じ頃に出た、大河内一男氏の『社会思想史』（一九五一年）でも、社会思想史とは「新しいものによる古いものの克服の歴史」である、と述べられている。戦前の社会思想史の、大学における担い手が、主として経済史、経済学説史、社会政策史などの専門家であつた關係上、新たな出発にさいしても、社会思想史は経済学の部門に属するものと考えられがちであつた。かつまた、いま述べたように、社会改革を目的とする、という通念もあつたため、社会思想史とは、近代における資本主義の成立とその特性を述べ、さらにその発展・爛熟にもなう内部的矛盾の発生と、それにたいする政策的対応を論ずるものである、というのが一般の了解だつた

ようである。となると、マルクス経済学の立場に立つ経済学者の基本的含意からすれば、マルクスの資本主義批判がその唯一の手法となり、マルクスのいう「労働者（プロレタリア）階級の解放」ということがその基本の視点とならざるを得ないわけである。社会思想史の新たな出発は、このような、マルクス主義的歴史観の優位という状況のもとでおこなわれたのであつた。

「一億総中流」意識の現代日本では、もはやプロレタリアという言葉は実感をもつてしては体験できない死語となつてしまつたが、戦後数年はリアリティーをもつた言葉であつた。他方、階級とか階級闘争という言葉のほうは、まつたくの抽象的觀念になりながらも、かなり寿命がながく、ごく最近まで生き永らえていたようだ。しかし、現在の日本では、マルクスのなタームで、自分が労働者階級に属しているという「階級意識」をもつている人はまずあるまい。ちなみに、旧西ドイツのSPD（社会民主党）が、バート・ゴードスベルク綱領で、階級政党路線の放棄を宣言したのは、一九五九年であつた。

#### 四 「学」としての「社会—思想—史」の構想

さてそれでは、これからの社会思想史はどんな形のものになるのであろうか。話題をもとに戻して、私の考える社会思想史「学」の構想について述べてみたい。手つとり早く、結論を先に言つてしまつたほうが分かりやすいと思うが、こうである。社会思想史には、三つの基本課題とも言うべきものが課せられているが、それは、

## (1) 思想の構造論

## (2) 思想の変動論

## (3) 思想の類型論

の三点だということである。以下、このような構想にたち至つたいきさつについて触れておこう。

## (1) 思想の構造論

私の場合を振り返ってみると、先程触れた革命の情熱家X君とはちがつて、経済を学んで直ちに階級闘争に目覚めるというようなことには実感がともなわなかった。何故か、ヘーゲルのかなり古色蒼然とした歴史観に惹かれていたのである。身近な目の前の出来事にばかりとらわれては何とも救いようのない打ちひしがれたような気持ちになるのを、このヘーゲルの壮大な歴史観が慰めてくれたからであろうと思う。状況そのものは大分違うが、最近のアメリカではアラン・ブルームとか、フランシス・フクヤマといった人々の、ドイツ思想史を手掛かりとした歴史論がアメリカ人にアピールしているという。私にはその気持ちが何となく分かるように思われる。一言でいって、やや長いタイム・スパンでものごとを考えてみたい、という気持ちでそれである。「うねり」の把握が社会思想史の生命だ、というのはこのことである。

ヘーゲル研究を通じての社会思想史研究ということが私の研究者としての出発点における課題となった。いま述べたとおり、周囲は見渡す限り(といつては大袈裟かもしれないが)唯物史観と

階級闘争の大合唱である。哲学思想としてのヘーゲルの研究にはそれなりの決まった定石があり、これを無視してはヘーゲルの専門家にはなれない。しかもヘーゲルといえは、マルクス主義からは、恰好のバツシングの対象で、袋叩きにあう。自己防衛のためにはマルクス研究もしなければならぬ。他人様の二倍三倍の労力を必要とする。私は、人間解放の思想家としてのマルクスの理論の中核をなすのはイデオロギー論と唯物史観であると理解したが、いまでもこれは掛け値なしにマルクスの卓見であると思つてゐる。

ともあれ、私はまずヘーゲル哲学の核心をなす弁証法が、どこまでマルクスのいうイデオロギー論と唯物史観とにたいして耐性をもつかを証示してみようと試みた。その結果、私は思想とは実に大きく社会的存在によつて規定されているというイデオロギー論の妥当性をみとめざるを得なかつた。しかし、それにもかかわらず、思想にはそれ自体の動かし難いエートスが備わつてゐることも確認された。こうして、思想とはいずれも社会的存在との相関性の上に成立する「社会―思想」であり、社会思想には、マンハイムのいうような「存在による被拘束性」の側面とともに、ウェーバーのいうような、転轍機としての「理性性」の側面も備へてゐることが明らかとなつた。このように、思想の構造と機能とを解明することが、社会思想史「学」の第一の課題であると考え、これを「思想構造論」と名づけたのである。

## (2) 思想の変動論

マルクスの場合、イデオロギー（上部構造）としての思想の下部構造にあたるものは経済的利害関心である、と、ほぼ一義的に規定されている。この点、マンハイムによるマルクス批判は、マルクス自身の思想もイデオロギーであるから、等しくその観点から批判されるべきだ、イデオロギー論の適用に依怙鼻肩があつてはいけない、ということにとどまつており、下部構造そのものについては、立ち入った考察はされていない。しかし、実際には思想の根底にあるのは、無意識に近い衝動やエートスであり、それが行動の動機となつており、経済的利害関心は、そのような要因の一つにすぎない。

歴史を動かす原動力も、社会経済的要因で、その変動は自然成長的なものだとすると、人間は手をこまねいて何もしなくても、樹木が成長するように自然に歴史が発展してくれることになる。実際にはマルクスは、革命の実践ということを強調しているのだが、それと、自然成長性の議論とがどうしても噛み合わないのである。マルクスのこのような歴史観にたいする最も鋭い批判はウェーバーのエートス論であるが、これは突き詰めれば、歴史の原動力は何か、歴史における個人の役割は何か、という問いにつながるものである。

人類の歴史を振り返つて見ると、大きな社会的変動の時代と、同時に、社会意識の巨大な転換の時代でもある。もちろん経済構造の変化という基盤がそなわっていることも確かである。具体例としては、ルターの宗教改革がそうであるが、

近い例でいえば、ヒトラーのナチズムや、スターリン体制の成立もそれである。とくにこの二〇世紀の例は、悲惨で、不幸で、不愉快な実例である。支配者の意識やパーソナリティー、それに対応する被支配者（民衆）の心理状態が、瞬時にして或る権力構造の形成を可能にしてしまったのである。逆の事態ではあるが、今回の社会主義圏の政治構造の全面的崩壊に際しても、社会心理的要因が大きく関与していると思われる。このような事態の解明は、唯物史観の射程の範囲をこえたものである。これは、思想の構造論ともかわかることであるが、思想における意識下の要因の問題である。この点、前世紀末から今世紀初めにかけての深層心理学（フロイトやアドラー）の果たした役割は大きい。いわゆるフランクフルト学派の社会批判は、マルクスとフロイトとを武器としているが、その特質は、後者、すなわちフロイトの理論を駆使したところにあると思う。その意味でも、フロイトを社会思想的観点からとりあげることは必要なことであろう。

蛇足になるが、私の講義のなかで、歴史の法則的把握に対抗する思想類型の例として、ニーチェをはじめとする実存思想について述べたことがあつた。授業が終わつてから、社会思想史と何の関係があるのだ、といつてわざわざ忠告的（？）抗議をしにきた学生がいた。実存思想もまた、マルクス主義からみればパッシングの対象だったのかもしれない。私は、すべての思想は社会思想史「的」考察の対象となりうるのだ、と答えておいたが、納得の行かない顔をして帰つて行った。やがて大学紛争

の時期となつたとき、体制としてのマルクス主義に反対するセクトの運動家のなかには、好んでニーチェやハイデッガーのこゝとばを引くひと達があった。実存思想にも社会的な牽引力があつたようである。それから二五年たつた今、ナチズムの台頭に際しての、ニーチェやハイデッガーの関わりが論じられている。彼らの思想はれっきとした社会思想だったのである。

変動論とのかかわりで、もう一つ重要なことは、いわゆる歴史的変動における法則性の問題である。唯物史観は、エンゲルスがこれを歴史変動の「法則」と名づけて以来、マルクス主義の聖域として、手を触れられなかつた。カール・ポパーは独自の観点からこれに批判を加えたが、その論拠は、ヨーロッパ近代史という小さなサンプルから抽出された法則を、その妥当性をこえて普遍化してはならない、という点にあつた。それでは、より大きなサンプルということになると、全世界を念頭において普通の史を考慮せざるを得ない。ただし、ポパーの所論をつきつめれば、法則性の精度を高めるためには適用範囲を縮小せよ、ということになるのであつて、普通史の出番を要請しているわけではない。しかし、この地球上の人類の生活の全面的な向上と、コミュニケーション・ネットワークの拡大に伴つて、文明論的視野形成への関心が高まりつつあることは事実である。これを、文明論的状況と名づけることすれば、社会思想史が探るべき新たなパラダイムは、まさにそのような状況のうちに秘められていると言えよう。

### (3) 思想の類型論

社会思想史と題する教科書を取り上げてみると、まず例外なくヨーロッパの社会思想史の叙述がなされている。もちろんそれがヨーロッパ以外の土地に伝播して影響を与えた場合などには、それぞれ言及がなされているが、主体はヨーロッパである。これもしばしば問題になることの一つである。

私は近代社会形成のもつとも典型的な形態はヨーロッパのそれであると考えている。もつとも、ヨーロッパの定義もさまざま、西欧資本主義といつても、イギリス型、フランス型、ドイツ型、アメリカ型とそれぞれニュアンスの違いがあることは言うまでもない。しかしともかく、文明単位としての西欧が全世界にとつての「近代」の先駆的典形であることは動かせない事実である。したがって、大学における概論としての「社会思想史」が西欧をサンプルとすることは、教育的効率からいって、実質内容から判断しても、もつとも適切な方法であると言えよう。

このような前提に立つた上で、なおかつ重要なことは、ヨーロッパ社会思想史はあくまでも「ひとつの類型」であるということである。ポパーの指摘を待つまでもなく、マルクスの唯物史観ないし階級闘争史観は、ヨーロッパ近代三〇〇年を基盤として形づくられたものであり、もつとも進んだヨーロッパが社会主義革命の最初の実現地域になる、というのが彼の世界史観の基本テーゼだったのである。このような、ヨーロッパこそ文明の最先端地域であり、他の地域はヨーロッパの水準にいたる

までの下位段階である、という図式を私は「西高東低」型の「発展段階論」的歴史観と名づけているが、これはヘルダーやヘーゲルというような、はじめて世界史というものを論じた一九世紀の思想家たちに始まり、現在に至るまでなおかつ持続している西欧（アメリカを含む）独特の歴史観である。これにたいしてウェーバーやトインビーというような人々は、西欧以外の文明を、独自の価値をもった存在とみなし、諸文明の並立を前提とした「類型論」的観点を打ち出したわけであるが、それでもなおかつ「西高東低」型の価値観は払拭されてはいない。とはいもの、この類型論の登場によって、ヨーロッパ文明が、多数のうちの一つとされたことの意義は大きい。いわば、それによってグローバルな観点からする比較という新たな視点が樹立されることになったからである。

ヨーロッパという典型的なパターンを熟知しておくということは、他の文明にとつて、(1) 範例としての意味と、(2) 自己認識のための尺度としての意味とをもつ。日本について、とくに社会思想史についていうならば、戦前から戦後のある時期にかけては、(1) のための「蕃書調所」的な役割が重視される必要があったことは否めない。しかし、これからの日本においては、とくに(2) の側面が見過ごされてはならないと思う。社会思想史は、比較文明論ないし比較思想論への序論的基盤をなすものでなければならぬ。いま私は、戦後のある時期という言葉を用いたが、そのある時期とは、日本経済が目ざましい発展を遂げるに到った七〇年代と言えばよいかと思う。先頭走者群にはいった

日本は、範例を自己自身に求めざるをえなくなったからである。ともかく、これからの社会思想史は世界の諸文明のコンステレーションの中において、それぞれの文明が、とくに日本と言う文明体が、およそどのような位置を占めるのかについての示唆を与えうるものでなければならぬと考える。

従来は国際関係といえは、主として国際政治の問題だとされてきたが、冷戦の終結とともにイデオロギーの文脈に代わって文明論の文脈が浮上してくることとなった。従来は近代以降の国家主権の概念が国際政治の基本的パラダイムであったが、それが今、根本的に問い直されようとしている。文明といわれるものの基盤をなすのは、国家主権というような作為的概念ではなく、自然的条件と歴史的条件との交差のうえに形成された、所与の事実としての与件であろう。私はこれを、かねてから精神風土というタームで表現し、その構造分析を試みたが（注\*）、かなり有効な認識手段になりうろと思っている。いわゆる社会体制の差異が文明比較の有意的基盤となり得なくなった現在、まず念頭に置くべきなのはこのタームではなからうか。ひとつだけ具体的な例をあげてみよう。いわゆる第一次、第二次・ベビーブームは、戦争という政治的事象の結果として生じた人口曲線のデイスティンションである。少なくともそこには人口エコロジの意図的な破壊があったとは言えない。しかし、一九六六年のいわゆる「ひのえうま現象」は、ひのえうまを忌避する日本の精神風土の圧力のもとに生じた、意図的な人口エコロジの破壊だったのである。精神風土の影響力の大きさを示す驚

異的な事例と言えよう。ヨーロッパについては、モンテスキューの『法の精神』は、精神風土論のもつとも先駆的な業績の一つと言えよう。高島善哉氏が「主体としての階級、母体としての民族」という観点を社会思想史の基本的視点として提唱されたのはかなり以前の六〇年代のことであるが、これはおそらく体制論的発想から風土論的発想への移行という歴史の「うねり」を鋭敏に感知されたうえでの発言ではなかつたかと思う。

今後は、地域研究の裏づけをもつた精神風土論が、いわば「比較社会思想」というような形で、社会思想史の重要な一分野を担うことになるであろう。とくに最近、国際関係論の研究を中核として国際関係学とも言うべきものの樹立が要請されているが、国際関係思想史とか国際社会思想、あるいは上記の比較社会思想など、社会思想史の分野の研究がそこで重要な役割を果たすであろうことも期待される。

(注\*) 谷嶋喬四郎、湯浅泰雄著『精神風土と文化』日本放送出版協会、1973年。

## 五 将来への展望

旧ソ連の衛星国であった東欧の国々が社会主義の国としては消滅してしまつた。そしてかつて宗主国ともいうべき地位にあつたソ連自体もはや存在しなくなつた。そして、これらの巨大な国家群の国際システムを生み、その正当性を支え、そのあらゆる機能の中枢において作動していた「マルクス主義」は、少なくともこれらの国々においては、過去の遺物となつてしまつた。東ベルリンのマルクス・エンゲルス広場には、東独崩壊

後のいまでもこの二人のペアになつたブロンズ像が残置されている。台座にスプレーで「我われの罪ではない(Wir sind unschuldig)」と落書きしてあり、そのunschuldigのunのところは黒く塗りつぶされていた。「われわれの所為(せい)です」というわけである。旧東独市民にとつて、いまマルクスとは何なのである。マルクス自身の歴史理論でこの大変動をどこまで説明できるであろうか。マルクス主義理論がみずから誇りとしていた特徴のひとつは、科学的法則性にもとづくということであつた。法則性とは因果律に従つて未来を予測したり、原因を把握したりできるということである。しかし、このような事態の到来は予測されなかつたようだ。さればといつて、遡つて原因を説明しようとする人もいないようだ。

将来、社会思想史の教科書では、このような事態はどう解説されるであろうか。ブロンズ像の落書きのように、マルクスやエンゲルスの責任をあげつらつても致し方ない。むしろ課題は、マルクスの社会主義思想と、レーニン以降のロシアの現実の歴史との相関をめぐる「解釈」ということに置かれると言えよう。この例からも推測されるように、今後の社会思想史は解積学的手法にもとづき社会事象の変動を思想との関連において説明しつつ理解する学問という役割を優位的に担うことになる。巨大な力をもつたイデオロギー機構が消え去つたいま、カウンター・イデオロギーも無用のものとなつて、脱イデオロギーの状態がしばらく持続すると思われる。もし何らかの過去の歴史に、イデオロギー的対立の生成と消滅という現代史の類似

例をあえて求めるとするならば、近代初頭のヨーロッパがその近似例として挙げられよう。中世から近代にかけての宗教改革の台頭と拡散、新旧両教会体制の対立にもとづく三〇年戦争の動乱、ヴェストファーレンの政治・宗教的和議にもとづくネーション・ステートの画定と近代ヨーロッパ秩序の成立、という変動がそれである。もちろんあくまでも近似例であつて現代のそれとは、質量ともに異なる。

しかし、こうして生み落とされた近代は、いま一つの大きな転機にさしかかつている。かつて東西両体制のコンヴァージェンスということが話題になったことがある。一七年のロシア革命後間もない頃、ウェーバーがその社会主義論において、社会主義社会といえども、究極的には近代の特質である合理化の社会、すなわち社会の官僚制化へと収斂してゆくと明言したが、これがコンヴァージェンス論の嚆矢であろう。いわば、社会機構の巨大な組織化こそ、まさに近代人がみずから欲した宿命だったのである。先述の金子武蔵氏は、近代精神の特質の一つとして「無限性へのパスト」ということを挙げられた。いみじくもこの言葉に象徴されるように、自然にたいする無限の征服欲、経済営為における無限の致富欲、政治的統治における無限の支配欲、等々、これらすべてが近代的自由といわれるものの基底をなし、近代人を内面からつき動かして、いま在るような近代社会を形成したのである。

思うに、社会思想的にいつて、この近代人の「無限性へのパスト」を是とし、近代人の自由の正当性を保証したものは、

実は近代独特の「正義」論だったのではなからうか。それは、古典的表現でいえば、「配分的正義」をもって正義の基準とする正義観である。「各人は、その労して得たものを自らのものと為すことを、神は認め給うた」というのが、そのマクシムである。それによつて社会全体の富は増大したが、配分的正義は一部の富める者にしか微笑みかけなかった。そこで、すべての人に配分の正義を、と要求したのがマルクスである。彼の革命理論もつまりは、労働者の生み出した価値の配分の適正化を求めるところにその根柢をおいていたのである。この配分の適正化という思想は、これもまた古典的な言葉でいえば、「調整的正義」といわれるものの思想である。ヘーゲルもそうであるが、マルクスもまた、あまりにもエゴイステックになった近代社会の軌道修正を行うべく、この調整的正義の登場を要請したのである。

これは今様の言葉で言い換えれば、基本的人権の正義といつてもよからう。彼はまた、新たなエネルギー（蒸気力）の開発と、技術革新とによつてもたらされた産業革命は、充分な大きさのパイを作りだしてくれたのだから、調整的正義の介入によつて配分の正義の本来の姿が実現されさえすれば、人々は、「限られた生活範囲をもつわけではなく……自分の気の向くままに、午前中には狩りに行き、午後には釣りをし、夕暮れには羊の世話をし、食後には評論家になる、といったことが可能となる」と確信したのである。

いわゆる社会主義の社会は、配分的正義の社会である資本主義社会の欠陥を是正すべく、調整的正義のメカニズムを先行さ

せる社会として、まず旧ソ連で実現された。しかし、そのような社会では、(1)その調整的正義の担い手である調整者、すなわち社会主義政權に、プロレタリア独裁という原則の本性上、代替を許さぬ強大な権力が帰属せしめられ、(2)配分的正義の属性である競争原理が失われてしまう、という二つの欠点<sup>1</sup>が必然的に付随する。今回のカタストロフはまさに、その欠点の噴出の結果だったといえよう。

近代はいままで二度に亘って大きな試練に直面した。一つは配分的正義のあまりにも著しい突出によって、もう一つは調整的正義のあまりにも著しい突出によって、である。配分すべきパイの大きさの増大が確実に見込まれる場合においては、配分的正義の原理が蹉跌をきたすことはまずあり得ない。しかし地球はあらゆる観点からして限られたスペースである。配分的正義の原則が挫折しないうちに、適切な調整的正義による補正が必要であろう。ただ、その場合心すべきことは、絶対に旧ソ連型社会主義の高コストの実験が示してくれた「前者の轍」を踏んではならない、ということであろう。

(一九九二年三月一七日脱稿)

## 二書評二

石塚正英著

世界書院 一九九一年  
四六版 二四四頁 二九八七円

## 『社会思想の脱構築——ヴァイトリング研究』

石塚正英著

世界書院 一九九一年  
四六版 三六五頁 三九一四円

## 『フェティシズムの思想圏』

植村邦彦

一九世紀ドイツの社会思想史研究に関して、著者が近年のわが国で最も精力的な研究者の一人であることは間違いない。ここで取り上げるのは、著者が昨年あいついで世に問うた二冊の研究成果であるが、執筆された順序にしたがって、まず『社会思想の脱構築』から論じることにした。

本書は、その題名からは内容を推測しがたいが、一八四六年末にアメリカに渡って以後の「後期ヴァイトリング」の思想に關するわが国ではじめてのモノグラフィである。著者にはすでにヴァイトリング研究の書が二冊あり（「三月前期の急進主義」長崎出版、一九八三年、『ヴァイトリングのファナティシズム』同、一

九八五年）、著者によれば、ここに「ヴァイトリング研究三部作」が出来上がったことになる（二三九頁）。本書の構成は、「序 後期ヴァイトリング研究の確立へ向けて」と「結 ヴァイトリング思想の統一的全体対象を求めて」を別にして、I・北アメリカでの第一歩、II・交換銀行へ至る道、III・労働者協同企業のアジテーション、IV・北アメリカにブルドン思想を活かす試み、の四章と二つの付録からなる。

本書での著者の問題意識は、「序」で述べられているように、渡米後のヴァイトリングが「三月前」期の共産主義思想を「放棄した」と見るヘルマン・シュリッター（Hermann Schletter, *Die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung in Amerika*, Stuttgart, 1907）の見解を「転向説」と見なして批判し、ヴァイトリングにおける「ある種の首尾一貫性」（五頁）を論証することにある。したがって、この論証に成功しているかどうか、本書を評価する場合の基準の石となるだろう。

結論から言えば、本書はシュリッター説に対する説得力ある批判とは言えない。著者もまたヴァイトリングにおける「発想の大転回」（四九頁）を認めるからである。著者によれば、ブランドキ主義者であった職人共産主義者ヴァイトリングは、ジャクソニアン・デモクラシーとナショナル・リフォーマーのアメリカを体験し、ブルドンからの思想的影響を受ける中で、政治改革なしでの労働者の経済的自立の可能性を認識し、交換銀行設立による信用改革の実現と労働者協同企業の設立を目標とするに至った。一八五〇年代の彼にとって「一〇年前の見解は、

すでに自らのものではなかった」(七三頁)のである。

結局のところシュリユーターに対する著者の反論は、「ヴァイトリングを中央集権的・プロレタリア独裁の社会主義の系譜にでなく、アナキズムのないしは経済信用改革論者の系譜に位置づけてみると……後退どころか前進」(三四頁)なのであり、「労働者革命家」ヴァイトリングは「自らの革命的信念を曲げ」(六頁)てはいないのだ、ということに尽きる。つまり「転向」ではないということである。マルクス主義的価値基準を排すというのが著者の言う『脱構築』の意味らしいが、それはなお系譜論による相対化にとどまっているように思われる。

重要なのは、ヴァイトリングの社会変革構想が財産共同体論から交換銀行・労働者協同企業論へと変化したことの内在的意味と理論的意義をどうつかむかであろう。しかし本書は「ヴァイトリングの統一的全体像を求め」ることを課題として掲げたところで終わってしまう。この課題への解答は、本書(あとがきをも含めて一九八六年に執筆されたとの注記がある)以後に書かれた著者の『アソシアシオンの想像力』(杉原四郎他との共著、平凡社、一九八九年)第六章で試みられているが、まだ十分ではない。本書の意義はむしろ資料紹介にある。特に、付録のヴァイトリング編『第一次選挙人』の内容紹介と『労働者共和国』主要記事目録は研究者には有益である。

もう一冊の『フェティシズムの思想圏』は、一言でいえば、マルクスのフェティシズム論を一八世紀フランスの啓蒙思想家シャルル・ド・ブロスのフェティシズムに原初的信仰論とルー

トヴィヒ・フォイエルバッハの宗教的疎外論との関連の中で思想的に位置付けたいうえで、著者独自のフェティシズム論を展開しようとするものである。構成は、序論、ド・ブロスのフェティシズム論、フェティシズム論のヴァリエーション、フォイエルバッハの原始信仰論、マルクスのフェティシズム論、フェティシズム史学の樹立にむけて、の全六章と付録からなる。

著者によれば、ド・ブロスが一七六〇年の『フェティシユ諸神の崇拜』でアフリカの土着信仰をもとに命名したフェティシズムとは、物を神として直接に崇拜するが、それが役立たないと見れば打ちたたき投げ捨てる「崇拜→攻撃」という交互的精神運動」であり、そこでは人間と神とは対等であった。これを著者はポジティブ・フェティシズムと呼び、「転倒」現象である偶像崇拜⇨ネガティブ・フェティシズムから区別する。これとは別にフォイエルバッハも、宗教の根源としてのド・ブロスのフェティシズムと転倒⇨疎外とを、偶像崇拜という言葉の内でも区別していた。それに対してマルクスは、ド・ブロスからフェティシズム概念を受容する際、同時にフォイエルバッハの疎外論から強い影響を受けたため、もっぱら転倒⇨疎外としてのフェティシズムのみを強調するにいたつたのである。

著者は、マルクスの経済学的フェティシズム論が「ド・ブロスが発見しなかった、フェティシズム現象のもう一つの重大な側面を際立たせた」(二六三頁)ことを評価しつつも、マルクスが「ポジティブ・フェティシズムのことを黙秘」(一五五頁)し、フェティシズムを疎外と同一視するといった脱ド・ブロス

的行為を平気で行」(二五八頁)うことを批判する。著者の主張はポジティブ・フェティシズムの復権にあるからである。なぜか。著者によれば「人類史の端緒を説明するにはもはや転倒としてのフェティシズム、文明フェティシズムの発想では済まされないことは、火を見るより明らか」(一六七頁)だからである。

しかし、マルクスのフェティシズムⅡ物象化論と人類史の端緒の説明原理とを接合させようとすること自体に、論理の飛躍があるのではないだろうか。著者は「原始フェティシズムの何たるかを極めることによつてはじめて文明をおしはかることができ、ひいては未来をきり拓くことができる」(二七九頁)と述べ、ド・ブロスとマルクスとを総合し、それをエミール・デュルケムのトーチミズム論で補強することによつて「わたし独自のフェティシズム史観」(二八一頁)を構築しようとする。しかしながら、フェティシユと人間との対等な相互依存関係がかつて存在したことの確認から引き出されるのが、「そろそろ賃金労働者という人間が、自らに役立たずとなつて久しいそのフェティシユ、或いは当初から外国人(資本家)の神でしかなかったその商品フェティシユを投げ捨てて自由の世界へ移行すべき秋であろう」(二〇五頁)ということにすぎないのだとすれば、著者が自負する「フェティシズム史観」にどのような固有の現代的意義があるのか、評者には理解できない。

本書の意義もむしろ資料紹介にある。ド・ブロスの著書の内容を詳しく紹介した第二章はそれ自体で興味深いし、一八四二

年のマルクスの『ボン・ノート』の中にふくまれる「ド・ブロス抜粋ノート」(MEGA IV/II)を全訳し、段落ごとに原典および一八七五年の独訳版と対照させた付録は貴重な労作である。

高 哲男著

ミネルヴァ書房 一九九一年  
A5版 三六〇頁 四二〇〇円

### 『ヴェブレン研究——進化論的経済学の世界——』

奥 木 巧

ソースタイン・ヴェブレン (Thorstein Veblen, 1857-1929) は、アメリカ思潮の中で「制度学派」の創始者とされる。ヴェブレンは、経済学をはじめ、社会学、心理学、文化人類学、生物学などを取り込んだ学際的な概念統合の中に「社会科学」の存立を見る。それゆえに、没イデオロギー的、没価値的な問題研究、つまり、「事実判断」を彼の思想の原理とした。

ヴェブレンは、社会を「制度」としてとらえ、「制度」をその社会の構成員たる人々の「支配的思考習慣」とみなす。そして、「制度の変化」(「社会の変化」)、「社会動態」(「社会進化」)は、「支配的思考習慣の変化」であると規定する。マイロン・ワトキンスや小原敏士によるヴェブレン解釈では、その底流に「ワークマ

ンシップ本能」Ⅱ「製作本能」に代表される「集団本位の共性的性癖」と、「競争心」Ⅱ「見栄」に代表される「自己本位の掠奪的性癖」という人間性に関する対概念があるとされる。この対概念から出てくる解釈は、大きく二つに分けられるであろう。ひとつは「二元論的」解釈であり、もうひとつは「弁証法的」解釈である。今日までこれらの解釈の範疇は、奇妙な力でヴェブレン研究に携わる者に呪縛をかけてきた。我々は、そのようなイデオロギー性を極力排除し、ヴェブレンの思想の事実だけを抽出したときに得られるヴィジョンに近づかなければならぬ。

本書の構成は、「社会進化論」に対するヴェブレンの立場をめぐる「序説」、「有閑階級の理論」に関する「前篇」、「企業の理論」に関する「後篇」の三部から成り立っている。多くのヴェブレンの研究者がみずからの先入観を前面に押し出し、ともすれば早急に「価値判断」を加えがちであるのに対して、本書は原典を引用しつつ、冷徹な「事実分析」に終始している。この姿勢は、色眼鏡なしに問題を提起し、今後の研究者に「思想の硬直性」を与えることなく、「自由な思考」を可能にするという意味で評価できる。

## Ⅱ

本書の問題意識は、まず「序説」において展開される。「ヴェブレンの予見」を著者は、「大衆消費社会」と「大企業体制」とに置き、一九世紀末のアメリカでの「社会主義の台頭」とこれ

に対する「ヴェブレンの世界」を垣間見ようと試みた。

周知のように、「社会進化論」は、ダーウィンの「生物進化論」に端を発している。「生存競争」の過程が「最良種」を生み出すという思想は、産業革命以来、アダム・スミスをはじめとする古典派経済学者達を勇気づけ、資本主義擁護の主力として、スペンサーにより社会に適用された。しかし、自由競争を掟とする資本主義の発達は、「余剰配分の不均衡」などの数々の弊害をもたらしてきた。ここで登場するのが、「社会主義」の考え方である。

「序説」では、ヴェブレンの『社会主義理論』において看過された若干の論点を軸に、スペンサー進化論を土台とした「ヴェブレン進化論」についてのべられている。

「欠陥が減少すればするほど、それに対する非難が増大する。」このスペンサーの「逆説」は、社会主義的要請の台頭に対する鋭い皮肉であった。スペンサーの社会進化論の意味するのは、封建時代の「身分の体制」Ⅱ「隷属」から市民社会の「契約の体制」Ⅱ「自由」への移行であると同時に、競争によって達成される経済水準の向上なのである。従って、スペンサーにとって社会主義は、経済統制を含む官僚組織に見られる「身分の体制」への逆行であるとされる。

これに対してヴェブレンは、企業統合、産業統制の動向を「自然独占」とみなし、社会主義的要請は、資本主義体制の発達が「内生的」にもたらしたものと考える。大衆の不満は、スペンサー一流の受動的、一元的な人間理解から生まれるものではなく、

近代産業体制の中で発現される「競争心」に起因するとヴェブレンは主張する。すでに富の絶対量を獲得する段階は終わりを告げ、蓄積された富の社会的消費の競争が開始されている。資本主義体制は、「予定調和」ではなく、「自然不調和」を露呈することになる。それゆえ、社会主義的要請は「逆説」どころか「必然」であり、その要請自体は実行可能な「試行」なのである。

人間性の「不変性」を説くスペンサーに対し、ヴェブレンはその「多様性」、「可変性」を説く。それは、社会主義的要請をやってみようとする「実験主義」ゆえのことであり、「次の社会」が実現すれば、そこには相応の「人間性」が存在することを意味している。ヴェブレンは、「身分の体制」でも「契約の体制」でもない体制を想定している。すなわち「民主的な非人格的法」の支配である。

著者は、そのようなヴェブレンの見解について、資本主義体制が「社会主義」への道を歩みはじめていると分析しているようだ。しかし、ヴェブレンは、資本主義や社会主義などという御神託を信じてはいないのではないだろうか。ヴェブレンの脳髓が見たものは、社会主義社会ではなく、諸事案から推量された「ひとつの社会体制」でしかないのであって、そこにイデオロギーの入り込む余地はないはずである。

結局、スペンサー進化論は、産業体制についての理論であり、より厳密に「社会進化」を論ずるのであれば、広い意味での「社会組織」を対象としなければならない。「ヴェブレン進化論」

は、「製作本能」や「競争心」などを含む複合的な「人間性」による一般社会の相対的で内生的な変動を「進化」と考える。ヴェブレンは、スペンサー進化論を「帰納的」、「経験論的」方法より高次な形態へ洗練したのである。

### III

社会進化に対するヴェブレンの手法をもっともよく具現化しているのが、「有閑階級の理論」である。本書の「前篇」は、「文化人類学と経済学との進化論的統合の試み」と位置づけられている。

まず古典派経済学の固定観念を打破するために、ヴェブレンの「製作本能と労働の嫌悪」が検証される。それは、「功利主義的経済人」の概念に対する反旗であり、「どのようにして人間は、自然淘汰の法則からの解放を達成したのか」(T. Veblen, *Essays in Our Changing Order*, ed. by Leon Ardron, New York, Kelley, 1964, p.79) という問題提起でもある。つまり、ヴェブレンによれば、功利主義的人間観からくる「労働の嫌悪」は、「競争相手を凌駕してしまつた種だけに許される思考習慣」(ibid., p.84)なのである。「労働」は、種の生活を維持する活動であつて、人間を「自然淘汰」の過程から解放したのは、労働による余剰の産出である。その原動力としてヴェブレンは、効率重視の人間性である「製作本能」を挙げる。「労働の嫌悪」は、習慣的なものにしかならないのである。

以上を前提とすれば、余剰が社会を維持するための一定量を

上まわったときに、「私有財産制度」と、支配階級である「有閑階級」が成立するという『有閑階級の理論』の骨子は明白である。ヴェブレンは、社会動態の中に製作本能と競争心の「併発」を認める。大きな余剰の存在は、「妬ませるような比較」をもたらし、人々の支配的思考習慣は、蛮行による余剰の収奪をめざすものへと変化する。そして、さらに増大した余剰によつて、名声の基準は富の獲得と消費に置換される。人間の富にまつわる自己顕示欲は、無限軌道の上に乗るのである。

著者は、ヴェブレンを産業革命を眺めるスミスとある意味で同一視できるとする。スミスの資本主義容認の思想が、産業革命という転換期に生まれたのと同じように、ヴェブレンの思想は、一九世紀末にはじまるアメリカの「改革の時代」に生まれたものだからである。だが、今やスミスの思想が通用するのは下層階級についてのみである。ましてや、物的余剰の飽和状態は、多重の階層化をもたらし、下層階級さえも呑み込んでしまふに違いない。ここに「中産階級」が意識されるようになり、基本的には、近代産業社会は、ガルブレイスの『ゆたかな社会』へむかうと考えることができる。

著者は、『有閑階級の理論』の本来の意図を「大衆消費社会の発生史的分析」と指摘している。その中で展開される「顕示的消費」の概念は、製作本能とは対立関係にあるように見えるが、共に機能することで産業社会の拡大再生産を維持しているのである。

社会は、無目的な進化の渦中にある。それは、「外的諸関

係」Ⅱ「物質的環境」と、「内的諸関係」Ⅱ「非物質的環境」との間の不整合を埋めるべく進化しつづける。この点で、「制度」とは、これらの環境を連動させる「中間構造」と考えることができる。問題なのは、「制度の累積的变化」なのである。

#### Ⅳ

ヴェブレンは、社会進化の現代的局面を「株式会社」を基礎とする「大企業体制」の中に見る。本書の「後篇」では、一九世紀末のアメリカの大規模機械制産業がもたらした新しい社会状況を中心に、『官利企業の理論』が検討されている。

ヴェブレンによれば、経済組織の内容は、その機能上、生産管理を行なう「産業」と、金銭管理を行なう「企業」の二つの側面にわかれる。それは、「企業合同」の結果、つまり、資本主義体制がみずから生み出した「競争による競争の否定」にほかならない。そして、巨大化した経済組織を形成し、支えているのが、大量生産を可能にする「機械過程」と、格差利益を容易にする「信用経済の拡大」である。

ヴェブレンの「機械過程」の概念は、基本的には「生産力説」であるが、物質的内容のみならず、人間の知識や資質にまで言及している点で技術論的立場をとる。「機械過程」は、生産効率を向上させることで「産業」の主柱となるのである。一方、「信用経済」は、経済組織の構成員の中に「W—G—G—W」の確保」をめざす思考習慣を生み出す。「企業」の行動原理は、生産への配慮ではなく、金銭的利益の獲得となるのである。

もはや企業は、自由競争の危険をおかすことはない。企業は、安定した収益を持続させるために、あらゆる手段を動員する。

「独占価格」はもちろんだが、ヴェブレンは、無形資本としての「のれん」を重視する。ブランドものの商品は、消費者の欲望をそそる。「のれん」の定着化のために、企業は宣伝・広告に対する資本投下を惜しまない。「有閑階級の理論」で提示された「顕示的消費」を操作しようとするのである。これは、「無駄の制度化」——ガルブレイスの「依存効果」の概念と比較できる——にほかならない。「浪費」にもとづく「大衆消費社会」と、「大企業体制」は表裏一体の関係にあるのである。

鍵は「機械過程」にある。「機械過程」は、社会動態を加速度化すると同時に、景気循環のサイクルの回転速度を早める。ヴェブレンは、通常の景気循環ではなく、「機械時代」には「慢性的不況」が出現すると主張する。そこには、価格変動と資金の動きとの間につねにタイムラグが生じ、不況は「過剰生産」というよりも、「過少消費」に起因することになる。ゆえに、「有効需要」としての「浪費」が必要になるのである。

自然権に由来する「財産の獲得」という「古い思考習慣」を高度化したものが「企業」であるならば、「機械過程」は、「産業」を通じて事実にもたらした「新しい思考習慣」を生み出す。体制としての資本主義社会は、これら両者の相剋の上であり、社会は二つのベクトルの合力の方向へと動くと思われる。

著者は、このようなヴェブレンの態度を「不可知論」と見る。ヴェブレンにとつて、「慢性的不況」は、永久機関的な欲望装置

を維持するためのひとつの経済体制であり、決して忌むべき現象ではない。その中で「機械過程」は、「古い思考習慣」を排除しながら、「新しい社会」を構築し続けるのである。

## V

ヴェブレンは、人類の産出してきた「余剰」と「制度」との連関を歴史の流れの中で動的に把握する。ところで、制度が「支配的思考習慣」である以上、制度の変化は、「人間性」を軸に考えなければならぬ。著者は、ヴェブレンの「経済学はなぜ進化的科学ではないのか」に見られる問いかけの中に、事実を客観視する「科学の眼」を通して分析される人間性を探り出そうとしている。

ヴェブレンによれば、人間性は、気質要因としての欲望と外的条件である経験との相互作用で累積的に変化する。著者が、このヴェブレンの人間性理解について、「向性」(tropism)や「行動主義」などの合理的な方法ではなく、「衝動」や「情動」の機能に注目しているのは興味深い。しかし、殊にヴェブレンに関しては、その判断を慎重に行なう必要がある。ヴェブレンの「行動理論」は、多くの検討の余地を残しているのである。

残念ながら、本書では「製作本能論」についてほとんど触れられていない。著者は、ヴェブレンの「本能論」や「シンボリズム」を理論の補足ととらえているが、ヴェブレン社会理論のテクニカルチームとしての「汚染」(contamination)や「隔世復帰」(reversion)といった言葉は、その動態理論のかなめとなる

ものであると考える。「製作本能論」は、ヴェブレンの思想体系を構築するうえで「原理論」とも言うべきものであり、ドーフマンによれば、ヴェブレン自身も唯一重要な著作と認めていとされている。

確かに、「製作本能」という概念は混乱を生じさせる。これは、アメリカ思想がヨーロッパの「経験論」、「觀念論」、「実証主義」などの思想融合の産物である一面はあるにしても、その概念の曖昧性はまぬかれない。それでもなお、ヴェブレンの「行動理論」の究明は、フロイトの精神分析学までも含んだあらゆる「心の科学」とてらしあわせて追求されるべき「ヴェブレン研究」の課題なのである。

伊藤成彦著

社会評論社 一九九一年  
A5判 二七七頁 三七七〇円

## 『ローザ・ルクセンブルクの世界』

上 条 勇

ローザ・ルクセンブルクの生年を一八七一年とすれば（二八七〇年説もある）、去年は（一九九一年）は、生誕一二〇年となる。ところが、彼女の生誕一二〇年を祝う催しは、あまり見られず、寂しい限りである。その理由は、最近の東欧、旧ソ連における社会主義の崩壊・解体の雪崩現象によって、社会主義思想そのものの魅力が一時的に失われたせいなのかも知れない。

今日我々が目の当たりにしているのは、「ソ連型社会主義と結びつきたいわゆる共産主義」の破産である。ローザは、ロシア革命当初に、民主主義を蹂躪するレーニンらの行動を厳しく批判した。つまり彼女は、レーニンらによる民主主義一般の除去が、「広汎な人民大衆の積極的な、自由な、精神的な政治生活を殺してしまふ」等々と非難したのである。最近の旧ソ連、東欧の状況は、彼女の批判の正しさを事実でもって示した。ところが、先に述べたように、皮肉なことに、それとともに社会主義思想そのものの魅力をも失わせしめ、ローザ・ルクセンブルクの再評価に必ずしも結びつかなかった。

著者は、このような状況を憂え、本書の序章で、こう述べている。「……（この）現象は、ローザ・ルクセンブルクの思想の内容が、まだ十分に知られていないことから起きていることで、人類の民主主義の今後の発展の過程で、ローザ・ルクセンブルクの思想が顧みられる時が必ず来ることであろう、と私は思う。」著者のこの思いが、本書の発表に結びついた。

本書の特徴を少し紹介すると、本書は、著者が主に一九七〇年代末から最近にいたるまでに発表した論文と報告からなる。

論文集であるとはいえ、その構成はしつかりとしており、あまりがよい。もちろん論文集であるが故の叙述の繰り返しは免れていない。しかし、一つ一つの論稿が磨きぬかれていることから、この繰り返しはかえって、交響曲を聴くような趣を我々におぼえさせる。

本書は、三部構成からなる。第一部は、ローザの思想と生涯

を手際よくまとめた後に、社会変革に関する彼女の思想を様々な角度から検討している。つまり、ベルンシュタインとの修正主義論争、党組織論をめぐるローザとレーニンの対立と相違、「第三世界」の視座からのローザ帝国主義論の評価、ローザのロシア革命論等々。第二部は、ベルンシュタイン、カウツキー、ハイネ、トルストイ、グラムシ等著名な人物とのかかわりで、ローザの思想と人となり幅広くとらえている。第三部は、ローザと日本の社会主義運動、資料紀行等を取り上げている。この他、序章と終章は、昨年発表の論文・報告からなり、現在の視座に立ったローザ再評価の視点を提示している。

ここでは本書の構成にそつての紹介は割愛し、長きにわたつてローザ・ルクセンブルクを暖かく見詰め続けた著者の姿勢と視点を、本書から読みとることを心がけたい。

「はしがき」で、著者は、一九五〇年代半ばにルカーチの「歴史と階級意識」を通してローザを知り、彼女の『ロシア革命論』を通してローザと最初に出会つたと述べている。折しもスターリン批判、ハンガリー事件等が生じ、著者の社会主義観を大きく揺さぶつた。これらの事件の中で、ロシア革命を支持する一方で、これを原寸大で見つめ、適切に批判したローザの宝石のような輝きを、著者は認めないではいられなかった。

著者は、いわゆる「現存社会主義」の抱えた否定的現象をすべてスターリン主義のせいにすることに反対する。ローザの『ロシア革命論』を評価することは、当然、レーニンを相対視することに結びつく。現存社会主義の諸問題は、レーニンに遡つて

究明されなければならない。これまで「レーニン主義」を標榜する「正統派」は、レーニンに従つて、革命の「驚」として彼女に一応敬意を表しつつも、レーニンと対立する彼女の見解をねつ造し、「ルクセンブルク主義」というレッテルを貼り、これを片づけてきた。著者は、ローザを異端視するこの政治主義的潮流に反対し、かえつてローザを武器にして、「レーニン主義」の諸問題に切り結んでいく。

著者によれば、ローザは、レーニンの前衛党組織論が、革命の指導者による大衆の指導を強調するあまり、大衆に対する前衛党の優位性ひいては支配に結びつく危険性を胚胎していることを見抜いていた。ローザは、これに対して、一定の中央集権的党組織の必要性と指導者の役割を認める一方で、大衆の創造性を強調した。社会主義は、大衆の創造的な活動と参加を抜きにして語れない。彼女は、反戦反帝、社会改革の絶えざる活動を通して、大衆が自己啓発し、指導者さえも乗り越えるにいたつたときに初めて社会主義が可能となると考えた。大衆は、単に指導される存在ではなく、ひとりひとりが社会主義を担う革命的主体として高まつていく存在である。ローザのこの視点は、一方で、革命を待機し、革命の理論と改良的实践との矛盾に陥つたカウツキーに対する批判に結びつき、他方では、大衆に対する指導者の「暴走」の危険を胚胎するレーニンの考えに対する率直な批判に結びついた。また、彼女の民主主義論と密接に結びついている。ローザによれば、民主主義は、大衆の創造的な活動を保障する制度である。したがつて、彼女には、反対者

とか批判者を弾圧し、思想、信条、批判の自由を抑圧するロシア革命のやり方は、大衆の創造的な活動を押しさえ込むことによって、社会主義の芽もつぶしてしまおうと思われた。

著者は、ローザのかかる危惧が残念ながら当たり、現存社会主義の悲劇的な失敗に至ったと理解する。著者は、大衆の創造性を信じたことでローザを積極的に評価する。大衆の側、しかも大衆のひとりひとりの側に立つたからこそ、彼女の思想には、ヒューマニズムがあふれ、差別に対する仮借のない非難がみられる。(著者は、差別一般に反対する態度の点で、身体に障害をもつ彼女の生い立ちも考慮している。)そして差別一般に対する批判は、「第三世界」への帝国主義の暴虐に対するローザの激しい非難と結びつき、彼女の帝国主義論の特徴を形成している。「ローザ・ルクセンブルクの手紙」から、今日、彼女が、花を愛し、虫を愛し、動物を愛する優しい女性であったことが知られている。著者は、この手紙に基づき、社会主義者であると同時にヒューマニストとしてのローザ像を描く。著者は、社会主義がヒューマニズムの思想であることによって、人類の生き生きとした進歩思想をなすと信じている。

評者は、著者の以上の見解に基本的に同意する。確かにヒューマニズムを欠いた社会主義がいかなる悲劇を人類にもたらしたかは論を待たない。また、真の社会主義は、大衆の創造的・主体的な活動を抜きにしては形成されないし、成り立たない。ただ、雑多な国民諸階層からなる大衆の創造的・主体的活動を形成することは、甚だ困難をとまなう。ローザの死後、オットー・

バウアー、ヒルファディングそれにグラムシらが格闘したのは、まさしくこの問題であった。評者は、社会主義を現代に蘇生させるためには、これまで異端と目された独創的マルクス主義者たちの思想を正当に評価する一方で、エコロジイなどの現代的課題の解決策および未来社会の理想的・建設的諸ビジョンとして社会主義を再構成する必要があると考える。この脈絡のなかでこそローザの思想は現代になお生きている。

大衆の創造性を信じることによって人類の進歩的な未来を夢想したローザ。このローザが悲劇的な最期をたどったことは、痛ましいかぎりである。

ローザは薔薇よ薔薇なれど  
サロンの恋の花ならず……

生田春月の詩が今も評者の頭のなかにこだまし続けている。ローザ・ルクセンブルクが生涯身を捧げた大衆が再び彼女を見いだす日の来ることを心から祈らずにはいられない。

田中秀夫著  
名古屋大学出版会

A 5 判 X 頁十三〇四頁十四五頁 五一五〇円

一九九一年

## 『スコットランド啓蒙思想史研究』

——文明社会と国制——

坂本達哉

本誌第一号の海外研究展望において私は、一九八六年にエディンバラで開催されたスコットランド啓蒙国際会議 (HSE 80) の紹介を行い、そこで発表された諸研究の内容から、近い将来における研究の一層の前進を予想した。それから五年が過ぎた現在、欧米の研究は私の予想を大きく上回る規模と水準において展開している。当時、出版されたばかりのリチャード・B・シャー『スコットランド啓蒙における教会と大学——エディンバラの穩健派知識人——』(一九八五年)は、その後の諸研究の蓄積のなかで、いまでは古典としてのゆるぎない地位を確立するにいたっている。

シャーは、スコットランド啓蒙の起源をめぐる近代自然法学かシヴィック・ヒューマニズムかという大論争を横目に、「スコットランド啓蒙とは何か」という古くて新しい問題をあらためて提起した。社会史家としての彼は、純粹思想史(道德哲学と社会諸科学)と純粹制度史(教会、大学、司法、クラブなど)とに両極分解しがちであったそれまでの研究状況を批判し、両者を統

一するような新しい接近方法(エディンバラ知識人の文化運動)の構築を訴えたのである。シャー以後の欧米の諸研究はスコットランド啓蒙に対するこの社会史的総合の評価というすぐれた方法論的な問題関心の下に展開され、一次資料の徹底探索にもとづく詳細かつ精密なものとなっている。

ここに取り上げる田中秀夫氏の新著も、このような国際的研究動向を十分に意識し、その成果を積極的に吸収した文字通りの労作である。著者は本書のモチーフを、「スコットランド啓蒙の文明社会論を国制問題との緊張関係で読む」(はしがき)ことと規定している。「文明社会論」という思想史の問題を「国制問題」という制度史的視角から解明しようとする著者の方法は、合邦論争からアメリカ独立運動にいたる時系列的記述のなかに各思想家の独自の対応を配列した本書の編別構成からも確認できる。思想史と制度史とをただ並列するのではなく、それらを有機的に関連づけようとする著者の方法は、思想史と制度史との統一というシャーの問題提起を前向きに受けとめたものともみることができよう。以下ではまず、「国制問題」の歴史的展開に即して、本書の筋道を見ておこう。

## 2

第一章「合邦問題とフレッチャーのヴィジョン」は、一七世紀末以来の合邦問題に対する思想的対応として、フレッチャーの議論を検討する。合邦論争においてフレッチャーが果たした大きな役割は研究史上周知の事実である。著者の考察の特徴は、

これを「飢饉の九〇年代」に苦しむ貧国のナショナリズム問題ないしは政策問題(完全統一か連邦的統一か)としてよりも、民兵問題、ヨーロッパ改造計画をふくむ彼の文明社会論の一環として位置づけている点にある。その場合、著者はフレッチャーの諸著作の詳細な紹介をした後、商業的文明社会の腐敗作用に対する彼の危機意識を強調し、完全統一支持派が依拠する大陸自然法学的な自由・主権概念とフレッチャーのシヴィック的自由概念との相違を指摘している。

第三章「ジャコバイト主義とその超克」において、著者は合邦成立後もなお残る合邦体制への不満の根強さを指摘し、ケイムズにおけるジャコバイト主義の克服、ヒュームの徹底したジャコバイト批判論を検討する。著者は彼らの議論を政治社会の形成理論、服従義務の根拠論、党派論、政体論にまで掘り下げて吟味した結果、ケイムズを近代自然法と「ウィッグ国制論」の枠内に位置づけるが、ヒュームについては必ずしも明確な結論に達しておらず、フォープズとポーコックとのあいだで揺れ動いている。ヒュームのジャコバイト批判パンフレット『アーチボルド・スチュアートの行動の真相』(一七四八年)が日本で初めて検討されたことは特筆に値する。

六〇頁におよぶ第五章「限嗣封土権論争——ダリンプルとケイムズ卿——」は、本書全体の白眉である。論争の経過を詳細に跡づけた著者の概観は手堅く、政治史、法制史など関連する一次、二次の諸文献をバランスよく処理した叙述は読みごたえがある。著者によれば、これまで四段階理論の創始者のひとり

と目されてきたダリンプルは、実際には、啓蒙の社会科学とは異質の世界の住人である。ケイムズが商業社会化に対する最大の阻害要因として自然法の観点から批判した限嗣相続制を、ダリンプルは「ハリントン・パラダイム」に依拠して擁護し、名譽革命体制におけるスコットランド地主層の主導性を確立しようとしたという。

第七章「アメリカ問題と国制のアンバランス」において、著者は三人のヒューム(デイヴィッド、ジョン、ヘンリー)、出版業者のストラーンなどを登場させ、彼らの書簡に現れた立場や心情の変化を内外の政治情勢の変化に対応させながら分析している。書簡を用いた分析はこの種のテーマにとつては常套手段といえるが、タッカー、スミスの発言をも絡めながらの多角的な記述は臨場感にとみ、読者を引きつける。

以上、「国制問題」の展開に対する思想家たちの対応をつうじて、本書の内容を概観した。すでに指摘したように、これらをもぐる著者の歴史的、論争史的叙述は細密であり、初学者に対しては大きな啓蒙的効果をもち、事情に通じた専門家に対しては必要以上に高いように思われる。引用、参照の典拠を示すという原則を守つてはいるが、明示された依存度は実際の依存度よりつねに低めである。注で示された典拠に細かくあたらないと、著者独自の研究成果と二次文献からの借用との区別がつかないような書き方がなされている。著者独自の成果も少なくないだけに、これは残念なことであつた。

しかし、もともと本書の中心主題は「国制問題」それ自体ではない。思想と制度との緊張という著者の方法は、一見するとシャーマ的な社会的総合にみえるが、じつはそれは一線を画したものである。著者の制度史的分析は、それぞれの国制問題を取り巻く論争の状況における思想家の発言を主たる素材として行われている。著者の方法は思想史の立場からの制度史的視点の応用ともいえるものであり、本書の価値はその思想史的分析に即して評価されるべきであろう。

この点を検討するためには、ハチソン、ヒュームを中心として思想的分析にとくに力点が置かれた第二、四、六章の内容を、すでにみた諸章の思想史的側面に関連させることが必要である。このうち、第六章「ルソーの衝撃と商業文明への懷疑」はリーの研究の紹介に終始しており、周知の「ルソー・スミス問題」につなげたい著者の気持ちはわかるが、かりに割愛されても本書の価値を大きく低めるとは思われない。これに対して、第二章「ハチソンにおける経済、法、政治」、第四章「経済論の展開と近代社会成立史論」には、著者の意味する「文明社会論」の諸相がきわめて雄弁に語られており、その内容がすでにみた諸章の思想史的内容を基礎づけていると思われる。

## 3

著者は「はしがき」において、本書の完成にとって「……ポークックの著作との出会いが決定的に大きい」とする一方、「フオーブズのヒューム研究にインパクトを受けながら」、それは

「それから多くを学び得たということと同じではない」と告白している。欧米の思想史的スコットランド啓蒙研究において、近代自然法学カシヴィック・ヒューマンニズムかの論争が、誤解を恐れずにいえば、フオーブズ派対ポークック派の論争という形態をとっていることは周知の事実であろう。実際には、これら両極の中間ないし折衷的解釈をとる研究が最も多いが、著者は、おそらく日本で初めて、ポーコキアンとしての方法的立場を明確にしている。

第二章において著者は、ハチソンの『道徳哲学体系』（これは著者のいうリーチマンではなく、息子ハチソンの手によって死後出版された）の考察をつうじて、ロック、プーフエンドルフ、ハリントンをハチソン思想の源泉としている。このことじたいは研究史の上で自明のことであり、現代のハチソン研究の課題はこれら三源泉の相互関連の究明にある。また、可能であれば、そのうちより基本的なものとそうでないものとの区別を明らかにすることも求められている。ところが、本書の著者にはそういう問題関心がなぜか希薄である。たとえば著者がロビンズの古典的研究にしたがつて用いる「真正ウィッグ」「急進ウィッグ」「オールド・ウィッグ」などの概念は、ある箇所では抵抗権論との関連でロックをふくむ自然法的伝統に（七六、一〇九頁）、他の箇所ではフレッチャーをふくむ共和主義的伝統に無造作に結びつけられる（八〇頁）。プーフエンドルフとの関連でも、ハチソンがその「自然法と契約理論」を継承したとする一方、ハチソンの「プーフエンドルフ批判はカーマイケルを踏襲した」と主張

される。

この特徴はじつは前にみた部分にもあった。たとえば著者は、「産業活動の発展と徳性とが対立する」というようにフレッチャーは短絡的に考えていない(四九頁)という重要な指摘をしながら、それと「ハリントンの農本社会」(二六六頁)を原点とするシヴィック的枠組みとの関連については沈黙している。ダリンプルについても、「財産から権力を把握するハリントンのパラダイムが、社会発展論の枠組みと組み合わせられて」(二八三頁)四段階理論に結実する文明社会の自然史論が生み出されたとして、二つの異質な体系がいと簡単に「組み合わせられて」しまう(二六六頁の末尾も参照)。これら二つのあいだには明らかに論理的・歴史的な断絶があり、この断絶はプーフエンドルフら自然法学の影響をぬきにして語ることはできない。そうでなければ、ポークック以下のシヴィック派の人々がスコットランド啓蒙における社会科学の発生を説明できずに苦慮している理由がわからなくなる。

このように、ポークキアンとしての著者の立場は必ずしも首尾一貫したものではなく、複数の異なる分析視点が相互の十分な関連づけなしに羅列されるのが著者の議論の特徴である。著者は、こうした分析の多義性を「折衷的思想家であったハチソンは、にもかかわらず時代の課題に正面から格闘した希有な精神であった」(八三頁)として、対象それじたいの多義性から説明したいようである。しかし、第三、四章のヒューム論をみると、この多義性が対象の性格という以上に、著者自身の分析上、

概念上の混乱に由来するのではないかという疑念がわいてくる。

そこにはヒュームが、フオーブズのヒューム、ポークックのヒューム、そして、小林昇・田中敏弘以来の経済学史のヒュームとして、少なくとも「三つの顔をもつ男」として登場する。著者はヒュームにおける経済分析の発生を中下層のインダストリと奢侈の両立による拡大再生産の認識にみとめる一方(小林・田中のヒューム)、貨幣・信用論における「攪乱要素」(連続的影響説のことか)の混入を、「商業の担い手としての中間階級が未成熟」な金融寡頭制社会(ポークック的社会像)としての「時代の過渡性」という「根本的理由」から説明する(二四〇—二四二頁)。読者としては、すでに前者のような社会像を築きえた彼がなぜもう一度、時代の過渡性に負けたのかという疑問をもつ。ハチソン思想の多義性をその「折衷的性格」から説明した著者は、ヒューム思想の多義性を「時代の過渡性」によって説明するのである。

著者は第七章において、ヒュームとスミスの植民地問題に対する態度の相違を、「功利を超えた共感概念と分業Ⅱ生産力への信頼」というヒュームにない確信がスミスを支えていた」という点からいささか唐突に説明し、本書の主題を内田・小林論争以来の日本の経済学史研究の伝統につなげようとしている。しかし、こうした「分業Ⅱ生産力への信頼」にもとづく分析は、著者が基本線とするポークックの方法とどのように整合するだろうか。同様に、「方法論的個人主義者としてホップズの継承者」(二四二頁)であったヒュームの「情念の社会学のルーツはシヴ

イック的伝統のもの」(二四八頁)と断定する根拠は何か。「ヒュームは個人主義者で自由主義者」(二六五頁)というようない九世紀用語を用いたレッテル貼りは、ポーコックその人が批判してきたものではないか。

最大の問題は、著者のフォーブズのヒューム像への批判にある。私は最初、「ブリテンの政体を正当化するためにヒュームの政治的言説はなされたのだという解釈」をフォーブズの懐疑的ウィッグ主義解釈とし、それはヒュームの「より普遍性をもった政治制度の究明」を「現実的な体制選択の段階に押し込めるもの」として、欠陥さえある」(二二二頁)という批判をみて、わが眼を疑った。フォーブズを一度でも精読した者であれば、彼のヒューム像が著者の説明と正反対のものであることを知っているはずである。著者がここで描いているのは、ヒュームが批判、克服の対象とした通俗的ウィッグのイデオロギーであり、著者が尊敬するポーコックもこのようなことは決して書かないであろう。フォーブズから「多くを学び得た」経験がないという著者の言葉はたしかに真実であり、おそらく、著者が自覚する以上に真実なのである。

著者の精力的な研究活動につね日ごろ敬意を抱いている者の一人として、スコットランド啓蒙思想史を主題とする日本初の本格的な研究書が、他の多くの諸側面において高い水準に達しているにもかかわらず、その核心的な部分において、このようなほとんど無邪気ともいえる発言によってその学問的価値を大きく減じることは、まことに残念なことである。

野沢敏治著

岩波書店

A5判 三八六頁 七八〇〇円

## 『社会形成と諸国民の富』

——スミス経済学研究——

鈴木信雄

本書において、著者は、古典の読解という迂回的作業を通じて、現代社会に対する認識を深化させることこそが、古典研究の課題であるとする立場から、『道徳感情論』や『国富論』において展開されているアダム・スミスの社会認識の方法を現代において蘇らせる作業を、これまでの解釈史Ⅱ研究史を踏まえて、しかもスミスの業績の体系的考察を通じて真摯かつ執拗に行っている。著者の研究姿勢は、ともすれば古典研究のための古典研究に墮しがちな研究の現状からして、さらには、久々に登場した体系的なスミス研究であるという点からして、新鮮である。本書は、「経済学の構築にむかつて」と題されている全三章の前編と、「市民社会の経済学的把握」と題されている全五章の後編とに分けられ、それに「スミス研究の課題」と題されている「はじめに」と、「プロローグ」と「エピローグ」が加えられる構成からなっている。

著者が、本書を書くにいたった研究史的背景として、内田義彦氏の影響が色濃く存在していることは、本文からも読み取ることが出来る。かつて、内田義彦氏は、『経済学の生誕』を書

き、日本におけるスミス研究の流れを、価値Ⅱ剰余価値学説史の観点からスミスを研究しようとするものと、イギリス市民社会形成史の一環としてスミスをとりあげようとするものに分け、この二つの流れを発展的に統一しようとした。しかも、その際、内田氏の学説史研究を貫いていた問題意識は、古典経済学の研究を経済学（Ⅱ価値論）ぬきの歴史あるいは思想史研究に解消してしまつてはならないし、また、歴史の科学という観点ぬきの価値論イジリにしてもならないという思いであつた。だが、内田氏自身の試みにおいても、市民社会論と経済学的な理論分析との間の乖離という問題は残つた。

本書において、著者が企てようとしていることは、「はじめに」における叙述からも知られるように、内田氏の学説史研究の方法を継承・発展させることによつて、スミス研究史上の二つの流れを市民社会成立史研究という観点から、再度発展的に統一しようとするものである。しかもその際、著者が自らに課した課題は以下の三点に要約できる。

まず第一の点は、内田氏が指摘した「旧帝国主義」である重商主義に対する批判としてのスミス経済学の理論的特質を、非ヨーロッパ地域も含めた世界的なパースペクティブにおいて、世界的レベルで歴史的に検証することである。この点の検証は、前編の第一章において、アメリカ、インド、アフリカ、アイルランドなどに関するスミスの叙述や、その外の関連する歴史資料の検討を通じて、しかも多くの紙幅を費やして行われている。著者によれば、スミスは「文明のヨーロッパを相対化する

視点」を持つており、こうした脱先進ヨーロッパ中心主義という視点に支えられた「国際関係的・世界編成史的視角」からイギリスを中心とするヨーロッパ重商主義に対する批判を行つたとされる。だから著者によれば、スミスは、「先進資本主義国イギリスの経済膨張と世界支配」を意図した、自由主義的帝国主義者ではないとされる。この点は、恐らく本書において著者が最も強調したいことの一つであろう。また、スミスは「文明のヨーロッパ」を相対化していたとする著者の解釈も、スミスの思想を色濃く特徴づけている相対主義的視点からして充分可能な解釈であると思われる。さらに、「万民主義者スミス」、「自由貿易論者スミス」、「生産力論者スミス」、「自由放任論者スミス」などといった言い古されているスミス像には、恐らく、何程かの根拠と必要性があるのであろうが、著者は、こうしたステロタイプのなスミス像が、魅力的で可能性あるスミス読解を妨げているとして、その偏頗性に対して厳しく批判を加えている。

第二の点は、スミス市民社会論の中に、「市民的人間が社会的・政治的に目覚めるといふ契機」あるいは「経済社会の全面的実現に協力する人為」についての記述を確認し、スミスが「市民社会のうちから市民社会を超える契機を発見していた」ことを明らかにすることである。この点の考察は、前編の第二章と第三章に亘つて行われている。著者によれば、名譽革命体制の危機の中で、「社会的自己意識」を獲得していった諸階級は、「常識」に示されている健全な判断力」を備えた存在であり、そうし

た「健全な判断力」を持った諸階級が、「新しく自己利害の所在を知って自己利害と社会利害との関連を理解するための一助として」、スミスは『国富論』を書いたとされる。また、市民社会のなかから自生する「社会的自己意識」の生成メカニズムは、『道徳感情論』において、「新しい社会的交通原理」たる「共感」原理によって周到に分析されているとする。この「市民社会における社会的個体の生成」というテーマは、著者のスミス研究における永年に亘るテーマであり、評者も、行為の一般的規則が経験的に形成される次第に関するこの部分の分析から多くのことを学んだ。ただ、スミスがヒュームの懷疑主義に対抗する形で自然宗教に帰依し、「社会と歴史の過程に、イエス・キリストの像を見た」とする著者の見解には同意できない。一度、この点を容認してしまえば、本書で披瀝されている著者のスミス研究上の問題意識の大半は無効になってしまうであろう。さらに、著者は、スミスの市民社会は、ホップズ・ロック的な社会契約論が想定しているような「原始的個人の単なる集合」ではなく、「自然的正義感のモラルズで横に結ばれた」それ自身一つの「共同体」であつたことも強調する。スミスを単なる方法論的個人主義者ではないとする点には全く異論はない。

第三の点は、スミスの価値論と価格論との「区別と関連」を理解すると同時に、『国富論』を内在的、体系的に考察することによって、スミス経済学が重商主義者スチュアートの貨幣的経済理論に対する批判の書であつたことを、価値尺度論、分配論、社会的再生産論などを中心論点にして、明らかにすることであ

る。著者は、この点の論証を後編の全章を費やして精力的に行い、同時に、この作業を通じて、意欲的に新たな『国富論』解釈も提起しているが、なお理解の及ばない点もあるので勉強させていた、きたい。

さて、著者は、本書の後編の冒頭部分で、前編を総括する形で、スミスに与えられた歴史的課題を、「ヨーロッパ史の相対化と対等の諸国民史の模索、健全な国民経済とコモンウェルスの再建、市民社会における社会的自由の発見と倫理的自覚」という形で要約しているのであるが、この把握は、著者の幅広い問題意識と学界常識に捉われない柔軟な思考を示すものであり、古典の読解という迂回的作業を通じて現代社会に対する認識を深化させることこそが古典研究の課題であるとする著者の立場の表れでもある。こうした著者の幅広い問題意識と柔軟な思考に対しては最大限の評価を与えるものではあるが、本書だけにおいて、著者の問題意識が、誰にも納得される形で、しかも十全かつ整合的に論理化されているか否かについては、多少の疑念は残る。著者のこれからの研究に期待したい。

以上のように、本書は大変意欲的なスミス研究として高く評価されると同時に、久々の体系的なスミス研究として、学界に大きな貢献をなした。

高橋眞司著

未來社

A 5 判 三四一頁十文獻目錄・索引 X X X vii

五九七四円

## 『ホッブズ哲学と近代日本』

山下重一

本書は、イギリス近代社会思想史を専攻する著者が十数年にわたって著実な研究を続けてきた近代日本におけるホッブズ哲学の受容史を集大成した重厚な作品である。評者が著者の論文に初めて接したのは、本書第二編第三章「拂波士著『主権論』をめぐる」(長崎総合科学大学紀要)第一九卷・一九七八年)であつたが、田中浩「日本におけるホッブズ研究」(河出書房・世界の大思想 13・一九六六年)、水田洋「日本におけるホッブズ」(近代思想の展開)新評論・一九七六年)などの先行研究を踏まえた綿密な論文として教えられることが多かった。本書は、著者が内地留学中に東大社研の「比較政治研究会」(一九八八年九月二七日)で行つた報告「拂波士著『主権論』再考」を第二編第四章に新稿として加え、第一編「トマス・ホッブズの哲学」、第二編第一章「日本におけるホッブズ哲学の導入」、第二章「明治一〇年代におけるホッブズ哲学」、第三編「日本におけるホッブズ研究」と共に編集されている。以下では、本書の要めをなしている明治一六年度省編集局刊行『主権論』に関する著者の多角的な見解を紹介し、いささか私見も示してみたい。

『主権論』は、言うまでもなくホッブズ『リヴァイアサン』

(Thomas Hobbes, *Leviathan*, 1651) の本邦初訳であるが、本書は、全訳ではなく、全四部の原著の第二部一五章のうちから九章を翻訳したものである。しかもこの訳書は訳者不明の上、著者「拂波士」と原著についての解説も抄訳の箇所も一切記されていない。高橋氏は、この訳書に「原著にかわりなく、それ自体一つの完結した著述と見なさるべきことを文部省が意図した上での意識的なカムフラージュが施されていた。」(二九頁)と指摘し、その隠された意図を多角的にさぐる困難な研究に精力的に取り組んだのである。

本書第二編第三章で詳説された底本の推定、原書との対応(一三頁に図示)、訳語と訳文の検討、翻訳の類型、さらに訳語の不統一(Peace)の訳語「治平」「太平」「平和」law of nature の訳語「性法」「自然法」から推定された訳者複数説の指摘は、いずれも周到であるが、明治一〇年代後半の文部行政の著しい変化との関連の中に『主権論』と拂波士著『国家生理学』(明治一五・一七年・原著 C. Franz, *Vorschule zur Physiologie der Staaten*, 1857) の文部省編集局による刊行を位置付けていることが特に注目される。著者は、『国家生理学』が民権・自由を主張する急進諸派に対抗するために刊行されたことを指摘すると共に(一五四頁)、原著『リヴァイアサン』の自然権論を省略し、主権の専制を核心に据えて抄訳した拂波士著『主権論』は、「人権論争とのかわりを慎重に回避し、主権論争にのみ参加させようとする文部省苦心の翻訳であつた。」(一六〇頁)と強調する。すなわち、この訳書は、『リヴァイアサン』第一部「人間論」を切り捨てるこ

とよつて、自然権の貫徹のための主権の絶対性の弁証というホップズ特有の論理構造を失い、「主権の絶対性のみを掲げて、人間の自然権すなわち人権をいわば扼殺することになった。」(一六七頁)と結論されたのである。

一九七八年に書かれた以上の論説の二〇年後、内地留学中に東大図書館所蔵の加藤弘之文書などをつぶさに検討した著者は、東大社研で他流試合ともいふべき詳細な報告を行い、その成果を新稿として書き下して本書に収録した。その第二編第四章は、『主権論』の再考としてさまざまな新説を含み、『主権論』の刊行の経緯について、「可能なかぎり史料に即して、史料のないところは『歴史的理想力』を働かせて肉薄」(一九一頁)した注目すべき論考である。

著者は、一四年政変の影の立役者井上毅が政変後の一月七日に三大臣に進言した機密文書の第五条「独逸学ヲ奨励ス」を「国憲制定のための模範国・準理理論の選択を意味していた」(一九七頁)として重視し、井上が英仏学からドイツ学への転換のために糾合すべき「日耳曼学者」の筆頭に東京大学総理加藤弘之を挙げていたことに注目する(二〇六頁)。著者が次に指摘するのは、加藤弘之の日記によつて裏付けられる文部卿福岡孝弟・文部少輔九鬼隆一と加藤弘之の三者による「文部省トライアングル」(二一〇頁)の形成であり、『国家生理学』と『主権論』との訳出刊行はこの三者の協議に基づくこととされる。著者は、『国家生理学』が加藤の所持していた原本を文部省が借用し、東京大学法学部長穂積陳重に翻訳させたことと結論し(二四二頁)、『主権

論』については、先の訳者複数説を發展させて、訳出と政治的校正との二段階説を提唱して、その政治的校正は加藤弘之によつて行われたと推定する(二四七頁)。

著者は、フランツとホップズの邦訳刊行を藩閥政権が「英仏ノ学」を抑えるための独逸学奨励策に基づくことを強調し(二三八頁)、『主権論』の翻訳とのかかわりで加藤弘之と穂積陳重のホップズ論を詳細に検討した結論として、注目すべき三点を指摘する。それは、(一)『主権論』の原本は、「モールスワース編ホップズ著作集」を所有していた穂積が提供した可能性が最も高いこと、(二)加藤は、『主権論』の「校正」の最終段階で朱筆を揮つたと推定されること、(三)複数の訳者による『主権論』の翻訳初稿は、『リヴァイアサン』第一部「人間について」をも含んでいたが、加藤の「校正」の段階でこれが削除され、第二部のみの公刊が決定されると推測されることである(二八二―二九〇頁)。著者は、(三)については一つの憶測にとどまると註記している。二八一頁(三)の乏しい紙面では紹介し尽せないが、第二編第四章の考証は、可能な限り史料に即し、かつ「歴史的理想力」を駆使した力作であり、その結論が全面的に妥当であるか否かを問わず、前人未踏の分野に鋭いメスを加えて、極めて重要な問題提起をしたことは疑う余地がない。

最後に、評者がかねてから疑問を持ち、本書の綿密な研究をもつてしても十分な解答が与えられなかった一点に言及しておきたい。著者は、ホップズの国家論は人間論の基礎の上に築かれているので、文部省訳がそのすべてを削除することができな

かったのは当然と簡単に言及してあるだけであるが(一六〇頁)、評者がこの点に望蜀の感を免れないのは、『主権論』の第五章「国民ノ自由ヲ論ス」(Lentham, BKII, Ch. 21, Of the Liberty of Subjects)に明治政府ないし文部省の狙いにそぐわない部分がある。著者は、「社会ノ剣力ニ抵抗スルノ自由ハ何人モ之ヲ有セサルナリ」(四二丁裏)という一節に言及しているが、すぐ次の「若シ多数ノ人已ニ不正ヲ以テ主権ニ反抗シ又ハ重罪ヲ犯シ相共ニ必死ニ瀕シタルノ時ニ当リテハ互ニ連合シテ自ラ相保護スルノ自由ハ固ヨリ之アリ他ナシ只自ラ其生命ヲ保護スルハ有罪ト雖モ無罪ト雖モ異ナル所ナケレハナリ」(四二丁裏―四三丁表)との主張が原文に忠実に訳出されていることに注目すべきではなからうか。この一節をホップズが革命権を容認したと読み込むことは疑問であるが、主権者に対する反抗をあくまでも「不正」と言いながら、一旦反抗を始めた当事者が自己保存のために反抗を続ける自由を認め、さらに旧政権が打倒されて新政権が樹立された場合には、「人民ノ主権者ニ尽スノ義務ハ主権者ガ能ク其人民ヲ保護スルノ権力ヲ有スルノ限りニ止リ決シテ其余ニ及バザルコト」(四四頁表)との主張と共に、主権者が人間の自己保存ノ自然権を保護する手段であるというホップズの基本理論の忠実な再現であることは明らかである。このような明治政府の志向性に反する文章が、翻訳或いは「校正」の際に何故カットされなかつたのであろうか。評者の疑問は、多くのことを学

びながら本書を精読した後には依然として残っている。

## 〈資料紹介〉

### 日本大学所蔵のコレクション

#### および稀観書

塚本隆夫

日本大学一四学部の各学部図書館および総合図書館が所蔵しているいわゆる「コレクション」や「稀観書」は、その性格もまちまちであり、多方面にわたっている。そこでここでは、主として社会思想史研究一般にとつて関心のあるものを取り上げ、簡単な解説を付するに止める。配列は、図書館別とする。

#### (1) ヨーロッパ近代刑法史関係コレクション——法学部

##### 図書館

ドイツの「普通刑法学」の創始者B・カルプツォフ (Benedikt Carpov, 1595~1666) の *Practica nova Imperialis Saxonica rerum criminalium* の一六五二年版、*Jurisprudencia forensis Romano Saxonica* の一六七四年版、*Processus juris in foro Saxonic* の一六五七年版などや、またドイツの法学者・歴史家であり自然的国際法を唱えたS・プーフェンドルフ (Sam-

uel Pufendorf, 1632~94) の『自然法と国際法』(*De jure naturae et gentium*, 1672) の初版および仏語、英語版や『自然法に基づく人および市民の義務』(*De officio hominis et civis juxta legem naturalem*) の一六七四年版を含み、一六七八世紀に刊行されたヨーロッパ近世法史関係のおおよそ一、三〇〇冊からなるコレクション。

#### (2) D・ヒューム・コレクション——法学部図書館

David Hume (1711~76) の『人生論』(*A Treatise of Human Nature*, 1739~40)、『道德および政治論』(*Essays, Moral, Political, and Literary*, 1741~48)、『政治論集』(*Political Discourses*, 1752) および『四論集』(*Four Dissertations*, 1757) などを含む。またヒュームの書簡一一通も所蔵されている。

#### (3) グロテウィウス関係コレクション——法学部図書館

「国際法の父」として知られるオランダの法学者 Hugo Grotius (1583~1645) の『戦争と平和の法』(*De Jure belli ac Pacis*, 1625)、『オランダ法序論』、『捕獲法論』(*De Jure Praedae*, 1666) やその各国語版初版をはじめ、伝記、研究書などを含み、二三〇点、五〇〇冊近いコレクションである。またグロテウィウスの自筆書簡も所蔵されている。

#### (4) J・S・エルトンの法史学関係コレクション——法学部

##### 図書館

イギリスの政治家・法律家であり、反動弾圧政策遂行の中心人物である John Scott Eldon (1751~1838) の関係資料を中心とするコレクション。

(5) ジョン・ロー・コレクション——法学部図書館  
イギリスの政治家・経済学者 John Law (1671~1729) の関係コレクション。

(6) サン・シモン・コレクション——法学部図書館

三大ユートピア社会主義者として挙げられるサン・シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon, 1760~1825) の初版原本などの著書三〇点、四七巻本全集の揃いを含む各種全集、選集五五点がある。またサン・シモンとサン・シモン主義に関する研究文献二五九点、さらにサン・シモン自身や彼の弟子たちの直筆草稿や書簡など八二点が所蔵されている。なお本コレクションには一四点のリトグラフも含まれている。

(7) J. S. ミル『代議政治論』草稿——法学部図書館

John Stuart Mill, *Considerations on Representative Government*, 一八六一年のミルの自筆草稿。一帖二二四枚。これは清書原稿ではなく、印刷前に著者自身と夫人のハリエツト・テラー (H. Taylor) によって加除訂正が多数行われたままのものである。またミルの二三通の書簡やミルの父 James Mill (1773~1836) の書簡も所蔵されている。

(8) J. B. セーへ宛てた T. R. マルサスの書簡

——法学部図書館

Jean Baptiste Say (1767~1832) へ宛てた Thomas Robert Malthus (1766~1834) の一八二二年六月四日付の書簡。

(9) 御成敗式目——法学部図書館

一三三二年(貞永元年)に制定された五一箇条からなる鎌倉幕

府の基本法典であり、制定年号から「貞永式目」とも呼称される。制定当時の証本ないし謄本は現存せず、古写本かそれによる古刊本である。「明応八年本」(二四九九年)、「天文一九年本」(一五〇〇年)、「寛永五年本」(一六二八年)、「寛政六年本」(一七九四年)、「文化二年本」(一八〇五年)、「文政八年本」(一八二五年)、「嘉永五年本」(一八五三年)、「柳川屋本」(「蘭山本」などの古写本が所蔵されている)。

(10) アメックス文庫——経済学部図書館

もともとは、イギリスのロスチャイルド系アメックス銀行が収集所蔵していた、一六~一八世紀を中心にしたイギリス重商主義期の貨幣、貿易、法令、植民地、人口、運河、奴隷問題などに関する著作と、その背景をなす資料類のコレクションである。英語文献が四九三点、仏・独・伊語文献が九〇点あり、これらの八割り強が初版本である。さらにこの時期の直筆文書・手紙・記録など三九点が含まれる。またこの他にも経済学部図書館は、アダム・スミス (Adam Smith, 1723~90) の『国富論』(*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776) 初版から一版やその各国語版をはじめとし、マルサスの古典派経済学者たちの文献をも含む稀覯書を所蔵している。経済学部図書館では、重商主義・古典派経済学などの文献資料を順次収集する方針である。

(11) F. ケネー『経済表』(第三版、一七五九)——経済学部

図書館

François Quesnay (1694~1774) の *Tableau Economique* 45

人体の血液の流れに模して経済循環を論じたものであり、経済学文献の正に「稀観書」の名に値する一冊といわれている。この初版は一七五八年二月頃に出版されたといわれる。それから二〜三ヵ月後の一七五九年のはじめにその第二版が刊行されさらに同年やや遅れて第三版が出版されたと推測されている。

この第三版は、一九〇五年にC・シエルによつてその存在が伝えられていたが、その所在は最近まで一般に知られていなかった。しかし第三版の所在が、マルグリテー・クチンスキー夫人の手によつて確認された。さらに現在では、ヴィエリ・ヘツカリ所蔵のものが知られている。

(12) K・マルクス『資本論』(初版)——経済学部図書館

Karl H. Marx (1818~83) の *Das Kapital: Kritik der politischen Ökonomie* の第一巻初版(一八六七)ハンブルク刊をはじめ、『資本論』各国語版が収集されている。『資本論』第三巻(一八九四)には、Friedrich Engels (1820~95) の献呈の書き入れとサインがされている。

(13) 『チューリッヒ聖書』(一五三八)——文理学部図書館

*Bibel Teutsch* (Zurich: Froschouer, 1538) は、それまでのルター訳になかった部分もチューリッヒの牧師たちが原典から訳したものを合わせて完全聖書として出版された。

(14) 『平家物語』(全二二巻二二冊)——文理学部図書館

元禄四年(一六九一)、磯野三郎右衛門版。絵入り、献上本。

(15) 『一人三臣類題和歌集』(六冊)——文理学部図書館

宝永二年(一七〇五)、文仁親王御筆本。

(16) 西洋簿記・会計史コレクション——商学部図書館

世界最古の複式簿記文献であるルカ・パチョーリ (Fra Luca Pacioli, 1450頃~1520頃) の『スムマ——算術・幾何・比および比例全書——』(*Summa de arithmetica, geometria, proportioni e proportionalita*, 1494) や、パチョーリに次ぎ世界で第二番目づかつてドイツでは最初の簿記文献であるH・シュライネル (Heinrich Schreiber) の『新技術書』(*Ayn neu kunstlich Buch welches gerweiss und behand lernet nach der gemainen regel Detre/Welschen practice/regeln falsi un ethliche regeln Cosse mancherlay schone un znuissen notwuring rehung auff kaufmanschaft...*, 1518) が含まれている。ちなみにシュライネルの簿記は、仕訳帳 (Zornal)・商品帳 (Kaps)・債務帳 (Schuldtbuch) の三冊からなる。この他にJ・サヴァリ (Jacques Savary, 1622~1690) の『完全な商人』(*Le parfait negociant*, 1675) や、スコットランドで出版された簿記に関する最初の文献であるR・コリンソン (Robert Colison) の『会計の理想』(*Idea rationaria, or the perfect accountant...*, 1683) や、アメリカ最初の簿記文献であるW・ミンチェル (William Mitchell) の『新簿記体系』(*A New and Complete System of Book-Keeping*, 1796) などのおおよそ三〇〇点からなる。

(17) イギリス農業史コレクション——農獣医学部図書館

一七〇〇〜一八一五年にかけてのイギリス農業史のコレクション。六〇四タイトルの、全七〇〇巻からなる。播種機や畜力用碎土機の発明により西洋農業近代化の緒を作ったJ・タル

(Jethro Tull, 1674~1741) の *The Horse-Hoing Husbandry* (London, 1733) / A・ヤング (Arthur Young, 1741~1820) の *Rural Economy: or, Essays on the Practical Parts of Husbandry* (2nd ed, 1773) / J・マンターン (James Anderson, 1739~1808) の *Essays Relating to Agriculture and Rural Affairs* (1775~77) などが含まれている。

(18) 斎藤文庫——国際関係学部図書館

大昭和製紙株式会社の初代社長・故斎藤知一郎氏の寄付金をもとに購入された、三井家旧家の室町時代の写本や古活字本など一五点一、四八七冊からなるコレクションである。この中には曼殊院旧蔵書『墟囊鈔』(写本、弘治四年(一五五八年)書本)や、徳川家康が銅活字を用いて駿府で出版した駿河版『群書治要』などが含まれている。

(19) バウハウス叢書——芸術学部図書館

第一次大戦後、ワイマールに創設された造形学校 Bauhaus の初代校長 W・グロピウスとモホリ・ナギが編集した芸術教科書 *Bauhausebcher* である。刊行された二六点が所蔵されている。

(20) ワグナー・コレクション——芸術学部図書館

ドイツの歌劇作曲家 W・R・ワグナー (Wilhelm R. Wagner, 1813~1883) の楽劇や歌劇のための戯曲・台本をはじめ、自伝論文、エッセイ、日記、書簡などのコレクション。

(21) アート・ブレットイン——芸術学部図書館

*The Art Bulletin* は一九二三年に College Art Association of America の公式機関誌として創刊されたアメリカを代表す

る美術雑誌。

(22) ガゼット・デ・ボザール——芸術学部図書館

*Gazette des Beaux Arts* は、フランスの美術史家シャル・フラン (Auguste Alexandre Philippe Charles Banc, 1813~82) によって一八五九年に創刊された美術評論誌。

(23) ハーリントン・マガジン——芸術学部図書館

*The Burlington Magazine* は、一九〇三年にロンドンで創刊された美術雑誌であり、美術全般にわたる研究論文、展覧会評、書評などが掲載されている。

(24) ユークリッド「幾何学原論」(ランドールト版、一四八二年)

——理工学部図書館

ユークリッドの主著である『幾何学原論』には、多くの版があるが、これは、それまで写本であったものがヴェニスではじめて活字化されたものである。平面幾何学、比例の理論と応用、数論、無理量論、立体幾何学について体系的にまとめられており、一三巻を一冊として編集されている。

(25) 『匠明』(手写、一八四六年)——理工学部図書館

『匠明』は、建築物の各部の比例をしめす木割書である。原本は、桃山時代に書かれた木割で、柱の太さを基準にして体系化したものである。原本はすでに消滅し、当書は完備した木割書としては日本最古のものといわれている。

(26) ライト・コレクション——工学部図書館

東京の帝国ホテルを建設したアメリカの建築家フランク・L・ライト (Frank Lloyd Wright, 1866~1959) に関する内外の

文献が収集されている。このコレクションには、ライトが来日中に設計した「井上子爵邸の設計図」六枚も含まれている。

(27) 『歳志』(一七五九年)——医学部図書館

宝暦四年(一七五四)閏二月七日、山脇東洋らが官許を得て、京都の西郊で日本で最初の人体解剖を行ったときの記録と随想などをまとめたもの。

(28) 『解体新書』(一七七四年)——医学部図書館

明和八年(一七七一)三月四日に、杉田玄白、前野良沢、中川淳庵らが千住骨ヶ原での解屍を見学し、その際に持参した西洋解剖図譜(ターヘル・アナトミア)が正確なのに驚異し、これを翻訳した。ちなみに原本は、ドイツ人 Johann Adam Kulmus (1678~1745) の『解剖書』(一七三三年、アムステルダムで出版)を、オランダ人 Gerard Dicken が『図譜解説付解剖書』(一七三四年)としてオランダ語訳したものが用いられた。

(29) 『蘭學楷梯』上下二巻(一七八八年)——医学部図書館

大槻玄沢が、天明八年に著した蘭学入門書。蘭学研究の意義、その歴史、蘭語文法の初歩が説かれており、蘭学の指針書として広く普及した。

(30) 富士川文庫——医学部図書館

江戸期に刊行された漢方医学の関係図書。古医書八四三点、掛物一〇四点、医師の肖像画二、〇〇〇点余。

(31) Pierre Fauchard, *Le Chirurgien-Dentiste ou*

*Traite Dents*(Paris, 1729)——歯学部図書館

歯科医学の系統的記述を行い、近代歯科学の父といわれる

P・フォシャルル(1678~1761)の著作の初版である。この他に第二版、第三版、ドイツ語版、英語訳版も所蔵されている。

(32) Guy de Chauliac, *Chirurgia Magna*(Venice, 1498)

——歯学部図書館

本書は、フランスの外科医であるジョーリアク(一三〇〇頃~七〇頃)の外科学書であり、欧州各国において外科学の教科書として長い間使用されていた。

(33) Bartholomaei Eustachii, *Libellus de*

*Dentibus*(Venice, 1563)——歯学部図書館

本書は、イタリアの解剖学者であるエウスタキョ(一五二〇頃~七四)の著した歯牙解剖学書である。九五ページ三〇章にわたり、歯牙に関する解剖、生理、発育などの全般について記述されている。

(34) *The American Journal of Dental Science*(New

York, 1839~1909)——歯学部図書館

本誌は、歯科学雑誌として世界で最初に発行された。一八三九年から一九〇九年にかけて三シリーズが出版されている。

(35) 紅葉文庫——総合図書館

尾崎紅葉および紅葉関係の文献。和書雑誌、その他計二二一点。目録有り。

(36) 黒川文庫——総合図書館

江戸時代に刊行された仏書関係資料を主体とするコレクション。写本刊本約五〇〇点。

(37) 室井文庫——総合図書館

和算および塵劫記関係資料。和書約七一〇点。目録有り。

(38) 佐藤文庫——総合図書館

江戸時代後半から明治中期にわたる庶民文化の關係資料。錦絵芝居番付を含む歌舞伎、遊里關係の資料が含まれる点に特色がある。和書、版画類計一二、〇〇〇点。

(39) 日本關係コレクシオン——総合図書館

日本語以外、特にヨーロッパ語で記述された、日本に關する書籍のコレクシオン。一六世紀から始まった日本とヨーロッパの關係資料をその内容とし、ザビエルらのキリスト教宣教師たちのローマへの布教報告書から、一九世紀の開国直後の日本紹介記事や当時の写真、明治期の日本觀光案内などの資料などが含まれてる。約三、〇〇〇点。

(40) ホーエンローエ・コレクシオン——総合図書館

ドイツ(バイエルン)の政治家であるホーエンローエ(Chogwig, *Furst zu Hohenlohe-Schillingstuf, Prinz von Ratibor und Corvey*, 1819~1901)が収集したもの。ドイツおよびヨーロッパにおける歴史文献。ルターの宗教改革、三〇年戦争、プロセインの王国の勃興等のドイツ諸領国の歴史、オーストリア、ポーランドの歴史に關する資料。三二〇点の図書と約七〇点のパンフレット。

(41) 歯学コレクシオン——総合図書館

一六世紀から現代までの歯学に關するフランス、イタリア、イギリス、ポルトガル等の各国の書籍コレクシオン。一九二冊。

(42) ケルムスコット・プレス・コレクシオン——総合図書館

イギリスの詩人、工芸美術家であるW・モリス(William Morris, 1834~96)がはじめた印刷工房であるケルムスコット・プレス(Kelmscott Press)は、一八九一~九八年まで存続し、その間に五三六八巻の書物を出版した。モリスの芸術活動の一環をなすものであり、紙から活字、製本表装に至るまで特別なものである。近世の私家本製本の歴史に重要な貢献をした。なかでも『黄金伝説』(The Golden Legend)、『トロイ戦史抄』(The Recuyell of the Histories of Troye)、『チョーサー著作集』(The Works of Geoffrey Chaucer)は、その独自の活字で著名である。全五三部。

(43) エルゼビア「世界各国誌」——総合図書館

Elzevirは、一七世紀のオランダの出版業、印刷業者の一族である。ルードビヒ・エルゼビアの時代に公刊された世界各国誌(史)のコレクシオン。英、独、仏をはじめスイス、ベルギー、スコットランド、アイルランドなどの小国や、アフリカ誌、ロシア、ハンガリーなどの東欧諸国、ペルシャ、トルコ、モンゴル、インド、さらに日本国誌が含まれている。本コレクシオンから一七世紀のヨーロッパ人が抱いていた世界像が把握できる。全二四点。

(44) トインビー文書——総合図書館

アーノルド・トインビー(Arnold Joseph Toynbee, 1889~1975)の自筆草稿を含む資料。この主軸をなすものは、『歴史の研究』(A Study of History, 12 vol., 1934~54, 59, 61)に關する資料である。『歴史の研究』の基となったといわれるヤッコベ

(Yatscombe)の山荘で書いた八八ページの原稿、一九二一年にオリエント急行で記した一二ページの出版構想メモ、地図索引の原稿など、『歴史の研究』の構想から完成までのほとんどの文書が含まれている。

なお本件の調査に関し、日本大学経済学部図書館の坂上育子さんをはじめ図書館関係者のご協力を得た。記して感謝の意を表したい。

## 国民国家の分裂と統合

——戦間期ヨーロッパの経緯——

ヨーロッパ現代史研究会編

三八〇〇円

政治学関係分野に限らず、広く経済史、社会思想史の専門家の参加をえて両大戦間期のヨーロッパ各国の国民国家の位相をしかと捉え諸国における分裂と統合を明らかにした出色の新研究書と好評。

## 生命の倫理を考える

——バイオエシックスの思想——

島田樺子著

一七〇〇円

人工受精、脳死、臓器移植、遺伝子組換えといった問題が大きくクローズアップされているなかで生命の科学と技術の発達の現状を取り上げ、そこに提示された倫理的問題点を捉え解明した好著。

## フォートラン コンピュータ入門

——新しい社会科学のために——

荒木伸怡著

一八〇〇円

社会科学分野にも必要不可欠となってきたコンピュータ操作のため、予備知識のない社会科学系の研究者、学生が本書による自習により、すぐに理解できるよう工夫され、やさしく書かれた入門書。

北樹出版

〒153 東京都目黒区中目黒1-2-6 TEL (03) 715-1524

## —— 会員の消息と著書 ——

### (1) 消 息

都築忠七会員の、三〇余年にわたる「一九世紀後半のイギリス社会主義思想および運動の研究」の業績をたたえて、日本学士院から学士院賞がおくられた。一九世紀最後の四半期、「社会主義の復活」の時代に活躍したイギリスの急進主義者や社会主義者たち、なかでもハインドマン、エリノア・マルクス、エドワード・カーペンター、そしてトム・マンの四人についての丹念な資料の発掘に基づく伝記的研究は、イギリスの歴史学研究の伝統の中で高く評価されている。

一九世紀末、イギリス資本主義の停滞と帝国主義的世界への構造転換の中で、時代と社会の矛盾をいち早くとらえたこれらの人たちの思想や運動は、一世紀を経た現代の「転換の時代」状況のなかで、新たな意味を帯びつつある。このたびの都築会員の受賞を祝するとともに、これらの業績に光をあて、研究をさらに展開させることが私たちの課題であらう。

(安川悦子)

### (2) 著 書 (一九九一年)

伊藤成彦 『軍隊のない世界へ——激動する世界と憲法第九条』 社会評論社

伊藤成彦 『ローザ・ルクセンブルクの世界』 社会評論社

黒沢惟昭 『グラムシと現代の日本の教育』 社会評論社

熊谷次郎 『マンチェスター派経済思想史研究』 日本経済評論社

白井 厚 『協同組合論集』 慶応通信

鈴木 正 『思想史のシルエット』 勤草書房

田村秀夫 『ユートピアの展開』 中央大学出版部

中山昭吉 『近代ヨーロッパと東欧——ポーランド啓蒙の国際関係史的研究——ミネルヴァ書房

(お願い) この欄に掲載する著書(編集を含みます)を編集委員会までハガキでおしらせ下さい。おしらせ

を頂いたもののみを掲載しています。

編集委員会

## 公算論文執筆・送付要領

- 一、論文提出の資格は、社会思想史学会会員に限る。
- 二、締切日は二月一五日。送付先は社会思想史学会事務局。
- 三、枚数は、二百字×八〇枚以内。タテ書き。ワープロにても可。その場合もかならず、たて書にして行間を広くとり、できれば24行×28字が望ましい。
- 四、欧文タイトルを必ず書きそえること。
- 五、注は各節ごとに、注(1) (2) (3)……と入れる。注も一マス一字とする。
- 六、引用・参考文献の示し方。

## ①洋書・単行本の場合

著者名、書名(下線を引く)、出版地もしくは出版社、刊行年、版数(版数(必要に応じて)、ページ数の順。訳書は( )内に訳者名、訳名「」に入れる)、出版社、刊行年、版数(必要に応じて)、ページ数を入れる。

(例)K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, 1953, S. 75-6. (高木監訳『経済学批判要綱』(一)大月書店 一九五八年 七九ページ)。

(書名リイタリック体に下線を引く)

## ②洋雑誌論文の場合

筆者名、論文名、雑誌名(下線を引く)、巻数、刊行年月、ページ数の順。

(例)F. Tökei, Lukács and Hungarian Culture, in *The New Hungarian Quarterly*, Vol. 13, No.47, Autumn 1972, p. 108.

## ③和書・単行本の場合

(例)丸山真男『現代政治の思想と行動』第二版、未来社、一九六四年、一四〇―一ページ。

## ④和書雑誌論文の場合

洋雑誌に準ずる。論文名は「」に入れる。

(例)坂本慶二『ブルードンの地域主義思想』『現代思想』五巻八号、一九七七年、九八ページ以下。

七、論文末尾に連絡先住所、電話番号、ローマ字表記の氏名を必ず明記すること。

八、論文の採否は編集委員会が委嘱する審査員の所見に基づき、編集委員会において決定する。

九、論文は三部提出すること。論文は返却しない。

## 編集後記

今年には役員選挙があり、役員入替え、事務局変更がありましたので、ご注意ください。この学会報も以後三年間、阪上孝、(主任)清水多吉、水田珠枝の三名で編集にあたることになりました。

そこで新編集委員会から会員諸氏に二、三お願いがあります。

まず第一は、公募論文が二月一五日になっているので、ご注意くださいいただきたいことです。

第二は、会員諸氏の中で著作を出版された方は、葉書で、著者名、出版社、定価などを事務局までご一報いただければ幸いです。

第三は、会員諸氏が海外学界などにご出張の際には、学界動向、研究展望などの原稿をお寄せいただければ幸いです。

最後にお寄せいただいたいく原稿についてのお願いです。

①ご執筆はワープロでも結構ですが、その際、縦書きの原則を守って下さい。横書きですと、縦書きに組直して印刷しなければならず、間違いの可能性が高まります。特に数字については、原則として漢数字でお書き下さい。

②ワープロの場合、B5半用紙にて縦書きで、行間を広めにとってお書きください。

③その他、「公募論文の執筆要領」(本誌一九二頁)をご参照の上ご執筆下さいますようお願いいたします。

(清水多吉 記)

## 社会思想史研究 No.16

1992年8月30日 発行

編集 社会思想史学会

代表幹事 伊藤成彦

(事務局) 〒192-03 八王子市東中野742-1 中央大学商学部  
伊藤成彦研究室 Fax: 0426-74-3651

発行者 登坂 治彦

発行所 有限会社 北樹出版

東京都目黒区中目黒1-2-6 〒153 電話 (03) 3715-1525 (代表)

振替 東京 4-78237

印刷 中央印刷・製本 栄久堂

ISBN4-89384-270-6



株式会社 **ミネルヴァ書房**

〒607 京都市山科区日ノ岡 西(075)581-5191  
電話注文=代金(定額+送料310円)と引換え  
にて1日-2日で宅配 西(075)581-0296へ

勝田吉太郎著作集 全8巻

# 革命の神話

第1回配本  
第5巻

マルクス主義の革命理論がロシアの土壌で変容される過程を克明に跡づけ、ロシアの政治文化の特質を浮き彫りにする。その分析はロシア革命からソヴィエト体制へと及び、さらにはソ連邦崩壊のシナリオを正確に予言。「ルス法典研究」も収録。解説 廣岡正久・A5判函入・52頁・六五〇〇円

# ポスト・モダンの文化

ペーター・コスロフスキー著・技術発展の社会と文化のゆくえ 本書は近代化が「信仰に対する無関心」を惹起し方向感を喪失させたことと警告。その脱出口として「ポスト・モダン」を宗教性の中に求める。高坂史朗他訳・二八〇〇円

# 現代アメリカ知識人と

# 中国

— 知と情念のフロンティア

井尻秀憲著 戦後アメリカの国内状況と知識人の自己像を「中国」という鏡に映し出す。三〇〇〇円

A・J・P・テイラー／井口省吾訳

# 近代ドイツが辿った道

— ルターからヒトラーまで —

定価 3605 円

R・カンティロン／津田内匠訳

# 商業試論

定価 3605 円

小柳公代著

# パスカル直観から断定まで

— 物理論文完成への道程 —

定価 9785 円

H・ブレスナー／土屋洋二訳

# 遅れてきた国民

— ドイツ・ナチズムの精神史 —

定価 2884 円

F・K・リッガー／西村稔訳

# 読書人の没落

— 世紀末から第三帝国までのドイツ知識人 —

定価 5150 円

田中秀夫著

# フロイトの啓蒙思想史研究

— 文明社会と国制 —

定価 5150 円

我国でも著名なイギリスの歴史家が、ヒトラーの敗北に至るドイツ近代史の軌道を告発し統一ドイツの孕む問題性を鋭く予見した政治史の傑作。

後にケネー、スチュアー、スマイス等に絶大な影響を与えた政治経済学揺籃期の代表的古典。フランス型経済思想の原型を明らかにする。

パスカルが従来行ったとされる実験の多くが「思考実験」に過ぎなかったことを立証。実験科学者としてのパスカルという通説を覆す画期的研究。

哲学的人間学の定礎者ブレスナーが、遅れて近代と出合ったドイツ精神のジレンマとナチズムへの頹落を思想史の深みから究明する予見と内省の書。

機械と大衆の登場による文化的危機を経てナチズムにからめとられていくドイツ読書人層の知的伝統の盲点を鋭く衝くインテリゲンチヤール・ヒストリー。スマイス、ヒュームを中心にしたスピンケイムズ、フアーカスン等周辺人物をも視野に入れて、近代を切り拓いたもう一つの啓蒙運動を内在的に考察。

名古屋大学出版会

〒464-01 名古屋市中区千種区不老町名古屋大学構内  
電話 052(781)5027 振替 名古屋2-11638

# 御茶の水書房

東京都文京区本郷5-30-20 ☎03(5684)0751

——今、日本と世界を考える注目・話題の書——

**ローザ・ルクセンブルク** —その思想と生涯  
P.ラレービヒ／伊藤成彦訳  
比類なき女性革命家のすべてを描く声価の高い評伝  
4120円

**イギリス革命における  
ミルトンとバニヤン**  
永岡薫・今岡隆夫編  
人間主体の市民化と近代市民社会の形成過程を考察  
3700円

**アプレフォーディスムの  
時代とグラムシ**  
いいだもも著  
世紀末のグラムシとエコーミーとはなにか！  
ONDOBE

**アフター・フォーディズム  
と日本**  
いいだもも・山田敏夫編  
現代世界の黎明を志向するフォーディズム90年代の共同作業  
2000円

**グラムシと現代**  
グラムシ研究国際シンポジウム報告  
伊藤成彦／片桐暁・泉沢惟昭・西村博夫編  
社会の矛盾と閉塞を切り開き、新しい生き方を構想  
2000円

**現代日本論を  
解体する** —多元論的  
経済学のすすめ  
坂内仁著  
既成のマルクス主義の常識に対する徹底した懐疑  
2470円

**資本主義世界の経済政策思想**  
A5・二五六頁  
定価二七〇〇円

小林 昇編  
西欧諸国とアメリカとを広く対象とし、資本主義世界における経済政策思想を、近代史の流れに沿って採り上げ、ト・ステュアート、スミスなどを通して捉え返す。

**現代市民社会の旋回**  
A5・三三六頁  
定価三六〇〇円

平田清明編  
今日の高度資本主義社会において質的・構造的変容を遂げる市民社会を新視角から捉え直し、その多様な局面を八木紀一郎 解明。レギュレーション理論なども取り入れた共同研究。

**市場と貨幣の経済思想**  
A5・二七二頁  
定価二八〇〇円

大森郁夫編  
ロックやミルなどの一七世紀末から一九世紀中葉までの経済学を「市場」と「貨幣」という側面から追究直し、その射程の内にある多面的な発展の可能性を問う。

**穀物法論争**  
A5・三二八頁  
定価三四〇〇円

服部正治著  
一九世紀前半のギヤク穀物法に関わる論争をリカードの著作を通じて検討。穀物の自由貿易が国内農業をむしろ活性化させたことを論証し、その現代的意義を問う。

**情報化社会の政治経済学**  
A5・二五四頁  
定価二〇〇〇円

池上 淳著  
政治と経済を「情報化」という視点から見直すことにより、今日の、またこれからの情報化社会を一人間の学習能力の発達一との関連を中心として論究。

**価値論のポテンシヤル**  
A5・二九〇頁  
定価三〇〇〇円

梅沢直樹著  
マルクスの価値論を相対化するにとりその真の意義や面白味を明らかにし、その射程が今日の課題にも及ぶことを論証。マルクスの価値論の潜在的可能性を問う。

**物象化世界のオルタナティブ**  
A5・二六八頁  
定価二六〇〇円

斉藤日出治著  
現代資本主義と言語・情報・記号、レギュレーション学派などフランス最新の経済学研究成果を駆使して現代資本主義の物象化現象を批判的に読み解いた意欲的研究。

## 昭和堂

〒602 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町79 奥田ビル  
TEL.075-431-2213 (代) FAX 075-431-2214 振替 京都6-9347

好評発売中！

# 国際ホブズ学会 会報

## International Hobbes Association Newsletter (New Series)

Editors: M.A. Bertman & Timothy Fuller.

Nos. 1-11. Colorado Springs, June 1985-June 1990.

Paperbound ¥22,000

Hobbes Congress Newsletter をひきつづぐもので、1983年アメリカ哲学会の大会につづいて催された国際ホブズ学会 (IHA) 会場で本会報の発行が決議された。ホブズにかかわる情報交換を目的としており、文献紹介、研究会案内、会議報告・討論の概要、書評、研究ノート、資料紹介が掲載されている、ホブズ研究の中心的役割を担うものとして位置づけられる貴重な文献である。今回 IHA の好意により今日までの完全揃いセットにまとめた。

### 極東書店

東京都千代田区神田神保町2-12 安室ビル	☎03(3265)7531	FAX(3265)4656	●101-91
大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル407号	☎06(362)5515	FAX(362)8882	●530
京都市中京区龍馬町通丸太町下る 井口ビル	☎075(231)2093	FAX(231)3859	●604
福岡市中央区西中洲12番13号 樋口ビル	☎092(751)6956	FAX(741)0821	●810

### ポスト・マルクスの

### 所有理論

現代資本主義と法の  
インターフェイス

### 青木孝平

3 2 9 6 円

世紀末の現代から次の世紀へと生かすマルクスの有効性と限界を明確にし、「資本主義ならざる資本主義」といわれる今日の資本主義に対応した所有論の確立をめざす。

### 国家と民主主義

ポスト・マルクスの政治理論

### 大藪龍介

3 0 9 0 円

パリ・コミューン、ロシア革命の歴史的再考による国家論の新たな構築。レーニンのプロレタリア独裁論と民主主義論へのラジカルな批判から新たな理論領域をひらく。

### 火山灰地

久保栄著／解説 井上理恵

3 0 9 0 円

### 久保栄の世界

井上理恵  
「火山灰地」を中心とした本格的久保栄研究。

4 1 2 0 円

### ローザ・ルクセンブルクの

世界 伊藤成彦

3 7 7 0 円

### 軍隊のない世界へ

伊藤成彦

2 0 6 0 円

### アポリアとしての民族問題

加藤一夫

2 7 5 0 円

### 社会評論社

〒113 東京都文京区本郷2-3-10 お茶の水ビル \*表示価格は税込み。  
☎03-3814-3861 FAX03-3818-2808 振替・東京7-89969

安田常雄／天野正子編

# 思想の科学・芽

ルーツをたどれば、武田清子、武谷三男、都留重人、鶴見和子、鶴見俊輔、丸山真男、渡辺慧の七人が創立同人。——本誌は、フレッシュな視角と方法をもって第二次大戦後の思想・文化状況ときり結び、先駆的な役割をはたす。一九四六―五四年刊行の全三二冊を完全復刻。

▼すいせんします(五十音順)

井上章一、祖父江昭二、中沢新一、森毅、森崎和江

全5巻別巻1 定価72,100円

## 戦後「啓蒙」思想の遺したもの

復刻研究会による解説、創立同人へのインタビューのほか、解題、総目次等。復刻版別巻A5並製240P 分売定価3,000円

芝田進午／鈴木正／祖父江昭二編

## 唯物論全書

全30巻プラス別巻1  
揃定価142,655円

一九三〇年代後期、百科全書の構想のもとに戸坂潤らが編集したモニュメンタルな叢書(復刻版)

## 「唯物論全書」と現代

復刻版『唯物論全書』別巻 定価3,605円

久山社

〒113 東京都文京区本郷1丁目5-7  
☎(03)3812-0253 振替東京4-49274

内容見本呈  
定価は税込

# 社会思想史への招待

水田 洋・安川悦子・安藤隆穂編

近代思想の積極的評価、思想史を輪ぎりにした国際比較、社会主義思想のナショナルな文脈での再評価、近代思想史から現代への照射に焦点をあて、近、現代の社会思想史への広い展望を与える。

A5 上製 定価二五〇〇円

城塚 登編著 二〇〇〇円

社会思想史の展開

妹尾剛光著 二五七五円

コミュニケーション主体の思想構造

田中正司編著 四六三五円

スコットランド啓蒙思想研究

板橋重夫著 三六〇五円

イギリス道徳感覚学派・成立史序説

松山寿一著 四二〇〇円

ドイツ自然哲学と近代科学

船澤 衛編著 二四〇〇円

現代社会論の展開

武田清子他著 一四〇〇円

近代日本とイギリス思想

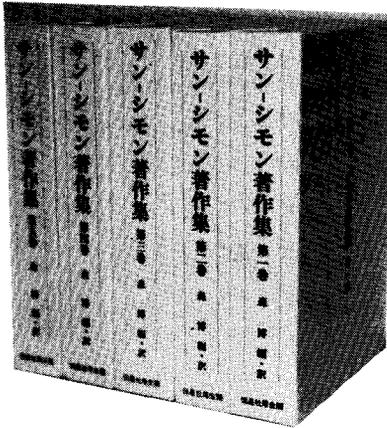
北樹出版

〒153 東京都目黒区中目黒1-2-6 TEL (03) 3715-1524

# 森博編訳——全五巻 サン・シモン著作集

A5判上製貼函入・平均五〇〇頁。  
各巻に口絵写真四葉を収め、編訳者の  
厳密な異文照合によるテキスト創  
造の典拠の明示、解説論文「サン・シ  
モンの生涯と著作」を分載する。

表示定価は税別です。



在庫僅少・重版予定なし

全五巻の収録内容及び定価

——各巻自由分売

第一巻——定価／二二、〇〇〇円

自伝断片、共和主義トランプについて  
の手紙と趣意書、リセの協会に、同時代  
人に宛てたジュネーブ一住人の手紙、ヨ  
ーロッパ人への手紙、社会組織について  
の試論、十九世紀の科学的研究序説、新  
百科全書素描、百科全書についての覚書、  
新百科全書、新百科全書の企画、サン・  
シモンとレーデルンとの往復書簡、レー  
デルンへの手紙、哲学的・愛情的書簡、  
サン・シモンのレーデルンへの手紙、レ  
ーデルン氏との紛争についてのサン・シ  
モン氏の序説的覚書、付録サン・シモン  
文献目録・研究書誌(編訳者)。

第二巻——定価／八、五〇〇円

人間科学に関する覚書、ヨーロッパ社  
会の再組織について、反対党の結成につ  
いて、国有地所有者協会の企画、ナポレオ  
ン・ボナパルトによるフランス国土侵犯  
についてのサン・シモン伯爵の所信表明  
公法の組織化について、初等教育協会の  
総会に提出されたド・サン・シモン氏の  
若干の意見、「産業」の趣意書(一)「産業」  
第二巻。

第三巻——定価／一〇、〇〇〇円

「産業」第三巻の趣意書、「産業」の著者  
の回状、「産業」第三巻、第四巻、「フラン  
ス一般新聞」の編集者への手紙、産業の  
政治的利益、コミュニヌ、政治家、財政法  
に一条項の追加を要求するための請願に  
関する考察、下院への請願書、「組織者」  
の趣意書、「組織者」第一分冊、第二分冊、  
陪審員諸氏へのサン・シモンの手紙。

第四巻——定価／一〇、〇〇〇円

選挙法について、「産業体制論」第一部、  
第二部、第三部、産業者の歌の曲、プロ  
レタリアの階級、ブルボン家とスチュア  
ート家、統ブルボン家とスチュアート家、  
社会契約論。

第五巻——定価／九、五〇〇円

「産業者の教理問答」第一分冊、第二分  
冊、第三分冊、第四分冊、文学的・哲学  
的・産業的意見、新キリスト教、付録(一)  
アメリカ独立戦争に従軍中のサン・シモ  
ンの父宛への手紙、(二)リュクサンブール  
獄から保安委員会に宛てたサン・シモン  
の釈明書、(三)「趣意書」草稿、(四)公益のた  
めにつくそうとする熱意あるイギリス人  
とフランス人に、(五)アメリカ合衆国につ  
いての注記、(六)社会制度の改善に応用さ  
れた生理学について(バイイ)。

ANNALS OF THE SOCIETY  
FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT

NO. 16 1992

---

CONTENTS

---

Papers delivered at the Sixteenth Annual Meeting at Hukushima University,  
Hukushima, October 6, 1991

*Symposium*

On the Social Democratic thoughts

·····*H. SUMIZAWA, N. NAGAOKA, K. WAKAMORI, T. NAKO*····· 5

*Independent Papers*

Otto Bauer and Austro-Marxism·····*Isamu KAMIJO*····· 74

Österreichische Werttheorie in der Ietzten Jahrhundertwende

·····*Kiyotaka NAOE*····· 79

Lorenz Steins Sozialismusverständnis·····*Takayuki SHIBATA*····· 84

Über die normative Grundlegung der kritischen

Gesellschaftstheorie—Habermas und Marcuse—·····*Shinji TATUMI*····· 90

*Informal Session*····· 98

Articles

The Historical Meaning of “KINÔ-NÔHONSHUGI”—the thought of  
men who went back to the land and pursued the value of agriculture—

·····*Masaya IWASAKI*····· 103

Lyotard et Habermas—Deux perspectives pour la critique

de la raison moderne·····*Tadashi HAMADA*····· 115

Wollen und Sollen bei Kant—in ein Reich der Zwecke hinein

und daraus·····*Kazushi FUJIMOTO*····· 126

Surveys·····*T. MATSUOKA, S. TAKAHASHI, S. ISHIZUKA, K. YAJI*····· 138

Book Reviews·····*K. UEMURA, T. OKUGI, I. KAMIJÔ, T. SAKAMOTO,*

*N. SUZUKI, S. TAKAHASHI*····· 166

Bibliographical Information·····*T. TSUKAMOTO*····· 186

---

Edited by

The Society for the History of Social Thought

ISBN4-89384-272-2 C3010 P2570E 定價2570円(本体2495円)